

平成 9 年度
復興施策検討調査
報告書

平成 10 年 3 月

国土庁 防災局

はじめに

近年の大規模な災害及び阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、平成7年7月に改訂された防災基本計画では「災害復興マニュアル」の整備に関する研究等の項目が新たに盛り込まれた。

これに基づき、国土庁防災局では、平成7年度から「復興施策検討調査」を開始し、平成7年度においてはマニュアル整備のための基礎調査、さらに平成8年度においては都市型大規模地震災害からの復興を目的とした復興対策マニュアルに関する検討を行ったところである。

平成9年度では、それらに引き続き、大規模火山災害からの復興を図ることを目的とした復興対策マニュアルの検討を行った。本報告書は、(株)防災都市計画研究所への委託により「平成9年度 復興施策検討調査」の成果を取りまとめたものである。

本報告書では、火山災害の特徴を整理することにより、火山災害復興に関する基本的な考え方を示している。また、復興施策を進めるために適用が想定される法制度等に基づく事業手法や各施策における推進上の留意点、さらに近年の火山災害復興の事例等の整理により、火山災害で被災した地方公共団体が復興対策を進めるための指針となるマニュアルとして活用が図れるように配慮している。

なお、調査の実施に当たっては、火山災害復興を経験した都道府県・市町村職員及び有識者の方々の協力を頂いたことに感謝する次第である。

平成10年3月
国土庁防災局 復興対策課長

平成9年度 復興施策検討調査 報告書

目 次

はじめに

第1編 火山災害復興マニュアル作成に向けた事前検討

第1章 調査概要	1
第1節 調査目的	1
第2節 マニュアル化に向けた調査の基本方針	1
第3節 調査の進め方	2
第2章 火山災害の特徴と復興の基本的考え方に関する整理	4
第1節 火山災害の特徴	4
第2節 火山災害復興の基本的考え方	9
第3章 マニュアルの枠組みの設定	11
第1節 マニュアル活用のための前提条件	11
第2節 マニュアルの範囲及び対象者	11
第3節 マニュアルの構成	12
第4節 マニュアルの記述と活用	13

第2編 火山災害復興対策マニュアル

第1章 火山災害の復興対策フロー	19
第1節 火山災害復興の進め方の特徴	20
第2節 復興対策の項目と実施時期	21
第3節 復興対策全体フロー	22
第2章 復興対策に係る基本条件の整備	26
第1節 復興体制の整備	27
1. 目的	27
2. 整備すべき体制内容	27
3. 体制整備の進め方	38
第2節 被害状況等の把握	34
1. 目的	34
2. 調査項目	34

3. 生活再建に関する調査等	35
4. 復興防災まちづくりに関する調査等	39
5. 地域経済再建に関する調査等	40
6. 事前対策	40
第3節 避難指示発令、警戒区域設定	41
1. 目的	41
2. 制度内容	41
3. 避難指示発令、警戒区域設定方法	41
4. 過去の事例	42
5. 事前対策	42
第4節 復興計画の策定	44
1. 目的	44
2. 復興計画の内容	44
3. 復興計画の策定方法	45
4. 過去の事例	48
5. 事前対策	49
第5節 復興財源の確保	50
1. 目的	50
2. 財源確保の方法	50
3. 過去の事例	50
4. 事前対策	52
第3章 復興主要施策	53
第1節 生活再建対策	55
1. 目的	55
2. 必用施策項目	55
3. 生活再建施策の進め方	57
4. 生活再建施策の体系	59
施策1 被災者の生活の安定を図る	60
(1)災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	60
(2)生活再建用資金貸付等	61
(3)義援金配分	63
(4)その他経済的支援	65
(5)災害弱者への支援	67
(6)健康管理・精神的ケア	69
施策2 被災者の住宅確保を図る	70
(1)応急的住宅支援	70
(2)公的住宅等の供給	72
(3)住宅再建資金等への支援	75
(4)被災マンション等の再建	77
施策3 被災者の雇用の確保を図る	79

(1)雇用の維持	79
(2)離職者等への経済的支援	80
(3)再就職支援	81
第2節 復興防災まちづくり	83
1. 目的	83
2. 必用施策項目	83
3. 復興防災まちづくりの進め方	85
4. 復興施策の体系	88
施策1 堆積物等の除去	89
施策2 災害に強い公共施設整備	91
(1)災害に強い公共建物の整備	91
(2)災害に強い幹線道路、鉄道等の整備	93
(3)災害に強いライフラインの整備	95
施策3 安全な市街地の整備	97
(1)災害危険区域の設定	97
(2)住宅移転による新市街地の整備	98
(3)市街地の再整備	101
施策4 防災施設整備による被害の軽減	104
(1)治山・砂防施設整備	104
(2)治水施設整備	108
施策5 避難体制の整備	110
(1)避難計画等の策定	110
(2)避難施設等の整備	112
施策6 防災活動体制の強化	114
(1)監視体制・情報伝達体制の整備	114
(2)自主防災組織の育成・強化	116
第3節 地域経済再建施策	117
1. 目的	117
2. 必用施策項目	117
3. 地域経済再建施策の進め方	119
4. 地域経済再建施策の体系	121
施策1 被災中小企業への経済的自立支援	122
(1)再建資金の貸付等	122
(2)中小企業等への高度化支援	125
(3)商業活動の活性化	126
施策2 成長産業のための基盤整備	128
(1)埋立造成地の整備・有効利用	128
(2)企業誘致支援	130
施策3 被災農林水産業への再建支援	131
(1)農林水産業再建のための金融支援等	131
(2)被災農林水産業基盤等の再建	135

(3)農林水産業への防災対策-----	139
施策4 火山資源活用による観光開発等-----	141
(1)火山観光施設等の整備-----	141
(2)観光客誘致・P R活動-----	143
(3)火山噴出物の活用-----	145

資料編

資料1 活火山周辺の地方公共団体における 経済特性に関するヒアリング結果概要-----	資料-1
資料2 火山災害復興に関するヒアリング結果概要-----	資料-3
資料3 参考文献-----	資料-11

第1編 火山災害復興対策マニュアル

作成に向けた事前検討

第1章 調査概要

第1節 調査目的

我が国は環太平洋造山帯に位置する世界有数の火山国である。それらの火山は、普段、観光資源としての雄大な火山景観や温泉を生み出している等、周辺地域に多くの恩恵を与えていている。しかし、一たび火山活動が活発化すると、火碎流や溶岩流、噴石・降灰の発生等により、人命や家屋等への被害や社会・経済活動の障害となり、ときには大災害を発生させる。

火山災害に関する近年の例では、有珠山噴火災害（昭和52年）、三宅島噴火災害（昭和58年）、伊豆大島噴火災害（昭和61年）、雲仙岳噴火災害（平成3年）があげられるが、特に火山活動が長期化した雲仙岳噴火災害では、多数の被災者が長期にわたり避難生活を余儀なくされ、火山災害からの復興の困難さを改めて再認識させられることとなった。

また、国民の生活水準が向上している一方で、経済・社会状況がより高度化・複雑化している現在においては、災害発生直後から被災地域の再建・復興を重視した防災対策を推進するとともに、災害からの迅速かつ的確な復興を図ることが時代の要請となってきた。

したがって、本調査では、我が国が多数の活火山を有し、今後も噴火災害の発生が予想されること、また、火山災害には特性があり、かつ経済・社会状況に合致した対策が必要であること等を踏まえて、大規模火山災害により被災した地方公共団体が、復興計画の策定等の復興対策を進める上で指針となる「火山災害復興対策マニュアル」をとりまとめることとした。

なお、本調査は、被災類型ごとに復興対策マニュアルを整備するため開始した平成7年度の復興対策マニュアル整備のための基礎調査、及びそれに続く平成8年の都市型大規模地震災害からの復興対策マニュアルの調査に続くものである。

第2節 マニュアル化に向けた調査の基本方針

本調査においては、以下の4点を調査の基本的な方針とした。

①大規模火山災害の特徴を捉える

大規模火山災害に充分対応した復興方策を検討するために、大規模火山災害に見られる以下の特徴を明確にする。

- a. 加害因子の多様性
- b. 加害因子発生の非一過性（土石流、火碎流、降灰等の反復と被害の長期化）
- c. 火山活動の突発性
- d. 災害の誘発性（降雨時の土石流・泥流等、被害の断続的発生）
- e. 災害の広域性・拡大性（噴火現象にともなう噴石、降灰、土石流等の発生）
- f. 地形、土壤の改変性（溶岩流、土石流等による表土、勾配、流路の変化）

②復興対策に焦点を合わせる

本調査は「復興対策マニュアル」の作成を目的としたものであり、復興対策に焦点

を合わせている。同時に、復興対策に深く関連する応急対策等についても触れている。また、復興対策を円滑に進めるために事前に措置しておくことが必要と考えられる事項は復興対策の一環と位置づけ、その内容を整理している。

③復興対策の基本3分野についてマニュアル化する

調査においては、復興対策フロー及び復興体制の整備などの復興施策を進めるにあたっての基本条件の整備について整理すると共に、復興主要施策として、以下の3分野について、個別施策の「考え方」「内容」「方法」等の整理を行っている。

- a・生活再建（生活資金支援、住宅確保、雇用の場の創出等）
- b・復興防災まちづくり（公共施設整備、面的整備、防災施設整備等）
- c・地域経済再建（被災施設再建、地場産業再建、観光開発等）

④マニュアルは、what、when、who、how、を明確にする

被災した地方公共団体が、実践的に活用できるマニュアルとするために、具体的な復興対策項目については可能な限り、“what・when・who・how”を明確に整理する。ただし、“how”については、地域特性、被害状況に大きく影響されることから、メニューによる選択形式でいくつかの選択肢をもたせるものとする。

第3節 調査の進め方

本調査では、火山災害復興の共通目標としての「復興理念」を設定すること、マニュアルの内容をより実践的・具体的にするため噴火災害被災地の経験を重視すること、そして理解しやすいマニュアルとするために、復興の全体像や基本事項の整理と共に、主な施策については共通の様式化による整理を心がけた。

従って、調査の全体的な進め方としても①火山災害復興マニュアル作成に向けた事前検討、②事例分析と被災現地調査、③復興対策マニュアルの作成という手順で行ったが、この概要は以下の通りである。

①火山災害復興マニュアル作成に向けた事前検討

災害からの立ち直りが単なる原状復旧だけではなく、新たな又次世代に向けての復興対策としていくためには、目指すべき目標が不可欠である。そこで、復興目標を「復興理念」と位置づけて、火山災害における被害特性及び火山地域の特徴を明らかにし、これを踏まえて火山災害からの復興の基本理念とその方向性を検討・整理した（第1編 第2章）。さらに、マニュアル作成にあたり、その枠組みを設定した（第1編 第3章）。

②事例分析と被災現地調査

被災した地方公共団体等にとって有用なマニュアルは、体系的であると同時に実態に即した内容の手引きである。このため、既往災害報告書や現行制度に関する分析と検討を行って復興事例における特徴や適用事業制度等の整理をすると共に、被災経験

のある現地（地方公共団体）や復旧・復興に係わった有識者への聞き取り調査を重ねて、復興対策に関する課題や留意点を抽出した。

被災現地調査としては、北海道虻田町（有珠山噴火災害（昭和52年））、東京都三宅村（三宅島噴火災害（昭和58年））、長崎県並び島原市（雲仙岳噴火災害（平成3年））を対象に、当時復興対策に係わった多くの関係者から被災当時の貴重な経験をヒアリングし、その内容をマニュアルに反映することが出来た。

③復興対策マニュアルの作成

マニュアルの整理に関しては、体系的かつ実態に即していると共に、使い易さが重要である。このような観点から、復興の全体像が時系列で把握できること、具体的な対応事項や施策の内容と実施の手順および留意事項等が解ること、そして復興対策に伴う関連事項や事前対策についても整理されることが望ましい。このため復興対策マニュアルの作成に当たっては、対策の全体フロー（実施手順）の検討、対策の基本条件の検討および復興に直接関わる施策の検討を行って整理し、順次とりまとめを行った（第2編 火山災害復興対策マニュアル）。

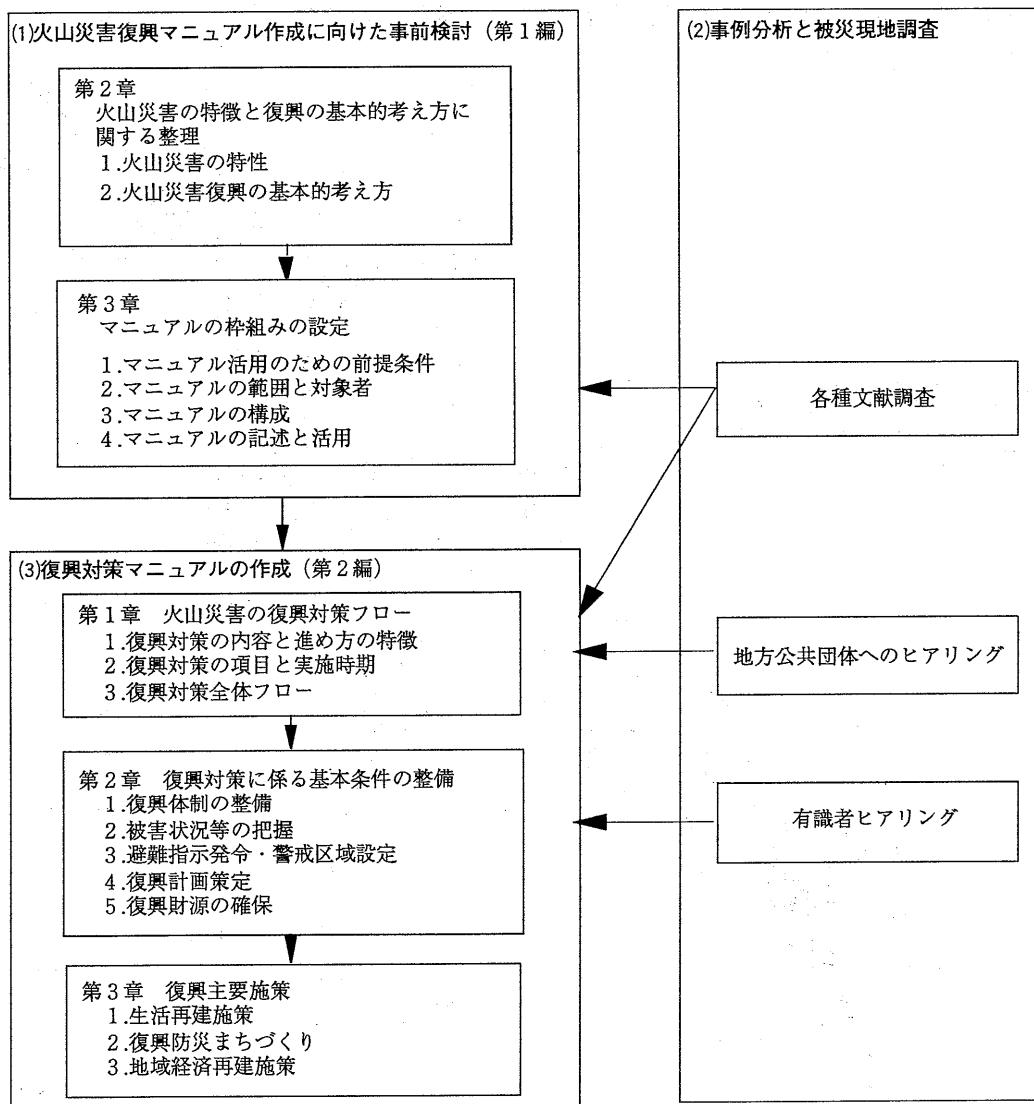


図1.1 調査の進め方

第2章 火山災害の特徴と 復興の基本的考え方に関する整理

第1節 火山災害の特徴

1. 火山の分布状況

我が国は環太平洋造山帯の一つに位置していること等の理由から、多くの活火山を有している。気象庁では「過去およそ2,000年以内に噴火した火山または噴火活動が活発的な火山」を活火山としており、我が国は現在86の活火山を有している。そのうち、第5次火山噴火予知計画において「(1)活動的に特に重点的に観測研究を行うべき火山」と位置づけられたものは13火山、「(2)活動的火山及び潜在的爆発力を有する火山」では23火山となっている。しかし、図1.2により主な火山の分布を見ると、北海道から東北、そして伊豆諸島へと延びる東日本火山帯と九州地方を縦断する形の西日本火山帯の2つの火山帯上に多くの火山が分布している一方で、近畿、中国、四国地域には上記の36火山((1)及び(2))は存在していないことがわかる。

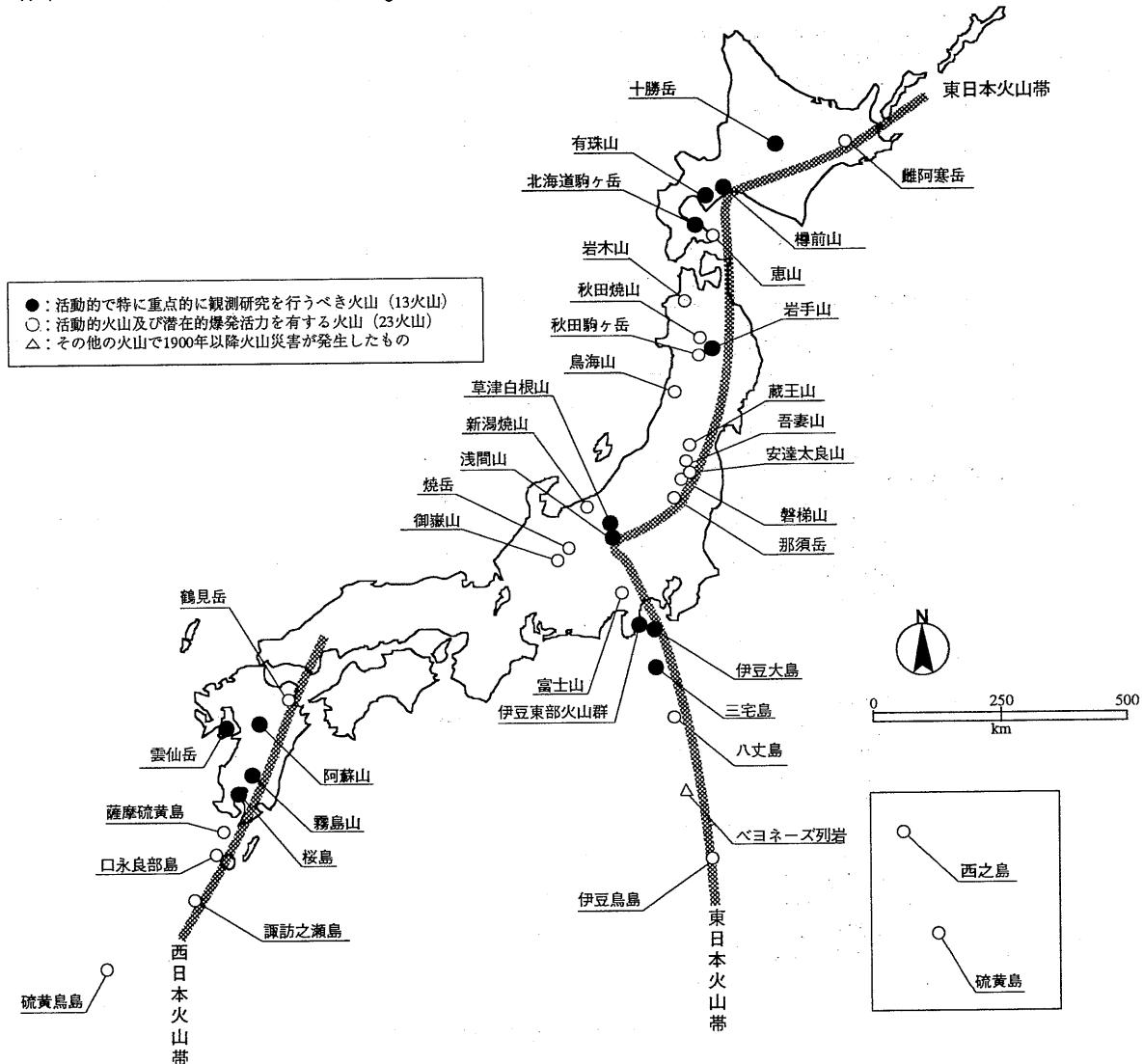


図1.2 日本の主な火山の分布状況

2. 火山災害における加害因子

今世紀における我が国で発生した主な火山災害を見ると、1900年の安達太良山における噴火災害から、1990年に噴火活動を開始した雲仙岳噴火災害までの91年間に、17件の火山災害が発生している（表1.1参照）。これらを平均すれば、5.3年に一度の割合で発生していることとなり、我が国が火山国であると同時に、一たび火山活動が活発化すれば被害の発生しやすい国土状況にあることが指摘できる。

また、これらの被害内容を見ると、噴火活動に伴う溶岩流、噴石、火山灰、火碎流等による被害や降雨や雪溶け等に伴う土石流や泥流等による被害が発生しており、噴火の性状と地域の特性によって多様な災害形態をもたらしていることがわかる。

表1.1 1900年以降の主な火山災害

火山名	年月日	火山活動	被害内容
安達太良山	1900.7.17	噴火	硫黄採掘所全壊。死者72名、負傷10名、山林耕地被害
硫黄鳥島	1903.3	噴火	全島民一時避難
桜島	1914.1.12	溶岩、火山灰	溶岩流出、火山灰で村埋没、死者58名
十勝岳	1926.5.24	泥流	大泥流発生。2カ村埋没、死者144名
三宅島	1940.7.12	噴出物、溶岩流	火山弾、溶岩流出。死者11名
浅間山	1947.8.14	噴火	登山者11名死亡
ベヨネース列岩	1952.9.24	噴火	観測船第五海洋丸遭難31名死亡。
阿蘇山	1958.6.24	噴火、噴石	噴石で死者12名
硫黄鳥島	1959.6.8	噴火	全島民86人島外に移住
十勝岳	1962.5.24	爆発、噴出物	噴出物が積雪を溶かして泥流を発生し死者・行方不明144名、負傷者約200名、建物372棟、家畜68頭、山林耕地被害
桜島	1974.6	土石流	2回の土石流で死者8名
新潟焼山	1974.7.28	噴火、噴石	噴石により山頂付近で登山者3名死亡。泥流
有珠山	1978.10	降灰、泥流	二次泥流で死者2名、行方不明1名、住家196棟、非住家9棟等
阿蘇山	1979.9.6	噴火、噴石	噴石で観光客死者3名、負傷11名、駅舎被害
三宅島	1983.10.3	噴火、溶岩流	溶岩流が海まで到達。住家埋没・焼失約400棟
伊豆大島	1986.11.21	噴火、溶岩流	全住民1万人島外避難
雲仙岳	1990.11.17 ～1995.7	噴火、火碎流、 土石流	火碎流による死者、行方不明者44名、火碎流被害約800棟、土石流被害約1700棟

資料：火山の事典、地域防災データ総覧 地震災害・火山災害編から作成

火山災害において、特に復興対策に影響を与えると考えられる面的被害を及ぼす加害因子を中心に分類したのが、表1.2である。

火山活動による被害の形態は、「火山噴出物による直接的被害」、「火山地域の地盤被害」、「火山活動による二次的災害」に分類されるが、それぞれに対しては複数の加害因子が存在していることから、火山災害における加害因子が多様であることがわかる。

これまでの災害事例では（表1.1）、泥流、土石流、火碎流等は面的に広がり、かつ高速で移動するため、多数の人的被害、物的被害が発生している。また、火山礫等は面的に広が

ることはまれであるが、飛来するスピードが早く、また方向が予測しにくいため、人的被害の発生要因となっている。また、飛来、落下速度は火山礫等と比較すれば遅いものの、火山灰は堆積すると広い地域で建物被害や農作物被害、健康障害等を発生させている（図1.3参照）。

表1.2 火山活動と加害因子

被害の形態	加害因子	概要
火山噴出物による直接的被害	火山泥流	噴火により氷や雪が急速に溶けた場合や火口湖が決壊した場合に山体の表面に堆積していた火碎物が降雨などによって流されること
	火山礫 火山岩塊	火山礫：火山噴火により空中に噴出される火碎物で、粒径2mm～64mmのもの 火山岩塊：64mm以上のもの
	降灰	火山性物質の粒子が2mm以下のものを火山灰と呼ぶ。その火山灰が噴火等によって地表などに降下すること
	溶岩流	溶岩：地上に噴出したマグマが液体、または流動しているもの 溶岩流：溶岩が流動している状態、固化した層状の岩体をいう
	火碎流	火山灰、火山弾、火山岩塊などが高温の火山ガスや取り込んだ空気と一緒にとなって時速数10～100km以上の高速で斜面を流下する現象
地火 山盤 地被 域被 害の	山体崩壊	山体が噴火や水蒸気爆発などで崩壊した状態。高速な岩屑なだれとして流下することがある
	泥流 土石流	噴火に伴って又は降雨などにより堆積していた火碎物、岩塊が水を媒体として流れるもの
	斜面崩壊	山体は地盤が不安定なため、噴火等の直接的な火山活動、降雨などの二次的要因などで地盤が崩れること
	地すべり	地盤が熱水変質や地下水などで粘土化し表層部分と分離し、表層部分が離脱した状態
る火 二山 次活 动的 災害によ	火山性地震	火山体及びその近傍で起きる浅い地震（群発性）のこと。
	地殻変動	火山活動によって山体やその周辺地域の地形等に隆起や沈降などの変化をもたらすこと
	津波	海底で大規模な噴火が発生したり、岩屑流が海に流れ込んだときに発生する

資料：火山の事典、地域防災データ総覧 地震災害・火山災害編から作成

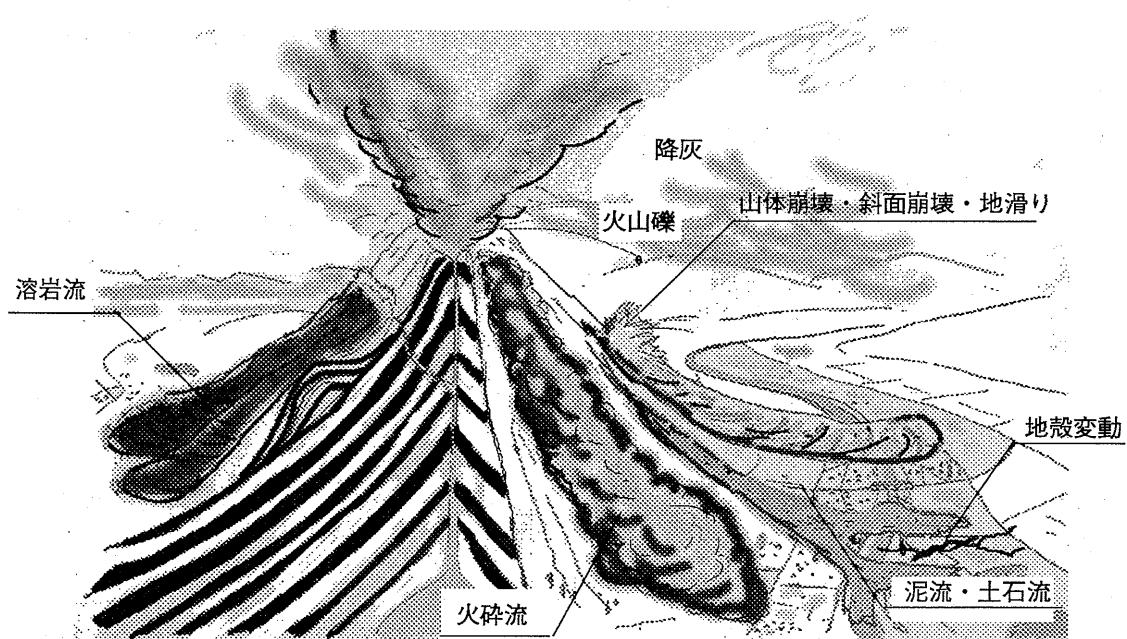


図1.3 火山活動での加害因子と被害形態

3. 火山活動と被害の多様性・特異性

前項で火山災害の加害因子を整理したが、一口に火山活動といつてもそこで発生する事象は多岐にわたり、生じる被害も様々である。また、それぞれの事象が独立していることであれば、複数の事象が同時に発生したり、段階的・連続的に起こる場合もある。次に、同じ事象であっても規模の大小や性状、頻度も様々であり一様ではない。さらに、全ての火山が全ての加害因子を発生させるわけではなく、火山の性質や噴火の性状等によって発生する加害因子が限定され、その内容も異なる。

発生する被害について見ると、火山活動と強い関係があるが、常に一対の関係にあるのではなく、地域の土地利用や社会活動と深く関係しており、地形や気象条件によっても大きく左右される。

一方、火山活動には予測し難い加害因子の発生によって、被害防止や対応を困難にすることといった特異性もある。例えば、有珠山噴火のように、大規模な噴火活動が急激に始まり、大量の降灰や噴石の落下等によって避難さえも危うくするという火山活動の突発性である。また、雲仙岳噴火災害のように200年目の活動が非常に長期化したり、桜島の爆発・降灰活動のように恒常化する等、加害因子の発生頻度や期間に大きな違いが見られる。こうした場合、被害も断続的な発生や、継続的な発生等により長期化し、また広範囲に及ぶこととなる。さらに、火山活動による噴出物が、降雪や降雨等気象の影響によって泥流や土石流を発生させ、遠方で大きな被害をもたらす場合もある。有珠山噴火災害や雲仙岳噴火災害の例はこれに当たる。また、被害の特異性という点では、大規模土石流や溶岩流出、または地震・マグマ移動による斜面崩壊や地殻変動による地形の改変、大量の降灰による地質自体の改変等が見られ、居住地や農地に大被害を発生させる場合もある。有珠山噴火災害での地殻変動、三宅島噴火災害での溶岩流出、雲仙岳噴火災害での土石流等がその例である。

以上のように、火山活動とそれに伴って発生する被害は多様で多岐にわたっている。また、それらは一過性の地震や台風による災害とは異なる特異な災害現象をもたらす。しかし、個々の火山にあっては、固有の噴火性状等があり、周辺の地域特性との関係から、その被害の態様は、ある程度定型化している。

従って、具体的な復興対策等はこうした被害の多様性、特異性を踏まえ、固有の噴火性状や地域特性を考慮して講じていくことが重要である。

4. 火山災害の特徴の整理

火山災害における被害の多様性や特異性に関する特徴を整理すると、以下の6つにまとめられる。

①加害因子の多様性

火山活動によって発生する被害発生の要因は、火山噴出物による直接的な被害の他、斜面崩壊や地震等の二次的な要因により被害を発生させる場合がある等、多岐多様である。従って、それによる被害の形態も多様となる。

②加害因子発生の非一過性

火山によっては、火山活動が長期化し、溶岩流や火碎流が一過性ではなく長期間にわたって断続的に発生する場合がある。また、火山活動が終息した後も数年間は堆積した噴出物が土石流等として降雨時等に断続的に発生する可能性もある。

【加害因子】溶岩流、火碎流、土石流、降灰、噴石等

【影響】危険性継続（監視・避難体制の整備必要）、被害状況の変化（被害調査の継続、復旧・復興計画内容等の修正必要）

③火山活動の突発性

火山活動が活発化する場合は、ある程度の前兆現象があるものの、噴火や溶岩の噴出、噴石は突発的に発生するという特徴が見られる。

【加害因子】噴火活動、噴石、爆風、水蒸気爆発等

【影響】潜在的な危険性継続（常時監視必要、応急対応が継続）

④災害の誘発性

降雨や雪溶けの影響により発生する土石流や泥流のように、被害の発生原因が火山活動そのものによるのではなく、気象や周辺の自然条件の影響を受ける場合がある。

【加害因子】土石流（降雨に伴う）、泥流（雪溶け等に伴う）

【影響】危険性継続（監視体制の強化、避難・防災対策の実施）

⑤被害地域の広域性・拡大性

災害の長期化に伴い、被害地域は一定せず、広域的に拡大したり、影響を与える範囲が広範になっていく場合がある。

【加害因子】土石流、降灰、火碎流等

【影響】居住可能地域の制約、就業地域の変化（居住地等の移転）、観光等産業の停滞・衰退、

⑥地形、土壤の改变性

土石流の発生や溶岩流の発生、降灰により、地形が大きく変わってしまったり、土壤に変化が見られる場合がある。

【加害因子】地形改変：溶岩流、土石流等、 土壤改変：溶岩流、降灰等

【影響】居住地や農林水産業の生産基盤等の喪失、営農活動等の放棄、新たな景観の形成

第2節 火山災害復興の基本的考え方

1. 復興理念

第1節で整理したように、火山は時に災害を引き起こす原因とも成りうるが、同時に、火山活動によって形成された雄大な景観や温泉等のように各種の火山資源等も生み出している。市町村の中には、それら火山資源を活用した産業（特に観光産業）が発達している地域があり、「草津町」や「伊東市」のように温泉等を活用した産業が、「大島町」や「三宅村」では火山島に見られるような「島」という地理的条件や自然環境等を活用した産業、さらには「安曇村」や「妙高高原町」では温泉や自然景観等の地形的条件等を活かした産業、つまり各種の火山資源を活用した観光産業が地域経済を担っている例も見られる。^{*1}。

従って、このような地域に生活する人々は火山活動による潜在的な危険性の中で、様々な火山からの恩恵を受けながら地域に根付いた暮らしを営んでいると言える。

このため、火山地域に居住している人々にとっては、そこは基本的な生活手段が存在する場所であり、住み慣れた古里であることから、過去の復興事例では、火山災害により被災した場合であっても、従前と同じ場所、あるいは可能な限り従前居住地に近接した場所における生活再建を希望する例が見られている。しかし、それには火山災害に対する安全性の確保に十分配慮した復興が必要となる。

こうした点から、火山災害からの復興の理念としては、「火山との共生を図る」と言える。

※1：資料編 資料1参照（P資料-1）

火山災害からの復興理念
「火山との共生を図る」

2. 復興施策

復興施策を具体化していく中で、上記の「共生」理念をいかに取り入れていくかが重要な課題となる。

復興理念に基づく施策

①被災者の生活の再建を早期に図る ⇒ 生活再建

- ・火山活動による直接的な被害により住宅や事業所等を喪失した被災者に対する住宅確保の支援、雇用の場の確保等を早期に図る。
- ・災害危険区域の設定や警戒区域等の設定が長期化した場合、移転を余儀なくされる居住者等や長期避難者に対しても生活再建支援を図る。

②火山災害に対する安全なまちの形成を図る ⇒ 復興防災まちづくり

- ・火山活動によって引き起こされる溶岩流、土石流、火碎流、降灰、噴石、地滑り等の様々な火山災害に対して安全な居住地や公共施設を整備していく。
- ・ハード・ソフトの両面から、将来の火山災害をも配慮した防災体制の強化を

図る。

③火山資源の活用等による被災地の経済的自立を図る ⇔ 地域経済再建

- ・被災した農林水産業や観光産業等の再建を図る。
- ・国内外の経済潮流を踏まえた成長産業導入のための施策も含めて、地域経済の再建及びその発展を図る。
- ・従前の産業構造や自然条件等の地域特性を考慮し、さらに、火山を有するという特性を十分踏まえ、火山資源を活用した経済再建施策を展開する。

3. 復興施策策定上の留意点

火山災害の特徴から、その対応策は多様なものとなってくる場合があるので、個々の火山の特性を踏まえ、復興計画の見直しがあること等に留意しておく必要がある。

火山災害特有の復興施策策定上の留意点

①加害因子の多様性からくる特有の対応策が発生する

- 事業例
- 降灰対策の発生
 - 火山礫に対する緊急避難所
 - 火山活動や土石流発生に対する監視体制の整備
 - 火山資源利用等の工夫 等

②被害区域の方向的变化、拡大変化があるので、それに対応した復興計画対象地や規模の見直しが出てくる

- 事業例
- 避難対策
 - 集団移転の発生
 - 土石流対策等の砂防事業の発生、拡大 等

③被害期間が断続的長期化する場合は、それに応じた施策の弾力的な運営が必要となる

- 事業例
- 基金等によるきめ細かな支援対策
 - 観光客誘致対策 等

第3章 マニュアルの枠組みの設定

第1節 マニュアル活用のための前提条件

この復興対策マニュアルは、大規模火山災害を前提とした内容をとりまとめている。すなわち、災害発生後の応急対策や復旧対策では、被害を受けた都市機能や住民生活を十分再建することが困難である等の理由により、復興計画を策定し、復興対策を計画的かつ体系的に推進していく場合の活用を前提としている。従って、この復興対策マニュアルでは、被害状況に応じ、復興対策として災害後の対応を行うのか、または応急復旧として対応していくのかという判断基準までは触れていない。

第2節 マニュアルの範囲及び対象者

この復興対策マニュアルは、応急対策をも網羅した火山災害時の総合的な対策マニュアルではなく、大規模火山災害における復興対策を中心としてまとめている。ただし、例えば、応急的な住宅支援は後の恒久的な住宅確保に影響を与えるように、応急対策であっても復興対策に密接に関連する事項は復興対策の一つとしてみなし、マニュアルに反映させている。さらに、事前に行っておくべき事項についても、復興対策の一つとして位置づけ、本マニュアルの範囲としている。

また、本マニュアルは、火山災害により被害を受けた地方公共団体が活用するものである。実際の復興対策の主体は、都道府県、市町村であるため、復興主要施策（第2編 第3章）の整理については、それぞれが担うべき施策が判別できるように、主体を明記している。

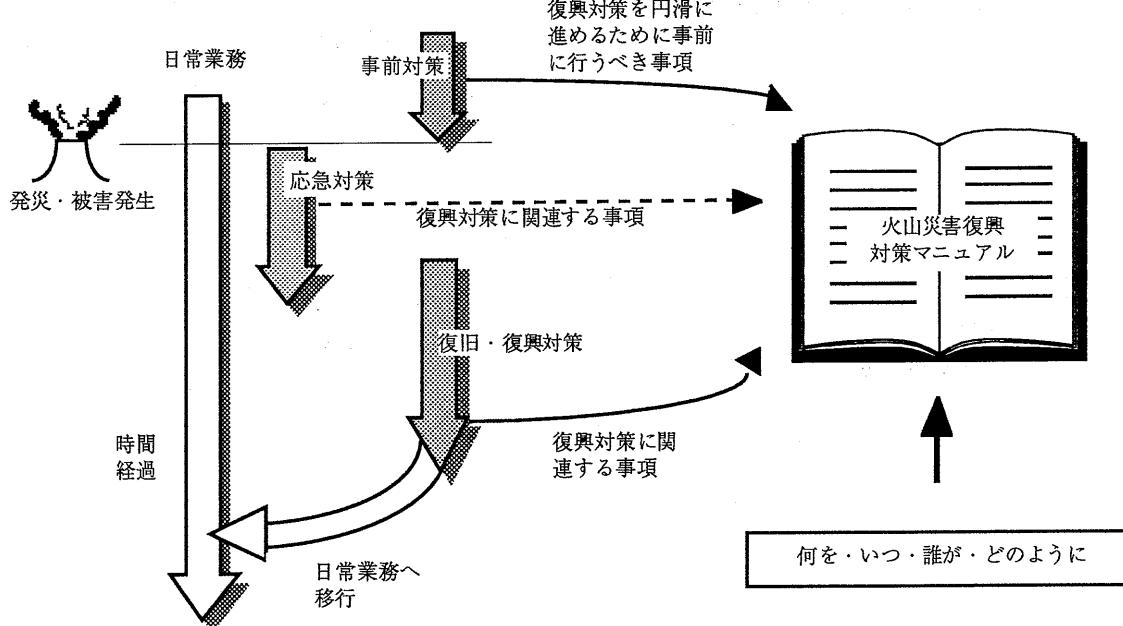


図1.4 復興対策マニュアルの範囲

第3節 マニュアルの構成

「火山災害復興対策マニュアル」は、第2編にまとめられており、3つの章により構成している。

第1章では、復興対策の全体フローをとりまとめており、火山災害における復興の進め方の特徴及び手順、事項を示している。

第2章では、復興対策を行うために実施される復興体制の整備や復興計画の策定等、復興対策の基本条件の整備に関する事項をとりまとめている。

第3章では、被災者の生活再建、復興防災まちづくり、
建に関する具体的な施策内容及びその進め方について記し

再

第2編 火山復興対策マニュアル

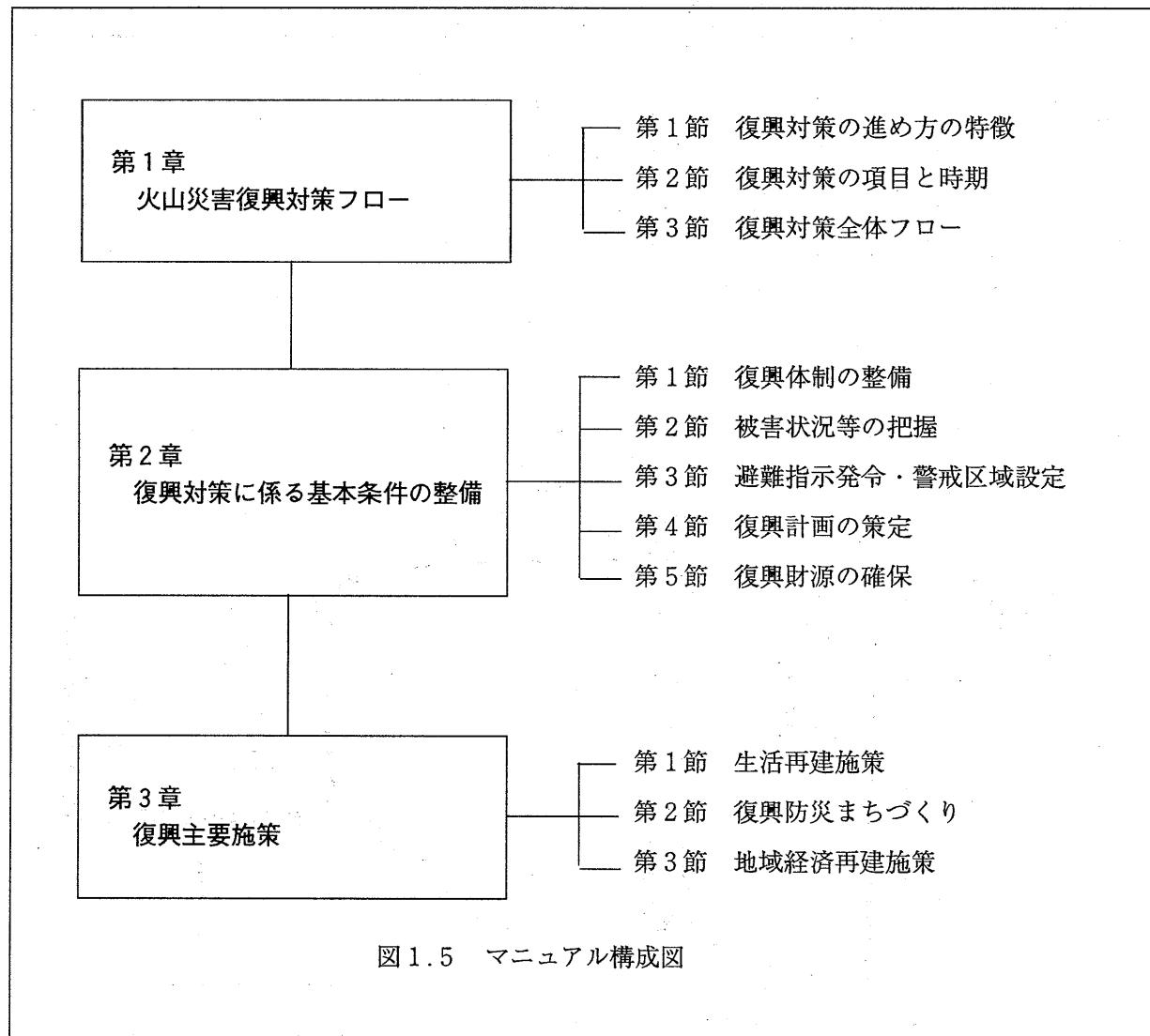


図1.5 マニュアル構成図

第4節 マニュアルの記述と活用

本マニュアルは、復興対策に関する基本事項を整理し、被災した地方公共団体が復興計画の作成等の復興対策を進めていくために指針とするものである。

しかし、被災地における被災状況や地方公共団体の特性等は個々に異なることから、実際の復興対策はそれらの状況に応じた方法で展開していく必要がある。このため、本マニュアルもそれらに応じた活用が望まれる。

そこで、各章の記述方法とマニュアル活用の際の留意点等を以下にまとめた。

第1章 火山災害復興対策フロー

【この章の記述方法】

まず、火山災害復興対策の進め方に関する概念的なフローを時系列的に示し、復興対策の全体像を示している。

さらに、詳細な対策フローも提示し、火山災害からの復興対策として必要な項目とその内容及び実施時期が把握できるようにまとめている。

【マニュアルの活用について】

フローの項目は、第2章、第3章の節名等に対応させている。

「第2章 復興対策に係る基本条件の整備」では、フローの項目は各節名に対応している。

「第3章 復興主要施策」では、フローの項目は各施策及び施策の細項目に対応している。

従って、このフローによって、この復興対策マニュアルの全体内容が把握できるとともに、フローの各項目に記載されているページ番号から具体的な記述箇所を見いだすことが可能である。

第2章 復興対策に係る基本条件の整備

【この章の記述方法】

ここでは、「復興体制の整備」「被害状況等の把握」「避難指示発令、警戒区域設定」「復興計画策定」「復興財源の確保」の各対策内容に関して、目的、必要となる各対策の内容・方法、過去の事例、事前対策をとりまとめている。

【マニュアルの活用について】

各対策に関して掲載している対策内容や方法の概要及び過去の事例を参考に、各地方公共団体の特性及び被災状況に適した実施方法を検討する。

また、各対策に関して掲載している事前対策の内容について検討を行い、それらの実施を図ることが必要である。

第3章 復興主要施策

【この章の記述方法】

ここでは、「生活再建」「復興防災まちづくり」「地域経済再建」の3分野における復興施策をとりまとめている。

まず、各分野の対策に関する目的、必要施策項目、進め方、施策の体系を示し、各分野における復興対策の概要を整理している。

各施策に関しては、施策毎に適用が想定される現行の法律や各種制度要綱に基づく事業手法等とその実施手順等をまとめている。

また、過去の復興事例において地方自治体単独で実施された事業も整理している（ここでは、主に長崎県で実施しされた雲仙岳災害対策基金での実施例を整理している）。さらに、第2章と同様に、近年の復興事例を掲載し、参考資料としている、あわせて、事前対策も掲載している。

これらの復興施策は、項目が多数に及ぶことから、内容の理解を図れるように、様式に整理している。

【マニュアルの活用について】

本マニュアルは大規模火山災害を前提としているため、掲載している施策項目はそれに対応した項目を抽出している。したがって、本マニュアルを活用し、復興施策を進めるためには、被害状況や地域特性に応じて、掲載されている項目から必要項目を選択し、さらに掲載内容を参考にし、各状況に応じて復興対策を実施する必要がある。

また、本マニュアルでは、施策を推進するために掲載している法制度及び各種制度要綱等に基づく事業手法及び補助金については、平成10年3月現在ものを掲載しているため、これらの改正や追加等が行われる場合は、今後、それらの内容の見直しが必要である。

なお、第2章及び第3章でとりあげている「事例」については、火山災害復興を経験した地方公共団体へのヒアリング及び既往調査報告書等に基づき記載している。掲載した事例には、それぞれの出典等を以下の表にある記号で示している。

表1.3 ヒアリング対象名と整理記号

災害名	ヒアリング対象名	整理記号
有珠山噴火災害	虻田町	H-1
三宅島噴火災害	三宅村	H-2
雲仙岳噴火災害	島原市	H-3
	長崎県	H-4
	有識者	H-5

表1.4 参考文献名等と文献記号

災害名	文献・資料名	文献記号
有珠山噴火災害	北海道総務部、「有珠山噴火災害対策の概況」 昭和55年3月	B-A2
三宅島噴火災害	東京都三宅島、「阿古地区復興計画基本調査報告書」 昭和59年3月	B-B1
雲仙岳噴火災害	島原市、「島原市復興計画」 平成5年3月	B-C1
	島原市、「島原市復興計画改定版」 平成7年3月	B-C2
	国土庁、防災都市計画研究所、「雲仙普賢岳噴火災害復興対策支援調査報告書」 平成7年3月	B-C3
	長崎県、「島原地域再生行動計画（がまだす計画）」 平成9年3月	B-C4
	長崎県資料	B-C5
	長崎県、「基金事業助成実績5 平成3年度～平成8年度」 平成9年	B-C6
	九州弁護士会、長崎県弁護士会、「雲仙普賢岳からの提言」 平成8年11月	B-C7
	国土庁、「雲仙岳噴火災害対策一覧」 平成9年8月	B-C8
	島原市資料	B-C9
阪神・淡路大震災	国土庁防災局、「平成8年度復興施策検討調査報告書」 平成8年3月	B-D1
	神戸市、「神戸市復興計画」 平成7年6月	B-D2
	日経アーキテクチャー編、「甦る11棟のマンション」 1997年1月17日	B-D3
その他	鹿児島県、「桜島火山対策ハンドブック 現状と制度の概要 改定版」 平成元年2月	B-E1
	下鶴、荒牧、井田 「火山の事典」 1995年7月1日	B-E2

各事例に対する災害名、出典等の掲載は、

第2章：表内 ⇒ 実施主体の地方公共団体名（災害名（略記））、整理・出典記号
 第3章：様式中「事例」内

⇒（実施主体の地方公共団体名：災害名（略記）：整理・出典記号）

として記述している。

また、災害名と略記については、以下のとおりである。

昭和52年 有珠山噴火災害	：	有珠山
昭和58年 三宅島噴火災害	：	三宅島
昭和61年 伊豆大島噴火災害	：	伊豆大島
平成3年 雲仙岳噴火災害	：	雲仙
平成7年 阪神・淡路大震災	：	阪神

第2編

火山災害復興対策マニュアル

第1章 火山災害復興対策フロー

第1章においては、火山災害における復興対策の流れや大まかな時期が把握できるように、フロー図をまとめている。

第1節では、火山災害の特徴を踏まえ、火山災害復興の進め方の特徴を時系列による概念図で整理している。

第2節では、「復興体制の整備」や「被害状況等の把握」等の復興対策に係る基本条件の整備と復興の主要施策に関して、対策項目と実施時期等が把握できるように概念図を示している。

第3節では、各復興対策における施策の流れの概略等を全体フロー図として掲載している。

以上、第1章でまとめているフローは以下のとおりである。

節・タイトル	内 容
第1節 火山災害復興の進め方の特徴	時間経過に伴う対策内容と業務量の変化について概念図で示し、火山災害における復興対策の特徴を示している
第2節 復興対策の項目と実施時期	災害復興を進めるために必要となる対策項目と実施時期を概念図で示している
第3節 復興対策全体フロー	第2章、第3章で取り上げた各復興施策の流れの概略をフロー図でまとめている

第1節 火山災害復興の進め方の特徴

火山災害からの復興に関わらず、災害の発生直後から、被害状況の把握、被災したライフラインの応急復旧、避難所の開設、被災者への対応等の各種応急対策が行われる。従って、地方公共団体においては、それらに時間的にも人員的にも割かれるため、各種応急対策が一段落した後に、本格的な復旧・復興対策へ移行していくこととなる。

しかし、火山災害では下図のように火山活動が継続し、被害が断続的に発生する場合がある。このような場合では、既に復旧・復興対策に着手している時点であっても、一部の応急対策が必要となる。また、新たに大規模な被害が発生する場合等では、復旧・復興対策の内容を見直す必要が生じる場合もある。

このように時間経過に伴い変化する対策内容と業務量の関係を概念図で表すと下のようになる。

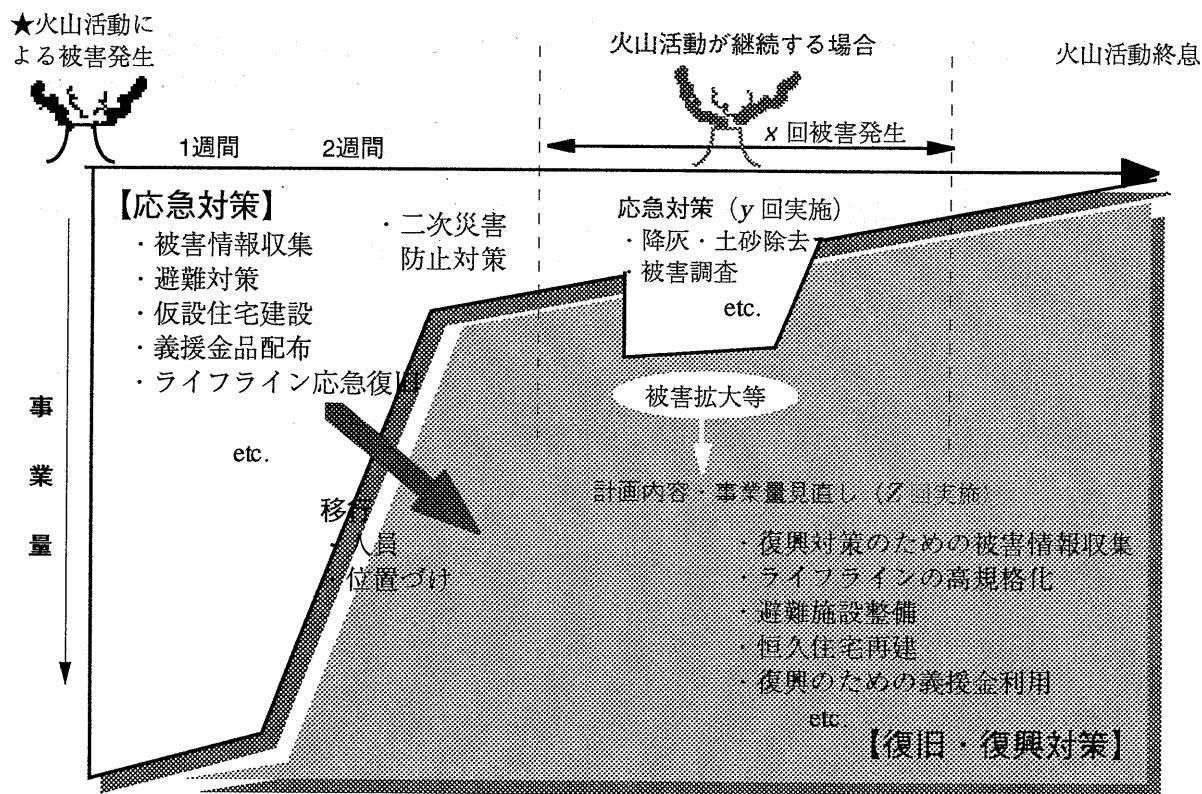


図2.1.1 時間経過に伴う対策内容と業務量の変化の概念図

第2節 復興対策の項目と実施時期

災害発生から必要となる復興対策の項目と時期について整理する。

まず、必要となるのは、復興対策を進めるための体制の整備である。これは、火山活動が活発化してきた段階で設置される警戒本部、発災直後に設置される災害対策本部の後に、復興対策を推進するための組織を設置すること等により行う。

次に、復興対策を進めるための被害状況等の把握を行う。被害状況等の調査については、既に応急・復旧対策を進める際に開始されるが、復興対策としては、復旧状況の把握や被災者等の再建意向の把握等が必要となる。また、火山活動の状況によっては避難指示の発令や警戒区域の設定を行う。

復興対策に関連する応急対策として、被災者等への経済的な支援や応急的な住宅支援等が必要となる。さらに、火山活動による人命への危険性がある場合等では、緊急的に防災対策を実施することも必要である。

復興体制が整備され、状況の把握がされると復興計画の策定を開始する。また、計画策定に伴い事業実施のための財源の確保を行っていく。

計画策定に合わせて、実施が可能なものから、生活再建、復興防災まちづくり、地域経済再建の3つの主要施策を進めていく。これらの中には、長期的な取り組みが必要な施策もあるため、内容によっては平常業務に移行することも検討し、継続的に対策を進めていくことが必要である。

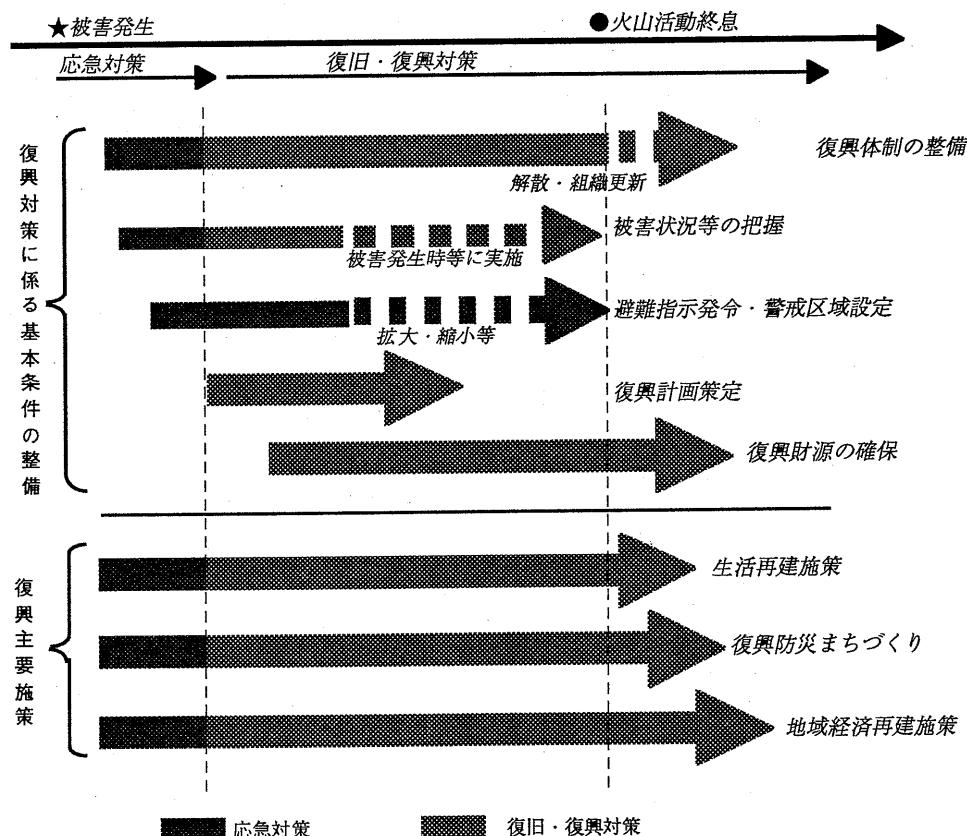
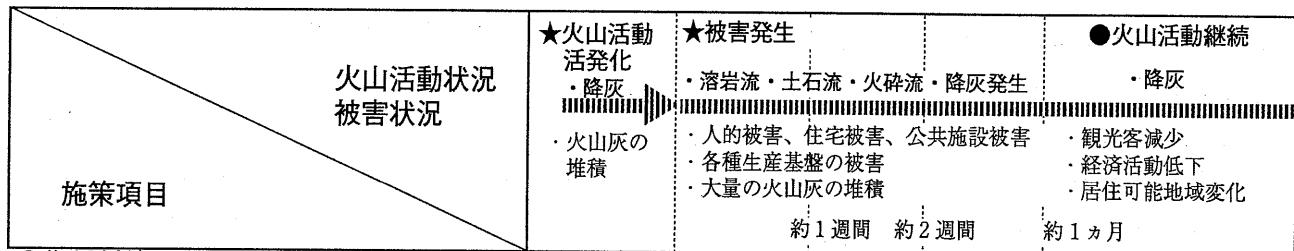


図2.1.2 復興対策の項目と実施時期の概念図

第3節 復興対策全体フロー

このフロー図は、各復興施策の流れの概略、大まかな実施時期を示したものである。

表2.1.1 復興対策全体フロー（その1）



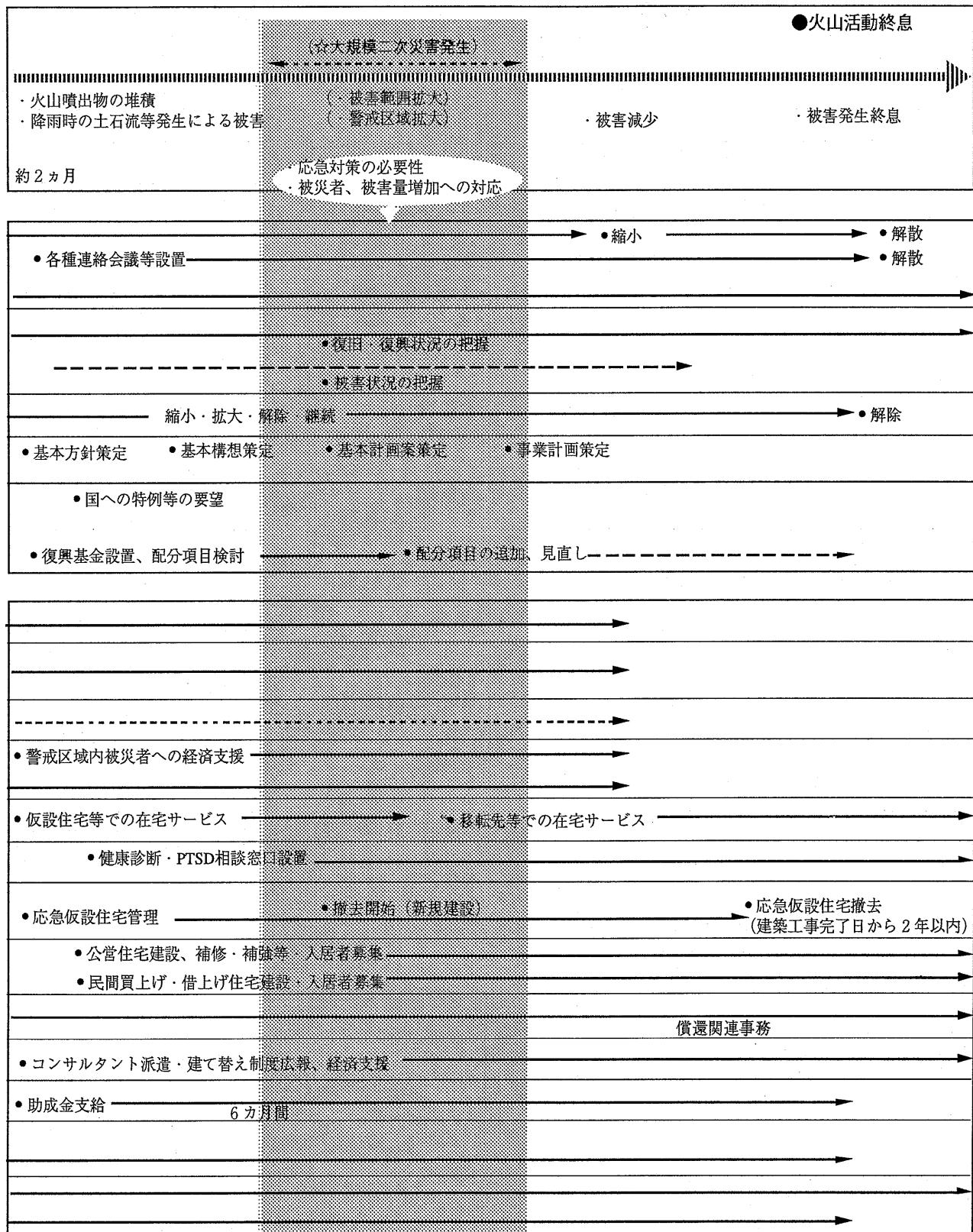
●復興対策に係る基本条件の整備

1・復興体制の整備（P29）	• 警戒本部設置	• 災害対策本部設置 • 周辺市町村から応援職員派遣 • 各種相談窓口設置（生活相談、就職相談等）	• 復興組織設置
2・被害状況等の把握（P36）		• 被害状況把握のための調査（被害概要の把握、被害踏査） • 被災台帳作成	• 生活再建、復興まちづくり、経済再建に関する調査
3・避難指示発令・警戒区域設定（P43）	• 避難指示発令	• 警戒区域設定	
4・復興計画の策定（P46）			
5・復興財源の確保（P52）		• 被害状況報告（市町村→都道府県→国） • 予算編成	• 激甚法等適用 • 基金設置の検討

●復興主要施策

1 生 活 再 建 施 策	施策1 被災者の生活 安定 (P60)	(1)災害用慰金等支給	• 死亡者等の把握	• 災害用慰金、災害障害見舞金支給
		(2)生活再建用資金貸付等	• 災害援護資金（災害救助法適用時） 生活福祉金貸付（災害救助法未適用時）	
		(3)義援金配分	• 義援金配分委員会設置	• 義援金配分
		(4)その他経済支援	• 警戒区域内被災者支援策の検討	• 各種支援内容の広報
		(5)災害弱者への支援	• 施設入居が必要な者の把握	• 要介護者の福祉施設への一時入居
		(6)健康診断・精神的ケア		
施策2 被災者の住居 確保 (P70)	(1)応急的住宅支援	• 被害状況、必要戸数の把握 • 民間、公営住宅の空家調査、斡旋	• 応急仮設住宅建設手続き • 建設工事・入居者募集	
	(2)公営住宅等の供給	• 被害状況の把握	• 必要な住宅戸数の分析 • 供給方法の検討	
	(3)住宅再建費用等への支援	• 各種再建資金貸付		
	(4)被災マンション等の再建	• 被害状況の把握	• 再建方法の検討	
施策3 被災者の雇用 確保 (P79)	(1)雇用の維持	• 雇用維持要請 • 雇用調整助成金等支援策の広報・周知		
	(2)離職者等への経済的支援	• 失業票受付	• 失業認定・雇用保険支給	
	(3)再就職支援	• 求人情報、求職情報の収集	• 職業斡旋 • 職業訓練等の実施	

実施時期 → 随時実施 →



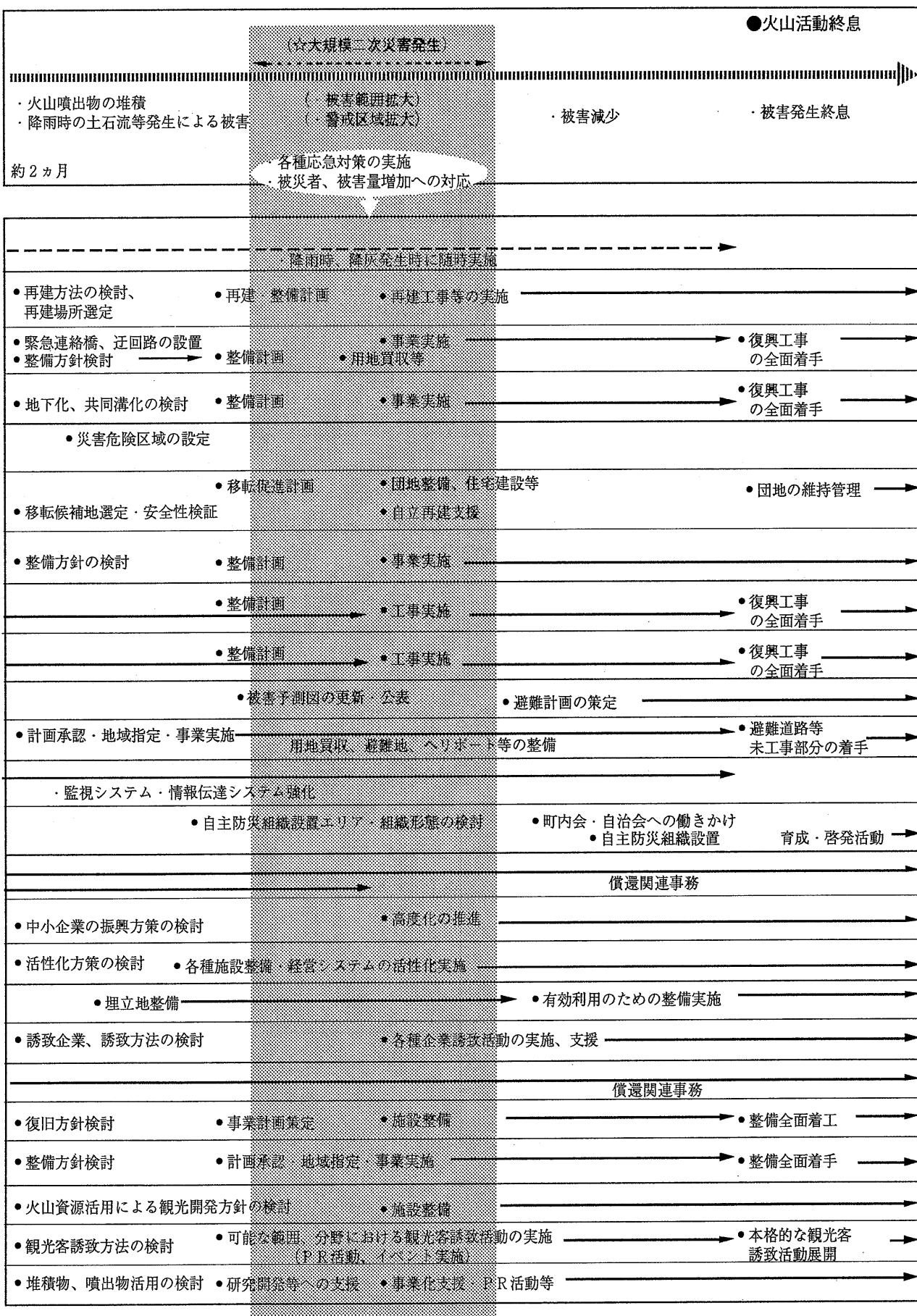
注：経過時間や被害状況等の変化を上欄スケールに示しているが、状況は火山によって異なるため、実際には上記フローで掲載している施策の実施時期と上覧のスケールにずれが考えられる。

表2.1.1 復興対策全体フロー（その2）

施策項目	火山活動状況 被害状況	★火山活動 活発化 ・降灰 ・火山灰の 堆積	★被害発生 ・溶岩流・土石流・火碎流・降灰発生 ・人的被害、住宅被害、公共施設被害 ・各種生産基盤の被害 ・大量の火山灰の堆積	●火山活動継続 ・降灰 ・観光客減少 ・経済活動低下 ・居住可能地域変化
			約1週間	約2週間

2 復 興 防 災 ま ち づ く り	施策1 堆積物等の除去 (P89)	(1)堆積土砂排除・降灰除去	• 被害状況の把握 • 降灰除去作業	• 堆積土砂除去・降灰除去作業	→
	施策2 災害に強い公共施設整備 (P91)	(1)災害に強い公共建物の整備	• 被害状況の把握		
		(2)災害に強い幹線道路・鉄道等の整備	• 被害状況の把握 • 応急復旧活動・二次災害防止対策	→	
		(3)災害に強いライフラインの整備	• 被害状況の把握 • 応急復旧活動・二次災害防止対策	→	
	施策3 安全な市街地の整備 (P97)	(1)災害危険区域の設定	• 被害状況の把握		• 災害危険区域の検討
		(2)住宅移転による新市街地形成		• 住宅移転方策検討	• 移転意向調査
		(3)市街地の再整備	(• 建築制限：災害発生日から2ヶ月 [建築基準法による]、2年 [被災市街地復興特別措置法による])		
3 地 域 經 濟 振 興 施 策	施策4 砂防施設等の整備による被害の軽減 (P104)	(1)砂防・治山施設整備	• 被害状況の把握	• 二次災害防止対策 (土石流等への対策)	
		(2)治水施設整備	• 被害状況の把握	• 二次災害防止対策 (土石流等への対策)	→
	施策5 避難体制の整備 (P110)	(1)避難計画等の策定			• 被害予測図の作成・公表
		(2)避難施設等の整備			• 避難施設緊急整備地域の検討
	施策6 防災活動体制の強化 (P114)	(1)監視体制、情報伝達体制整備	• 火山観測体制強化	• 監視システム設置	• システム強化
		(2)自主防災組織の育成・強化			
	施策1 被災中小企業等への経済支援 (P122)	(1)再建資金の貸付等	• 被害状況の把握	• 各種再建資金等の貸付	
		(2)中小企業等への高度化支援	• 被害状況の把握		• 仮設事業所建設支援
		(3)商業活動の活性化	• 被害状況の把握		
3 地 域 經 濟 振 興 施 策	施策2 成長産業のための基盤整備 (P128)	(1)埋立地整備・有効利用		• 埋立地造成場所・有効利用方法の検討	
		(2)企業誘致			
	施策3 被災農林水産業への再建支援 (P131)	(1)金融支援	• 被害状況の把握	• 天災融資法・農林金融公庫による融資の実施	
		(2)基盤等の再建	• 被害状況の把握	• 代替農地斡旋	
		(3)農林水産業の防災対策	• 被害状況の把握	• 避難施設緊急整備地域の検討 (防災営農施設整備事業等)	
	施策4 火山資源活用による観光開発等 (P141)	(1)火山観光施設の整備	• 被害状況の把握		• 観光施設等の復旧
		(2)観光客誘致		• 被害状況の把握	
		(3)火山噴出物の活用			

実施時期 → 随時実施 →



第2章 復興対策に係る基本条件の整備

本章では、復興体制の整備や復興計画の策定等、火山復興施策を進めるために必要となる基本的な条件の整備に関する事項をとりまとめている。

この章で扱っている事項は以下のとおりである。

節・タイトル名	内 容
第1節 復興体制の整備	被災した地方公共団体が復興対策を進める上で整備すべき体制内容についてまとめている 【項目】 <ul style="list-style-type: none">・地方公共団体庁内における体制整備・国、他の地方公共団体との連携・学識経験者等との連携
第2節 被害状況等の把握	復興施策を推進するための基礎的な資料となる被害状況の把握や被災者等の再建意向の把握等に関する必要事項と手順をまとめている 【項目】 <ul style="list-style-type: none">・生活再建施策に関する調査等・復興防災まちづくりに関する調査等・地域経済再建施策に関する調査等
第3節 避難指示発令・警戒区域設定	被害の状況によって必要となる警戒区域の設定や避難指示の発令に関する方向性を示している
第4節 復興計画の策定	庁内における災害復興の方向性を示すための復興計画策定に関する必要事項をまとめている
第5節 復興財源の確保	復興施策を推進するために必要となる財源確保の方法についてまとめている

ここでは、各節毎に、

- ・目的
- ・内容
- ・進め方、留意点
- ・事前対策

の4つの項目によって整理している。

第1節 復興体制の整備

1. 目的

火山災害により被災した地方公共団体は、膨大かつ複雑な内容となる復興計画を策定し、復興事業の調整を迅速に行うことにより、被災地の早期復興を果たすことが重要である。また、復興対策を効果的かつ円滑に進めていくためには都道府県と被災した市町村、あるいは被災した周辺市町村相互における各種対策の調整を図ることも重要である。このため、これらの復興対策の推進に必要な体制の整備を行うことが必要となる。

2. 整備すべき体制内容

復興にあたるための体制としては、①各地方公共団体庁内における復興体制、さらに、②国、他の地方公共団体との連携体制、③学識経験者等との連携体制、があげられる。また、住民対応等への体制として、④広報・相談体制、が必要である。

①地方公共団体庁内における復興体制

- 既存の担当部課はそのまま残し、臨時的に復興に取り組むための組織（以下「復興組織」）を設置し、庁内における復興対策の推進・調整を行う。
- この組織は、対外的には都道府県、市町村相互あるいは周辺市町村相互の窓口となるものである。

②国、他の地方公共団体との連携体制

- 被災した市町村と都道府県相互の連携を高めるための体制を整備する。
- 都道府県は国に対しても十分な連携を図るものとする。
- 被害が複数の市町村に及ぶ場合では、周辺市町村が連携した復興対策を進めるための組織を整備し、復興対策の推進が図れるようにする。

③学識経験者等との連携体制

- 特に防災対策や経済再建等、専門的な知識が必要となる対策に関しては、学識経験者からの指導や助言を積極的に取り入れるために、各種専門委員会の設置等により、学識経験者等との連携を図る。

④広報・相談体制

- 被災者及び地域住民に対して、復興支援策等に関する広報及び相談の受付を行う相談体制の整備を行い、被災者の自立的な生活再建を支援する。

3. 体制整備の進め方

3. 1 地方公共団体庁内における復興体制の整備

(1) 基本的なパターン

- ・復興対策の推進が必要と思われる被害の発生から1ヵ月以内を目安に庁内の意志決定機関としての復興組織を設置する。また、その事務局となる課（復興課等）の新設も図る。
- ・分掌事務としては、以下の項目が考えられる。

【復興組織】

- ①各種庁内での復興関連施策に関する意志決定
- ②住民等への復興関連情報の提供

【事務局（復興課等）】

- ①復興基本方針原案、復興計画原案の策定
- ②復興関連情報の広報物の作成
- ③各種事業実施に関する庁内調整、情報収集
- ④各種相談等の受付け

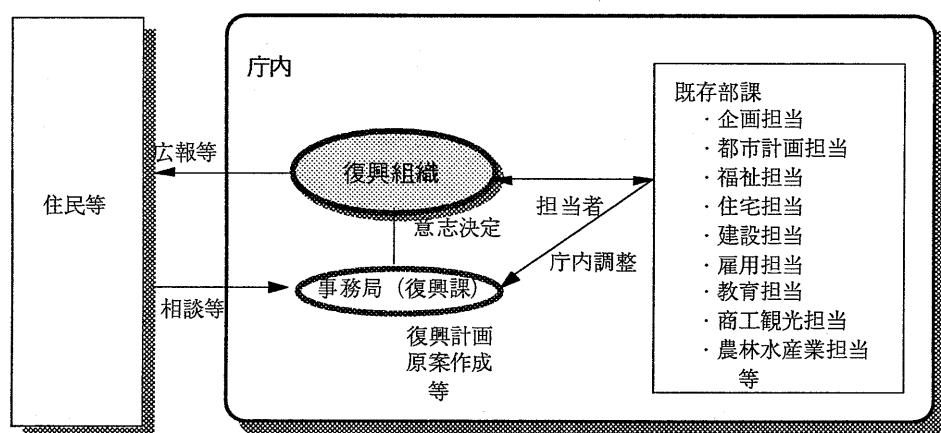


図 2.2.1 庁内の復興体制図

(2) 体制整備に関する留意点

① 都道府県・市町村における復興組織の役割

- ・被害を受けた市町村の復興組織は、被災地域の復興の方向性をとりまとめ、復興対策の推進を図ることが主な役割である。
- ・都道府県における復興組織では、市町村が実施する復興対策への技術的、経済的支援及び国との調整が主な役割となる。

② 庁内規模と事務局の新設

- ・庁内規模が小規模である場合等においては、企画担当部門や総務部門が復興組織の事務局機能を果たす方が適切な場合もある。このため、各地方公共団体の特性に適した事務局組織を早期に検討することが必要である。

③ 庁内外への十分な情報伝達の実施

- ・復興対策が進むにつれて、復興全体の進捗状況が不明確になりがちであり、住民及

び庁内等でも情報が十分伝達されない場合もある。このため、住民及び庁内の関係各部課や関係機関が常に復興状況の把握ができるよう、復興関連の情報等を隨時伝達するように取り計らうことが必要である。

④コンサルタントの選定・委託

- ・状況に応じて、復興対策を迅速、円滑に推進するために、各種資料作成や調査等を行うコンサルタント等を選定し、業務委託を行うことを検討する。

⑤復興組織の解散・組織更新

- ・火山活動が終息に向かい、各種復興事業が平常業務へ移行したと考えられる時点において、庁内で関係機関と調整を図りつつ、復興組織の解散あるいは縮小についての検討を行う。

(3)事例

- ・過去の事例では、以下のように、3つのタイプで体制が取られている。

表2.2.1 過去の災害復興事例における復興体制

分類	実施主体名 (災害名)	組織名	内容	出典記号
調整及び意志決定機関の設置	長崎県（雲仙）	雲仙岳災害復興室	初期の段階で復興と振興対策を総合的に推進するため新設。知事直轄、関連総括課長補佐より構成	B-C3
		雲仙岳噴火災害復興推進本部	全庁的な総合調整・意志決定機関として設置	B-C3
	島原市・深江町（雲仙）	復興推進会議	各庁内において、市長（町長）、助役、収入役、教育長、専門委員、各課長により構成	B-C3
		復興幹事会	各庁内において復興関係課長により構成	B-C3
新設組織として設置	虻田町（有珠山）	災害復旧対策室	災害復旧工事（農地・農業用施設と公共土木施設）を実施	H-1
	三宅村（三宅島）	災害復興課	ハード施設の復旧・復興を目的とした課を設置	H-2
	長崎県（雲仙）	島原振興局土木災害復興部	土木施設の応急対策や建設工事等の推進のために設置	B-C3
		島原振興局農地災害復興課	被災農地等の復旧等のために振興局農林部内に設置	B-C3
既存課等に復興担当者を配置	島原市（雲仙）	災害復興課	企画課復興室から、生活再建対策を意識し、福祉関連課等から職員14名の災害復興課を設置（推進会議等の事務局）	H-3
	北海道（有珠山）		胆振支所へ復興担当職員を派遣	H-1
	深江町（雲仙）	復興室	企画課内に復興室を設置（推進会議等の事務局）	B-C3

(4)事前対策

①整備すべき具体的復興体制の検討

- ・発災後、どのような構成により復興体制を整備するのかを予め検討しておく。

②事務局（復興課等）の設置場所の検討

- ・復興課等を新設する場合では、その設置場所を検討しておく

③復興に係わる諸業務の担当部課を明確にする

- ・火山観光の推進、復興計画策定、仮設住宅、義援金配分、災害時のマスコミ対応等、既存部課の分掌事務にない復興関連業務の担当部課を明確にしておく。

3. 2 都道府県、市町村、国との連携体制の整備

(1) 基本的なパターン

①復興組織相互における連携

- ・都道府県と市町村相互においては、復興組織を窓口として、災害発生当初から十分な連携を図りながら、復興対策を推進する。

②都道府県・国との連携

- ・都道府県は国との連携を十分図る。

③職員の派遣による連携

- ・都道府県職員を市町村に派遣、あるいは市町村から都道府県に派遣することにより、被災地と都道府県の連携を図る。

④復興連絡会議による連携

- ・被害が複数の市町村に及び、それらの市町村が連携を図り復興対策を推進する必要がある場合では、都道府県が働きかけ、復興連絡会議を形成し、都道府県がその事務局となる。

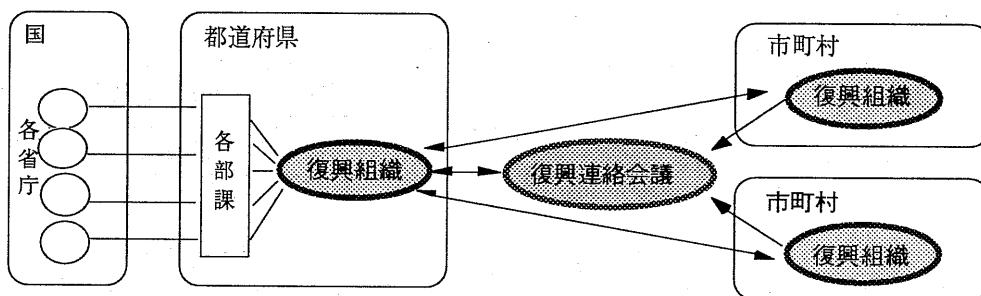


図2.2.2 都道府県、市町村、国との連携

(2)事例

- ・過去の火山災害復興で行われた事例の一部を掲載する。

表2.2.2 国、都道府県、市町村での連携事例

分類	内容	出典記号
市町村・都道府県との連携体制	(有珠山) 北海道 → 虻田町に近接する支庁 復興担当職員として	H-1
	(三宅島) 東京都 → 三宅村 復興課職員として	H-2
	(雲仙) 長崎県 → 島原市 復興担当助役として	B-C8
	(雲仙) 長崎県雲仙岳噴火災害復興島原地方本部：島原市での総合調整機関として設置	B-C3
周辺市町村との広域的連携体制	(有珠山) 北海道：有珠山周辺市町村首長及び学識者等からなる有珠山噴火予知連会議が定期的に開催されることにより、周辺の市町村における復興対策の情報交換実施	H-1
	(雲仙) 長崎県：平成8年から島原半島全域の島原地域再生行動計画（がまだす計画）を策定するために、半島内の市町村、各種関係団体、学識経験者等からなる委員会を設置し、計画策定実施	B-C4

(4)事前対策

①復興担当窓口の確認

- ・関連する都道府県、市町村において、復興対策を推進する場合の分掌事務とそれを

担当する部課名及び担当者名を事前に確認しておく。

②周辺市町村からなる組織の形成

- ・火山周辺の市町村により構成される組織を設置し、災害復興に関する事前の対策や災害復興時の協力体制等を検討しておく。

3. 3 学識経験者等との連携体制の整備

(1) 基本的なパターン

①専門委員会等の設置

- ・専門的見地からのアドバイスが必要な復興計画の策定や治山・砂防対策等に関しては、災害発生当初から各種専門委員会等を設置し、積極的に学識者等からの意見を取り入れるものとする。

②ヒアリングやアンケートの実施

- ・専門委員会等を設置しない場合では、個別にヒアリングやアンケート等の実施により、専門家からの意見を取り入れるものとする。

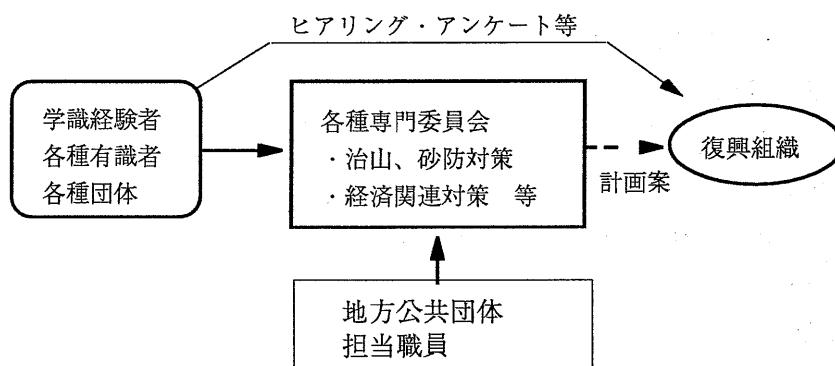


図2.2.3 学識経験者等との連携

(2) 過去の事例

表2.2.3 学識経験者等との連携方法

実施主体(災害名)	内 容		出典記号
北海道(有珠山)	有珠山周辺地域対策プロジェクトチーム	専門組織を設置し、被災地域における今後の防災対策について検討した	B-A2
島原市(雲仙)	復興検討委員会	学識者等を委員に迎えた委員会を設置し、推進委員会から提案された計画原案を検討した	B-C1

(3) 事前対策

- ・火山または災害復興関連の分野を専門とする地元あるいは近隣の学識経験者やその他著名な学識経験者等の専門分野及び連絡先等を把握しておく。

3. 4 広報・相談体制の整備

(1) 基本的なパターン

【広報】

①復興組織による広報物の発行

- ・復興組織が、庁内外の復興関連情報を収集し、広報物等の編集、発行を行い、地域住民への広報を実施する。また、庁内においても復興情報の伝達を行う。

【相談窓口】

①新設組織（復興課等）への相談窓口設置

- ・復興課等の新設組織が設置される場合では、ここに復興対策関連の総合的な相談窓口を設ける。

②各担当部門に相談窓口設置

- ・復興課等の設置がされない場合では、各復興関連部課に窓口要員を配置し、復興関連事業に関する相談業務を行う。

(2) 必要となる主な相談窓口の分野

①生活再建関連

- ・仮設住宅
- ・義援金
- ・住宅再建、各種生活再建資金の貸付関連
- ・健康相談
- ・職業斡旋、雇用相談

②地域経済再建関連

- ・再建資金貸付（中小企業、農林水産業）
- ・観光振興

(2) 体制整備に関する留意点

①職員の確保・補充

- ・被害が甚大になり、被災者が大量に発生する場合では、相談業務とそれに関連する事務処理量が膨大になるため、職員の確保、補充が必要である。

②専門家への協力依頼

- ・住宅等に関する相談では、法律面での知識が必要になる場合があり、法律家等への協力依頼も検討する。

③広報の方法

- ・復興支援内容等の広報については、直接的な被災者のみでなく、可能な限り全戸に配布し、復興状況及び復興対策に関する全般的な周知を図ることが必要である。
- ・発災当初では、被災者の避難先がわからない場合がある。このため、自治会役員等の協力も求め、速やかに避難先の把握に努める、被災者への情報伝達の徹底を図る。

(3)事例

表2.2.4 広報・相談体制に関する事例

実施主体(災害名)	内 容	出典記号
虻田町(有珠山)	・被災地住民への広報は、朝晩自治会との報告会を持ち、住民側からの要求等を話し合い、それを地元に持ち帰って住民に説明してもらう等、自治会を通じて被災者へ情報伝達を行った。	H-1
島原(雲仙)	・被災地内に土地や家屋を所有している市外居住者に対しては、支援内容の広報等が行き届かず、支援ができなかった例がある。 ・事業期間終了後に支援制度があったことを知った被災者から、自分の受け取り権利を主張してくる等の苦情を受けることがあった。 ・雇用相談については、P82参照。	H-3

(4)事前対策

①災害発生時の窓口要員の確保

- ・相談窓口業務を実施する職員の人数や配置を事前に検討する。

②相談内容の予測と対応方法の検討

- ・災害復興時における相談内容の想定を行い、それに対する対応方法を検討する。

第2節 被害状況等の把握

1. 目的

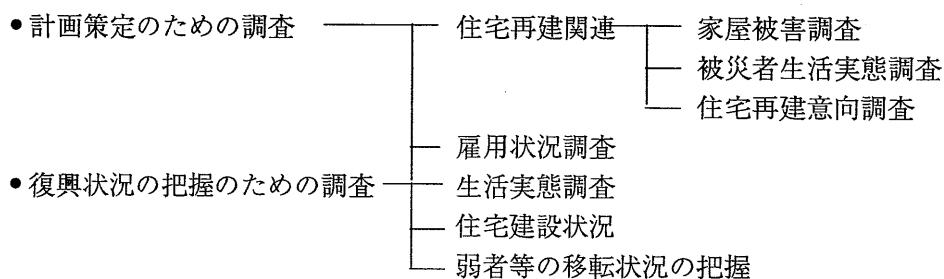
災害発生直後の被害状況の把握は、各種応急対策を迅速かつ的確に行うためのものである。しかし、復旧・復興対策を適切に進めていくためには、応急対策のための被害調査に加え、復旧・復興対策の方針を速やかに決定したり、復興計画の策定を行うための各種施設等の復旧状況や被災者等の再建意向等を調査・分析する必要がある。

また、火山活動が長期化する場合等では、二次災害が発生する毎に被害調査を実施することや、復興対策を進めていくため、今後の被害予測の実施等も必要となる。

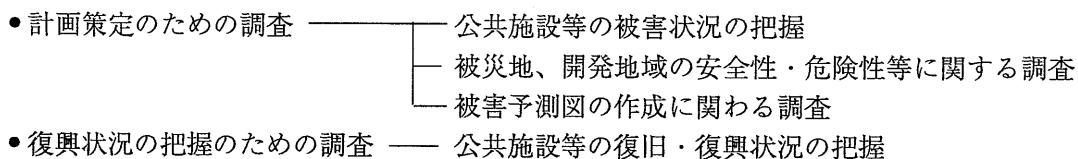
2. 調査項目

調査・分析は、復興対策に関わる以下の3つの分野について行う。ここでは様々な調査をあげているが、可能な限り各調査は統合させることにより、重複をさけ、迅速かつ効果的な調査の実施が必要である。

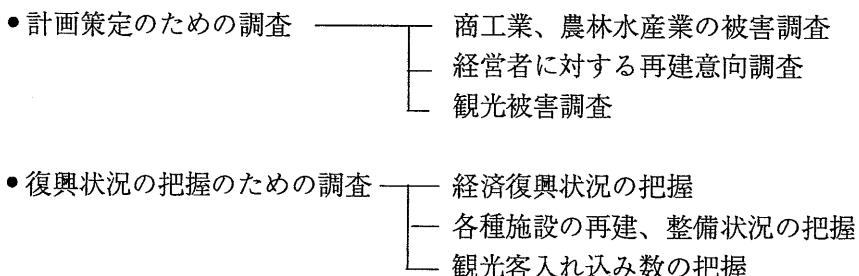
①生活再建に関する調査等 (⇒ 3)



②復興防災まちづくりに関する調査等 (⇒ 4)



③地域経済再建に関する調査等 (⇒ 5)



3. 生活再建に関する調査等

3. 1 家屋被害調査

(1)調査の基本的なパターン

【被害概要の把握】

- ①被災地域の航空写真等の入手
- ②住宅地図等へ被災エリア記入
- ③被害戸数概要の把握
 - ・航空写真及び被災エリアから判断し、被害戸数をカウントする。
- ④国、関係地方公共団体、マスコミへ被害概要を報告

【踏査による詳細被害調査（火山活動が継続している場合）】

- ①消防署、自衛隊への被害調査に関する協力依頼
- ②火碎流発生等に対する安全確保の方法検討（避難方法、情報伝達、監視体制）
- ③踏査実施
- ④調査結果の集約
- ⑤概要報告内容を修正し、詳細踏査結果として国、関係地方公共団体、マスコミへ報告

(2)調査に関する留意点

①踏査にあたっての安全確保

- ・火碎流被害現場での踏査については、専門家から火山活動の現状に関する情報を受けた後に実施時期を決定する。
- ・踏査には、消防署、自衛隊職員を同行し、火山に異常が観測された場合は、すみやかに避難行動に移れるように体制を整備し、実施する。

②警戒区域内への踏査

- ・警戒区域が設定された後に、区域内での踏査を実施する場合では、当該市町村以外の機関は警戒区域を設定した市町村長等の許可を得ることが必要である。

③被害原因の明確化

- ・家屋における被害では、土石流と火碎流では保険料が異なるために、被害要因を明記しておく必要がある。

(3)過去の事例

表2.2.5 雲仙普賢岳噴火災害での調査事例

	内 容	出典 記号
火碎流発生後の家屋被害調査	(雲仙) 平成3年6月3日の大火災流が発生した直後、市役所内の税務課、企画課、消防署は被災地内に立ち入り、被害調査を実施した。	H-3
警戒区域内での家屋被害調査	(雲仙) 被災地に立ち入った時、車両はエンジンをかけた状態で、避難方向に向けておき、自衛隊等からの監視状況を無線で把握できるような状態で踏査を実施した。	H-3
	(雲仙) 平成5年6月より、千本木地区の被災認定に関しては、現地踏査では危険性が高いとの認識から、航空写真による判定を行った。	B-C3

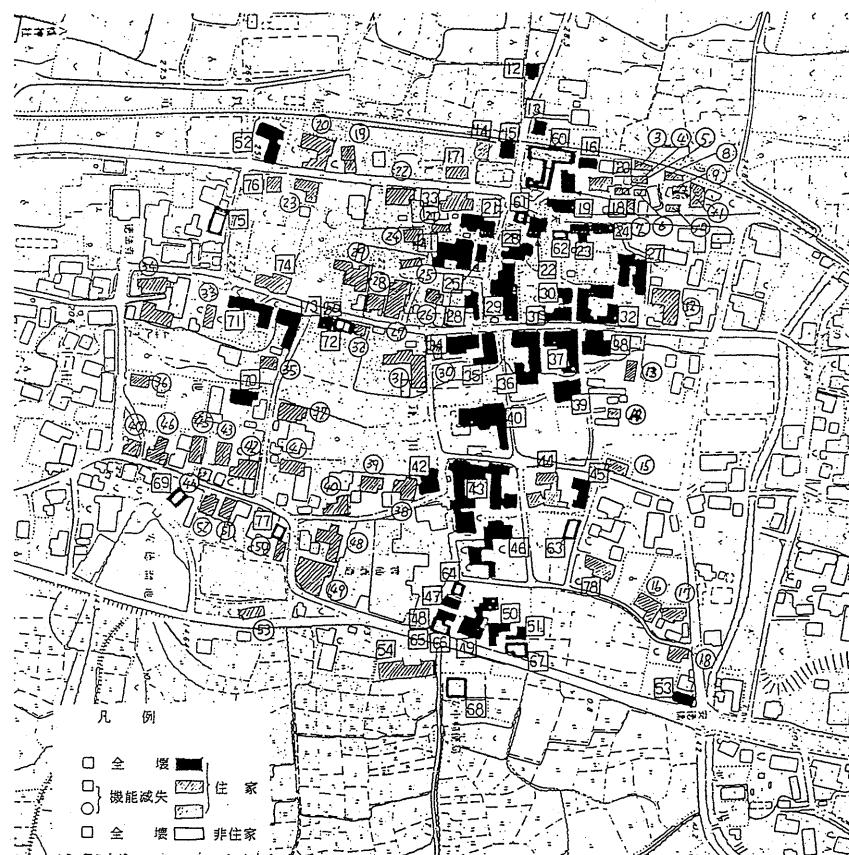


図2.2.4 島原市安中地区における住宅被害調査結果

(出典：長崎県土木部住宅課資料)

3.2 被災者生活実態調査・再建意向調査

(1)調査の基本的なパターン

- ①アンケート用紙作成
- ②避難者の居住場所の確認（避難所、仮設住宅、自宅残留、疎開）
- ③調査実施（現在の住居形式、希望する再建場所・住宅形式・土地面積等）
- ④調査結果集約・分析

(2)調査に関する留意点

①避難者等の居住地の確認

- ・被害が局地的である場合では、その周辺の避難所に被災者が避難するものと考えられるため、それらの避難所を中心に調査を実施する。
- ・避難先の確認が困難となるのは、被災地から遠隔地へ移転した被災者であるが、広報紙等を利用することにより、その把握に努めることが必要である。

②調査方法

・調査方法は、対象者数によって異なるが、次のような手段を用いるように検討する。

- 避難者、仮設住宅、自宅残留者
 - ⇒ 地方公共団体職員による訪問調査
 - 町内会・自治会を通じたアンケート調査
- 疎開者 ⇒ 郵送によるアンケート調査

・被災者に対しては、災害発生直後から、長期にわたり、行政による意向調査等に加えて、大学等の各種研究機関やマスコミ等が調査を実施することが考えられる。そのため、被災者は調査疲れ等を起こし、それらが一種のストレスにもなる可能性がある。このことから、生活再建に係わる調査については、可能な限り統合を図るようにする。

(3)過去の事例

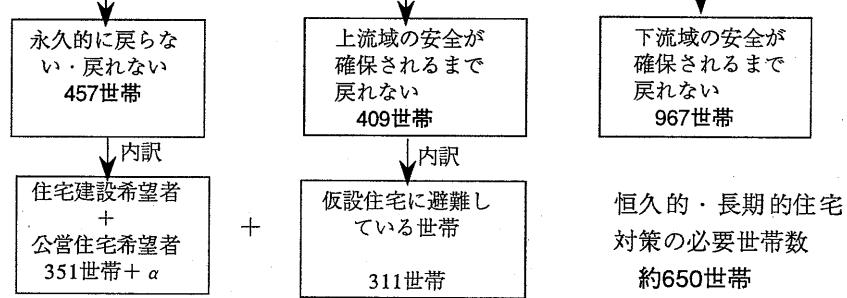
表 2.2.6 被災者の住宅再建意向調査の事例

実施主体・災害名	内容	出典記号														
虻田町（有珠山）	<ul style="list-style-type: none"> ・地殻変動により家屋被害が継続する地域において、被災者の移転意向を正確に把握するために、虻田町職員による戸別訪問ヒアリングを実施した。 ・事前に移転意向を十分把握したことにより、事業説明会を実施した時点では、意向の集約が比較的容易に進んだ。 	H-1														
三宅村（三宅島）	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の再建意向の把握をするために、被災者の仮設住宅への引っ越しがほとんど完了した昭和58年12月初旬に「阿古地区住民意向調査」を実施した。 ・この意向調査結果をもとに、昭和59年中に復興基本計画策定のための基本方針をまとめ、昭和60年1月26～28日にかけて、被災者に対する住民説明会を実施。 ・住宅再建は、①自力再建、②団地入居、③村営住宅入居の3パターンで進めるこを検討し、昭和59年1月29～30日に住民相談を実施し、被災世帯301戸の内、150戸が自力再建、116戸が団地入居、35戸が村営住宅へ入居することとなった。 	H-2														
長崎県（雲仙）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅対策を検討するために、平成4年2月末から3月末にかけて被災者実態調査を実施し、県は住宅対策として以下の算出根拠に基づき公営住宅等の建設戸数を割り出した。 ・アンケートは県災害復興室で作成し、回答内容の分析を実施した。 ・調査結果から、住宅対策の内容を分析した結果は以下のとおりである。 <p>1・区域内世帯数の設定</p> <p>・平成4年2月22日に発表された砂防構想図から、島原市・深江町により該当世帯数の概略を抽出し、以下のように設定した。</p> <p>The map shows the following data:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Zone</th> <th>Population (世帯数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南千本木</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>北千本木 上折橋</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>ダム・導流堤内</td> <td>253</td> </tr> <tr> <td>山側</td> <td>381</td> </tr> <tr> <td>海側</td> <td>1038</td> </tr> <tr> <td>(世帯数)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>国道57号 is indicated at the bottom left.</p>	Zone	Population (世帯数)	南千本木	81	北千本木 上折橋	92	ダム・導流堤内	253	山側	381	海側	1038	(世帯数)		H-5 B-C5
Zone	Population (世帯数)															
南千本木	81															
北千本木 上折橋	92															
ダム・導流堤内	253															
山側	381															
海側	1038															
(世帯数)																

B-C6

2・アンケート調査結果の分析

	戻りたくない戻れない	終息後戻りたい	無回答	既に住宅建設	計
北千本木・上折橋	9	83	0	0	92
南千本木	8	72	1	0	81
ダム・導流堤内	125	123	2	3	253
国道57号より山側	44	333	3	1	381
国道57号より海側	146	865	19	8	1,038
計	332	1476	25	12	1,845



3・住宅対策内容の検討

- 恒久的・長期的住宅対策の必要世帯数を約650世帯と設定し、その内訳を以下の様に設定した。

住宅団地（宅地分譲分） 220戸	住宅団地内の公営住宅等 120戸	住宅団地外の公営住宅等 210戸	既設公営住宅の見込み空家 100戸
公営住宅等の建設 約330戸			約100戸
住宅団地の造成 約340戸			
約550戸			

4・建設戸数の上乗せへの対処

- 平成8年8月～15日にかけての土石流の発生に伴い、建設戸数の上乗せが必要となったために、長崎県では再度、必要戸数を200戸と算出し、100戸を公営住宅、残り100戸の建設にあたっては、公営住宅の供給過剰を懸念し、地域特別賃貸住宅（借上B型）で対応するとした。

○算定方法

- 新規被災地における対象区域世帯数：310世帯
- ①の内、被災者実態調査において戻りたくない、戻れないと答えたもの：42世帯（上記550世帯で対応すみ）

α ：施策必要率（国道57号線より山側の区域等の要施策対象者の内、公営住宅への入居を希望したものの率）

$$\begin{aligned} \text{必要戸数} &= (① - ②) \times \alpha \\ &= (310 - 42) \times (650 / 866) \\ &= 200\text{戸} \end{aligned}$$

3. 3 雇用状況の把握

失業した被災者の雇用確保を支援するためには、雇用状況の正確な把握が重要である。雇用状況の把握を行うための基本的なパターンは次のようになる。

- ①業界団体（商工会議所、農・漁業協同組合、観光協会等）への問い合わせ
 - ・経営・製造の継続状況を把握する。
 - ・解雇者の有無、求人状況を把握する。
- ②調査結果の集約・分析
- ③マスコミ等を通じた調査結果の広報
- ④雇用回復状況の定期的な把握

4. 復興防災まちづくりに関する調査等

4. 1 公共施設等の被害状況、復旧・復興状況の把握

(1)調査の基本的なパターン

- ①地方公共団体職員による調査
 - ・市町村・都道府県所管の施設については、職員が被害調査を実施する。
- ②施設管理者からの被害情報等の収集
 - ・その他施設については、施設管理者から被害報告を受ける。
- ③定期的な復旧・復興情報の収集
 - ・その後、定期的に復旧、復興状況を把握する。

(2)過去の事例

表2.2.7 被害調査事例

実施主体・災害名	内 容	出典記号
長崎県（雲仙）	・災害復旧事業に関する災害査定用の資料として、現場写真以外にもマスコミで報道された資料等も県担当者が添付することにより、国の担当者が被災地の状況を理解するために役だった。	H-4

4. 2 被災地、開発地域の安全性・危険性等に関する調査

(1)調査の基本的なパターン

- ①被害シミュレーション等の実施による安全性の検討
 - ・過去の災害履歴、地形、気候等より、被害シミュレーション、ハザードマップの作成等により、安全性を検討する。
- ②専門家による調査検討の実施
 - ・必要に応じて学識経験者等からなる検討委員会や調査委員会を設置し、安全性を検討・調査する。

(2)過去の事例

表2.2.8 被災地の安全性に関する調査事例

実施主体・災害名	内 容	出典記号
三宅村（三宅島）	・溶岩で埋没した阿古地区の被災者は、復興計画を策定するにあたり、溶岩で埋没した跡地に盛土をして旧集落どおりのまちをつくる意見が根強かった。そこで、三宅村は、埋没地の居住性の適否と新集落建設予定地の安全性を検討するため、昭和59年1月に学識経験者9名からなる「三宅村阿古地区溶岩埋没地等調査委員会」を設置し、専門的見地から報告書のとりまとめを委託している。	B-B1

5. 地域経済再建に関する調査等

(1)基本的なパターン（各種被害状況、復興状況の把握）

- ①各業界団体（商工会議所、農業共同組合、漁業共同組合、観光協会等）を通じて業種別の被害状況を把握
- ②必要に応じて、業界団体と共同によりアンケート調査を実施
- ③調査結果の集約・分析
- ④調査結果のマスコミ等を通じた住民への広報を実施
- ⑤回復状況の把握を定期的に実施する

(2)過去の事例

表2.2.9 地域経済再建に関する調査事例

実施主体・災害名	内 容	出典記号
鹿児島県（桜島）	・火山ガスによる農業作物への被害が発生したために、学識経験者等からなる調査チームを設置し、火山ガスによる被害及び耐ガス性の作目の調査を実施した。	B-E1
島原市（雲仙）	・平成9年8月の大暴雨による土石流の発生以降、これまで（平成10年3月現在）大規模な土石流の発生はないが、降雨時には多量の土砂が流出を続けているため、漁場の被害が継続している。しかし、被害の発生している場所は海面下であるために、実際の被害状況の把握が困難となっている。 ・稚魚等の放流をした場合、漁獲高が回復しても、それが自然増であるのか、放流の効果であるのか、という判断が難しく、事業効果の評価が困難となっている。	H-3

6. 事前対策

①調査様式の作成

- ・調査用紙、結果集計様式の作成を予め行う

②データ入力方法、集約方法に関する検討

- ・各部課間でのデータ処理方法について検討しておく

③被災前の現況データの収集・整備

- ・計画の立案にあたっては、従前のデータが十分把握されていることが重要である。このため、データの収集・整備を十分実施しておく。また、航空写真による被害状況の把握をする前に、従前の現況図を作成しておく必要がある。これは定期的に更新を行い、被害発生時に従前の正確な状況を把握しておくことが重要となる。

第3節 避難指示発令、警戒区域設定

1. 目的

火山活動が活発化すると、火山周辺地域では人的被害が発生する可能性が高まる。さらに、火山活動が本格化すると、噴石や大量の降灰、溶岩流からの被害を避けるために、周辺の住民に対して、避難指示を発令することが必要となる。また、その後、火山活動が長期化し、人命への危険性が継続する場合では、状況に応じて警戒区域の設定が必要となる。

2. 制度内容

避難指示の発令及び警戒区域の設定に関わる制度内容を以下に整理する。

【災害対策基本法】

第60条（市町村長の避難の指示等）

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認められるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。
- 市町村長は、避難の必要性がなくなったときは、ただちにその旨を公示しなければならない

第63条（市町村長の警戒区域設定権等）

- 災害が発生し、又はまさに発生しようするしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

3. 避難指示発令、警戒区域設定方法

①避難指示発令、警戒区域の設定

- ・ 火山活動による人命への危険性を考慮し、避難指示あるいは警戒区域の設定を行うものとする。
- ・ 雲仙普賢岳噴火災害のように火山活動が継続し、噴火や火碎流の突発的な発生が予想される場合では、避難指示の発令に加え、被害が及ぶことが想定される地域への警戒区域の設定を検討する。
- ・ 警戒区域の設定に関しては、規制の方法である「①立ち入りを制限し、若しくは②禁止し、又は③当該区域からの退去」の3つの段階を、火山活動の状況に応じて、効果的に運用することが必要である。
- ・ 市町村長の権限によって、警戒区域設定が行われるが、同時に道路の交通規制も必要となる。しかし、道路は国道、県道、市道等、管理主体が異なり、市町村長ではすべてを管理しきれないため、警察、都道府県等と連携を図りながら実施する。

②発令、設置期間中の対応

- ・ 立ち入り禁止区域においては、警察、自衛隊等の協力を求め、交通規制を行う。
- ・ 避難指示の発令や警戒区域の設定期間が長期化する場合は、被災者への精神的スト

レスが蓄積されることから、危険性の低下が見られる場合では、立ち入り制限に時間枠を設けるようにし、一定時間、避難者が自宅や農地等へ戻れるように措置を取る等の配慮の検討も行う。

- ・市町村長の許可により区域内に立ち入りをする場合は、必ず検問により、区域内へ立ち入った者の名前や人数を把握する。

③解除・縮小

- ・区域の解除を行う場合では、人的被害発生の防止を第一とし、火山活動状況と防災対策の進捗状況等を踏まえ、総合的な見地から、解除・縮小の時期及び区域を検討する。

4. 過去の事例

表 2.2.10 避難指示発令、警戒区域設定事例

実施主体・災害名	内 容	対 応	出典記号
虻田町（有珠山）	・発令	・噴火活動に伴い、虻田町長により避難指示が発令。	H-1 B-E2
	・発令中の対応	・避難指示発令中は、検問所で三種類のステッカーを使い、区域内へ侵入した車の台数、人員を把握。 ・2000人近い避難者が発生したために、町役場職員は避難所での避難者対応に追われる結果となった	
	・解除	・避難勧告地域となった温泉街の地域経済活動の再開を勘案して、避難指示発令1カ月後に避難指示の解除を行った（しかし、火山噴火予知連絡会による「安全宣言」は噴火の5年後に発令されている） ・観光客の減少をかなり懸念した措置でもあったが、解除後も観光客数はすぐに回復してこなかった。	
大島町（伊豆大島）	・発令	・噴火活動により全島民の島外避難の勧告、指示の発令	B-E2
	・解除	・避難指示の解除にあたっては、火山噴火予知連絡会の慎重な見解があつたが、噴火の約1カ月後に解除されている	
島原市・深江町（雲仙）	・発令	・平成3年5月15日、水無川で最初の土石流が確認され、避難勧告が発令 ・その後の土石流の発生に伴い、勧告と解除を繰り返す ・6月3日に発生した火碎流被害に伴い、翌日から警戒区域を設定。当初は、区域内退去、立入禁止が発令されたが、立入制限に変更している。 ・その後、火碎流の発生や火山活動によって区域の拡大、縮小を繰り返す。	B-C3 H-3
	・設定期間中の対応	・警戒区域設定期間が長期化したために、復興事業にも大きな影響が発生 ・時間制限により立ち入りを部分的に許可した ・警戒区域内へ立ち入った住民が火碎流により死亡することもあった ・島原市においては、警戒区域の設定にあたって当初は立ち入りが禁止されたが、その後立ち入り制限となり、市長の承認のもと、警戒区域内部へ立ち入ることが可能となった。	

5. 事前対策

①関係機関との分担や協力方法の検討

- ・市町村、各関係機関、消防、警察等において、避難指示発令や警戒区域設定時の役割分担や協力方法をあらかじめ協議しておくことが必要である。

②避難指示の発令等に関する協議体制の整備

- ・市町村長及び防災関係機関の長による協議会を設置し、火山現象に異常が観測された場合の避難指示の発令や警戒区域の設定等に関する対応等について隨時協議を行

うことにより、事前に体制を整備しておくことが必要である。

【参考例】

表2.2.11 事前の協議体制整備の事例

実施主体	内容	対応
三宅村、大島町	避難勧告等の協議	町村長、測候所長、支庁長、警察署長による四者協議会が設けられており、火山現象に異常が観測された場合、隨時協議して対応することが取り決められている

第4節 復興計画の策定

1. 目的

都市構造や産業基盤の改変を要する被災地域の再建は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。そこで、これを可及的、迅速に実施するため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるために復興計画を策定することが必要である。

また、復興計画の策定は、被災した地方公共団体が主体となり、住民の意向を尊重しつつ計画的に行うことが重要である。

2. 復興計画の内容

①復興計画の位置づけ

- ・各地方公共団体では、当該地域における将来ビジョンを示した総合計画等が策定されているが、復興計画は、これらの将来ビジョンを踏まえて、被災者の生活再建、被災した市街地や都市施設の再建、地域経済の再建に関する施策をとりまとめた計画として位置づけられる。
- ・被害の状況等によっては、復興計画において新たな将来像をつくる場合も考えられるが、その場合は、当該地域におけるその後の総合計画等の指針となる。

②復興計画策定の段階

- ・都道府県及び市町村における復興計画策定の段階は以下の3つの区分に分けられる。
 - a. 復興基本方針
 - b. 復興基本構想
 - c. 復興基本計画

③計画内容の分野

- ・復興計画として取り上げる主な分野は、被災者の「生活再建」、「復興防災まちづくり」、「地域経済再建」の3分野である。復興計画は、これら3分野における計画内容を十分調整したものとして策定する。
- ・「生活再建」には、「住宅再建」に関する計画等が含まれる。また、「復興防災まちづくり」では、「土石流対策」や「住宅移転対策」等が重要課題となり、それらを推進するための計画が必要である。さらに「地域経済再建」に関しては、既存の地域振興計画を踏まえ、災害により衰退した経済状況を活性化するための各種施策が必要である。

④規定すべき項目

- ・復興計画として規定する項目には、②の各段階で以下のような項目があげられる。
 - a. 基本方針：復興の目標、方向性等
 - b. 基本構想：復興の目標年、対象地域、施策の体系、施策の優先順位（短期計画・長期計画）等
 - c. 基本計画：各施策の事業推進方法、実施位置、事業量 等

3. 復興計画の策定方法

3. 1 復興計画策定の基本的なパターン

①復興体制の整備（⇒ 第1節「復興体制の整備」）

- ・復興計画の策定を迅速に行うために必要な体制を整備する。

②復興基本方針の策定

【目的】被災した地方公共団体が、復興に向けた基本的な方向性を被災地の住民や関係機関等に示すものである。

【方法】以下の4つの分野の基礎資料等から、復興の方針を検討する。

- ・地域特性と被害状況の概要
- ・災害からの教訓
- ・上位計画における整備課題
- ・既存の事業計画内容

③復興基本構想の策定

【目的】庁内及び関係機関、都道府県・市町村相互における調整が図られた復興施策を体系的にまとめ、被災地の住民や関係機関等にまちの将来像を提示するものである。

【方法】以下の6点から、復興に必要な復興施策を検討する。

- ・被災状況の実態調査結果
- ・被災者の再建意向・生活実態調査結果
- ・復興に関する各種提言、要望
- ・各部課の検討施策内容
- ・上位計画、既存事業計画
- ・学識経験者等の助言

また、火山活動が長期化している中で計画策定を行う場合では、火山活動の継続中に開始する緊急的な内容と終息後等に本格的に取り組む長期的な内容に分けた基本構想の策定が必要である。

④復興基本計画の策定

【目的】各施策の実施を前提とした体系的な計画であり、各施策の早期推進・実現を目指し、被災地の住民や関係機関等の理解を図るものである。

【方法】復興基本構想で計画された各施策に関して、都道府県及び市町村間等で調整が図られたものであり、必要事業量の算出・予測、また、整備する施設の位置、規模、内容等、以下の2点から内容を検討し、施策内容の具体化を図る。

- ・必要事業量（被害調査結果、被災者意向調査等より把握）
- ・整備する施設の位置、規模、内容の設定

⑤個別事業計画の策定

- ・各担当部課により事業計画を策定する。

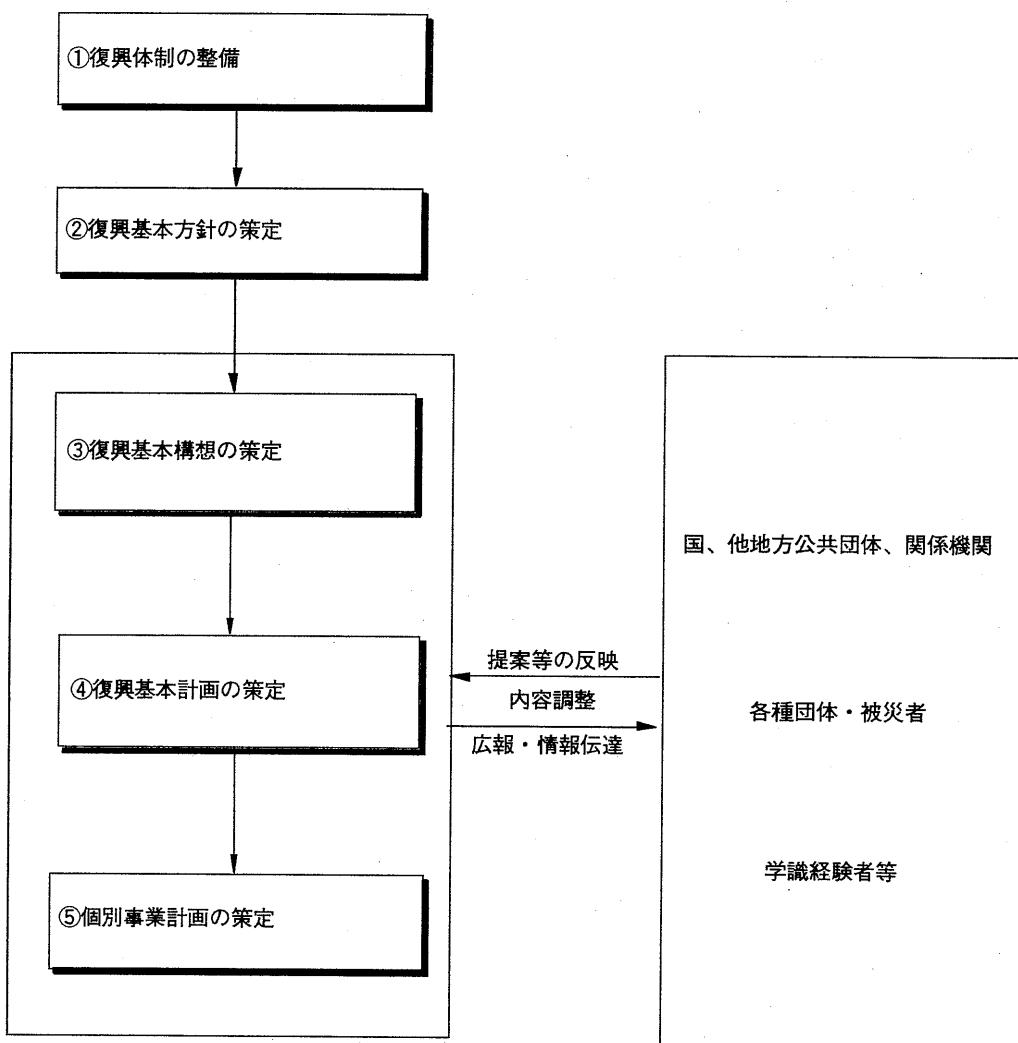


図2.2.5 復興計画策定フロー

3. 2 復興計画策定に関する留意点

①計画策定期期

- ・復興基本方針の策定：復興組織が設置されてから1ヵ月以内を目安として策定する。
- ・復興基本構想、基本計画の策定：火山活動や被災状況によって異なるが、復興対策が必要となる大規模被害の発生より1年内を目安にする。

②計画策定における都道府県・市町村の役割

- ・被災した市町村は復興計画を策定することにより、被災地域における復興の方向性を示すことが必要である。その場合、都道府県は、事業の実施に際しての財政的、技術的支援を行う。
- ・被災した市町村における復興計画の策定が困難な場合では、都道府県が主体となって計画策定を行う。

③火山活動の長期化や被害の拡大による計画内容の見直し

- ・計画策定期上での火山活動が長期化したり、被害が拡大する場合では、計画内容の

見直しが必要となる場合がある。この場合、被害状況に応じて、部分的あるいは全面的な修正の検討を行う。

④関係機関等との調整等

- ・復興計画を策定を行う際には、短期間で都道府県、市町村、関係機関と十分な調整を図る必要がある。
- ・被災者の再建意向を集約し、民心の安定を図るためにには、特に生活再建に関連する対策の方向性や支援内容に被災者や各種団体の意向を反映させ、早急に提示することが重要である。しかし、私権に関わる対策（特にまちづくり等の面的整備に関する対策）では、被災市街地復興特別措置法の適用等により、計画策定に必要な時間を設ける等の措置を図り、早期計画策定を目指しながらも、被災者の再建意向を十分反映させた計画づくりを目指すことが必要となる。
- ・特に土石流対策や経済再建関連の対策等の専門的な見地からの検討が必要な分野については、各種専門委員会の設置やアンケート、ヒアリング等により、学識経験者等からの意見を収集し、積極的に計画内容に取り込むことが必要である。

⑤計画内容の広報

- ・広報には、既に発行されている地方公共団体の広報紙やマスコミを通じて、被災者及び関係機関への広報を行う。
- ・計画内容の公表にあたっては、特に高齢者等にも十分な理解が得られるように工夫した説明、資料づくりが必要である。

⑥被災者の再建意向の変化への対応

- ・火山活動の長期化により、特に住宅再建等に関して施策の実施が遅れる場合等では、時間経過に伴い被災者の再建意向が変化する場合がある。このため、当初検討された計画内容では、被災者の再建ニーズとのずれが生じる場合もある。このため、このような状況においては、再建意向の把握を隨時行うことが必要である。

4. 過去の事例

①三宅村：三宅島

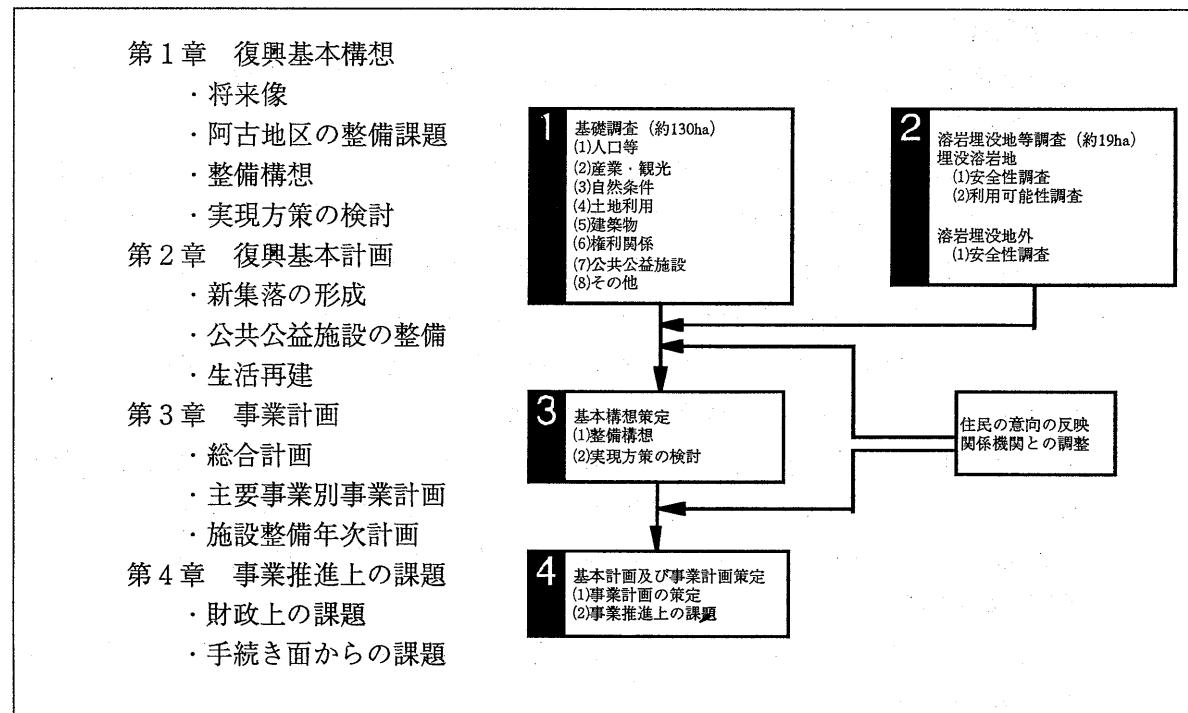


図 2.2.6 阿古地区復興計画の目次及び策定フロー

(出典：阿古地区復興計画基本調査報告書 昭和59年3月)

②島原市：雲仙

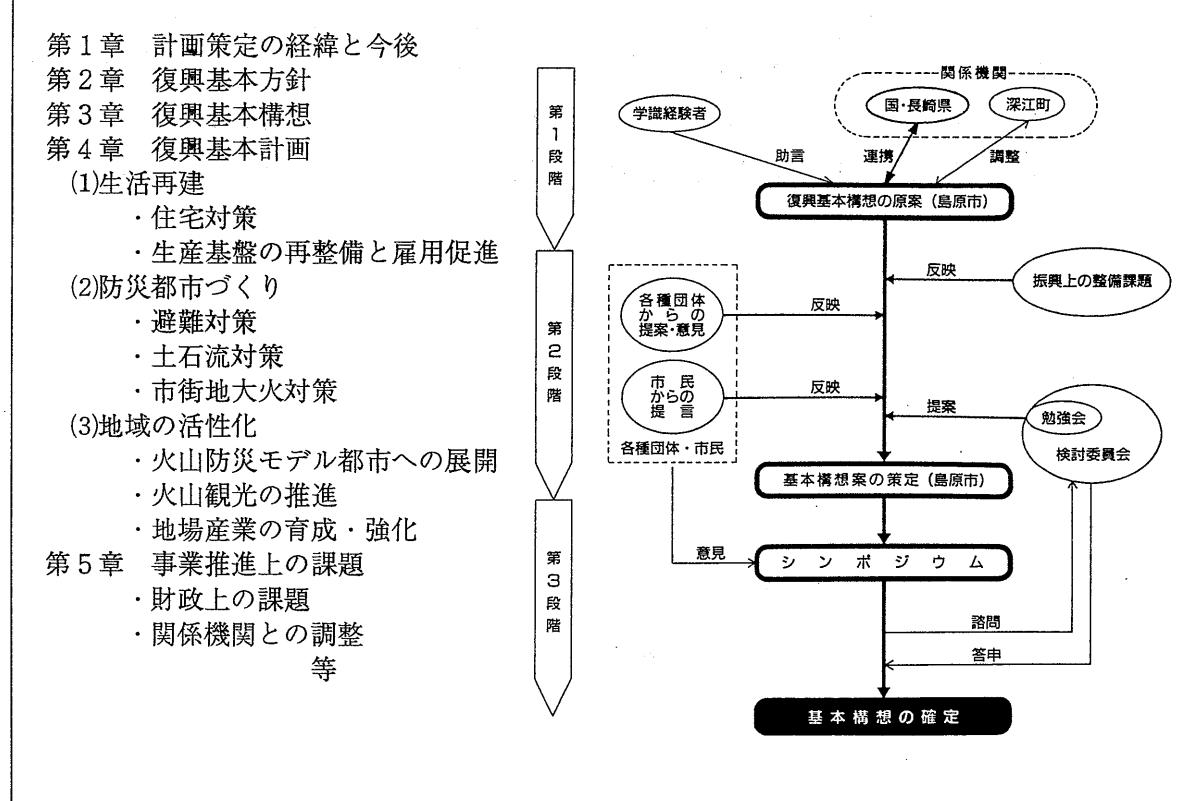


図 2.2.7 島原市復興計画の目次及び策定フロー

(出典：島原市復興計画 平成5年3月)

5. 事前対策

①事前復興計画の策定

- ・ハザードマップの作成を実施し、具体的な被害予測が可能となった後に、想定される被害にもとづいて、本マニュアルを活用した、事前復興計画を策定する。これに際しては、想定されている復興組織のメンバーから構成される事前復興計画策定検討会等を設置し、庁内全体で検討を図る。

②法制度に基づく事業手法等に関する情報収集及び勉強会の実施

- ・復興施策を推進していくために、適用が想定される現行の法制度に基づく事業手法や補助金制度に関する情報の収集を行う。また、それらの運用方法に関する勉強会を実施し、災害復興時の職員の対応力の向上を図る。

③火山及び火山災害に関する職員への勉強会の実施

- ・職員が火山災害に関する基本的な知識を得ることによって、適切な災害発生後の対応が実施できるように、火山災害に関する基本的な知識及び当該地域に存する火山の特性に関する勉強会等を実施する。

④当該地域に関する基本的データの整備

- ・復興計画を策定する際に必要となる、地域の人口、産業、都市施設等に関する基礎的データを収集、整理し、緊急時における計画策定に活用できるように整備する。
- ・また、具体的な計画を策定するために必要となる地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備及び保存並びにバックアップ体制を整備する。

第5節 復興財源の確保

1. 目的

火山災害からの復興で行われる被災者の生活再建、被災した市街地の再建や防災対策の推進、さらに衰退した地域経済の再建のために実施される各種事業内容は、多種多様であると同時に、通常では長期にわたって実施する内容であっても、短期間で集中的に実施する必要がある。このように、多量の事業の集中的な推進には、多額の事業費が必要である。しかし、被災による税収入の一時的な減少等により地方公共団体の財政はさらに圧迫されることが想定されるため、あらゆる手段を活用し、復興財源を確保していくことが重要となる。

2. 財源確保の方法

①予算編成

- ・減収の把握 : 被害状況から減収分を見込む。
- ・必要予算額の把握 : 復興事業に係る見込み予算額を算定する。
- ・予算執行計画 : 緊急を要する対策に係る予算を算出し、優先順位の低い事業より高い事業の先行的な実施を計画する。
- ・（補正）予算編成 : 実施の緊急性が高い事業の着実な予算化を図る等の予算編成を行う。
- ・被害の拡大に伴う予算の再編成 : 被害の拡大等により必要事業量が拡大した場合は、事業費枠を拡大させ、予算を再編成する
- ・特別会計 : 次年度以降は、特別会計により予算を確保する

②地方公共団体による財源確保

- ・災害対策債、歳入欠かん債等の地方債を発行し、財源確保を図る。

③補助事業、特例等の有効活用

- ・復興事業を推進する場合には、適用可能な法制度に基づく事業の適用や補助金の活用を検討し、可能な限り国庫補助を受けるものとする。

④国への要望（激甚法^{*1}等の適用）

- ・被害状況を迅速に把握し、国への報告を行うことにより激甚法等の適用を受けられるように図る。
- ・必要となる特例措置の要望事項を取りまとめ、国へ要望する。

⑤復興基金の創設

- ・復興基金の管理・運用を行う財団法人等を設置し、復興基金の運用を図る。

※ 1：激甚法：激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律

3. 過去の事例

【雲仙岳災害対策基金について】

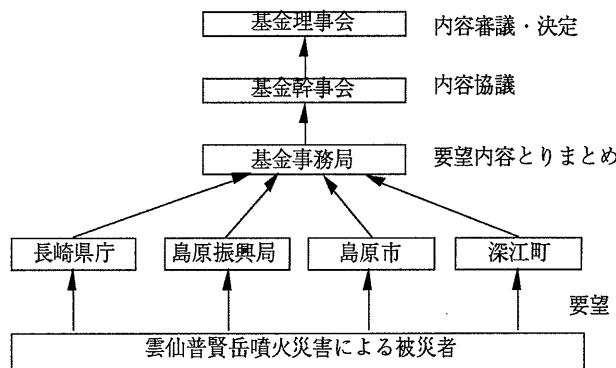
①基金の内容

・長崎県では、被災者の生活再建を支援するために、長崎県からの出捐金、貸付金、義援金の一部を積み立て、その運用益を様々な事業費として使用している。基金は財団法人として設立されている。

②財団法人の運営

・財団の資金	基本財産：30億円（長崎県出資） 運用財産：災害対策基金 1000億円（長崎県貸付） 義援金基金： 38億円
・財団の役員	長崎県知事が理事長として、理事12名、常務理事1名、監事2名
・運営方法	理事会：基金予算、事業内容等の審議、決定機関 幹事会：理事会開催前の調整機関 事務局：長崎県災害復興室及び関係課職員で構成

③基金事業内容の決定方法



(出典：基金事業助成実績5 平成3年度～平成8年度)

④実施状況

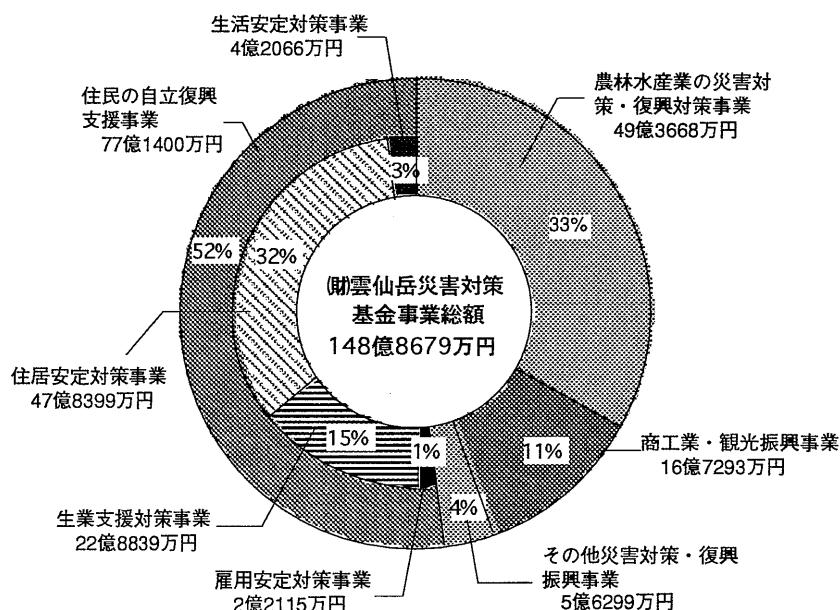


図2.2.9 実施状況状況

(出典：基金事業助成実績5 平成3年度～平成8年度)

4. 事前対策

①国への要望事項の事前検討

- ・当該地方公共団体の現況等を検討し、現行の法制度に基づく事業制度及び措置等では、十分な対応が図れないと考えられる復興施策内容について検討し、事前に国へ要望する特別措置等に関する事項を整理する。

②基金設置に関する事前準備

- ・基金設置に必要な財団の構成、運営規定等を事前に検討する。

③法制度等に基づく事業等に関する情報の整備

- ・復興施策の推進のための適用が想定される現行の法制度に基づく事業手法等に関する情報を収集する。
- ・補助事業等に関する省庁からの通達等については、それらに関する項目、用途、実施期間、要件、補助内容等のデータベース化を行う。

第3章 復興主要施策

第3章では、火山災害からの復興において進めるべき主要な施策内容をまとめている。ここでは、主要施策として、以下の3分野をとりあげている。

節・分野	内 容
第1節 生活再建施策	火山災害によって失われた住宅や雇用等を再建、確保するために必要となる各種支援施策についてまとめている <ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な経済支援 ・住宅再建支援 ・雇用支援 等
第2節 復興防災まちづくり	被災した市街地や公共施設を火山災害に強いまちとして再建するための施策内容についてまとめている <ul style="list-style-type: none"> ・被災施設の復旧、再整備 ・災害に強い市街地の整備 ・防災施設の整備 ・防災活動体制の強化 等
第3節 地域経済再建施策	災害の発生によって被災したり、衰退した経済活動を回復、振興させていくための施策内容についてまとめている <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業への再建支援 ・農林水産業への再建支援 ・観光開発 等

また、各分野毎に、

1. 目的
2. 必要施策項目
3. 生活再建施策の進め方
4. 施策の体系

の4つの項目にしたがってまとめている。また「4. 施策の体系」では体系図を示すとともに、施策項目毎に内容を様式にまとめている（様式については次頁参照）。なお、様式内に掲載している以下の法令名については略称で表記している。

根拠法令等名称	略記
災害弔慰金の支給等に関する法律	弔慰金法
活動火山対策特別措置法	活火山法
激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律	激甚法
災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予に関する法律	災害減免法
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校負担法
総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実地調査要領	災害復旧費調査要領
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	負担法
防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	防災集団移転促進法
天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	天災融資法
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	暫定法

番中の頭文字は

S : 生活再建施策
 B : 復興防災まちづくり
 E : 地域経済再建施策
 とする

施策番号と
項目番号を
示す

施 策 名														
項 目		番号	S-2-1											
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・施策を推進するために、実施が必要と考えられる措置についてまとめている。 													
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策項目を具体的に推進するために適用が想定される、既存の法制度や各種制度要綱等に基づく代表的な事業手法や補助金等を記載している ・事業内容については、以下の項目にそって整理をしている <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>助成対象等</th><th>要件等</th><th>根拠法等</th><th>実施主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>根拠法（略記） 及び所管省庁 を記している</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>●手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を進めるための手順の概略をまとめている <p>●留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度等に基づく事業に関する推進上の留意点をまとめている 				事業名	助成対象等	要件等	根拠法等	実施主体				根拠法（略記） 及び所管省庁 を記している	
事業名	助成対象等	要件等	根拠法等	実施主体										
			根拠法（略記） 及び所管省庁 を記している											
地 方 公 共 団体による 単独事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の既存事業を補う形で地方公共団体単独により実施された事業内容をまとめているが、ここでは特に平成3年の雲仙岳噴火災害において長崎県により設置された雲仙岳災害対策基金で取られた事業内容を中心に紹介している 													
事 例	<ul style="list-style-type: none"> ・火山災害を経験した地方公共団体職員等からのヒアリング調査及び文献調査から、各施策項目に該当する事例を掲載している 													
事 前 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の推進に必要と思われる事前の対策をまとめている 													

※ただし、該当データがないものについては、項目を繰り上げている。

第1節 生活再建施策

1. 目的

災害が発生することにより、家屋や就業の場等の生活基盤を失った被災者が発生することとなる。また、特に火山災害においては、火山活動の長期化等が原因となり被災者数の増加や生活再建の遅延等が見られる場合がある。

このため、迅速な生活再建施策の立案、実施により、それら失ったものの再建や確保を支援することにより、被災者の生活再建を速やかに図ることが必要である。

2. 必要施策項目

2. 1 生活再建施策の基本方針

生活再建における目標は「被災者の生活再建を早期に図る」である。

まず、生活基盤を失なった被災者は、当面の生活に必要な資金が必要となることから、それらの支給や貸付を行い、生活の安定を図る必要がある。

また、生活再建における一つの目標は被害を受けた住宅の再建にあるが、単に失われた住宅の建設により生活再建が果たされるのではなく、住宅が確保された後も被災者が生計を保ち続けられることが重要である。すなわち、持ち家であれば再建負債の返済及び住宅の管理維持費を支払うことができ、賃貸住宅であれば家賃等を払える経済的状況にあるということである。したがって、住宅再建を進めるためには、経済的な基盤となる雇用が確保されており、経済的に自立されている状態が不可欠と言える。

以上から、生活再建施策の基本方針は、以下のようにまとめられる。

- (1)被災者の生活の安定を図る
- (2)被災者の住宅確保を図る
- (3)被災者の雇用の確保を図る

2. 2 火山災害における必要施策項目

(1)必要施策の抽出

被災者の生活再建に必要な施策項目を、被災状況から抽出する。復興施策を推進するにあたっては、これらの被害状況に応じて必要な施策項目を選択する。

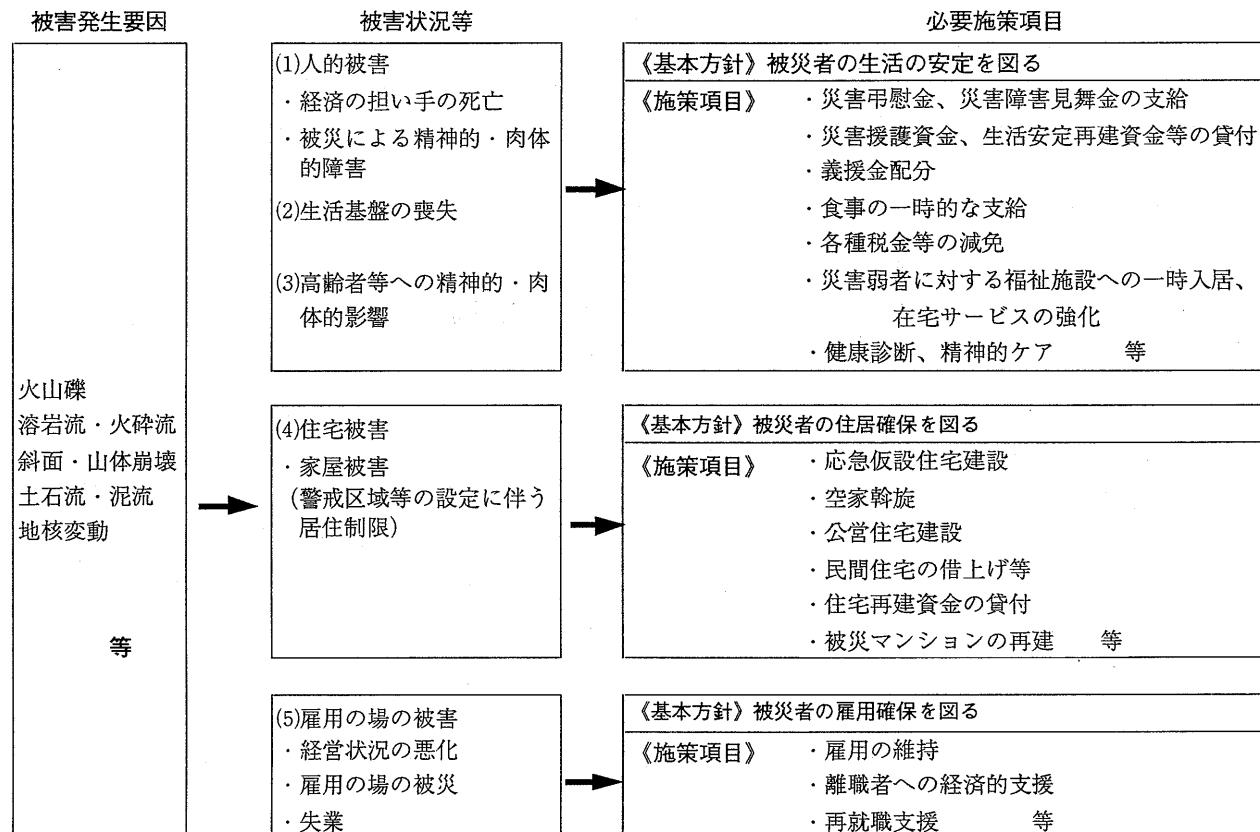


図 2.3.1 被災状況に応じた生活再建施策の内容

(2)火山災害の特徴から見た施策の留意点

①加害因子の多様性への対応

- ・土石流の発生等では降雨量の観測により、ある程度の予測ができるが、火碎流や噴石等の発生についてはそのような予測が困難となる。このため、同じ火山災害であっても、発生している被害要因が異なれば、自宅での生活が継続できる場合とそうでない場合が見られる。したがって、このような加害因子の違いや被災状況の違いに応じて生活再建施策を図る必要がある。

②被害の非一過性及び拡大性への対応

- ・被害が長期化したり被害範囲が拡大すると、被災者の避難生活が長期化したり、被災者数の増加により、地域全体における生活再建の実現が遅れる場合がある。したがって、生活支援対策も長期的な対策として実施することが必要となる。
- ・住宅支援については、被災者が再び被災し、再度住宅再建等を強いられることの無いよう、建設場所や移転先については十分に安全性の検討を行う必要がある。

③被害の突発性や誘発性への対応

- ・生活再建にあたっては、突発的に発生する噴石や降雨に誘発する土石流等からの安

全性を確保することが重要であるため、適切な防災対策の実施と合わせた生活再建施策の実施が必要となる。

- ・警戒区域が設定される場合では、区域内に住宅や雇用の場がある被災者に対して実施する生活支援策の検討を行う。

④地形・地盤の改変性への対応

- ・地殻変動や山体崩壊等により地盤が変化する場合等では、従前の居住地に住宅を再建することができず、住宅移転を実施する場合がある（⇒ 第2節 施策3「安全な市街地の整備」参照）

⑤復興防災まちづくりや地域経済再建施策との連携

- ・土木施設等の復旧・復興工事等により、一時的には失業した被災者の雇用が確保できる。しかし、それらは一時的な雇用の場でしかないため、各種工事が終了すると再び失業状態におかれる被災者も発生する可能性がある。このため、地域経済の再建施策を継続的に実施することにより、安定した雇用の場を創出、回復していくことが必要である。
- ・住宅被害等により被災地内の人口が減少することは、地域経済活動を停滞させる結果につながる可能性がある。したがって、住宅供給は迅速に行い、被災地域内の人団を確保させることが重要である。

3. 生活再建施策の進め方

①被災状況等の把握

- ・被災状況や事業の対象者を把握する。家屋の被災状況の判定を行う場合では、その結果が、後の各種支援策へ大きく影響するために的確な調査・分析が必要となる。
- ・生活支援施策を検討するために、被災者の生活実態や生活再建意向の把握を行う。

②被災者の生活の安定を図る

- ・り災証明の発行に関する手続きを実施し、応急的に災害弔慰金の支給や災害援護資金等の貸付等を行い、被災者の当面の生活費用を支援する。また、義援金の配分なども実施し、経済的な支援を図る。
- ・専門家等の協力を要請し、被災者の健康診断や精神的ケアを図る。

③被災者の雇用の確保を図る

- ・恒久住宅を確保していくためには、日常生活及び各種負債の返済等に必要な収入の確保が必須条件であるため、雇用の確保は非常に重要な対策といえる。当面は、災害援護資金等による生活資金の貸付等が行われるが、それと並行して職業訓練や職業斡旋を行うとともに、雇用創出のための施策を積極的に推進し、被災者の雇用の確保を図る。

④被災者の住宅確保を図る

- ・家屋被害を受けた被災者が、応急的に住居を確保できるようにあらゆる手段をとる。
- ・応急仮設住宅の建設による一時的な住宅供給が、被災者の恒久住宅確保を遅らせる場合もあることから、応急的な住宅支援は可能な限り空家の斡旋などを行うことが必要である。
- ・恒久住宅の確保に対する意向は、被災者の経済状況等が大きく影響すると思われる。

このため、住宅再建意向の把握を行うまでに、可能な限り雇用の確保等に関する支援を実施し、被災者の経済的な再建の見通しがたてるようにすることにより、自立再建に対する意向が得られるように支援する。

- ・公営住宅等を建設する場合、場所によっては、入居希望者が十分得られないこともある。特に、地域コミュニティが形成されている地域の被災者や居住年数が長い被災者等は、従前の居住地へ住宅再建を強く要望する傾向にあることが過去の事例で見られている。このため、このような被災者の再建意向を把握し、安全性に配慮しつつ、それらの意向に基づき、建設場所を検討することが必要である。

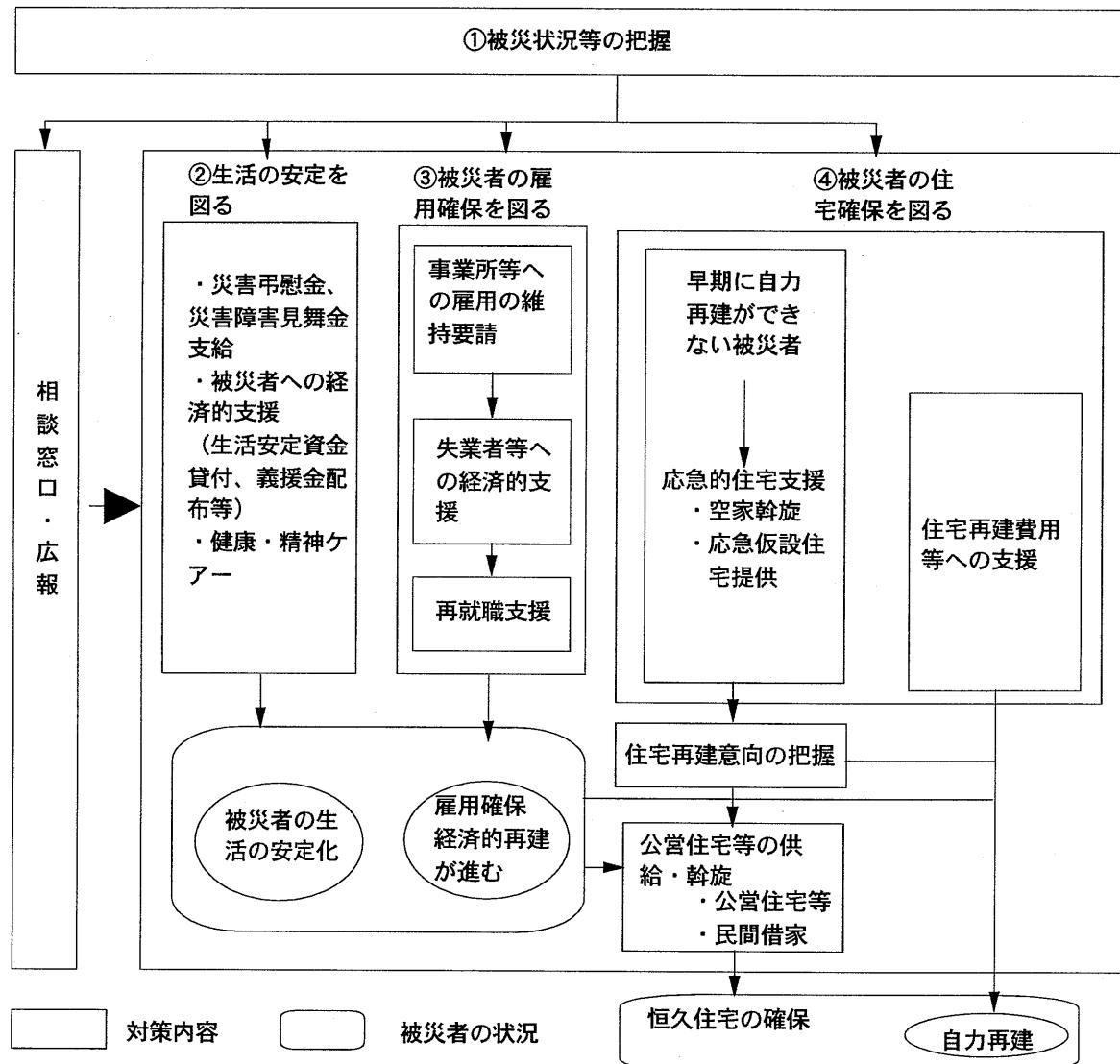


図 2.3.2 生活再建施策の進め方

4. 生活再建施策の体系

生活再建施策は以下のようにまとめられる。次頁からは、施策の推進に係る事項を整理している。

(施策 1)

被災者の生活の安定を図る	(1)災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	: S-1-1
	(2)生活再建用資金貸付等	: S-1-2
	(3)義援金配分	: S-1-3
	(4)その他経済支援・生活支援	: S-1-4
	(5)災害弱者への支援	: S-1-5
	(6)健康診断・精神的ケア	: S-1-6

(施策 2)

被災者の住居確保を図る	(1)応急的住宅供給	: S-2-1
	(2)公営住宅等の供給	: S-2-2
	(3)住宅再建等費用への支援	: S-2-3
	(4)被災マンションの再建	: S-2-4

(施策 3)

被災者の雇用確保を図る	(1)雇用の維持	: S-3-1
	(2)離職者への経済的支援	: S-3-2
	(3)再就職支援	: S-3-3

図2.3.3 生活再建施策体系図

施 策 名		施策1 被災者の生活の安定を図る															
項 目	(1)災害弔慰金・災害障害見舞金の支給		番号	S-1-1													
内 容	<p>災害弔慰金は、世帯の担い手であった世帯主の死亡により経済基盤を失った被災遺族に対して、見舞金の支給を行うものである。また、災害障害見舞金は、被災により障害が発生した被災者本人にも援助が必要であるとして見舞金を支給するものである。</p> <p style="text-align: center;">生活資金等の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 災害弔慰金 —— 災害障害見舞金 																
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件等</th> <th>根拠法令等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害弔慰金支給</td> <td>世帯主死亡：500万円 その他：250万円（遺族に対して支給）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住戸滅失5世帯以上の市区町村で災害救助法適用区域 ・災害時に死者が発生した場合 </td> <td rowspan="2">災害弔慰金法</td> <td rowspan="2">市町村</td> </tr> <tr> <td>災害障害見舞金支給</td> <td>生計維持者：250万円 その他：125万円（本人に支給）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住戸滅失5世帯以上の市区町村で災害救助法適用区域 ・災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合（規定の障害の程度以上であること） </td> </tr> </tbody> </table>				事業名	助成対象等	要件等	根拠法令等	実施主体	災害弔慰金支給	世帯主死亡：500万円 その他：250万円（遺族に対して支給）	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸滅失5世帯以上の市区町村で災害救助法適用区域 ・災害時に死者が発生した場合 	災害弔慰金法	市町村	災害障害見舞金支給	生計維持者：250万円 その他：125万円（本人に支給）	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸滅失5世帯以上の市区町村で災害救助法適用区域 ・災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合（規定の障害の程度以上であること）
事業名	助成対象等	要件等	根拠法令等	実施主体													
災害弔慰金支給	世帯主死亡：500万円 その他：250万円（遺族に対して支給）	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸滅失5世帯以上の市区町村で災害救助法適用区域 ・災害時に死者が発生した場合 	災害弔慰金法	市町村													
災害障害見舞金支給	生計維持者：250万円 その他：125万円（本人に支給）	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸滅失5世帯以上の市区町村で災害救助法適用区域 ・災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合（規定の障害の程度以上であること） 															
事前対策	<p>●手順</p> <p>※手順及び処理方法が地域防災計画書に記載されている場合では、それに準ずるものとする。</p> <p>(1)死者、障害を受けた者に関する調査（氏名、性別、生年月日、死亡・障害の状況等及び市町村長が必要と認める事項について）</p> <p>(2)支給方法の検討（口座振替、引換券等を利用した銀行窓口支払い、現金支給）</p> <p>(3)弔慰金、障害見舞金の支給</p> <p>●留意点</p> <p>(1)重複支給や支給漏れを防ぐため、死者、遺族、障害者の状況と弔慰金支給状況、障害見舞金支給状況について他の地方公共団体に確認する。</p> <p>(2)支給に当たっては、死亡・障害に関する医師の診断書や証明書が必要となることから、医師会に対して制度への理解を求め、協力を要請する。</p>																

項目	(2)生活再建用資金貸付等	番号	S-1-2																									
内容	<p>被災者の経済的自立を支援するため、当面の生活費を貸し付ける。特に、「生活福祉資金貸付要綱に基づく災害援護資金貸付」は、低所得世帯等に対して資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませることを目的としている。</p> <p>生活再建用資金貸付等</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害援護資金貸付（災害弔慰金法による） 災害援護資金貸付（生活福祉資金貸付制度要綱による） 生活安定再建資金貸付 																											
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件等</th> <th>根拠法令等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害援護資金貸付 (災害弔慰金法) ※1</td> <td>貸付限度額：350万円 償還期間：10年 据置：3年 利率：年3%</td> <td>・災害弔慰金と同条件 ・所得制限（規定の額以下）</td> <td>災害弔慰金法</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>災害援護資金貸付 (生活福祉資金) ※2</td> <td>貸付限度額：150万円 償還期間：7年 据置：1年 利率：年3%</td> <td>・民生委員指導により独立自活ができると認められた低所得者世帯 ・法により身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯 上記の世帯が災害を受けた場合 ・災害弔慰金の支給等に関する法律の生活援護資金の対象となる世帯は適用除外</td> <td>生活福祉資金貸付制度要綱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金、寡婦福祉資金</td> <td>事業開始資金、事業継続資金、住宅資金が2年以内で据置期間延長等の優遇措置</td> <td>母子家庭及び寡婦が被災した場合</td> <td>母子及び寡婦福祉法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活安定再建資金貸付※3</td> <td>貸付限度額：100万円（1世帯） 償還期間：10年 据置：5年</td> <td>警戒区域内に住居を有するものに対する貸付</td> <td>補助要綱</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			施策名	助成対象等	要件等	根拠法令等	実施主体	災害援護資金貸付 (災害弔慰金法) ※1	貸付限度額：350万円 償還期間：10年 据置：3年 利率：年3%	・災害弔慰金と同条件 ・所得制限（規定の額以下）	災害弔慰金法	市町村	災害援護資金貸付 (生活福祉資金) ※2	貸付限度額：150万円 償還期間：7年 据置：1年 利率：年3%	・民生委員指導により独立自活ができると認められた低所得者世帯 ・法により身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯 上記の世帯が災害を受けた場合 ・災害弔慰金の支給等に関する法律の生活援護資金の対象となる世帯は適用除外	生活福祉資金貸付制度要綱		母子福祉資金、寡婦福祉資金	事業開始資金、事業継続資金、住宅資金が2年以内で据置期間延長等の優遇措置	母子家庭及び寡婦が被災した場合	母子及び寡婦福祉法		生活安定再建資金貸付※3	貸付限度額：100万円（1世帯） 償還期間：10年 据置：5年	警戒区域内に住居を有するものに対する貸付	補助要綱	
施策名	助成対象等	要件等	根拠法令等	実施主体																								
災害援護資金貸付 (災害弔慰金法) ※1	貸付限度額：350万円 償還期間：10年 据置：3年 利率：年3%	・災害弔慰金と同条件 ・所得制限（規定の額以下）	災害弔慰金法	市町村																								
災害援護資金貸付 (生活福祉資金) ※2	貸付限度額：150万円 償還期間：7年 据置：1年 利率：年3%	・民生委員指導により独立自活ができると認められた低所得者世帯 ・法により身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯 上記の世帯が災害を受けた場合 ・災害弔慰金の支給等に関する法律の生活援護資金の対象となる世帯は適用除外	生活福祉資金貸付制度要綱																									
母子福祉資金、寡婦福祉資金	事業開始資金、事業継続資金、住宅資金が2年以内で据置期間延長等の優遇措置	母子家庭及び寡婦が被災した場合	母子及び寡婦福祉法																									
生活安定再建資金貸付※3	貸付限度額：100万円（1世帯） 償還期間：10年 据置：5年	警戒区域内に住居を有するものに対する貸付	補助要綱																									
	<p>※1：災害弔慰金法に基づく災害援護資金は災害救助法が適用された場合に貸し付けることができる ※2：生活福祉資金に基づく災害援護資金は、災害救助法が適用されない小規模災害時の場合に貸し付けることができる。主体は都道府県の社会福祉協議会、窓口は市町村の社会福祉協議会である ※3：生活安定再建資金の貸付は、雲仙岳噴火災害で適用された補助要綱の制定による特例制度である</p>																											
	<p>●手順</p> <p>①災害援護資金貸付</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被災認定調査・災害台帳の作成（消防署、市町村） (2)銀行振り込み又は現金引き渡し等、支給方法の検討 (3)支給対象者の把握 (4)該当者への貸付制度告知 (5)金融機関への貸付の要請 (6)貸付申請受付 (7)資金の貸付 <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)火山活動が長期化する場合では、被害が段階的に累積し、時間経過とともに家屋の被害状況が変化するために、被災認定調査は隨時実施し、その結果を被災者へ通知する。 (2)被災認定において被害の程度が上がった場合は、貸付が重複しないように配慮する。 (3)該当者の所在が不明な場合があるため、避難所、仮設住宅、公営住宅等に広報物を掲示したり、親戚などを通じて、貸付内容の周知を図る。 																											

	<p>(4)貸付の際には、書類上、保証人が必要であるが、これらの条件の緩和措置を検討する。</p> <p>(5)法制度等に基づくこれらの対策による資金の貸付は、再建に必要な資金であっても、返済が必要であることから、返済能力が低い被災者等は、この制度の活用が困難となる場合がある。このため、このような被災者に対しては他の経済的支援措置を検討する必要がある。</p>						
地方公共団体による単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <p>・法制度に基づく事業内容は、資金の貸付であるため、被災者に対しては一時的な経済的な安定が図れるものの、経済的な負担が増加することとなる。従って、貸付け金の返済に対する負担の軽減措置が考えられる。そこで、雲仙岳災害対策基金では、貸付額に対する利子補給が実施されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活安定再建資金利子補給事業</td><td>島原市、深江町が実施する生活安定再建資金の貸付を受けた場合は、その利子相当額を補給 対象者：警戒区域等内に住居を有しているため、避難生活が連続して2ヶ月を超えている世帯</td></tr> <tr> <td>災害援護資金利子補給事業</td><td>災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金及び生活福祉資金貸付制度要綱に基づく資金を借り入れた場合、借り入れ後5年間の利子相当額を補給</td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	生活安定再建資金利子補給事業	島原市、深江町が実施する生活安定再建資金の貸付を受けた場合は、その利子相当額を補給 対象者：警戒区域等内に住居を有しているため、避難生活が連続して2ヶ月を超えている世帯	災害援護資金利子補給事業	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金及び生活福祉資金貸付制度要綱に基づく資金を借り入れた場合、借り入れ後5年間の利子相当額を補給
事業名	事業内容						
生活安定再建資金利子補給事業	島原市、深江町が実施する生活安定再建資金の貸付を受けた場合は、その利子相当額を補給 対象者：警戒区域等内に住居を有しているため、避難生活が連続して2ヶ月を超えている世帯						
災害援護資金利子補給事業	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金及び生活福祉資金貸付制度要綱に基づく資金を借り入れた場合、借り入れ後5年間の利子相当額を補給						
事例	<p>(1)災害援護資金貸付（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付を行う時点において、資金の償還状況が心配されたが、現時点（平成9年11月現在）では滞納もなく、返済はスムーズに進んでいる。 ・償還計画の策定が必要であったが、その詳細な方法については長崎水害で経験のある長崎県に問い合わせて対応した。 ・対象者に対して、納付を一括で行うか、あるいは分割にするのかという希望を電話で問い合わせ、その後納付書を送付している。納付書は市で作成している。 ・貸付対象者は、警戒区域内だけでなく、全・半壊世帯を対象とした。主な対象者は、火碎流、土石流による被害者となった。年齢制限はしていない。 ・財源が、一般会計に入ることから、県に償還する資金が会計年度をまたがることになり、その都度補正予算を組むという対応をしている。 						
事前対策	<p>(1)貸付において必要となる事務書類の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付書等、貸付を実施する場合に必要となる事務書類の整備を行う。 						

項目	(3)義援金配分	番号	S-1-3
内容	<p>大規模な災害が発生すると、全国から被災者を支援するために被災した地方公共団体等に義援金品が寄せられる。このため、地方公共団体は、これらを被災者に対して公平かつ公正な方法で、適切な時期に配分することが必要である。また、火山活動が長期化する場合は、義援金品も長期間寄せられることとなるため、そのような状況も検討しながら、計画的に配分することが必要である。</p>		
地方公共団体による単独事業等	<p>●手順 ※初期の手順及び処理方法が地域防災計画書に掲載されている場合は、それに準ずる。</p> <p>(1)義援金の受付け ・銀行等の金融機関に普通預金口座を開設し、義援金の受付けを行う。 ・開設した口座番号等、義援金の受付先をマスコミを通じて広報する。</p> <p>(2)義援金配分委員会の設置 ・義援金を募集・配分するための義援金配分委員会を設置（地方公共団体、日本赤十字社、マスコミその他の関係機関者により構成）</p> <p>(3)義援金の配分 ・被災状況と集まった義援金額を考慮し、支給の対象者の範囲、配分金額等の交付項目を設定</p> <p>(4)義援金の交付申請</p> <p>(5)義援金の交付の判断 ・申請書類について義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合しているかどうか判断 ・必要に応じて再度り災調査等を行う</p> <p>(6)義援金の交付</p> <p>(7)配分計画及び配分項目の再検討 ・被害が長期化する場合では、被災者等のニーズを十分把握し、それに対応した配分項目を検討する。</p> <p>●留意点</p> <p>(1)重複支払いの防止 ・被害が拡大したり、義援金の配分が複数回に渡る場合、同一の被災者に対して、重複して義援金を支給する可能性がある。このため、配分の済んだ被災者を十分チェックする体制が必要である。 ・配分者及び配分金額は、コンピューター等によるデータベース化を行い、配分状況等をチェックができるようにする。配分対象者が多数に上る場合では特に手作業によるミスを減らすようにすることが必要である。</p> <p>(2)配分項目 ・被災者の生活再建を第一に考え、十分な検討に基づき配分項目を設定する。</p> <p>(3)義援金募集のPR、利用内容の周知 ・災害が長期化する場合などにおいて、特にこれ以降に大きな災害や社会的な事件が発生した場合は、国民の関心が、火山災害復興に向かなくなることから、義援金の募集状況が悪化する可能性がある。このため、継続して募集のお知らせをマスコミ等へ報道する。 ・義援品は、分配等に手間がかかることや利用できないものが送られてくることが多いため、企業等からのまとまった数量の義援品以外は極力義援金の送付をマスコミを通じて依頼することも検討する。 ・配分項目、金額等、義援金の用途の内容は、地域住民に対して広報を行い、内容を周知させることが必要である。</p>		
事例	<p>(1)配布方法（島原市：雲仙：B-C9） • 配分方法（平成3年7月での配分） ・行方不明者分：遺族の避難先又は自宅へ直接持参 ・入院者：家族の避難先又は自宅へ直接持参</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・住居焼失者：本人の避難先に直接持参 ・避難対象者：避難所入所者は、配布日を指定し、避難所で配布 ・避難所外への避難者：公民館で配布 ・本人又は遺族が島原市外に在住している場合は、希望により銀行振り込み <ul style="list-style-type: none"> ●支給事務方法 <ul style="list-style-type: none"> ・本人来庁：身分証明のうえ、支給調書を作成し、現金を支給する。身分証明書が無い場合は、町内会長、民生委員、事業所の代表者等による証明書の提出を依頼した。 ・電話受付：住民基本台帳のコピーを資料として、聞き取り確認の方法により、支給調書を作成し、希望により銀行振り込み <p>(2)事務処理上の課題（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の第一次配分では、市職員から被災者に対して手渡しで渡したために、その後、誰に渡したのかを確認することが困難となった。 <p>(3)物資の仕分け（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義援品は、被災者の生活再建に大きく貢献したが、義援品の中には、ごく一部であるが利用者が敬遠するような古着等があった。 ・様々な物が一緒になって送られてきた場合、行政として被災者の分配作業に多大な労力を要した。
事前対策	<p>(1)義援金配分委員会の設置要綱の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金配分委員会を設置するための要綱の整備を事前に行っておく。 <p>(2)支給対象者と支給額が把握できるシステムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピューターを使った支給対象者及び数回にわたる義援金配分状況を整理するためのデータベースを整備し、発災当初から、これらのデータベースにより配分状況の管理ができるようにしておく。

項目	(4)その他経済的支援	番号	S-1-4																																											
内容	<p>火山活動が長期化することにより、特に経済面において従前の生活に戻れない被災者が多数発生する可能性がある。このため、被災者が日常生活を維持していくのに必要な、きめ細かい経済的な支援を行う。</p> <p>その他経済的支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事供与 各種税金等の減免等 公共料金の減免等 																																													
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策・事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件</th> <th>根拠法等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食事供与事業^{※1}</td> <td>6カ月間を限度として弁当あるいは一人1日1000円を支給</td> <td> 以下の要件該当者を支給対象とする - 避難のための立ち退きの勧告又は指示により避難生活が継続している者 - 警戒区域内に住居が存在しているため避難生活が継続している者 - 避難生活が連続して2カ月を超える者 - 生業による収入が、災害発生を原因として途絶えたと県知事が認定した者 - 公的機関の費用負担による食事供与を受けていない者 </td> <td>食事供与事業実施要領</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>国税の軽減免除</td> <td>所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税</td> <td>災害により甚大な被害を受けた場合</td> <td>所得税法、災害減免法</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国税の申告、納付等の期限延長、納税猶予</td> <td>災害終息以前に納税義務の発生したものなど</td> <td>災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないと認める時</td> <td>国税通則法</td> <td rowspan="2">都道府県・市町村</td> </tr> <tr> <td>所得税、源泉所得税</td> <td>納税者が災害に合った場合</td> <td>災害減免法</td> </tr> <tr> <td>地方税軽減、免除</td> <td>都道府県税、市町村税</td> <td>地方公共団体の条例に定めるところにより、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする者</td> <td>自治省通達</td> <td>都道府県・市町村</td> </tr> <tr> <td>地方税の申告、納付等の期限延長、徴収猶予</td> <td>都道府県税、市町村税</td> <td>納税者が震災、風水害、火災その他の災害を受ける等の理由により、地方税を一時に納付、納入できない場合</td> <td>地方税法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電報、電話の特別措置</td> <td>要件の通信料金の減免</td> <td>災害時、被災者より行う通信、被災地に特設された電気通信設備行う通信</td> <td>電気事業法、電気通信事業法</td> <td>関係機関</td> </tr> <tr> <td>放送受信料の免除</td> <td>定めた期間内の放送受信料の免除</td> <td>非常災害時、被災度合により期間を設定</td> <td>受信料免除基準</td> <td>日本放送協会</td> </tr> </tbody> </table>			施策・事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体	食事供与事業 ^{※1}	6カ月間を限度として弁当あるいは一人1日1000円を支給	以下の要件該当者を支給対象とする - 避難のための立ち退きの勧告又は指示により避難生活が継続している者 - 警戒区域内に住居が存在しているため避難生活が継続している者 - 避難生活が連続して2カ月を超える者 - 生業による収入が、災害発生を原因として途絶えたと県知事が認定した者 - 公的機関の費用負担による食事供与を受けていない者	食事供与事業実施要領	都道府県	国税の軽減免除	所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税	災害により甚大な被害を受けた場合	所得税法、災害減免法	国	国税の申告、納付等の期限延長、納税猶予	災害終息以前に納税義務の発生したものなど	災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないと認める時	国税通則法	都道府県・市町村	所得税、源泉所得税	納税者が災害に合った場合	災害減免法	地方税軽減、免除	都道府県税、市町村税	地方公共団体の条例に定めるところにより、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする者	自治省通達	都道府県・市町村	地方税の申告、納付等の期限延長、徴収猶予	都道府県税、市町村税	納税者が震災、風水害、火災その他の災害を受ける等の理由により、地方税を一時に納付、納入できない場合	地方税法		電報、電話の特別措置	要件の通信料金の減免	災害時、被災者より行う通信、被災地に特設された電気通信設備行う通信	電気事業法、電気通信事業法	関係機関	放送受信料の免除	定めた期間内の放送受信料の免除	非常災害時、被災度合により期間を設定	受信料免除基準	日本放送協会
施策・事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体																																										
食事供与事業 ^{※1}	6カ月間を限度として弁当あるいは一人1日1000円を支給	以下の要件該当者を支給対象とする - 避難のための立ち退きの勧告又は指示により避難生活が継続している者 - 警戒区域内に住居が存在しているため避難生活が継続している者 - 避難生活が連続して2カ月を超える者 - 生業による収入が、災害発生を原因として途絶えたと県知事が認定した者 - 公的機関の費用負担による食事供与を受けていない者	食事供与事業実施要領	都道府県																																										
国税の軽減免除	所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税	災害により甚大な被害を受けた場合	所得税法、災害減免法	国																																										
国税の申告、納付等の期限延長、納税猶予	災害終息以前に納税義務の発生したものなど	災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないと認める時	国税通則法	都道府県・市町村																																										
	所得税、源泉所得税	納税者が災害に合った場合	災害減免法																																											
地方税軽減、免除	都道府県税、市町村税	地方公共団体の条例に定めるところにより、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする者	自治省通達	都道府県・市町村																																										
地方税の申告、納付等の期限延長、徴収猶予	都道府県税、市町村税	納税者が震災、風水害、火災その他の災害を受ける等の理由により、地方税を一時に納付、納入できない場合	地方税法																																											
電報、電話の特別措置	要件の通信料金の減免	災害時、被災者より行う通信、被災地に特設された電気通信設備行う通信	電気事業法、電気通信事業法	関係機関																																										
放送受信料の免除	定めた期間内の放送受信料の免除	非常災害時、被災度合により期間を設定	受信料免除基準	日本放送協会																																										
地方公共団体による単独事業等	<p>※1 食事供与事業は補助要綱等の設定及び改正により雲仙岳噴火災害で長崎県により実施されたもの</p> <p>●手順</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)事業内容に関する広報 (2)申請者受付 (3)事業実施 <p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活再建に関する法制度に基づく経済支援は基本的に貸付であるため、基金では生活資金の助成を実施している。 																																													

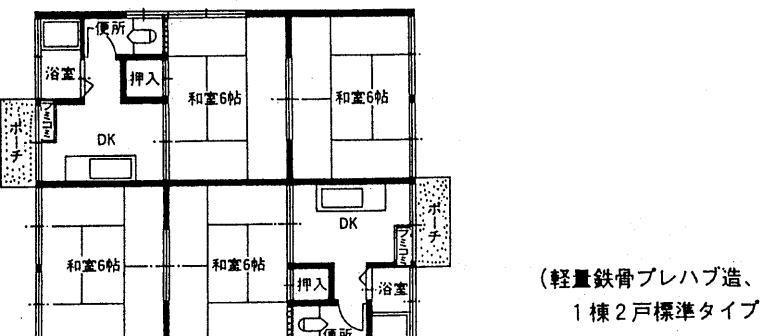
地方公共 団体による 単独事業等	事業名	事業内容	助成金額
	生活雑費支給事業	県が実施する食事供与事業の対象世帯に対し、自立を支援するため生活雑費として支給	月額3万円
	生活支援事業	県が実施する食事供与事業の対象とならない世帯で、世帯の収入が一定の基準に満たない世帯に対し生活諸費を支給	
	新生活支援事業	県が実施する特別食事供与事業の対象とならない世帯で、世帯の収入が一定の基準未満の世帯に対し、生活諸費、自立支援一時金を支給	生活諸費：最低保障額3万円
事例	<p>(1)食事供与事業（長崎県：雲仙：B-C5）</p> <p>①食事供与の申請</p> <p>本事業による食事の供与を受けようとする者は、食事供与申請書に必要事項を記入の上、次の書類を添付し、知事が指定する日までに、知事に申請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業並びに申請者の所得税法上の扶養親族及び控除対象配偶者が本来の生活の拠点を有する場所を証する書類 ・申請者が従来の生業を営んでいた場所及び従来の生業により収入を得ていた、又は得る見込みがあった旨を証する書類 <p>②食事の供与の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の供与方法は、原則として、県があらかじめ指定した場所及び時間帯において、通知書を提示した者に対し、当該通知書の記載された要件該当者及び要件該当者扶養者（以下「供与扶養者」という。）の人数と同じ個数以内で弁当を配布するものとする。 ・ただし、次のア及びイの要件に該当する者については、弁当の供与に代えて、供与対象者の食事の経費に充てるための金銭を供与することができる。この場合、金銭の供与によることが適切であると認めた者 <ul style="list-style-type: none"> ア. 食事供与申請書において自炊を希望した者で、知事が当該申請者について、金銭の供与によることが適切であると認めた者 <ul style="list-style-type: none"> イ. 食事の経費に充てるため、金銭を供与されるという趣旨を十分に理解し、食事の経費に充てるため金銭の供与を受ける旨を証する領収書等の書類を提出する意思を有する者 ・昼食として弁当を配布する場合であって、供与対象者が学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条第2項に基づく給食費の補助を受けているときには、当該給食費の補助に係る学校給食を受ける児童又は生徒の人数分の弁当については供与しないものとする。 <p>③金銭の供与の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供与する金銭の額は、1人1日当たり1,000円として、これに供与対象者の人数及び食事の供与を必要とする日数をそれぞれ乗じた額（以下「限度額」という。）を限度とする。ただし、供与対象者が学校給食法第7条第2項に基づく給食費の補助を受けている場合には、限度額から給食費として支給を受けている額を控除した額以内で供与するものとする。 ・金銭の供与は、月ごとに、その月分を一括交付の方法により交付する。 		
事前対策	<p>(1)補助対象者の検討</p> <p>特に基金の活用により、生活面での支援を実施するにあたり、当該地域の人口や属性から補助対象者に関する基準を事前に検討する。</p>		

項目	(5)災害弱者への支援	番号	S-1-5																				
内容	<p>日常生活において介護が必要であったり、身体機能が低下しているような高齢者や障害者等は、十分な生活環境が整備されない避難生活においては、特段の配慮や生活支援が必要となる。また、特に避難生活が長期化する場合は、日常の福祉施策を充足させた対応が必要となる。</p> <p style="text-align: center;">災害弱者への支援 └ 福祉施設への一時入居及び期間延長 └ 在宅サービス体制の整備</p>																						
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策・事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件</th> <th>根拠法等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームヘルプサービス</td> <td>対象：ホームヘルプサービス事業、講習会推進事業 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4</td> <td>65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの</td> <td>老人福祉法（厚生省）</td> <td>都道府県、指定都市、市町村</td> </tr> <tr> <td>短期入所事業費（ショートステイ）</td> <td>対象：短期入所事業 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4</td> <td>65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの</td> <td></td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>デイサービス事業</td> <td>対象：老人デイサービス運営事業、在宅介護支援センター運営事業、高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4</td> <td>65歳以上の者であって、身体又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）</td> <td></td> <td>都道府県、指定都市、市町村</td> </tr> </tbody> </table>			施策・事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体	ホームヘルプサービス	対象：ホームヘルプサービス事業、講習会推進事業 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの	老人福祉法（厚生省）	都道府県、指定都市、市町村	短期入所事業費（ショートステイ）	対象：短期入所事業 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの		市町村	デイサービス事業	対象：老人デイサービス運営事業、在宅介護支援センター運営事業、高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	65歳以上の者であって、身体又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）		都道府県、指定都市、市町村
施策・事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体																			
ホームヘルプサービス	対象：ホームヘルプサービス事業、講習会推進事業 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの	老人福祉法（厚生省）	都道府県、指定都市、市町村																			
短期入所事業費（ショートステイ）	対象：短期入所事業 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの		市町村																			
デイサービス事業	対象：老人デイサービス運営事業、在宅介護支援センター運営事業、高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	65歳以上の者であって、身体又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）		都道府県、指定都市、市町村																			
	<p>●手順</p> <p>①福祉施設への一時入居支援</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)福祉施設へ入所が必要な弱者数の把握 (2)入所可能な施設及び受け入れ可能な人数を把握 (3)搬送手段の確保 (4)搬送 (5)必要に応じて、転所が必要な弱者の把握と転所先の把握を行う <p>②在宅サービス体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)仮設住宅及び恒久住宅へ転居した介護の必要な弱者の所在の確認 (2)民生委員、福祉関連ボランティアへの巡回協力の要請 (3)定期巡回の実施 <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)一時入居者数の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・被災した弱者数が多数の場合は、地域内の施設のみでは入所定員を超える場合が考えられるため、近隣の地方公共団体の施設と情報交換を行い、簡易ベットの補充や他施設への搬送等の措置を図る等、増加する一次入居者への対応や入数の調整を図る。 ・一時入所者の転所、退所に当たっては入所の必要性、入所者の希望等を勘案し適切に対処する。 																						

地方公共 団体による 単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金では、医療費やショートステイに必要な経費を助成した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>助成額等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費助成事業</td><td> ○政府管掌健康保険 ・対象者：警戒区域又は避難勧告地域内の事業所に勤務、又は住所を有する者で給与の支給がなされていない者、もしくは著しく減額となった者に助成 </td><td>医療費の一部負担金の金額</td></tr> <tr> <td></td><td> ○国民健康保険 ・対象者：国民健康保険組合 </td><td>警戒区域又は避難勧告地域内に居住し、避難を余儀なくされた組合加入者について保険料及び医療費の一部負担金を減免した場合の減免額の80%を助成 </td></tr> <tr> <td>ショートステイ個人 負担助成事業</td><td>警戒区域等内の寝たきり老人等が特別養護老人ホーム等でショートステイ事業を利用した場合、個人負担額の全額を助成</td><td></td></tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	助成額等	医療費助成事業	○政府管掌健康保険 ・対象者：警戒区域又は避難勧告地域内の事業所に勤務、又は住所を有する者で給与の支給がなされていない者、もしくは著しく減額となった者に助成	医療費の一部負担金の金額		○国民健康保険 ・対象者：国民健康保険組合	警戒区域又は避難勧告地域内に居住し、避難を余儀なくされた組合加入者について保険料及び医療費の一部負担金を減免した場合の減免額の80%を助成	ショートステイ個人 負担助成事業	警戒区域等内の寝たきり老人等が特別養護老人ホーム等でショートステイ事業を利用した場合、個人負担額の全額を助成	
事業名	事業内容	助成額等													
医療費助成事業	○政府管掌健康保険 ・対象者：警戒区域又は避難勧告地域内の事業所に勤務、又は住所を有する者で給与の支給がなされていない者、もしくは著しく減額となった者に助成	医療費の一部負担金の金額													
	○国民健康保険 ・対象者：国民健康保険組合	警戒区域又は避難勧告地域内に居住し、避難を余儀なくされた組合加入者について保険料及び医療費の一部負担金を減免した場合の減免額の80%を助成													
ショートステイ個人 負担助成事業	警戒区域等内の寝たきり老人等が特別養護老人ホーム等でショートステイ事業を利用した場合、個人負担額の全額を助成														
<p>事 例</p> <p>(1)ショートステイ（島原市：雲仙：B-C5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地区に指定された地区に居住する寝たきり高齢者等が、仮設住宅や民間借家等での生活が困難な場合、国、県と協議の上、特例として1カ月更新で長期間の老人ホームでのショートステイの利用を実施した。 															
<p style="text-align: center;">表2.3.1 ショートステイ実績</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成3年度</td> <td>実人員</td> <td>21名</td> <td>(延 2074日)</td> </tr> <tr> <td>平成4年度</td> <td>実人員</td> <td>14名</td> <td>(延 2381日)</td> </tr> <tr> <td>平成5年度</td> <td>実人員</td> <td>5名</td> <td>(延 801日)</td> </tr> </table>			平成3年度	実人員	21名	(延 2074日)	平成4年度	実人員	14名	(延 2381日)	平成5年度	実人員	5名	(延 801日)	
平成3年度	実人員	21名	(延 2074日)												
平成4年度	実人員	14名	(延 2381日)												
平成5年度	実人員	5名	(延 801日)												
<p style="text-align: right;">出典：長崎県災害対策本部基礎資料 平成8年4月23日</p> <p>(2)高齢者等の仮設住宅への入居（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしのお年寄りに配慮して、仮設入居の際など、これまでの環境を激変しないために集落単位の移転を検討したが、被害はそのような対応ができる規模だった。 															
事前対策	<p>(1)施設データの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村や近隣市町村における福祉施設の所在地、入所可能な人数を把握しておく。 <p>(2)介護が必要な弱者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村における介護が必要な高齢者、障害者の名前、所在地等を把握しておく。 														

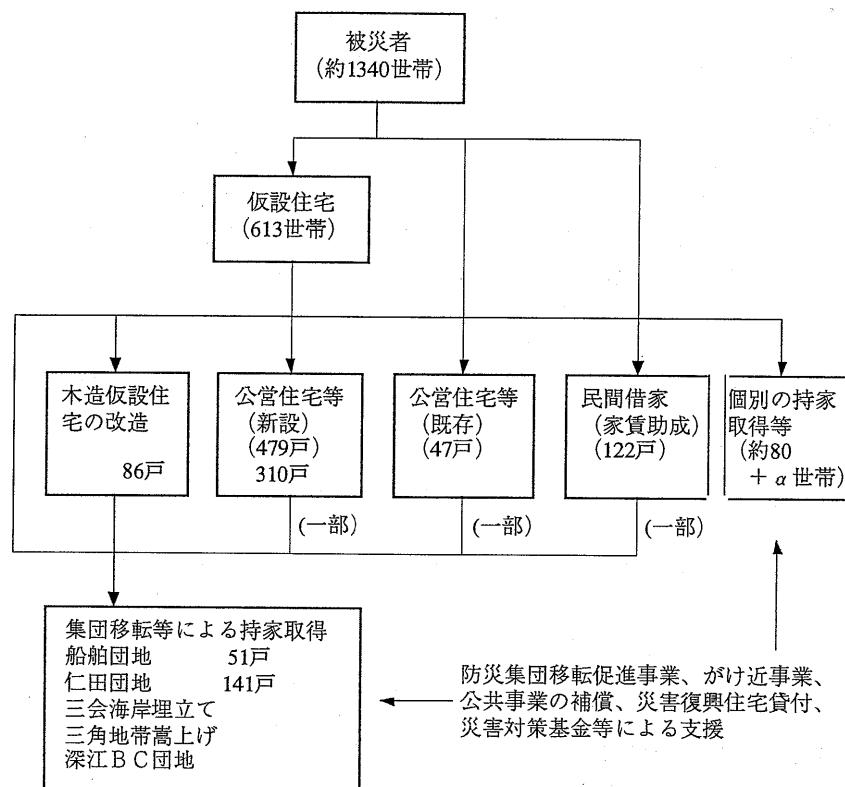
項目	(6)健康診断・精神的ケア	番号	S-1-6												
内容	<p>火山活動が長期化する場合では、火山灰による健康障害が発生する場合や被災による精神的なダメージ（P T S D：心的外傷後ストレス障害）が原因となって身体機能が低下する等の影響を受ける被災者が発生する可能性がある。従って、このような被災者の健康回復・精神的な安定を図るために、健康管理や精神的ケアを行う。</p> <pre> 健康管理・精神的ケア └── 健康診断 └── 精神的ケア </pre>														
地方公共団体による単独事業等	<p>●阪神・淡路大震災復興基金での例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルコールリハビリテーション事業補助</td> <td>アルコール依存者の社会的自立を促進するアルコールリハビリテーションホームの設置、運営を補助</td> </tr> <tr> <td>「こころのケアセンター」運営事業補助</td> <td>被災者のP T S D（心的外傷後ストレス障害）等への対応など、地域に根ざした精神保健活動の拠点として設置される「こころのケアセンター」（1カ所）及び「地域ケアセンター」（16カ所）の運営を補助</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	アルコールリハビリテーション事業補助	アルコール依存者の社会的自立を促進するアルコールリハビリテーションホームの設置、運営を補助	「こころのケアセンター」運営事業補助	被災者のP T S D（心的外傷後ストレス障害）等への対応など、地域に根ざした精神保健活動の拠点として設置される「こころのケアセンター」（1カ所）及び「地域ケアセンター」（16カ所）の運営を補助						
事業名	事業内容														
アルコールリハビリテーション事業補助	アルコール依存者の社会的自立を促進するアルコールリハビリテーションホームの設置、運営を補助														
「こころのケアセンター」運営事業補助	被災者のP T S D（心的外傷後ストレス障害）等への対応など、地域に根ざした精神保健活動の拠点として設置される「こころのケアセンター」（1カ所）及び「地域ケアセンター」（16カ所）の運営を補助														
事例	<p>(1)健康相談・診断の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回診療班による診察の実施（延7班 受診者数 793人）（北海道：有珠山：B-A1） 島原保健所、島原市、島原医師会が主体となり、健康相談、健康診断、健康状況調査を避難所及び仮設住宅において随時実施（島原市：雲仙：B-C8） <p>表2.3.2 健康相談・健康診断実施状況（平成8年3月31日までの累計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>島原市</th> <th>深江町</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康相談</td> <td>6515</td> <td>6263</td> <td>12778</td> </tr> <tr> <td>健康診断</td> <td>7402</td> <td>1455</td> <td>8857</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：長崎県災害対策本部基礎資料 平成8年4月23日</p> <p>(2)地域住民に対する健康状態に関する調査と指示（島原市：雲仙：B-C7）</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火発生後の身体への影響に関する調査では「目が痛い、ころころする」、「喉がいがいがする、声がかれる」「咳たんがでる」、「喘息発作」等の症状が見られ、対策として、「眼鏡やゴーグルの着用」「耳まで隠れるような帽子の着用」「マスクの使用」「うがいの励行」が市民配布用のチラシに掲載された。 <p>(3)こころのケアの実施（神戸市：阪神：B-D1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市では、被災者へのP T S Dに関する情報提供、講演会等の実施、フリーダイヤル等による電話相談の設置、専門家の要請研修等が実施された。また、阪神・淡路復興基金の助成を受け、地域に根ざした精神保健活動拠点となる「こころのケアセンター」を設置し、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等が相談等の支援活動を実施した。 				島原市	深江町	合計	健康相談	6515	6263	12778	健康診断	7402	1455	8857
	島原市	深江町	合計												
健康相談	6515	6263	12778												
健康診断	7402	1455	8857												
事前対策	<p>(1)こころのケアに関する専門家の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害により精神的なダメージを受けた被災者のこころのケアを実施するための、専門知識をもった専門家の育成を行う。 <p>(2)降灰による健康への影響及び対応方法に関する情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師会に対して、降灰による健康障害に関する対応方法の検討を図るように依頼する。 														

施 策 名 施策2 被災者の住居確保を図る																								
項 目	(1)応急的住宅支援																							
内 容	<p>火山災害により住宅が被災し、居住が不可能となった場合は、被災者の恒久的な住宅確保に先んじて、仮設住宅の供与や各種空家等への入居斡旋等、応急的な住宅支援を行う。</p> <p>応急的住宅支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的住宅等空家の入居斡旋 借上げ民間賃貸住宅への一時入居 応急仮設住宅の供与 																							
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策・事業名</th><th>助成対象等</th><th>要件</th><th>根拠法等</th><th>実施主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公営住宅の空家入居斡旋</td><td></td><td>収入制限によらない被災者の暫定入居</td><td>地方自治法（自治省）</td><td>都道府県、市町村</td></tr> <tr> <td>雇用促進住宅、職員住宅等の空家入居斡旋</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・移転就職者以外の被災者に対して雇用促進住宅への入居を認める ・職員住宅の目的外使用の実施（被災者を対象） </td><td>雇用促進住宅法（労働省）、地方自治法（自治省）</td><td>雇用促進事業団、都道府県</td></tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・規模：29.7m²を基準 ・支出費用：2,034千円以内 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・供与対象者：住家が全焼・全壊・流出した者、居住する住家が無いもの、自らの資力をもって、住宅を確保できないもの ・設置戸数：市町村ごとに住家が全焼・全壊・流出した世帯数の3割の範囲内とする。やむ得ない場合は、市町村相互間において設置戸数の融通を行う </td><td>災害救助法（厚生省）</td><td>都道府県（状況に応じて市町村）</td></tr> </tbody> </table>				施策・事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体	公営住宅の空家入居斡旋		収入制限によらない被災者の暫定入居	地方自治法（自治省）	都道府県、市町村	雇用促進住宅、職員住宅等の空家入居斡旋		<ul style="list-style-type: none"> ・移転就職者以外の被災者に対して雇用促進住宅への入居を認める ・職員住宅の目的外使用の実施（被災者を対象） 	雇用促進住宅法（労働省）、地方自治法（自治省）	雇用促進事業団、都道府県	応急仮設住宅の供与	<ul style="list-style-type: none"> ・規模：29.7m²を基準 ・支出費用：2,034千円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・供与対象者：住家が全焼・全壊・流出した者、居住する住家が無いもの、自らの資力をもって、住宅を確保できないもの ・設置戸数：市町村ごとに住家が全焼・全壊・流出した世帯数の3割の範囲内とする。やむ得ない場合は、市町村相互間において設置戸数の融通を行う 	災害救助法（厚生省）	都道府県（状況に応じて市町村）
施策・事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体																				
公営住宅の空家入居斡旋		収入制限によらない被災者の暫定入居	地方自治法（自治省）	都道府県、市町村																				
雇用促進住宅、職員住宅等の空家入居斡旋		<ul style="list-style-type: none"> ・移転就職者以外の被災者に対して雇用促進住宅への入居を認める ・職員住宅の目的外使用の実施（被災者を対象） 	雇用促進住宅法（労働省）、地方自治法（自治省）	雇用促進事業団、都道府県																				
応急仮設住宅の供与	<ul style="list-style-type: none"> ・規模：29.7m²を基準 ・支出費用：2,034千円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・供与対象者：住家が全焼・全壊・流出した者、居住する住家が無いもの、自らの資力をもって、住宅を確保できないもの ・設置戸数：市町村ごとに住家が全焼・全壊・流出した世帯数の3割の範囲内とする。やむ得ない場合は、市町村相互間において設置戸数の融通を行う 	災害救助法（厚生省）	都道府県（状況に応じて市町村）																				
<p>※ 1：雇用促進住宅の空家入居斡旋は雲仙岳噴火災害でこれらた特別措置である</p> <p>●手順</p> <p>①公的住宅等空家の斡旋</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)公団、公社、不動産業者等より空き家情報を収集 (2)家賃補助等の検討 (3)入居者募集 <p>②応急仮設住宅の供与</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)供給すべき応急仮設住宅戸数の把握 (2)建設可能用地（公有地、民有地等）の選定・確保 (3)応急仮設住宅等の建設（プレハブ建築協会等の関係団体に業者斡旋及び資材調達等を依頼、あるいは地元工務店への発注） (4)入居者の募集・選定 <ul style="list-style-type: none"> ((5)仮設住宅利用期間の延長手続き等) ((6)被害拡大時における建設戸数の上乗せ) (7)応急仮設住宅の撤去方法、入居者の移転方法の検討、実施 <p>●留意点</p> <p>(1)応急仮設住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの復興事例からも、応急仮設住宅による一時的な住宅供給は、仮設住宅解消の問題が大きく、被災者の生活再建を阻害する場合も見られる。このため、応急的な住宅支援としては公的住宅等の空家斡旋等を重点的に実施していくことが必要である。 ・応急仮設住宅を建設する場合では、迅速に建設が可能である市町村有地から用地を選定する。この場合、被災者の従前居住地にできるだけ隣接し、なおかつ安全性、利便性を考慮した場所とする。 																								

	<ul style="list-style-type: none"> (社)プレハブ建築協会等の応急仮設住宅建設業者との協議の上、形式を決定するが、迅速な供給を第一としながらも、高齢者等を考慮した住宅形式にする必要がある。 仮設住宅建設にあたっては、雇用を確保し被災地域周辺の経済活動を保つために可能な限り被災地周辺に所在する建設会社、工務店等へ発注する。 必要建設戸数が市町村被害戸数の3割を超える場合は、周辺市町村との調整及び厚生省への要請を行う。 <p>(2)入居者の募集・選定</p> <ul style="list-style-type: none"> 弱者優先を配慮しながらも、従前居住者がまとまった場所へ入居できるようにするなど、従前のコミュニティーが可能な限り維持できるよう配慮した入居者の選定を行う。 <p>(3)応急仮設住宅の入居者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に高齢者等でケアの必要な入居者がいる場合では、生活指導員やホームヘルパー等の派遣を行う。 長期間、家賃が無料の仮設住宅に居住できることにより、被災者側に再建意欲の低下が発生する可能性もある。このため、仮設住宅への入居は可能な限り短期間となるように各種住宅支援の実施及び精神的な支援が必要となる。 				
地方公共団体による単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅の住空間を向上させるための対策を実施している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設住宅のゆとり化モデル事業</td><td>仮設住宅に住んでいる者の日常生活の利便向上を図るために、家族構成に見合った間取りに改修する等、試験的に仮設住宅の改善を実施</td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	仮設住宅のゆとり化モデル事業	仮設住宅に住んでいる者の日常生活の利便向上を図るために、家族構成に見合った間取りに改修する等、試験的に仮設住宅の改善を実施
事業名	事業内容				
仮設住宅のゆとり化モデル事業	仮設住宅に住んでいる者の日常生活の利便向上を図るために、家族構成に見合った間取りに改修する等、試験的に仮設住宅の改善を実施				
事例	<p>(1)入居とコミュニティー（長崎県：雲仙：H-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間経過に伴い、被災地域は拡大したものの、段階的拡大であったため、仮設住宅へはほぼ同じ地区内の被災者が入居できた。従って、従前のコミュニティーが比較的保たれたことにより、特に高齢者等において日常的な生活面、精神面での問題の発生が少なかった。 <p>(2)家賃補助（長崎県：雲仙：B-C5）</p> <ul style="list-style-type: none"> 長崎県では、県営住宅、県職員住宅の家賃等の全額免除を実施。  <p>図2.3.4 島原市の仮設住宅 (出典：長崎県住宅課資料)</p>				
事前対策	<p>(1)空家情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地域及び近隣の地方公共団体の市営、県営住宅等の空家情報を常に把握しておく。 <p>(2)応急仮設住宅建設用地の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共用地等の中で応急仮設住宅の建設予定地を検討する。また、民有地等においても一時使用に係る契約書案等の作成や一時使用に係る事前協定を締結する等、建設用地の確保を図る。 				

項目	(2)公営住宅等の供給	番号	S-2-2																				
内容	<p>応急仮設住宅や一時的に入居した住宅での生活から恒久的な住宅確保への移行に際して、特に、経済的に再建・返済が困難な被災者を対象として、被害を受けた公営住宅の補強・補修、公的住宅の建設や民間住宅の借り上げ等を行い、公的住宅の供給を図る。</p> <p>公的住宅等の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> — 公営住宅の補強・補修 — 公営住宅の建設・建替え — 民間住宅の買い上げ・借り上げ（特定優良賃貸住宅等） — 公団・公社、民間住宅建設の促進 																						
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件等</th> <th>根拠法令等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害公営住宅</td> <td>補助率：(3/4：激甚法)</td> <td> 地震、その他の異常な自然現象による被害の場合 ・滅失した戸数が被災地域全域で500戸以上 ・一市町村区域内で200戸以上 ・一市町村区域の住宅戸数の1割以上であること </td> <td>公営住宅法・激甚法（建設省）</td> <td>都道府県・市町村</td> </tr> <tr> <td>公営住宅復旧事業</td> <td>補助率：第1種1/2、第2種2/3、共同施設1/2</td> <td>既設公営住宅が災害を受けた場合</td> <td>公営住宅法（建設省）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定優良賃貸住宅供給促進事業</td> <td> 対象：建設費、家賃 補助率： ・民間主体 共同施設等整備費・高齢者向け設備設置費等：地方公共団体の補助額の1/2 事業費の1/3以内 ・公社等 全工事費：地方公共団体の補助額の1/2 事業費の1/6以内 ・地方公共団体 全体工事費：1/3 ・家賃補助 契約家賃と入居者負担額との差額：地方公共団体の補助額の1/2 ・融資：地方公共団体による利子補給がう場合に、住宅金融公庫の基本融資額の実質融資率の引き上げ </td> <td> ・民間の土地所有者等による賃貸住宅の供給 ・地方住宅供給公社等による直接供給 ・地方公共団体による直接供給 </td> <td>特定優良賃貸住宅供給促進事業補助要綱</td> <td>都道府県、市町村</td> </tr> </tbody> </table>			施策名	助成対象等	要件等	根拠法令等	実施主体	災害公営住宅	補助率：(3/4：激甚法)	地震、その他の異常な自然現象による被害の場合 ・滅失した戸数が被災地域全域で500戸以上 ・一市町村区域内で200戸以上 ・一市町村区域の住宅戸数の1割以上であること	公営住宅法・激甚法（建設省）	都道府県・市町村	公営住宅復旧事業	補助率：第1種1/2、第2種2/3、共同施設1/2	既設公営住宅が災害を受けた場合	公営住宅法（建設省）		特定優良賃貸住宅供給促進事業	対象：建設費、家賃 補助率： ・民間主体 共同施設等整備費・高齢者向け設備設置費等：地方公共団体の補助額の1/2 事業費の1/3以内 ・公社等 全工事費：地方公共団体の補助額の1/2 事業費の1/6以内 ・地方公共団体 全体工事費：1/3 ・家賃補助 契約家賃と入居者負担額との差額：地方公共団体の補助額の1/2 ・融資：地方公共団体による利子補給がう場合に、住宅金融公庫の基本融資額の実質融資率の引き上げ	・民間の土地所有者等による賃貸住宅の供給 ・地方住宅供給公社等による直接供給 ・地方公共団体による直接供給	特定優良賃貸住宅供給促進事業補助要綱	都道府県、市町村
施策名	助成対象等	要件等	根拠法令等	実施主体																			
災害公営住宅	補助率：(3/4：激甚法)	地震、その他の異常な自然現象による被害の場合 ・滅失した戸数が被災地域全域で500戸以上 ・一市町村区域内で200戸以上 ・一市町村区域の住宅戸数の1割以上であること	公営住宅法・激甚法（建設省）	都道府県・市町村																			
公営住宅復旧事業	補助率：第1種1/2、第2種2/3、共同施設1/2	既設公営住宅が災害を受けた場合	公営住宅法（建設省）																				
特定優良賃貸住宅供給促進事業	対象：建設費、家賃 補助率： ・民間主体 共同施設等整備費・高齢者向け設備設置費等：地方公共団体の補助額の1/2 事業費の1/3以内 ・公社等 全工事費：地方公共団体の補助額の1/2 事業費の1/6以内 ・地方公共団体 全体工事費：1/3 ・家賃補助 契約家賃と入居者負担額との差額：地方公共団体の補助額の1/2 ・融資：地方公共団体による利子補給がう場合に、住宅金融公庫の基本融資額の実質融資率の引き上げ	・民間の土地所有者等による賃貸住宅の供給 ・地方住宅供給公社等による直接供給 ・地方公共団体による直接供給	特定優良賃貸住宅供給促進事業補助要綱	都道府県、市町村																			
	<p>●手順</p> <p>①公営住宅の補強・補修</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被害状況の把握及び立地場所の安全性の検討 (2)補強計画の策定 (3)居住者への通知 (4)補強工事実施 <p>②公営住宅の新規建設、建て替え</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)從前建設位置の安全性の調査あるいは新規建設予定地の確保 (2)必要建設戸数の把握及び家賃検討 (3)建設計画の策定、住宅管理計画の策定 (4)建設工事実施 <p>③特定優良賃貸住宅の建設</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)買い上げ、借り上げを行う民間住宅の募集 (2)建設計画 (3)契約手続き 																						

	<p>④公団・公社、民間住宅建設の促進</p> <p>(1)必要に応じて、公団、公社、民間住宅建設企業に対して、住宅建設の要請を行う。</p> <p>●留意点</p> <p>(1)当該地域における恒久住宅に対する被災者意識の把握と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち家指向が高い地域では、公営住宅へ入居した居住者も数年後に住宅建設を行う場合も考えられるため、恒久住宅に対する被災者意識を踏まえ、公営住宅の供給戸数は慎重に検討する必要がある。 ・公営住宅の供給戸数は被災状況によって必要になる場合では、空家の活用を地域経済の振興策を踏まえながら図っていくものとする。 <p>(2)供給戸数と被災者のニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅の建設の促進に際しては、高い家賃には被災者の入居が困難となる場合があり、また供給過剰となる可能性もあるので、供給戸数は十分検討を図る <p>(3)家賃と弱者の居住</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的家賃の安いところに弱者の入居が集中する可能性がある。 <p>(4)入居形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な住宅確保が早期に実現できるように、可能な限り正規手続きに基づいた住宅供給を計画する。 <p>(5)既存不適格の公共住宅への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格な公共住宅についても、補強・補修を検討する。 						
地方公共団体による 単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の住宅建設を促進する支援を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>助成額等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域別賃貸住宅推進助成事業</td><td>地域特別賃貸住宅制度に基づき、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅で一定の基準（65m²/戸以上の場合等）を満たすものを県が借り上げ被災者向けに賃貸するもので建築主に対し建設費の一部を助成（建設された住宅は5年間県営住宅として利用）</td><td>在来木造住宅：300万円/戸 非木造住宅等：250万円/戸</td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	助成額等	地域別賃貸住宅推進助成事業	地域特別賃貸住宅制度に基づき、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅で一定の基準（65m ² /戸以上の場合等）を満たすものを県が借り上げ被災者向けに賃貸するもので建築主に対し建設費の一部を助成（建設された住宅は5年間県営住宅として利用）	在来木造住宅：300万円/戸 非木造住宅等：250万円/戸
事業名	事業内容	助成額等					
地域別賃貸住宅推進助成事業	地域特別賃貸住宅制度に基づき、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅で一定の基準（65m ² /戸以上の場合等）を満たすものを県が借り上げ被災者向けに賃貸するもので建築主に対し建設費の一部を助成（建設された住宅は5年間県営住宅として利用）	在来木造住宅：300万円/戸 非木造住宅等：250万円/戸					
事例	<p>(1)供給住宅の種類及び戸数等（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に建設資金がなく、県に県営住宅の建設を依頼した。この際、用地は市で確保、県は366戸の建設、5年後に県営住宅を市で引き取る、となった。 ・供給した住宅は、①短期住宅（59戸、仮設住宅を改造したもの、約5年耐用）、②中期住宅（172戸、4団地木造の平屋、約10年耐用）、③恒久住宅（一般的な市営住宅）に分類される。 ・最終的には、264戸の恒久住宅を建設している。短期住宅や中期住宅の解体時に発生する住宅間の移転等については、平成22年までの公営住宅建設を含む住宅マスター・プランに定めた。 <p>(2)家賃（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の収入基準は198,000円。収入基準を超えた人は借上げ住宅（平成9年11月現在、146戸）に入居させた。 <p>(3)住宅再建後の被災者の状況について（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の多くが被災前に部屋数の多い戸建て住宅に居住していたことから、特に中層の災害公営住宅の入居者の中には（特に高齢者）、隣戸の音や従前の住宅と比較して居室が狭い事などが原因となり、日常生活にストレスを感じている入居者が多くなっている。 ・島原市の住民は持ち家指向が高いため、時間経過に伴い、入居者が住宅建設等を行い、出していくケースが多い。 						



注1：（ ）内は、平成6年3月31日現在の状況、その他戸数は左記日付以降の供給予定戸数
注2：被災世帯数と各住宅戸数、供給戸数の合計は、世帯分離等があるため一致していない

図2.3.5 恒久住宅の供給の考え方

(出典：長崎県災害対策本部資料)



写真1 仁田団地の様子（島原市）

事前対策	(1)各種住宅供給に関する事業手法に関する事務要綱の整備
	・迅速な住宅供給を実施するため、特定優良賃貸住宅供給促進事業等に関する入居資格、選定基準等の事務要綱を作成する。

項目	(3)住宅再建費用等への支援	番号	S-2-3																															
内容	被災者自身による住宅再建を目的として、被災者が住宅を建設する場合に、各種の住宅再建資金の貸付等の経済的支援を行う。																																	
	住宅再建費用等への支援 └─ 住宅金融公庫による貸付 └─ 生活福祉資金、母子（寡婦）福祉資金による貸付																																	
法制度等に基づく事業	●事業概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業等名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害復興住宅資金</td> <td> 対象：要件をみたす対象者 木造：880万円 耐火・準耐火：建設費の85% 土地取得費：670万円 整地費：330万円 </td> <td> ・災害の発生から2年以内に災害復興住宅を建設、購入、補修等を行う場合 ・り災前の建物の価額の5割以上の被害を受けた場合 </td> <td rowspan="2">住宅金融公庫法</td> <td rowspan="2">都道府県市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 対象：要件をみたす対象者 木造等：490万円以下 耐火・簡耐：540万円以下 移転費：330万円 整地費：330万円 </td> <td> ・り災前の建物の価額の5割未満の被害を受けた場合 ・補修に要する価額が10万円以上の場合 </td> </tr> <tr> <td>宅地防災工事資金</td> <td> 対象：建築基準法、宅地造成法、急斜面の崩壊による災害の防止に関する法律による勧告・命令を受けた者 補助率：90%（590万円を限度） </td> <td>左法による勧告・命令を受けた者が勧告を受けた日から2年以内、命令を受けた日から1年内に宅地防災工事を行うとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人住宅資金（一般住宅）の融資条件の特例</td> <td>対象者に対し一般貸付に比して優遇される</td> <td> ・個人住宅資金の融資対象者 ・一定の要件に該当する者で災害により住宅を失った者（り災日から1年以内） ・なだれ、地すべり等のおそれがあると都道府県知事が認めた地域から移転する者 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活福祉資金の住宅資金</td> <td>対象：対象世帯の住宅の増改築、拡張、補修、保全に要する経費（災害時は貸付限度額が180万円）</td> <td> ・民生委員指導により独立自活ができると認められた低所得者世帯 ・法により身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯 </td> <td rowspan="2">母子及び寡婦福祉法施行令</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>母子（寡婦）福祉資金の住宅資金</td> <td> ・限度額が180万円に引き上げ ・据置期間の延長（2年以内） ・支払猶予 </td> <td>各々の法による対象者が被災した場合</td> </tr> </tbody> </table>			事業等名	助成対象等	要件	根拠法令	実施主体	災害復興住宅資金	対象：要件をみたす対象者 木造：880万円 耐火・準耐火：建設費の85% 土地取得費：670万円 整地費：330万円	・災害の発生から2年以内に災害復興住宅を建設、購入、補修等を行う場合 ・り災前の建物の価額の5割以上の被害を受けた場合	住宅金融公庫法	都道府県市町村		対象：要件をみたす対象者 木造等：490万円以下 耐火・簡耐：540万円以下 移転費：330万円 整地費：330万円	・り災前の建物の価額の5割未満の被害を受けた場合 ・補修に要する価額が10万円以上の場合	宅地防災工事資金	対象：建築基準法、宅地造成法、急斜面の崩壊による災害の防止に関する法律による勧告・命令を受けた者 補助率：90%（590万円を限度）	左法による勧告・命令を受けた者が勧告を受けた日から2年以内、命令を受けた日から1年内に宅地防災工事を行うとき			個人住宅資金（一般住宅）の融資条件の特例	対象者に対し一般貸付に比して優遇される	・個人住宅資金の融資対象者 ・一定の要件に該当する者で災害により住宅を失った者（り災日から1年以内） ・なだれ、地すべり等のおそれがあると都道府県知事が認めた地域から移転する者			生活福祉資金の住宅資金	対象：対象世帯の住宅の増改築、拡張、補修、保全に要する経費（災害時は貸付限度額が180万円）	・民生委員指導により独立自活ができると認められた低所得者世帯 ・法により身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯	母子及び寡婦福祉法施行令		母子（寡婦）福祉資金の住宅資金	・限度額が180万円に引き上げ ・据置期間の延長（2年以内） ・支払猶予	各々の法による対象者が被災した場合
事業等名	助成対象等	要件	根拠法令	実施主体																														
災害復興住宅資金	対象：要件をみたす対象者 木造：880万円 耐火・準耐火：建設費の85% 土地取得費：670万円 整地費：330万円	・災害の発生から2年以内に災害復興住宅を建設、購入、補修等を行う場合 ・り災前の建物の価額の5割以上の被害を受けた場合	住宅金融公庫法	都道府県市町村																														
	対象：要件をみたす対象者 木造等：490万円以下 耐火・簡耐：540万円以下 移転費：330万円 整地費：330万円	・り災前の建物の価額の5割未満の被害を受けた場合 ・補修に要する価額が10万円以上の場合																																
宅地防災工事資金	対象：建築基準法、宅地造成法、急斜面の崩壊による災害の防止に関する法律による勧告・命令を受けた者 補助率：90%（590万円を限度）	左法による勧告・命令を受けた者が勧告を受けた日から2年以内、命令を受けた日から1年内に宅地防災工事を行うとき																																
個人住宅資金（一般住宅）の融資条件の特例	対象者に対し一般貸付に比して優遇される	・個人住宅資金の融資対象者 ・一定の要件に該当する者で災害により住宅を失った者（り災日から1年以内） ・なだれ、地すべり等のおそれがあると都道府県知事が認めた地域から移転する者																																
生活福祉資金の住宅資金	対象：対象世帯の住宅の増改築、拡張、補修、保全に要する経費（災害時は貸付限度額が180万円）	・民生委員指導により独立自活ができると認められた低所得者世帯 ・法により身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯	母子及び寡婦福祉法施行令																															
母子（寡婦）福祉資金の住宅資金	・限度額が180万円に引き上げ ・据置期間の延長（2年以内） ・支払猶予	各々の法による対象者が被災した場合																																
	●手順 <ol style="list-style-type: none"> (1)実施事業の検討・選定 (2)貸付方法の検討（利率、償還期間等） (3)広報紙、マスコミ等を通じて、被災者に募集情報を提供 (4)資格審査 (5)貸付実施 ●留意点 <ol style="list-style-type: none"> (1)利子補給の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・事業制度はあくまで貸付であり、対象者が高齢者等の経済力に乏しい場合もあるため、経済的負担を軽減させるためには、利子補給の実施も検討する。 (2)二重ローン対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付者が二重ローンであるかどうかをチェックし、負債が多額となる場合では、支援方法を検討する必要がある。 																																	

地方公共 団体による 単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <p>・県基金では、再建費用のみだけでなく移転費用等へも助成を実施している。さらに対象項目の中には、家具購入等も含まれている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>助成金額等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅再建時助成事業</td><td>半壊以上の被害を受けた住宅の再建を行う者に対し、その一部を助成</td><td> ○新築の場合：定額300万円（別途市町基金から250万円） ○200万円以上の大規模改修の場合： ・助成率 1／2 ・限度額 350万円 （内4/7当基金、3/7市町基金負担） </td></tr> <tr> <td>警戒区域内残存住宅再建時助成事業</td><td>現に警戒区域内に長期にわたって残存する住宅について、移転して住宅を再建する場合に助成</td><td>・助成額：300万円（別途市町基金から250万円）</td></tr> <tr> <td>住居確保助成事業</td><td>住宅の全壊者、半壊者で民間住宅、公営住宅等に入居し、将来にわたって住宅を建設しない者に助成</td><td> ・全壊者：定額200万円（別途市町基金から100万円） ・半壊者：定額100万円（別途市町基金から50万円） </td></tr> <tr> <td>住宅被災者生活再建助成事業</td><td>住宅に被害を受けた人が家具購入等の生活の再建を行う場合に助成</td><td> 滅失：定額105万円（別途市町基金45万円） 全壊：定額70万円（別途市町基金30万円） 半壊：定額35万円（別途市町基金15万円） 床上浸水等：定額14万円（別途市町基金6万円） </td></tr> <tr> <td>被災者用住宅団地造成促進助成事業</td><td>船舶団地・仁田団地等の被災者用住宅団地の造成費用に対する利子補給等</td><td></td></tr> <tr> <td>避難住宅家賃助成事業</td><td>警戒区域等内に住居があるため、若しくは住居が全半壊であるため、賃貸住宅等に入居している世帯に対しその家賃の一部を助成</td><td>・月額2万円まで全額、それを超える部分は1／2を助成、限度額月4万円</td></tr> <tr> <td>家財置場のための倉庫等確保助成事業</td><td>現に警戒区域の設定等が行われている区域内に居住していた世帯、又は警戒区域の設定等が解除された区域内に居住していた世帯が倉庫等を借り上げるもしくは購入等を行った場合、その経費の一部を助成 (倉庫として仮設住宅を利用している世帯は対象外)</td><td> ○借り上げ：月額1万円まで全額、それを超える部分は1／2を助成（限度額24万円） ○建設・購入：12万円まで全額、それを超える部分は1／2を助成（限度額24万円） </td></tr> <tr> <td>移転費用助成事業</td><td>仮設住宅入居世帯、住宅家賃補助対象世帯等が警戒区域の解除等の事情により、仮設住宅等からの一時移転を行った場合に対し、移転費用を助成</td><td>・1世帯あたり移転1回につき：5万円</td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	助成金額等	住宅再建時助成事業	半壊以上の被害を受けた住宅の再建を行う者に対し、その一部を助成	○新築の場合：定額300万円（別途市町基金から250万円） ○200万円以上の大規模改修の場合： ・助成率 1／2 ・限度額 350万円 （内4/7当基金、3/7市町基金負担）	警戒区域内残存住宅再建時助成事業	現に警戒区域内に長期にわたって残存する住宅について、移転して住宅を再建する場合に助成	・助成額：300万円（別途市町基金から250万円）	住居確保助成事業	住宅の全壊者、半壊者で民間住宅、公営住宅等に入居し、将来にわたって住宅を建設しない者に助成	・全壊者：定額200万円（別途市町基金から100万円） ・半壊者：定額100万円（別途市町基金から50万円）	住宅被災者生活再建助成事業	住宅に被害を受けた人が家具購入等の生活の再建を行う場合に助成	滅失：定額105万円（別途市町基金45万円） 全壊：定額70万円（別途市町基金30万円） 半壊：定額35万円（別途市町基金15万円） 床上浸水等：定額14万円（別途市町基金6万円）	被災者用住宅団地造成促進助成事業	船舶団地・仁田団地等の被災者用住宅団地の造成費用に対する利子補給等		避難住宅家賃助成事業	警戒区域等内に住居があるため、若しくは住居が全半壊であるため、賃貸住宅等に入居している世帯に対しその家賃の一部を助成	・月額2万円まで全額、それを超える部分は1／2を助成、限度額月4万円	家財置場のための倉庫等確保助成事業	現に警戒区域の設定等が行われている区域内に居住していた世帯、又は警戒区域の設定等が解除された区域内に居住していた世帯が倉庫等を借り上げるもしくは購入等を行った場合、その経費の一部を助成 (倉庫として仮設住宅を利用している世帯は対象外)	○借り上げ：月額1万円まで全額、それを超える部分は1／2を助成（限度額24万円） ○建設・購入：12万円まで全額、それを超える部分は1／2を助成（限度額24万円）	移転費用助成事業	仮設住宅入居世帯、住宅家賃補助対象世帯等が警戒区域の解除等の事情により、仮設住宅等からの一時移転を行った場合に対し、移転費用を助成	・1世帯あたり移転1回につき：5万円
事業名	事業内容	助成金額等																										
住宅再建時助成事業	半壊以上の被害を受けた住宅の再建を行う者に対し、その一部を助成	○新築の場合：定額300万円（別途市町基金から250万円） ○200万円以上の大規模改修の場合： ・助成率 1／2 ・限度額 350万円 （内4/7当基金、3/7市町基金負担）																										
警戒区域内残存住宅再建時助成事業	現に警戒区域内に長期にわたって残存する住宅について、移転して住宅を再建する場合に助成	・助成額：300万円（別途市町基金から250万円）																										
住居確保助成事業	住宅の全壊者、半壊者で民間住宅、公営住宅等に入居し、将来にわたって住宅を建設しない者に助成	・全壊者：定額200万円（別途市町基金から100万円） ・半壊者：定額100万円（別途市町基金から50万円）																										
住宅被災者生活再建助成事業	住宅に被害を受けた人が家具購入等の生活の再建を行う場合に助成	滅失：定額105万円（別途市町基金45万円） 全壊：定額70万円（別途市町基金30万円） 半壊：定額35万円（別途市町基金15万円） 床上浸水等：定額14万円（別途市町基金6万円）																										
被災者用住宅団地造成促進助成事業	船舶団地・仁田団地等の被災者用住宅団地の造成費用に対する利子補給等																											
避難住宅家賃助成事業	警戒区域等内に住居があるため、若しくは住居が全半壊であるため、賃貸住宅等に入居している世帯に対しその家賃の一部を助成	・月額2万円まで全額、それを超える部分は1／2を助成、限度額月4万円																										
家財置場のための倉庫等確保助成事業	現に警戒区域の設定等が行われている区域内に居住していた世帯、又は警戒区域の設定等が解除された区域内に居住していた世帯が倉庫等を借り上げるもしくは購入等を行った場合、その経費の一部を助成 (倉庫として仮設住宅を利用している世帯は対象外)	○借り上げ：月額1万円まで全額、それを超える部分は1／2を助成（限度額24万円） ○建設・購入：12万円まで全額、それを超える部分は1／2を助成（限度額24万円）																										
移転費用助成事業	仮設住宅入居世帯、住宅家賃補助対象世帯等が警戒区域の解除等の事情により、仮設住宅等からの一時移転を行った場合に対し、移転費用を助成	・1世帯あたり移転1回につき：5万円																										
事前対策	<p>(1)事業内容の紹介パンフレットの原案作成</p> <p>・住宅再建資金の貸付事業概要をまとめた説明用パンフレットの原案あるいは、一覧表を作成しておく。</p>																											

項目	被災マンション等の再建支援	番号	S-2-4																				
内容	<p>火山災害により、マンション等が被災する場合も考えられる。このような被災マンション等を再建するには、複数の権利者の合意形成を図り、再建計画を図るためのコンサルタント派遣や既存不適格マンションの再建が可能となるような措置をとること等が必要となる。</p> <p>被災マンション等の再建支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利者の合意形成支援 既存不適格マンションの再建支援 再建資金調達支援 																						
法制度等に基づく事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業等名</th><th>助成対象等</th><th>要件</th><th>根拠法令</th><th>実施主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震災復興型総合設計制度の特例※¹</td><td>容積率を緩和し、従前の延床面積での再建を可能する</td><td>被災した既存不適格マンションが公開空地を設ける場合等</td><td>建築基準法(建設省)</td><td></td></tr> <tr> <td>まちなみデザイン推進事業の補助率の嵩上げの特例</td><td>補助率1/3→2/5へ</td><td>被災マンションを建て替える場合等</td><td>都市再開発法(建設省)</td><td></td></tr> <tr> <td>優良建築物等整備事業</td><td>補助率：1/3（耐震型1/6） 補助対象：調査設計計画費、事業計画作成費、土地整備費、共同秘説整備費等</td><td>区分所有者が10人以上、敷地面積、耐火建築・準耐火建築等</td><td>優良建築物等整備事業制度要項(建設省)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1：阪神・淡路大震災で実施された特例である</p>			事業等名	助成対象等	要件	根拠法令	実施主体	震災復興型総合設計制度の特例※ ¹	容積率を緩和し、従前の延床面積での再建を可能する	被災した既存不適格マンションが公開空地を設ける場合等	建築基準法(建設省)		まちなみデザイン推進事業の補助率の嵩上げの特例	補助率1/3→2/5へ	被災マンションを建て替える場合等	都市再開発法(建設省)		優良建築物等整備事業	補助率：1/3（耐震型1/6） 補助対象：調査設計計画費、事業計画作成費、土地整備費、共同秘説整備費等	区分所有者が10人以上、敷地面積、耐火建築・準耐火建築等	優良建築物等整備事業制度要項(建設省)	
事業等名	助成対象等	要件	根拠法令	実施主体																			
震災復興型総合設計制度の特例※ ¹	容積率を緩和し、従前の延床面積での再建を可能する	被災した既存不適格マンションが公開空地を設ける場合等	建築基準法(建設省)																				
まちなみデザイン推進事業の補助率の嵩上げの特例	補助率1/3→2/5へ	被災マンションを建て替える場合等	都市再開発法(建設省)																				
優良建築物等整備事業	補助率：1/3（耐震型1/6） 補助対象：調査設計計画費、事業計画作成費、土地整備費、共同秘説整備費等	区分所有者が10人以上、敷地面積、耐火建築・準耐火建築等	優良建築物等整備事業制度要項(建設省)																				
地方公共団体による単独事業等	<p>(1)権利者の合意形成支援（阪神：神戸市：B-F2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市都市整備公社による「こうべすまい・まちづくり人材センター」が窓口となり、センターに登録した専門家を派遣。コンサルタント料の一部を補助。 <p>(2)既存不適格マンションの再建支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>助成等金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市震災総合設計制度</td><td>対象：容積率面における既存不適格建築物で震災から3年以内に着工するもの 内容：低層住宅復興型、中高層住宅復興型があり、従来の総合設計制度より敷地面積、有効公開空地率等の適用条件を引き下げ、容積率の割り増しを震災前の延床面積を限度に引き下げる</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(3)再建資金調達支援（阪神・淡路大震災復興基金での例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>助成等金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災マンション建替支援制度</td><td>区分所有者あるいは公社・公団が建物を建設し譲渡する場合、住宅の建設・購入資金のうち、借入金に対する利子補給を実施</td><td>住宅金融公庫からの借入金に対して10年間の利子補給</td></tr> <tr> <td>被災マンション共用部分補修支援利子補給</td><td>補修料が高額となる分譲マンションの共用部分の補修費借入金に対する利子補給</td><td></td></tr> <tr> <td>定期借地権による被災マンション建替支援事業</td><td>定期借地権方式による被災マンション再建に対する補助</td><td></td></tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	助成等金額	神戸市震災総合設計制度	対象：容積率面における既存不適格建築物で震災から3年以内に着工するもの 内容：低層住宅復興型、中高層住宅復興型があり、従来の総合設計制度より敷地面積、有効公開空地率等の適用条件を引き下げ、容積率の割り増しを震災前の延床面積を限度に引き下げる		事業名	事業内容	助成等金額	被災マンション建替支援制度	区分所有者あるいは公社・公団が建物を建設し譲渡する場合、住宅の建設・購入資金のうち、借入金に対する利子補給を実施	住宅金融公庫からの借入金に対して10年間の利子補給	被災マンション共用部分補修支援利子補給	補修料が高額となる分譲マンションの共用部分の補修費借入金に対する利子補給		定期借地権による被災マンション建替支援事業	定期借地権方式による被災マンション再建に対する補助			
事業名	事業内容	助成等金額																					
神戸市震災総合設計制度	対象：容積率面における既存不適格建築物で震災から3年以内に着工するもの 内容：低層住宅復興型、中高層住宅復興型があり、従来の総合設計制度より敷地面積、有効公開空地率等の適用条件を引き下げ、容積率の割り増しを震災前の延床面積を限度に引き下げる																						
事業名	事業内容	助成等金額																					
被災マンション建替支援制度	区分所有者あるいは公社・公団が建物を建設し譲渡する場合、住宅の建設・購入資金のうち、借入金に対する利子補給を実施	住宅金融公庫からの借入金に対して10年間の利子補給																					
被災マンション共用部分補修支援利子補給	補修料が高額となる分譲マンションの共用部分の補修費借入金に対する利子補給																						
定期借地権による被災マンション建替支援事業	定期借地権方式による被災マンション再建に対する補助																						
事例	<p>(1)定期借地権利用によるマンション再建（阪神：芦屋市：B-D3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地全てを公社が買収、定期借地権マンション建設の後、基の区分所有者へ分譲する方法 ・居住者の経済的な問題で、この方法を適用したが当初は役員以外の理解が得られず、ねばり強い説得で、マンション所有者全員一致で建て替えができた。負担額の平均は500～600万円。 <p>(2)地上権方式（三和建設、兵庫県住宅供給公社実施）による再建</p>																						

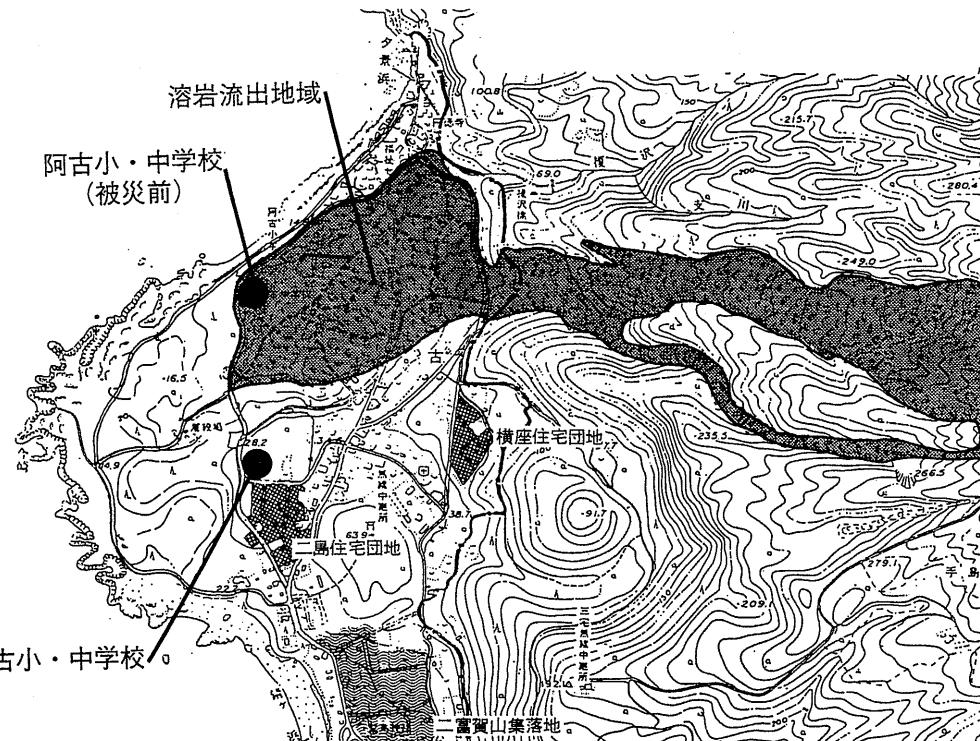
第3章 復興主要施策

	<ul style="list-style-type: none">・リファインハイツ宝塚花屋敷での事例：コンサルタントにより地上権方式が採用される。公社が地上権で借地、新しいマンションを建設。マンション建設後は、地上権をはずし、建物を事業に参加した土地所有者に分譲するもの。転出者や保留床については、公社が持ち分を買い取り、第三者へ売却する。
事前対策	<ul style="list-style-type: none">(1)再建・補修手法に関する研究<ul style="list-style-type: none">・特に市街地にマンションの立地がある地方公共団体においては、マンションの再建や補修に関する事例や手法に関する情報収集に努め、事前に対策に関する研究を行う。(2)必要な支援制度の検討<ul style="list-style-type: none">・マンション再建に必要となる支援制度を実施するための条例等の整備に関する検討を行う。

施 策 名	施策3 被災者の雇用の確保を図る														
項 目	(1)雇用の維持	番号	S-3-1												
内 容	<p>事業所等の被災や災害の影響による経営状況の悪化は、従業者の解雇等につながる。それは、被災者の経済的基盤が失われるとともに、その後の生活再建に大きく影響を与えることとなる。このため、雇用調整助成金の活用により被災事業所等の雇用の維持を図る。</p> <p style="text-align: center;">雇用の維持 ————— 雇用調整助成金</p>														
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策・事業名</th><th>助成対象等</th><th>要件</th><th>根拠法令等</th><th>実施主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用調整助成金</td><td> 事業者に対する補助率 ・休業：1/2～3/4、教育訓練：1/2～4/5 (訓練費として1人1日当たり3000円を別途支給)、出向：1/2～3/4 受給期間 ・休業・教育訓練：対象保険者×200日分を限度、出向：出向開始から2年間 </td><td> 景気の変動、産業構造の変化等に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練、出向等を行った事業主に対して支給する </td><td>雇用保険法(労働省)</td><td>都道府県、公共職業安定所</td></tr> </tbody> </table> <p>●手順</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)事業所に対する雇用維持の要請（都道府県） (2)事業所に対する雇用調整助成金制度に関する情報の周知（都道府県） (3)休業・教育訓練実施計画、支給申請書の受付、支給決定の通知（公共職業安定所） (4)公共職業安定所からの支給決定連絡の受付（都道府県） (5)金融機関への国庫金振り込み（都道府県） <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)中小企業等において解雇が開始される以前に、事業経営者に対して制度の趣旨と内容に関する迅速かつ十分な周知を図ることが必要である 			施策・事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体	雇用調整助成金	事業者に対する補助率 ・休業：1/2～3/4、教育訓練：1/2～4/5 (訓練費として1人1日当たり3000円を別途支給)、出向：1/2～3/4 受給期間 ・休業・教育訓練：対象保険者×200日分を限度、出向：出向開始から2年間	景気の変動、産業構造の変化等に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練、出向等を行った事業主に対して支給する	雇用保険法(労働省)	都道府県、公共職業安定所		
施策・事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体											
雇用調整助成金	事業者に対する補助率 ・休業：1/2～3/4、教育訓練：1/2～4/5 (訓練費として1人1日当たり3000円を別途支給)、出向：1/2～3/4 受給期間 ・休業・教育訓練：対象保険者×200日分を限度、出向：出向開始から2年間	景気の変動、産業構造の変化等に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練、出向等を行った事業主に対して支給する	雇用保険法(労働省)	都道府県、公共職業安定所											
地方公共団体による単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用調整助成金に対する補助や警戒区域内等に所在していたために休業せざるを得なかった事業所に対して補助を実施。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>助成金額等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休業手当助成金支給事業</td><td>事業活動の縮小を余儀なくされた国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主に対し事業主が支払った休業手当の一部を助成</td><td>助成額：事業主が支払った休業手当の額から国の雇用調整助成金の支給額を差し引いた額の1/2</td></tr> <tr> <td>休業補償金支給事業</td><td>警戒区域及び避難勧告地域に指定されたことに伴い大幅に事業活動が制限された事業主に対し、平成3年6月～7月の休業に係る休業補償金を支給</td><td>補償金：休業手当の額の5/6</td></tr> <tr> <td>労働福祉施設改善資金利子補給事業</td><td> ・貸付金：中小企業労働福祉施設等改善資金(雲仙岳噴火災害対策特別貸付) ・利子補給対象限度額：1,000万円（貸付限度額：2,000万円） ・償還期間：8年以内(うち据置期間6月) </td><td>雲仙岳噴火災害により多大な影響を受けている中小企業の労働福祉の安定を図るために資金に対する利子補給 </td></tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	助成金額等	休業手当助成金支給事業	事業活動の縮小を余儀なくされた国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主に対し事業主が支払った休業手当の一部を助成	助成額：事業主が支払った休業手当の額から国の雇用調整助成金の支給額を差し引いた額の1/2	休業補償金支給事業	警戒区域及び避難勧告地域に指定されたことに伴い大幅に事業活動が制限された事業主に対し、平成3年6月～7月の休業に係る休業補償金を支給	補償金：休業手当の額の5/6	労働福祉施設改善資金利子補給事業	・貸付金：中小企業労働福祉施設等改善資金(雲仙岳噴火災害対策特別貸付) ・利子補給対象限度額：1,000万円（貸付限度額：2,000万円） ・償還期間：8年以内(うち据置期間6月)	雲仙岳噴火災害により多大な影響を受けている中小企業の労働福祉の安定を図るために資金に対する利子補給
事業名	事業内容	助成金額等													
休業手当助成金支給事業	事業活動の縮小を余儀なくされた国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主に対し事業主が支払った休業手当の一部を助成	助成額：事業主が支払った休業手当の額から国の雇用調整助成金の支給額を差し引いた額の1/2													
休業補償金支給事業	警戒区域及び避難勧告地域に指定されたことに伴い大幅に事業活動が制限された事業主に対し、平成3年6月～7月の休業に係る休業補償金を支給	補償金：休業手当の額の5/6													
労働福祉施設改善資金利子補給事業	・貸付金：中小企業労働福祉施設等改善資金(雲仙岳噴火災害対策特別貸付) ・利子補給対象限度額：1,000万円（貸付限度額：2,000万円） ・償還期間：8年以内(うち据置期間6月)	雲仙岳噴火災害により多大な影響を受けている中小企業の労働福祉の安定を図るために資金に対する利子補給													
事前対策	<ol style="list-style-type: none"> (1)事業所等に対する雇用調整助成金制度に関する内容の周知 <ul style="list-style-type: none"> 災害時の雇用維持等の各種支援策に関して、事前に事業所等に対して既存のパンフレット等、あるいは新規にパンフレットを作成し、配布することにより制度内容の周知を図る。 (2)事務手続き方法に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> 事務手続きに必要な書類の整備と共に、迅速な手続きを実施するための方法について都道府県は公共職業安定所、金融機関と事前に協議する。 														

項目	(2)離職者等への経済的支援	番号	S-3-2																		
内容	<p>火山災害により雇用の場を失い、生活に必要な資金に困窮している被災者に対して、一時的な生活の安定化をもたらすための経済的支援を実施する。</p> <p>離職者への絏済的支援 ────────── 雇用保険の活用 ───────── 労災補償・公務災害補償</p>																				
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策・事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件</th> <th>根拠法令等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用保険休職者給付</td> <td>離職し、労働意欲と能力がありながら、再就職できない状態にある者</td> <td>労働者が雇用される全ての事業（農林水産業での雇用労働者5人未満は任意適用）</td> <td>雇用保険法（労働省）</td> <td rowspan="3">公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>雇用保険求職者給付の特例措置</td> <td>対象者に対し、一定の期間、雇用保険の基本手当が支給される</td> <td>災害救助法適用相当の災害により雇用保険の適用事業所が事業を休・廃止することによって労働者が就労できず賃金を受けることができない場合（失業状態とみなす）</td> <td>雇用保険の失業給付に関する特別措置（労働省）</td> </tr> <tr> <td>労災補償・公務災害補償</td> <td>賃金を受けない日の4日目から1日につき、給付基礎日額の60/100等を支給</td> <td>労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない場合</td> <td>労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償法（労働省）</td> </tr> </tbody> </table>			施策・事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体	雇用保険休職者給付	離職し、労働意欲と能力がありながら、再就職できない状態にある者	労働者が雇用される全ての事業（農林水産業での雇用労働者5人未満は任意適用）	雇用保険法（労働省）	公共職業安定所	雇用保険求職者給付の特例措置	対象者に対し、一定の期間、雇用保険の基本手当が支給される	災害救助法適用相当の災害により雇用保険の適用事業所が事業を休・廃止することによって労働者が就労できず賃金を受けることができない場合（失業状態とみなす）	雇用保険の失業給付に関する特別措置（労働省）	労災補償・公務災害補償	賃金を受けない日の4日目から1日につき、給付基礎日額の60/100等を支給	労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない場合	労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償法（労働省）
施策・事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体																	
雇用保険休職者給付	離職し、労働意欲と能力がありながら、再就職できない状態にある者	労働者が雇用される全ての事業（農林水産業での雇用労働者5人未満は任意適用）	雇用保険法（労働省）	公共職業安定所																	
雇用保険求職者給付の特例措置	対象者に対し、一定の期間、雇用保険の基本手当が支給される	災害救助法適用相当の災害により雇用保険の適用事業所が事業を休・廃止することによって労働者が就労できず賃金を受けることができない場合（失業状態とみなす）	雇用保険の失業給付に関する特別措置（労働省）																		
労災補償・公務災害補償	賃金を受けない日の4日目から1日につき、給付基礎日額の60/100等を支給	労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない場合	労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償法（労働省）																		
<p>●手順</p> <p>①雇用保険休職者給付</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被保険者からの失業票の受付（激甚法指定から30日以内に被保険者が公共職業安定所へ提出） (2)受給資格証の交付 (3)失業認定 (4)公共職業安定所にて基本手当支給 <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)休業票の提出前の期間に係るものは、その失業認定の日から28日以内に一括して、又休業票の提出後の期間に係るものは、4週間に1回、その日前の28日分が支給される。失業日が通算して7日に満たない場合は、基本手当は支給されない。 (2)失業票の受付は、激甚法指定から30日以内であるために、迅速な休職者に対する制度内容の周知が必要である。 																					
地方公共団体による単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用を確保するための、奨励金あるいは仕度金という形、あるいは休業時の補償という形で助成している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>助成金額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火被害地域就職奨励金支給事業</td> <td>警戒区域又は避難勧告地域の指定を解除され事業活動を再開した事業所へ公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職した者に対して奨励金を支給</td> <td>・奨励金：10万円（但し、被災求職者常用就職支度金の支給を受けられる者または過去の同支度金受給者は5万円）</td> </tr> <tr> <td>被災求職者常用就職支度金事業</td> <td>被災求職者が長崎県内の事業所に公共職業安定所の紹介で常用労働者として就職した場合に支度金を支給</td> <td>・支度金：10万円</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	助成金額等	噴火被害地域就職奨励金支給事業	警戒区域又は避難勧告地域の指定を解除され事業活動を再開した事業所へ公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職した者に対して奨励金を支給	・奨励金：10万円（但し、被災求職者常用就職支度金の支給を受けられる者または過去の同支度金受給者は5万円）	被災求職者常用就職支度金事業	被災求職者が長崎県内の事業所に公共職業安定所の紹介で常用労働者として就職した場合に支度金を支給	・支度金：10万円									
事業名	事業内容	助成金額等																			
噴火被害地域就職奨励金支給事業	警戒区域又は避難勧告地域の指定を解除され事業活動を再開した事業所へ公共職業安定所の紹介により常用労働者として就職した者に対して奨励金を支給	・奨励金：10万円（但し、被災求職者常用就職支度金の支給を受けられる者または過去の同支度金受給者は5万円）																			
被災求職者常用就職支度金事業	被災求職者が長崎県内の事業所に公共職業安定所の紹介で常用労働者として就職した場合に支度金を支給	・支度金：10万円																			
事前対策	<p>(1)制度内容に関する事前周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等に対して、事業制度内容に関して周知を図る。 																				

項目	(3)再就職支援	番号	S-3-3																				
内容	<p>災害発生により失業した被災者が経済的基盤を回復することを目的として、職業訓練や職業斡旋等を行い、失業者の再就職を促進する。</p> <p style="text-align: center;">再就職支援 ── 職業訓練 　　　　　　└ 職業斡旋 　　　　　　└ 事業者への求人受け入れの要請</p>																						
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策・事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>根拠法令等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職場適応訓練</td> <td>対象者：都道府県知事の委託を受けて職場適応訓練を実施する事業者 支給内容：22,800円（1人/月）等</td> <td>雇用対策法（労働省）</td> <td>公共職業訓練所</td> </tr> <tr> <td>職業相談・紹介</td> <td></td> <td>職業安定法（労働省）</td> <td>公共職業安定所</td> </tr> <tr> <td>特定求職者雇用開発助成金</td> <td>対象者：65歳未満の者の身体障害者、55歳以上の高齢者、精神薄弱者等で公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者を雇い入れる事業主 支給額：賃金の1/4等</td> <td>地域雇用開発助成金（労働省）</td> <td>用促進事業団</td> </tr> <tr> <td>地域雇用開発助成金</td> <td>対象者：政令で定める、雇用機会増大促進地域、特定雇用機会増大促進地域、雇用環境整備地域及び緊急雇用安定地域内に事業所を設置、整備し、当該地域に居住する求職者を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇い入れる事業者 助成率：1年目1/4（1/3：中小企業事業主）、2年目1/6（1/4：中小企業事業主）</td> <td>地域雇用開発助成金（労働省）</td> <td>雇用促進事業団</td> </tr> </tbody> </table>			施策・事業名	助成対象等	根拠法令等	実施主体	職場適応訓練	対象者：都道府県知事の委託を受けて職場適応訓練を実施する事業者 支給内容：22,800円（1人/月）等	雇用対策法（労働省）	公共職業訓練所	職業相談・紹介		職業安定法（労働省）	公共職業安定所	特定求職者雇用開発助成金	対象者：65歳未満の者の身体障害者、55歳以上の高齢者、精神薄弱者等で公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者を雇い入れる事業主 支給額：賃金の1/4等	地域雇用開発助成金（労働省）	用促進事業団	地域雇用開発助成金	対象者：政令で定める、雇用機会増大促進地域、特定雇用機会増大促進地域、雇用環境整備地域及び緊急雇用安定地域内に事業所を設置、整備し、当該地域に居住する求職者を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇い入れる事業者 助成率：1年目1/4（1/3：中小企業事業主）、2年目1/6（1/4：中小企業事業主）	地域雇用開発助成金（労働省）	雇用促進事業団
施策・事業名	助成対象等	根拠法令等	実施主体																				
職場適応訓練	対象者：都道府県知事の委託を受けて職場適応訓練を実施する事業者 支給内容：22,800円（1人/月）等	雇用対策法（労働省）	公共職業訓練所																				
職業相談・紹介		職業安定法（労働省）	公共職業安定所																				
特定求職者雇用開発助成金	対象者：65歳未満の者の身体障害者、55歳以上の高齢者、精神薄弱者等で公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者を雇い入れる事業主 支給額：賃金の1/4等	地域雇用開発助成金（労働省）	用促進事業団																				
地域雇用開発助成金	対象者：政令で定める、雇用機会増大促進地域、特定雇用機会増大促進地域、雇用環境整備地域及び緊急雇用安定地域内に事業所を設置、整備し、当該地域に居住する求職者を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇い入れる事業者 助成率：1年目1/4（1/3：中小企業事業主）、2年目1/6（1/4：中小企業事業主）	地域雇用開発助成金（労働省）	雇用促進事業団																				
地方公共団体による単独事業等	<p>●留意点</p> <p>(1)職業斡旋については、求職情報と求職者情報を十分収集・分析し、それぞれに大きなずれが生じないように職業の斡旋及び職業訓練を実施することが重要である。</p> <p>(2)被災地域の主産業が農林水産業である場合は、求職がそれほど多数はないため、当面は建設工事等にかかる場合が多いと考えられるが、建設需要は一時的な雇用にしかつながらないため、このような被災者に対しても就業支援を継続して実施する。</p>																						
地方公共団体による単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共職業訓練所等における訓練手当等は国からの補助があったが、基金では、教材費への補助や訓練受講者に対する奨励金等の支給を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職業訓練受講奨励金支給事業</td> <td>月額11～12万円程度支給</td> <td>被災者が職業訓練を受ける場合、県の訓練手当に準じた受講奨励金を支給</td> </tr> <tr> <td>技能講習委託事業</td> <td></td> <td>技能講習を委託する場合、受託事業主等に対して委託奨励金を支給、受講生の受講期間中の災害補償を行うため民間損害補償会社の普通障害保険に加入</td> </tr> <tr> <td>職業訓練生寄宿費助成事業</td> <td>月額9,900円助成</td> <td>被災者のうち新規学卒者が公共職業訓練施設の寄宿舎に入寮した場合</td> </tr> <tr> <td>職業訓練等諸費助成事業</td> <td>1人3万円以内</td> <td>被災者が職業訓練等を受ける場合に必要な教材等の購入費を助成</td> </tr> <tr> <td>職業訓練施設及び企業見学会</td> <td></td> <td>被災者が訓練施設・企業等を見学することにより地域内の企業の実態・職種・職業訓練施設の内容等の理解と認識を深めてもらい、安心して就職自立の道が選べるように援助するために実施</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	助成対象等	事業内容	職業訓練受講奨励金支給事業	月額11～12万円程度支給	被災者が職業訓練を受ける場合、県の訓練手当に準じた受講奨励金を支給	技能講習委託事業		技能講習を委託する場合、受託事業主等に対して委託奨励金を支給、受講生の受講期間中の災害補償を行うため民間損害補償会社の普通障害保険に加入	職業訓練生寄宿費助成事業	月額9,900円助成	被災者のうち新規学卒者が公共職業訓練施設の寄宿舎に入寮した場合	職業訓練等諸費助成事業	1人3万円以内	被災者が職業訓練等を受ける場合に必要な教材等の購入費を助成	職業訓練施設及び企業見学会		被災者が訓練施設・企業等を見学することにより地域内の企業の実態・職種・職業訓練施設の内容等の理解と認識を深めてもらい、安心して就職自立の道が選べるように援助するために実施		
事業名	助成対象等	事業内容																					
職業訓練受講奨励金支給事業	月額11～12万円程度支給	被災者が職業訓練を受ける場合、県の訓練手当に準じた受講奨励金を支給																					
技能講習委託事業		技能講習を委託する場合、受託事業主等に対して委託奨励金を支給、受講生の受講期間中の災害補償を行うため民間損害補償会社の普通障害保険に加入																					
職業訓練生寄宿費助成事業	月額9,900円助成	被災者のうち新規学卒者が公共職業訓練施設の寄宿舎に入寮した場合																					
職業訓練等諸費助成事業	1人3万円以内	被災者が職業訓練等を受ける場合に必要な教材等の購入費を助成																					
職業訓練施設及び企業見学会		被災者が訓練施設・企業等を見学することにより地域内の企業の実態・職種・職業訓練施設の内容等の理解と認識を深めてもらい、安心して就職自立の道が選べるように援助するために実施																					

	<p>((4)事前着工) (5)災害査定、事業費決定（国 ⇄ 都道府県） (6)工事実施 (7)中間審査（国 ⇄ 都道府県） (8)工事費精算（都道府県 ⇄ 国）</p> <p>●留意点</p> <p>(1)被災施設の整備を実施する場合、現行制度において適用が考えられる「災害復旧事業」では、原状復旧が基本となる。しかし、再び同様の災害を防止するという観点からも、施設は可能な限り改良復旧を図り、耐震化・堅牢化を行うようとする。</p> <p>(2)危険性の継続や従前での再建が不適当であると認められる場合は、施設を移転させる必要がある。この場合、安全性に配慮しながらも、被災を受けた地域に居住を継続する住民と、住宅等を移転することによって整備された新市街地の居住者の両方が、施設利用をする場合の利便性等を考慮した上で、再建位置を検討する必要がある。</p>
事例	<p>(1)文教施設の移築による再建（三宅村：三宅島：B-B1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶岩により埋没した阿古小、阿古中の再建にあたっては、溶岩流被害免れた集落の一部と住宅移転によって整備された新集落地の住民の利便性を考慮し、火山活動が一過性であったことから被害の拡大がないと判断され、溶岩埋没地に近接する南部に再建した。  <p>図 2.3.11 再建された阿古小学校・中学校の位置 (資料：阿古地区復興計画 昭和58年3月 より作成)</p>
事前対策	<p>(1)施設に関する日常の原状把握と維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用される災害復旧事業では、基本的に原状復旧であるため、被災前の状況を正確に把握しておくことが重要となる。 <p>(2)災害復旧費算出に用いる単価の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県は、毎年度当初に、災害復旧費算出に用いる歩掛り、資材単価、労務単価に関する標準単価表を事前に準備しておく。

第2節 復興防災まちづくり

1. 目的

被害をもたらした火山は、火山活動が終息した後、数十年あるいは数百年の期間をおいた後、再び活動を活発化させることにより周辺地域へ繰り返し被害を発生させることは、過去の火山災害の例からも明らかである。そこで、火山災害からの復興まちづくりにおいては、単に被災したまちを再建するのではなく、将来再び発生するかもしれない火山災害に対しても安全性の高いまちづくりをすすめていくことが重要となる。それは、火山災害復興の理念である「火山との共生」を果たすことにもつながると言える。

このため、火山災害からの復興まちづくりは、「復興防災まちづくり」を目指し、火山活動による被害の抑制あるいは将来的な火山災害の防止を目指すと共に、快適な都市環境づくりにも配慮したまちづくりを実施していくことが必要である。

2. 必要施策項目

2. 1 復興防災まちづくりの基本方針

復興防災まちづくりの目標としては、「直接的な火山活動による災害及び二次的災害に対して安全なまちの形成を図る」ことである。

まず、事前準備として、堆積した土砂や火山灰を除去することが必要となる。

次に、まちの基本的な安全性の確保を実現化していくためには、火山災害からの安全性の確保はいうまでもなく、将来的な被害からの安全性も確保されることが望ましいことから、火山活動により被災する可能性のある場所を予測し、そのような場所から住宅等の移転を促進する方法が考えられる。しかし、危険が予想される地域から住宅等を含む都市施設を全面的に移転することは、経済的な側面から見ても現実的とは言えないことから、道路やライフライン等の公共施設への防災対策や砂防ダム等の防災施設の建設、市街地における延焼遮断帯の整備等により、被害の拡大を防ぐなどのハード的な対策を行う必要がある。

さらに、居住者が火山災害発生時において、円滑に危険区域からの避難ができるよう避難体制や防災活動体制の整備を図るなどソフト的な対策も必要である。

従って、復興防災まちづくりの柱となる基本方針としては、

- (1)堆積物等の除去
- (2)災害に強い公共施設の整備
- (3)安全な市街地の整備
- (4)防災施設整備による被害の軽減
- (5)避難体制の整備
- (6)防災活動体制の整備

の5項目が挙げられる。

2. 2 火山災害における必要施策項目

(1)必要施策の抽出

- 2. 1では、火山災害における復興防災まちづくりの5つの基本方針を検討したが、さらに火山災害における被害状況から、復興防災まちづくりにおいて必要な施策を抽出すると以下のようにまとめられる。

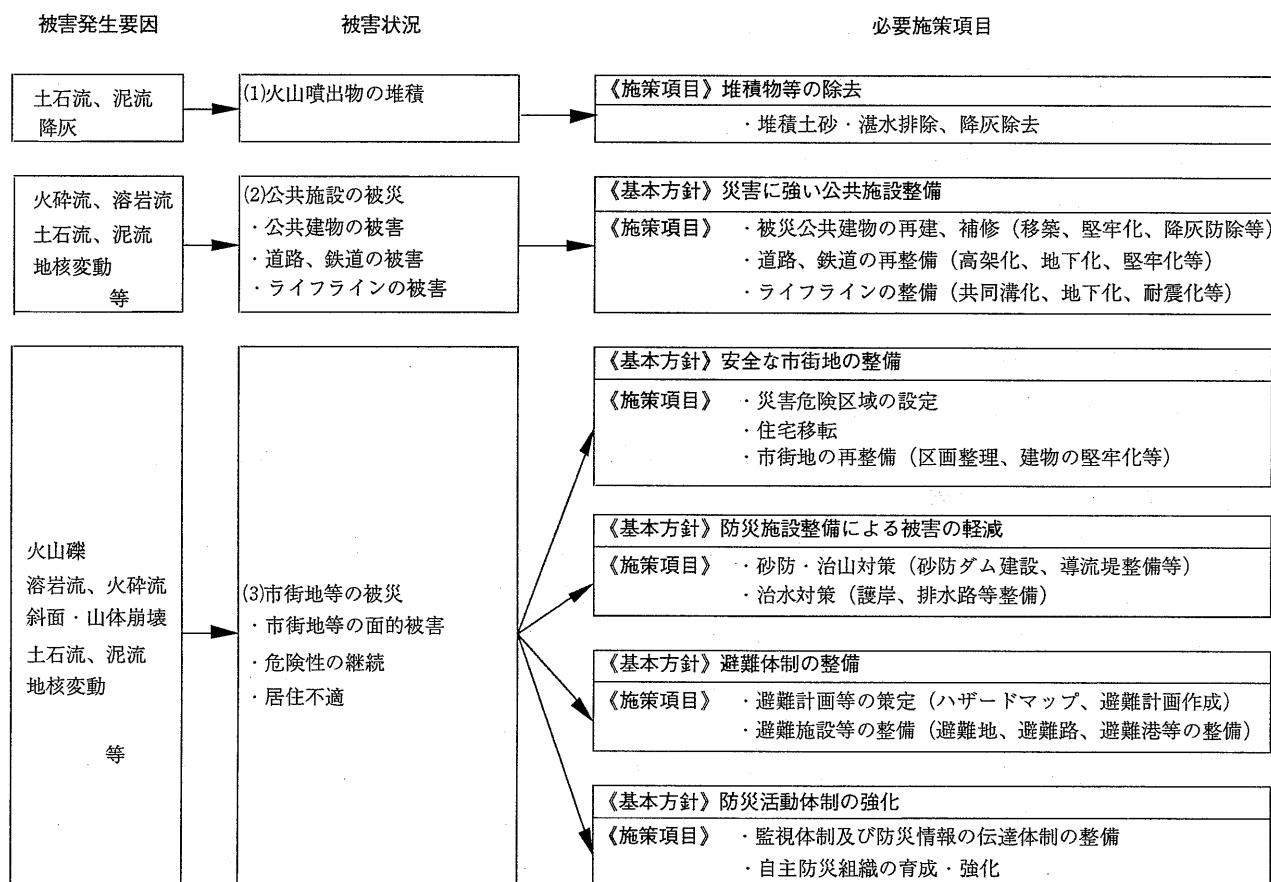


図2.3.6 被害状況から見た復興防災まちづくりの内容

(2)火山災害の特徴から見た留意点

①被害の多様性への対応

- 加害因子が多様であるため、個別の被害要因に対してはハード面、ソフト面における多様な防災対策を進めることが必要である。

②被害の非一過性及び拡大性への対応

- 火山活動が継続する場合であっても、被害の拡大を防止するために、可能な場所から、防災施設の整備を行い、被害エリアを最小限にとどめることが必要となる。
- 繰り返し被害が発生する場合では、土砂や火山灰の除去や被害状況等の把握、計画内容の見直し等を繰り返し行う必要がある。

③被害の突発性や誘発性への対応

- 土石流や泥流等は、降雨や雪溶に誘発して発生することから、発生の予測が可能である。このため、雨量計の設置や観測体制・避難情報の伝達システムの整備を迅速

におこない、被害の軽減に努める必要がある。

- ・噴火や噴石、火碎流等、突発的に発生する加害因子に対しても、監視体制・情報連絡体制の強化を早急に図ることが必要である。

④地形・地盤の改変性への対応

- ・溶岩により埋没した場所に再び市街地を再建することは困難である可能性が高く、このような場合では、大規模な被害が発生した後に、早い時点で集団移転等の対応を検討する。
- ・土石流、火碎流等により地形、地盤が大きく変化した場所については、火山活動が終息した後の土地利用計画を十分検討し、土石流対策や市街地の再建を計画する。

⑤生活再建対策や地域経済再建との連携

- ・特に土木関連の復興事業には、多数の労働力が必要となるため、被災により失業した被災者も一時的に雇用を確保することが可能ではあるが、これらの雇用は時限的なものであるため、復興工事が完了するまでに本格的な雇用確保が図れるように支援が必要である。
- ・被災地域に復興投資の経済効果をもたらせるためには、極力地元事業者へ各種工事等を発注することが必要である。
- ・大規模な砂防ダム等の各種防災施設が計画・建設される場合では、これらも火山観光資源の一つとしてとらえ、地域振興を図るための活用も検討する。
- ・火山活動が継続する場合では、危険性が継続することにより、人口流出が継続する。このような状況では、地域経済の再建が困難となるため、実施可能な防災対策を迅速に行い、人口の回復と経済活動の再建を図ることが必要である。

3. 復興防災まちづくりの進め方

①被害状況等の把握

- ・復興対策としては、被害状況や被災者の意向の把握等が必要である。
- ・火山活動が継続する場合では、被害エリアが拡大する可能性もあり、被害が発生する度に被災現況を把握する。
- ・泥流や土石流の発生や頻度は、当該地域の気候（降雪地域、多雨地域等）に大きく影響され、溶岩流、火碎流、噴石、火山性ガスの発生の有無や頻度は、火山の特性によって異なる。このため、これらの気候や火山の特性を十分考慮した上で今後の被災エリアの予測を行い、災害の危険性のある区域（災害危険区域）を明確にし、災害危険区域の設定区域の検討や新規に開発する場所等を含む、ゾーニングの検討をも行う。

②復興に関わる応急対策の実施

- ・火山灰や噴出砂が、幹線道路や公共施設内に堆積する場合では、各種復興事業に先駆けて除去作業を行う。
- ・土石流等が継続発生する可能性がある場合では、緊急的な土石流対策を実施する。

③復興防災まちづくりに関する復興計画づくり

a. 必要施策の検討

- ・防災まちづくりを進めていく上で、継続する被害や今後発生が予想される被害に対

して安全性を高めるための各種施策を検討する。

- ・防災対策を検討する上では、単に防災性の向上のみならず、居住環境等アメニティの向上にも配慮した計画づくりを行う。さらに、まちづくりが及ぼす経済的な波及効果や被災者の生活再建対策との関連を十分検討しながら復興施策を検討する。

b. 被災地・被災施設の再建方法の検討

【公共施設（道路、ライフライン、公園等）の整備】

- ・ライフラインや道路（避難道路を含む）等、面的な広がりがある施設の復旧・復興は、①迅速におこなう原状に近い復興、②既往計画の実施による復興（都市計画決定されている道路、公園等）、③新規計画による復興（新たに都市計画決定する道路、公園等）の3パターンが考えられる。
- ・従前の整備状況、被災状況及び防災性能の向上の必要性等を考慮したうえで、復旧・復興の方向性を決定する。また、優先的に進める場所や先送りにする箇所等も検討する。

方向性の決定要因

復旧・復興の方向性

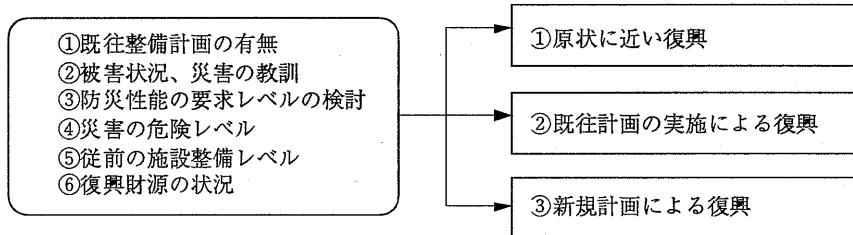


図2.3.7 道路・ライフラインの復旧・復興の方向性

【安全な市街地の整備】

- ・火山災害で被災した市街地で考えられる復興のパターンは、①完全被災地復興型、②被災地復興+個別住宅移転型、③被災地復興+集団移転型、④完全集団移転型 の4つがあげられる。
- ・復興に際しては、被災者の再建意向、被害程度、被災地の居住地としての安全性、他の復興事業（特に砂防事業が市街地にもたらす安全性等）との関係から復興パターンを決定する。
- ・被災した市街地を再整備する場合では、土石流等への防災施設整備、避難施設整備、防災活動体制の強化を十分図ることが必要である。

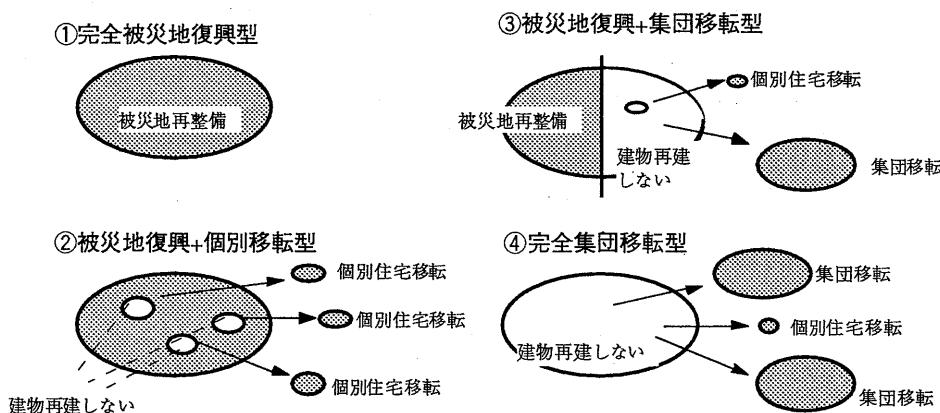


図2.3.8 市街地復興のパターン

c. 各施策の優先順位の検討

- ・火山活動の状況を踏まえて、地域の安全性を高めるためには、各種施策実施に関する優先順位を検討し、短期的に実施する施策と長期的に実施する施策を設定する。

d. 被害拡大時の対応

- ・計画内容の変更を要するような大規模な二次災害が生じた場合においては、各種施策に関する計画内容の適正等について、再度検討を行う必要がある。

e. 事業手法の選定、事業量の設定

- ・施策推進のための事業手法の選定や事業量の確定をおこなう。

③事業計画の策定・事業実施

- ・事業計画は、各担当部課により策定する。
- ・特に地権者との調整が必要な施策については、被災者等との意見調整をおこなう必要がある。
- ・生活再建に関わる住宅移転等が緊急事業としては先行されるが、各復興事業についても、火山災害からの危険の無い箇所から進めていくこととなる。

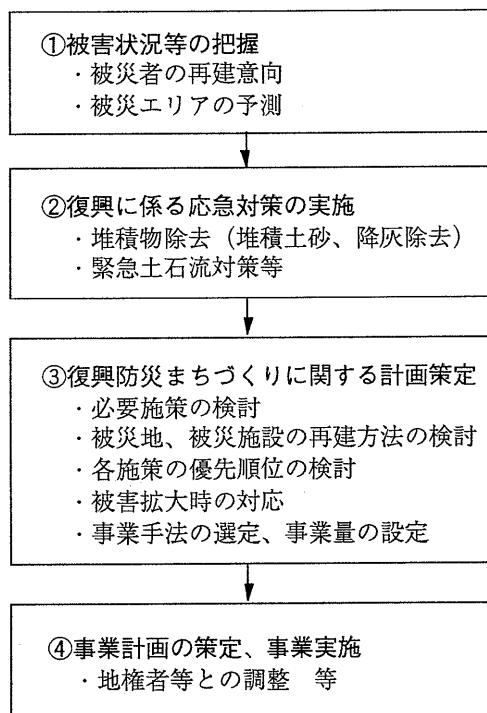


図2.3.9 復興防災まちづくりの進め方

4. 復興施策の体系

(施策 1)

堆積物等の除去 ————— (1)堆積土砂排除・降灰除去 : B-1-1

(施策 2)

災害に強い公共施設の整備 ————— (1)災害に強い公共建物の整備 : B-2-1
————— (2)災害に強い幹線道路、鉄道の整備 : B-2-2
————— (3)災害に強いライフラインの整備 : B-2-3

(施策 3)

安全な市街地整備 ————— (1)災害危険区域の設定 : B-3-1
————— (2)住宅移転による新市街地の整備 : B-3-2
————— (2)市街地の再整備 : B-3-3

(施策 4)

防災施設整備による
被害の軽減 ————— (1)砂防・治山施設整備 : B-4-1
————— (2)治水施設整備 : B-4-2

(施策 5)

避難体制の整備 ————— (1)避難計画等の策定 : B-5-1
————— (2)避難施設等の整備 : B-5-2

(施策 6)

防災活動体制の強化 ————— (1)監視体制・情報の伝達体制の整備 : B-6-1
————— (2)自主防災組織の育成・強化 : B-6-2

図 2.3.10 復興防災まちづくり施策体系

施 策 名	施策1 堆積物等の除去																						
項 目	(1)堆積土砂排除・降灰除去	番号	B-1-1																				
内 容	噴火活動の本格化に伴い、火山は大量の火山灰等の噴出物を発生させる。これらは土石流等の発生原因となり都市機能に大きな影響を及ぼすと同時に復旧・復興事業を推進する上で大きな障害になる。このため、すみやかに流出土砂や降灰等の堆積物を除去することが必要である。																						
	<p style="text-align: center;">堆積物等の排除</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">堆積土砂排除</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">降灰除去</td> <td style="width: 33.33%;"></td> </tr> </table>			堆積土砂排除	降灰除去																		
堆積土砂排除	降灰除去																						
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">助成対象等</th> <th style="text-align: center;">要件</th> <th style="text-align: center;">根拠法等</th> <th style="text-align: center;">実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">堆積土砂排除事業</td> <td> <p>対象：堆積土砂の排除事業 (他の法令に國の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は國がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものは除く)</p> <p>補助率：國庫負担についてはプール計算方式で算定される</p> </td> <td> <p>河川、道路、公園その他の施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合</p> <p>公共施設区域外 ・市町村長指定した場所に集積された堆積土砂等</p> </td> <td> 激甚法（農水省、建設省） </td> <td> 都道府県市町村 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">湛水排除事業</td> <td> <p>対象：林業用施設に係る堆積土砂の排除事業</p> <p>補助率：都道府県が2/3以上を補助をする場合は、都道府県に対して予算内に補助に要する経費の全額補助</p> </td> <td> 林業用施設の区域内において堆積土砂等の量が1万m³以上あること </td> <td> 激甚法（農水省、建設省） </td> <td> 森林組合等 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">降灰除去事業</td> <td> <p>対象：市町村道に堆積した降灰の収集、運搬・処分</p> <p>補助率：1/2 (降灰量1000g/m²) 2/3 (降灰量2500g/m²)</p> </td> <td> 年間を通じて2回以上降灰があり、総降灰量が1000g/m² </td> <td> 活火山法(国土庁) </td> <td> 市町村 </td> </tr> </tbody> </table>			事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体	堆積土砂排除事業	<p>対象：堆積土砂の排除事業 (他の法令に國の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は國がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものは除く)</p> <p>補助率：國庫負担についてはプール計算方式で算定される</p>	<p>河川、道路、公園その他の施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合</p> <p>公共施設区域外 ・市町村長指定した場所に集積された堆積土砂等</p>	激甚法（農水省、建設省）	都道府県市町村	湛水排除事業	<p>対象：林業用施設に係る堆積土砂の排除事業</p> <p>補助率：都道府県が2/3以上を補助をする場合は、都道府県に対して予算内に補助に要する経費の全額補助</p>	林業用施設の区域内において堆積土砂等の量が1万m ³ 以上あること	激甚法（農水省、建設省）	森林組合等	降灰除去事業	<p>対象：市町村道に堆積した降灰の収集、運搬・処分</p> <p>補助率：1/2 (降灰量1000g/m²) 2/3 (降灰量2500g/m²)</p>	年間を通じて2回以上降灰があり、総降灰量が1000g/m ²	活火山法(国土庁)	市町村
事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体																			
堆積土砂排除事業	<p>対象：堆積土砂の排除事業 (他の法令に國の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は國がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものは除く)</p> <p>補助率：國庫負担についてはプール計算方式で算定される</p>	<p>河川、道路、公園その他の施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合</p> <p>公共施設区域外 ・市町村長指定した場所に集積された堆積土砂等</p>	激甚法（農水省、建設省）	都道府県市町村																			
湛水排除事業	<p>対象：林業用施設に係る堆積土砂の排除事業</p> <p>補助率：都道府県が2/3以上を補助をする場合は、都道府県に対して予算内に補助に要する経費の全額補助</p>	林業用施設の区域内において堆積土砂等の量が1万m ³ 以上あること	激甚法（農水省、建設省）	森林組合等																			
降灰除去事業	<p>対象：市町村道に堆積した降灰の収集、運搬・処分</p> <p>補助率：1/2 (降灰量1000g/m²) 2/3 (降灰量2500g/m²)</p>	年間を通じて2回以上降灰があり、総降灰量が1000g/m ²	活火山法(国土庁)	市町村																			
	<p>●手順</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被害状況の把握、災害報告（市町村 ⇄ 都道府県 ⇄ 国） (2)国庫負担申請（都道府県 ⇄ 国） (3)事前着工 (4)災害査定 (5)事業費決定（国 ⇄ 都道府県） (6)工事費精算（都道府県 ⇄ 国） 																						
	<p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)継続被害の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が発生した後の除去作業は、同年内において新たに生じた堆積土砂、降灰の除去作業に合わせて一事業として施行する。堆積物の発生が年度をまたぐ場合では、新規災害での事業費に対する国又は地方公共団体の費用の負担の割合は、未施工又は未着手の工事の事業費に相当する額を事業費から控除する。 (2)工事車両 <ul style="list-style-type: none"> ・土石流が発生した後等では、堆積土砂除去のため、工事車両が頻繁に幹線道路を通過する。これにより、道路の傷みが激しく、また、渋滞を招く結果となる。したがって、周辺住民へ事前の周知を実施したり、通学路に工事車両が通行する場合では、児童の安全確保等が重要となる。 																						

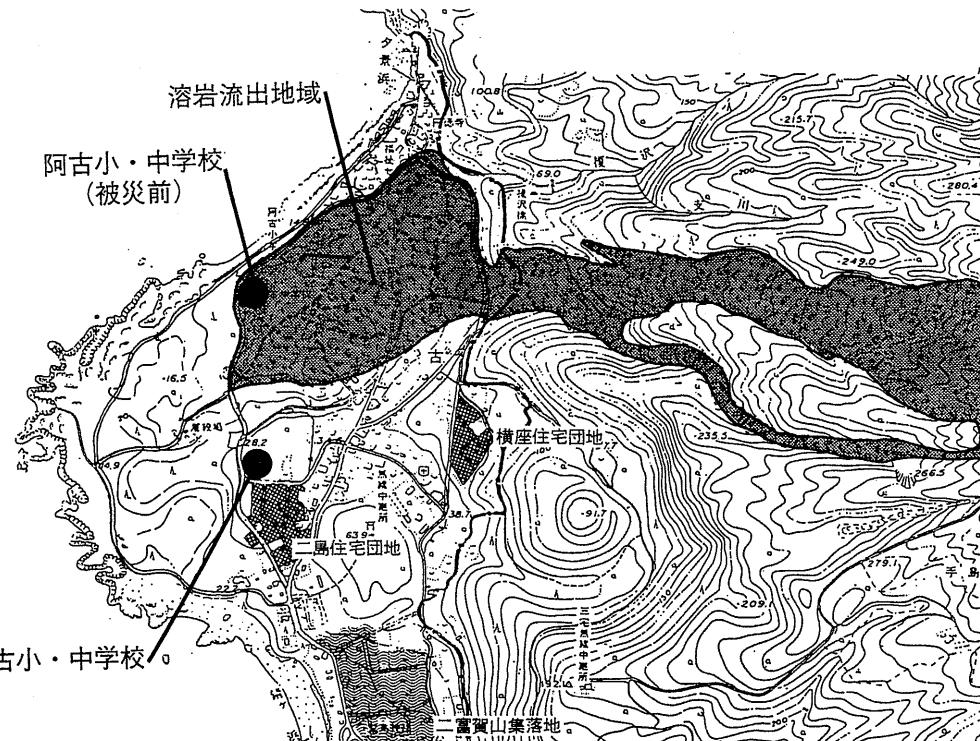
事例	<ul style="list-style-type: none"> (1)被災農業者の雇用による降灰除去の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・降灰除去は、北海道農業開発公社に委託して実施。作物等の被害によって収入が無くなった被災農家も除去作業をすることで、賃金を得ることができた。（虻田町：有珠山：H-1） ・農地の降灰除去に関しては、農作業が不可能となった農業者を雇用し、降灰除去作業を実施した。これにより、被災農家が一時的に現金収入を得ることが可能となった。（三宅村：三宅島：H-2） (2)業者委託による降灰除去。（島原市：雲仙：H-3） <ul style="list-style-type: none"> ・初めに散水車等を保有し、降灰除去が可能な業者をリストアップすることが必要となった。 ・時間単価を設定した上で、散水車による降灰除去を業者に委託。経費は、散水車の作業時間から費用を算出し、月報により出来高払いとした。 ・除去作業では幹線道路を優先しておこなったために、私道路の除去が遅れ、一部の住民からは降灰除去を実施する道路の優先順位に関して不平がでた ・降灰作業の実施において、あらかじめ消防水利等を把握し、取水ポイントを決定することが必要であった。 (3)堆積土砂除去（島原市：雲仙：H-3） <ul style="list-style-type: none"> ・土砂運搬のための大型車両が常に通るために、道路の傷みが激しく、また、渋滞を招く結果となつた。 ・山腹等に堆積した土砂は、降雨の度に繰り返し土石流の発生等により流れ出してくるため、常に被災現場の状況は変化する。そこで、写真で現場状況を撮影したが、災害査定をどの時点のものにするのかを迷った。
事前対策	<ul style="list-style-type: none"> (1)工事車両、散水車保有事業所の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・除去作業を実施するために必要となる工事車両や散水車を保有している事業所及び保有車両台数を把握する。 (2)降灰除去作業のための取水ポイントの把握 <ul style="list-style-type: none"> ・散水車を利用した降灰除去作業では、事前に取水ポイントを設定しておく。

施 策 名		施策2 灾害に強い公共施設の整備			
項 目	(1)災害に強い公共建物の整備			番号	B-2-1
内 容	<p>被災した公共建物を再建する場合は、再び被災しないためにも安全性を確保し、再建することが必要である。そのために、「災害危険区域」（「施策3 (1)災害危険区域の設定」参照）内に施設がある場合は、安全な区域へ移転し、施設を再建する。また、被害を軽減するために、建物の不燃・堅牢化を図る。降灰等により建物の機能障害が発生する恐れがある場合は、降灰に対する防除対策を施す等の対策が必要である。</p> <p style="text-align: center;">災害に強い公共建物の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> — 安全な地域への移転 — 施設の耐火・堅牢化 — 降灰防除対策 				
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <p>・現行の事業制度では、公共建物の再建には、復旧事業としての厚生施設、文教施設等の災害復旧事業及び降灰防除事業の適用が想定される。</p>				
分類	事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
厚生施設等災害復旧事業	社会福祉施設等災害復旧事業	対象：保護施設、老人福祉施設等 補助率：国1/3～1/2、都道府県1/4～1/3	暴風、こう水、高潮、地震、その他の異常な災害による生ずる災害により被災した場合	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、壳春防止法、公益賃屋法等、災害復旧費実地調査要領（厚生省）	都道府県市町村
	環境衛生施設災害復旧事業	対象：廃棄物処理施設、災害廃棄物処理施設			
	医療施設災害復旧事業	対象：公的医療施設、民間医療施設			
	伝染病院等災害復旧事業	対象：伝染病予防法第17条に規定 補助率：国1/2、都道府県1/2、市町村1/2～2/3			
文教施設等災害復旧事業	公立学校施設災害復旧事業	対象：公立小中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲ろう学校、養護学校、幼稚園 補助率：2/3		公立学校負担法、激甚法（文部省）	学校設置者
	公立社会教育施設復旧事業	対象：公立の公民館、図書館、体育館等 補助率：2/3			
	私立学校施設災害復旧事業	対象：私立学校、公立 補助率：1/2			
臨時高等学校整備事業	対象：高等学校の耐震化 ・高等学校の耐震改修 ・充当率95% ・元利償還金の40%に交付税措置			(自治省)	—
降灰防除事業	対象：降灰防除地域内の教育施設、医療施設、事業経営上の施設	連続する2カ月間で毎月1回以上降灰がある場合	活火山法（国土庁）		市町村

※1：公立学校施設災害復旧事業において激甚法指定時における補助率はプール式計算方式で算定される

●手順（災害復旧事業）

- (1)被害状況の把握、災害報告（市町村 ⇄ 都道府県 ⇄ 国）
- (2)再建場所の検討、設計図書作成
- (3)国庫負担申請（都道府県 ⇄ 国）

	<p>((4)事前着工) (5)災害査定、事業費決定（国 ⇄ 都道府県） (6)工事実施 (7)中間審査（国 ⇄ 都道府県） (8)工事費精算（都道府県 ⇄ 国）</p> <p>●留意点</p> <p>(1)被災施設の整備を実施する場合、現行制度において適用が考えられる「災害復旧事業」では、原状復旧が基本となる。しかし、再び同様の災害を防止するという観点からも、施設は可能な限り改良復旧を図り、耐震化・堅牢化を行うようとする。</p> <p>(2)危険性の継続や従前での再建が不適当であると認められる場合は、施設を移転させる必要がある。この場合、安全性に配慮しながらも、被災を受けた地域に居住を継続する住民と、住宅等を移転することによって整備された新市街地の居住者の両方が、施設利用をする場合の利便性等を考慮した上で、再建位置を検討する必要がある。</p>
事例	<p>(1)文教施設の移築による再建（三宅村：三宅島：B-B1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶岩により埋没した阿古小、阿古中の再建にあたっては、溶岩流被害免れた集落の一部と住宅移転によって整備された新集落地の住民の利便性を考慮し、火山活動が一過性であったことから被害の拡大がないと判断され、溶岩埋没地に近接する南部に再建した。  <p>図 2.3.11 再建された阿古小学校・中学校の位置 (資料：阿古地区復興計画 昭和58年3月 より作成)</p>
事前対策	<p>(1)施設に関する日常の原状把握と維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用される災害復旧事業では、基本的に原状復旧であるため、被災前の状況を正確に把握しておくことが重要となる。 <p>(2)災害復旧費算出に用いる単価の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県は、毎年度当初に、災害復旧費算出に用いる歩掛り、資材単価、労務単価に関する標準単価表を事前に準備しておく。

項目	(2)災害に強い幹線道路、鉄道等の整備	番号	B-2-2																										
内容	<p>幹線道路や鉄道等は、一度、土石流等が発生し被災した場合には、その機能が停止する。それは単に車両や人間の行き来を妨げるだけでなく、地域経済活動を減退させる結果にもつながり、この状況が長期化すれば、その後の復興へも大きな影響をもたらす。このため、早期復旧に向けて迅速な整備を行うとともに、土石流等が発生した場合でも、その機能への影響を最小限にとどめるため路線の高架化や複線化、さらに道路、鉄道施設の耐震・堅牢化を進める。</p> <p>災害に強い幹線道路、鉄道等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路、鉄道の高架化 幹線道路の複線化 交通施設の耐震化・堅牢化 																												
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、災害復旧事業の適用により施設整備を実施する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>助成対象等</th><th>要件</th><th>根拠法等</th><th>実施主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設災害復旧事業</td><td>対象：河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道 補助率：2/3～4/4</td><td>暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により被害が発生した場合</td><td>負担法、激甚法（建設省・運輸省・農林水産省）</td><td rowspan="5">都道府県市町村</td></tr> <tr> <td>都市施設災害復旧事業</td><td>対象：街路・公園等・都市排水施設・堆積土砂排除事業・湛水排除事業 補助率：2/3（下水道）、1/2（その他施設）</td><td>・地方公共団体が維持管理する都市施設の災害復旧事業 ・異常な天然現象によって生じた災害 ・被災した都市施設の原形復旧するもの ・堆積土砂の総量が一市町村3万m³</td><td>負担法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針、激甚法（建設省）</td></tr> <tr> <td>空港災害復旧事業</td><td>対象：第1種から第3種空港 補助率：8～10割</td><td>地震、高潮その他異常な天然現象により生じた災害によって必要となった災害復旧工事</td><td>空港整備法（運輸省）</td></tr> <tr> <td>鉄道災害復旧事業</td><td>対象：線路施設、停車場施設、運転保安施設等 補助率：2割5分</td><td>大規模な災害を受けた鉄道で、早急に災害復旧の必要があり、鉄道事業者の資力のみでは事業施行が著しく困難であると認められる場合</td><td>鉄道軌道整備法（運輸省）</td></tr> <tr> <td>港湾施設耐震性強化事業</td><td>震災に強い港湾づくりを推進するため、緊急に実施する埠頭用地の耐震性強化事業</td><td></td><td>（自治省消防庁）</td></tr> </tbody> </table>			事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体	公共土木施設災害復旧事業	対象：河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道 補助率：2/3～4/4	暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により被害が発生した場合	負担法、激甚法（建設省・運輸省・農林水産省）	都道府県市町村	都市施設災害復旧事業	対象：街路・公園等・都市排水施設・堆積土砂排除事業・湛水排除事業 補助率：2/3（下水道）、1/2（その他施設）	・地方公共団体が維持管理する都市施設の災害復旧事業 ・異常な天然現象によって生じた災害 ・被災した都市施設の原形復旧するもの ・堆積土砂の総量が一市町村3万m ³	負担法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針、激甚法（建設省）	空港災害復旧事業	対象：第1種から第3種空港 補助率：8～10割	地震、高潮その他異常な天然現象により生じた災害によって必要となった災害復旧工事	空港整備法（運輸省）	鉄道災害復旧事業	対象：線路施設、停車場施設、運転保安施設等 補助率：2割5分	大規模な災害を受けた鉄道で、早急に災害復旧の必要があり、鉄道事業者の資力のみでは事業施行が著しく困難であると認められる場合	鉄道軌道整備法（運輸省）	港湾施設耐震性強化事業	震災に強い港湾づくりを推進するため、緊急に実施する埠頭用地の耐震性強化事業		（自治省消防庁）
事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体																									
公共土木施設災害復旧事業	対象：河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道 補助率：2/3～4/4	暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により被害が発生した場合	負担法、激甚法（建設省・運輸省・農林水産省）	都道府県市町村																									
都市施設災害復旧事業	対象：街路・公園等・都市排水施設・堆積土砂排除事業・湛水排除事業 補助率：2/3（下水道）、1/2（その他施設）	・地方公共団体が維持管理する都市施設の災害復旧事業 ・異常な天然現象によって生じた災害 ・被災した都市施設の原形復旧するもの ・堆積土砂の総量が一市町村3万m ³	負担法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針、激甚法（建設省）																										
空港災害復旧事業	対象：第1種から第3種空港 補助率：8～10割	地震、高潮その他異常な天然現象により生じた災害によって必要となった災害復旧工事	空港整備法（運輸省）																										
鉄道災害復旧事業	対象：線路施設、停車場施設、運転保安施設等 補助率：2割5分	大規模な災害を受けた鉄道で、早急に災害復旧の必要があり、鉄道事業者の資力のみでは事業施行が著しく困難であると認められる場合	鉄道軌道整備法（運輸省）																										
港湾施設耐震性強化事業	震災に強い港湾づくりを推進するため、緊急に実施する埠頭用地の耐震性強化事業		（自治省消防庁）																										
	<p>※1：公共土木施設災害復旧事業において激甚法が指定される場合では、連年災においてのみ都道府県及び市町村の標準税収入から国庫負担額を算定する</p>																												
	<p>●手順（災害復旧事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被害状況の把握、災害報告（市町村 ⇄ 都道府県 ⇄ 国） (2)再建場所の検討、設計図書作成 (3)国庫負担申請（都道府県 ⇄ 国） ((4)事前着工) (5)災害査定、事業費決定（国 ⇄ 都道府県） (6)工事実施 (7)中間審査（国 ⇄ 都道府県） (8)工事費精算（都道府県 ⇄ 国） 																												

	<p>●留意点</p> <p>(1)被災施設の整備を実施する場合、現行制度において適用が考えられる「災害復旧事業」では、原状復旧を基本とするが、再び同様の災害を防止するという観点からも、可能な限り改良復旧を行うようすることが重要である。</p> <p>(2)道路については施設整備が完了するまでは、迂回路の整備等を実施し、都市機能が停止しないような対策を実施することが必要である。</p> <p>(3)被災状況と従前の整備状況等から整備の方針を決定する。</p>						
地方公共団体による単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金による事業では、鉄道整備に対して助成をおこなっている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>助成金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共鉄道災害復旧事業</td><td>国庫補助事業の対象となった場合、企業負担額の1／2を助成</td><td>41,142 (H 3) 12,375 (H 4) (単位：千円)</td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	助成金額	公共鉄道災害復旧事業	国庫補助事業の対象となった場合、企業負担額の1／2を助成	41,142 (H 3) 12,375 (H 4) (単位：千円)
事業名	事業内容	助成金額					
公共鉄道災害復旧事業	国庫補助事業の対象となった場合、企業負担額の1／2を助成	41,142 (H 3) 12,375 (H 4) (単位：千円)					
事 例	<p>(1)道路整備（長崎県：雲仙：B-C1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流の発生時に幹線道路の寸断を防止するため、さらに地域における本格的な幹線道路の整備の必要性から、建設省により島原深江道路の計画が発表された。これは、島原市秩父が浦町から深江町諏訪名を結ぶ約4.6kmの道路であり、土石流発生時にも通行が可能となるように高架式（一部盛土式）となっている。 <p>(2)漁港整備（長崎県：雲仙：B-C2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設災害復旧事業により、漁港のしゅんせつを実施。 						
事前対策	<p>(1)施設に関する日常の原状把握と維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用される災害復旧事業では、基本的に原状復旧であるため、被災前の状況を正確に把握しておくことが重要となる。 <p>(2)ハザードマップ作成に基づく、被災後の防災対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前にハザードマップの作成ができる場合では、被害が想定される区域の道路や鉄道等の復旧方法を検討しておく。 						

写真2 島原深江道路の状況

(出典：平成9年度 雲仙岳土木災害復興部の概要 平成9年7月)

項目	(3)災害に強いライフラインの整備			番号	B-2-3
内容	土石流や溶岩流等により、上下水道や電力等のライフラインに被害が発生する場合は、住民の生活及び都市機能に支障を来すこととなる。このため、火山災害が発生した場合においても、土石流等による上下水・電力等の供給寸断の防止を目的としてライフラインの共同溝の整備や耐震化等を図る。				
	災害に強いライフラインの整備――共同溝、電線共同溝の整備 ――ライフラインの耐震化・ブロック化				
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <p>・ライフラインの防災対策を図るためにには、災害復旧事業等の適用が考えられる。</p>				
分類	事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
公共土木施設災害復旧事業		対象：下水道 ^{*1} 補助率：2/3～4/4 ^{*2}	暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により被害が発生した場合	負担法、激甚法（建設省・運輸省・農林水産省）	都道府県・市町村
厚生施設災害復旧事業	水道施設災害復旧事業	対象：地方公共団体が管理する水道事業、水道用水供給事業施設	災害復旧事業と合併して改良復旧を実施する場合	厚生省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（厚生省）	
道路関連整備事業	共同溝整備事業	対象：共同溝の建設 補助率：建設費のうち、占用予定者の負担する額を除いた額。これに対して1/2を補助する	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通が著しく輻輳し道路を掘り返すことで道路構造・交通に著しく支障が生ずると認められる道路 ・特に下記の区間は重点整備 <ul style="list-style-type: none"> (1)当該年度で道路の改築工事を行っている場合で当該道路の沿道の状況から将来相当の地下占用が予想される区間 (2)地下鉄工事等関連事業と一体的に整備することで効率的な事業実施が可能な区間 (3)既設共同溝を連結する等々々々構築の観点から効果の著しいもの 	共同溝の整備等に関する特別措置法（建設省）	
「災害に強い安全なまちづくり」支援措置 単独・ハーフ整備	都市生活環境整備特別対策事業	対象：環境整備と一体となったまちの防災構造化 ・電線類の地中化 ・植栽、植樹緑化など	充当率75% ・元利償還金の50%に交付税措置	(自治省消防庁)	
	上水道安全対策事業	対象：災害に強い上水道づくり ・耐震化の観点から行う基幹管路、老朽管等管路の改良・更新、災害対策の観点から行う送・配水管の相互連絡官等の整備 ・断水時等に備えた応急給水体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・通常事業に上積みして実施する事業費の1/4を一般会計出資 ・出資元利償還金の50%に交付税措置 		
<p>※1：ここではライフライン整備関連項目のみ掲載</p> <p>※2：公共土木施設災害復旧事業において激甚法が指定される場合では、連年災においてのみ都道府県及び市町村の標準税収入から国庫負担額を算定する</p> <p>●手順 災害復旧事業の手順の概要は以下のようになる。</p>					

	<ul style="list-style-type: none"> (1)被害状況の把握、災害報告（市町村 ⇄ 都道府県 ⇄ 国） (2)再建場所の検討、設計図書作成 (3)国庫負担申請（都道府県 ⇄ 国） ((4)事前着工) (5)災害査定、事業費決定（国 ⇄ 都道府県） (6)工事実施 (7)中間審査（国 ⇄ 都道府県） (8)工事費精算（都道府県 ⇄ 国） <p>●留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)各種ライフラインの共同溝等の整備については、各種ライフラインの特性等を勘案しながら、各事業者と調整を図りながら進めるものとする。 (2)土地区画整理事業等により面的整備が行われる場合には、ライフラインの地中化、共同溝化を可能な限り計画に反映していくことが重要である。 (3)火山活動が継続する場合等においては、被災地における整備には時間がかかる可能性もある。このため、迅速なライフライン機能の復旧を行う一方で、可能な場所からライフライン施設の整備を実施していく
事例	<ul style="list-style-type: none"> (1)水道整備（島原市：雲仙：B-C2） <ul style="list-style-type: none"> ・平成3年6月3日の火碎流により給水不能となった島原市の中木場簡易水道は、災害復旧事業により、水源、配水施設、配水管の復旧を実施。 ・深江町では、赤松谷川が取水不能となり、代替水源として地下水2井を計画し、平成8年3月末に水源を確保している。 (2)電話、ガス（島原市：雲仙：B-C2） <ul style="list-style-type: none"> ・NTTは、平成6年12月に島原半島のデジタル化を実施 ・西部ガスでは、防災対策として、被害を最小限にとどめるために、島原市内の導管埋設区域を7ブロックに分け、そのためのバルブ取付工事を実施。
事前対策	<ul style="list-style-type: none"> (1)ハザードマップ作成に基づく、被災後の防災対策の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事前にハザードマップの作成ができる場合では、被害が想定される区域の及び全域の供給体制の検討を行う。 (2)通常業務での防災工事の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・特に被害が予想される地域については、ラインの分散化、共同溝化をすすめ、防災性の向上を図る。

施 策 名	施策3 安全な市街地の整備	
項 目	(1)災害危険区域の設定	番号 B-3-1
内 容	<p>火山活動による危険が継続する等の理由により、従前の居住地に住宅を再建することが不適当であると認められる場合がある。このため、危険な場所への居住を制限し、安全を確保する必要がある。</p>	
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害危険区域」の設定：建築基準法 第39条に基づく ・実施主体：市町村、都道府県 <p>●手順（災害危険区域の設定）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被災範囲及び被災状況の把握 (2)災害危険区域の指定エリアの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・学識者等による安全性の調査、居住者の移転意向の把握等の実施 (3)被災者の移転、再建に関する意向の把握 (4)災害危険区域条例の作成 (5)条例による災害危険区域の指定 <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)建築の制限を実施するものとしては、上記の建築基準法に基づく「災害危険区域」の設定や「建築制限」の実施等が考えられる。しかし、建築制限では土地区画整理事業等の実施が前提となつていて、被災地が居住に不適である場合は災害危険区域の設定、再整備を実施し、居住する場合は、建築規制の実施が適切であると考えられる。 (2)災害危険区域の設定は、時限的な規制である建築制限とは異なり、地権者に対しては大きな利用制限となる。このため、区域設定前に被災者に対する十分な意向把握の実施と災害危険区域設定に対する理解を図ることが必要である。 	
事 例	<ul style="list-style-type: none"> ・防災集団移転促進事業の適用のために、被災者等に対して移転の意向を調査したが、移転意志の無い被災者も多数おり、区域の設定は移転意志の無い被災者の家屋を除外して行った。（虻田町：有珠山：H-1） ・溶岩流が迫ったが被災を免れた家屋の居住者からは移転意向が得られず、そのような箇所については災害危険区域に指定していない。また、現在でも溶岩で埋没した部分は私有地だが全くの未利用地となつたままである。私有地であるために、地権者は非常に低く設定されているが、土地の固定資産税を納税し続けている。（三宅村：三宅島：H-2） ・長崎県は土石流及び火碎流による被災住宅の移転を進めるために、島原市域で平成5年6月25日、深江町域で同年9月3日に砂防指定地の一部を災害危険区域に指定した。また、その後、中尾川流域の被災住宅の移転を進めるため、中尾川砂防指定区域を平成6年9月9日、災害危険区域に指定した。（島原市：雲仙：H-3） 	
事 前 対 策	<ul style="list-style-type: none"> (1)ハザードマップの作成、居住者への配布 ・事前にハザードマップの作成を実施し、居住者に配布することにより、危険であると予測された地域の居住者が、居住地の危険を認識できるように図り、被災発生時において居住者が災害危険区域の設定に関する理解を得やすいようにしておく。 	

項目	(2)住宅移転による新市街地の整備	番号	B-3-2															
内容	火山活動による被災が継続する等の理由により、従前の居住地を再使用することが不適当な場合がある。このため安全な場所への住宅移転や新市街地の造成等により住宅再建をすすめる。																	
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>助成対象など</th><th>要件</th><th>根拠法等</th><th>実施主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災集団移転促進事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 用地取得、造成 ・住宅建設・購入、用地購入 ・公共施設整備 ・農地等の買い取り ・農林水産業の生産基盤、施設整備 ・移転費 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した区域または災害危険区域内の住居である ・10戸以上で住宅団地を形成することが必要である ・移転住戸数が20戸を超える場合では、その半数以上の10戸以上の集団でまとまって移転する場合が事業対象となる ・移転者の1/2以上で住宅団地を形成することが必要 ・移転促進区域内の全戸移転であること </td><td>防災集団移転促進法（国土厅）</td><td>市町村</td></tr> <tr> <td>がけ地近接等危険住宅移転事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅除却 ・住宅建設・購入 ・調査、計画策定 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の不適格住宅であること ・事業計画に基づく移転であること ・急傾斜地崩壊危険区域内では原則として人家概ね10戸以上 ・がけ条例では戸数制限なし（但し、他の防災事業を実施する場合を除く） </td><td>制度要綱 住宅局長 通達（平成7年4月1日） (建設省)</td><td>市町村</td></tr> </tbody> </table>			事業名	助成対象など	要件	根拠法等	実施主体	防災集団移転促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 用地取得、造成 ・住宅建設・購入、用地購入 ・公共施設整備 ・農地等の買い取り ・農林水産業の生産基盤、施設整備 ・移転費 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した区域または災害危険区域内の住居である ・10戸以上で住宅団地を形成することが必要である ・移転住戸数が20戸を超える場合では、その半数以上の10戸以上の集団でまとまって移転する場合が事業対象となる ・移転者の1/2以上で住宅団地を形成することが必要 ・移転促進区域内の全戸移転であること 	防災集団移転促進法（国土厅）	市町村	がけ地近接等危険住宅移転事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅除却 ・住宅建設・購入 ・調査、計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の不適格住宅であること ・事業計画に基づく移転であること ・急傾斜地崩壊危険区域内では原則として人家概ね10戸以上 ・がけ条例では戸数制限なし（但し、他の防災事業を実施する場合を除く） 	制度要綱 住宅局長 通達（平成7年4月1日） (建設省)	市町村
事業名	助成対象など	要件	根拠法等	実施主体														
防災集団移転促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 用地取得、造成 ・住宅建設・購入、用地購入 ・公共施設整備 ・農地等の買い取り ・農林水産業の生産基盤、施設整備 ・移転費 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した区域または災害危険区域内の住居である ・10戸以上で住宅団地を形成することが必要である ・移転住戸数が20戸を超える場合では、その半数以上の10戸以上の集団でまとまって移転する場合が事業対象となる ・移転者の1/2以上で住宅団地を形成することが必要 ・移転促進区域内の全戸移転であること 	防災集団移転促進法（国土厅）	市町村														
がけ地近接等危険住宅移転事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅除却 ・住宅建設・購入 ・調査、計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の不適格住宅であること ・事業計画に基づく移転であること ・急傾斜地崩壊危険区域内では原則として人家概ね10戸以上 ・がけ条例では戸数制限なし（但し、他の防災事業を実施する場合を除く） 	制度要綱 住宅局長 通達（平成7年4月1日） (建設省)	市町村														
	<p>●手順（防災集団移転促進事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)該当区域の居住者に対する移転意向調査 (2)移転促進区域^{※1}の検討、移転促進計画案の作成 (3)住民説明会（住宅移転事業に関する説明） (4)移転促進計画の提出（市町村 ⇄ 都道府県 ⇄ 国） (5)計画の認定 (6)事業実施 <p>※ 1：移転促進区域とは、災害が発生した区域又は建築基準法に基づく災害危険区域のうち、住民の身体、財産を災害から守るために住居の集団的移転の促進が適当であると認められる区域を言う</p>																	
	<p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)防災集団移転促進事業における要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業適用要件として、住宅団地は10戸以上、移転促進区域内の全戸移転、その半数が住宅団地に入る事などがあり、これらを満足するためには、事前に被災者の意向を十分把握する必要がある。 (2)住宅移転に関する意向の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・被害が点的に発生する場合や一部で家屋が残存するような場合では、被災者の移転意向は多様であり、町内会単位等で再建意向を集約することは困難になる場合もある。従って、このような場合には、個別に再建意向を把握し、再建計画を作成することも検討する。 (3)移転後の被災者の経済的な再建 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の中には移転に必要な負債の返済が困難となる場合があるため、このような被災者に対しては経済的な支援方法を別途検討する必要がある。 (3)住民対応 <ul style="list-style-type: none"> ・事業説明にあっては、事業における経済的支援内容は、貸付金の利子補給分であり、単に多額の資金が得られるわけではないとの理解を図る必要がある。 ・被災者の再建意向は被害状況によって変化するために、特に被害が長期化する場合では数回にわたって再建に関する意向調査を行う必要がある。 																	

	<p>(4)体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅再建や土地購入の際に必要となる費用や補助の内容について、被災者の十分な理解が図れるよう行政側の相談体制づくりが必要である。 <p>(5)安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転先の選定にあたっては、十分に安全性の検討を行うものとする。必要に応じて、移転先の安全性に関して専門家による調査を行う。 <p>(6)農業生産地での計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者が多い場合では、住宅の移転、再建だけではなく、代替農地等を合わせて用意することが必要となる。
事例	<p>(1)防災集団移転促進事業（島原市での事例ではがけ地近接等危険住宅移転事業も含む） (虻田町：有珠山：H-1)</p> <p>○事業結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転促進地域からの移転戸数は21戸、その内、住宅団地へ移転したのは15戸。 <p>○事業導入の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動に伴う地殻変動により、家屋や公共施設に被害が発生し始めたことから、住宅移転が必要とされ、事業が導入された。その後の泥流の発生により移転の必要性の認識が高まった。 <p>○事業推進方法及び課題</p> <p>①手続き等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団移転促進計画の策定にあたっては、地籍に変化があったが、再調査結果を待つ時間が長いため、被災前のデータに基づき移転計画の策定をおこなった。実施計画にあたっては、その後地積調査を実施した。 <p>②事業対象者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず初めに個別訪問による被災者の移転意向の把握し、その後、防災集団移転事業に関する計画案を住民へ提示した。計画案は住民の意向が反映された形であったため、その後の意向の集約は比較的容易にできた。 ・高齢者からは経済的な問題から移転意向がほとんど得られなかつた。 <p>(三宅村：三宅島：H-2)</p> <p>○事業導入の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家による調査では、溶岩で埋没した阿古地区は溶岩下の空洞が沈下する恐れがあり、宅地には不適であると評価された。このため、住宅移転が検討されることとなった。事業手法には様々な方法が検討されたが、被災者への経済的支援があることから、防災集団移転促進事業の導入が図られた。 <p>○事業推進方法及び課題</p> <p>①手続き等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流が迫ったものの家屋被害を免れた居住者からは、移転意向を得られなかつたために、移転促進区域に指定しなかった。 ・団地規模が10戸以上という規定があるため、新設した団地では1戸当たりの敷地規模が狭く成らざるを得なかつた。このため、民宿の経営者等が住宅団地内への入居を拒んだりするなど、事業の適用条件を満足できるかどうかが心配だった。 <p>②体制・組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都から災害対策本部へハード整備部門の担当者が派遣され、それらの職員と連携を取りながら事業を進めていった。 <p>③事業対象者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅再建後、時間経過に伴い、借地となっている現在の宅地を分譲して欲しいという要望が強まつてきてている。

	<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地が3カ所に分散し、従前のコミュニティーが崩れたが、新たに自治会組織が形成され、高齢者等へはすぐに支援が行われたことから、弱者等に関する大きな問題は発生していない。 <p>(島原市：雲仙：H-3)</p> <p>○事業導入の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火碎流により被災した上木場地区は危険性が継続するために、島原市は住民に対して集団移転を表明したが、その後、住民の反対により集団移転は白紙撤回となった。しかし、火山活動が継続により被災者側から新集落形成の要望があり、再び集団移転への対策が検討され、住宅団地への入居者に対して防災集団移転促進事業が適用された。 <p>○事業推進方法及び課題</p> <p>①手続き等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が継続する中で、移転者の移転先等の意向の変化が相次ぎ、それに伴う事業計画の変更が生じた。 ・住宅移転に対しては、住宅団地入居者へ「防災集団移転促進事業」、住宅団地外へ移転する被災者へ「かけ地近接等危険住宅移転事業」の2つの事業が適用されたが、中にはどちらの方法で再建するのかを決めかねる被災者がおり、各事業の申請人数の確定が遅くなり、その後の申請事務に影響があった。 ・会計年度内に建設工事を完了させるためには、事務手続きや工期を短縮する必要があることから、工事担当者等へ何度も工期に関する調整を行ったり、金融機関等が作成する書類づくりでは銀行に赴き、作成の指導を行った。 <p>②事業対象者への対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業適用により、住宅再建ができた被災者の中には、再建に要した借入金の返済が、転職等で収入減により負担になっている人もいる。 ・補助の内容は借入金の利子補給及び移転費用の補助であること、事業適用には条件があることなどの内容の説明を行ったが、事業により補助金が多額にもらえるというイメージが一部の被災者の中で先行してしまった。 <p>(2)安中地域の嵩上げ事業 (島原市：雲仙：H-3)</p> <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に発生が予想される土石流から地域を守ることを理由等として、安中地区における水無川と導流堤で囲まれる地域（安中三角地帯）の嵩上げが被災地域住民から発意された。その後、島原市復興計画にも位置づけられ、平成6年2月に事業計画書が完成している。 <p>○適用事業手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嵩上げ後の整備は、農業基盤整備事業と土地区画整理事業が適用されるが、嵩上げに必要な土砂処理は、堆積土砂除去費用を充填し、事業の実施を実現した。 <p>○事業結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流の継続発生が予想されていたためにそれを見越した土砂量の算出を行い、事業計画を立案したが、土砂の流出が予想を下回っていることから必要土砂が十分得られず、当初計画からは遅れ気味である。
事前対策	<p>(1)基礎的データの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍データ等は常に最新の状態で更新しておくことが重要である。 <p>(2)移転地の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等が作成されている場合は、それを活用し、被災が予想される箇所からの移転先を事前に検討する。

項目	(3)市街地の再整備	番号	B-3-3																				
内容	<p>火山災害により被災したり、幸い被災を免れたが将来的に火山災害を受ける可能性の高い場合においては、延焼遮断帯の整備等を目的とした面的整備を図り、土石流や大火等からの被害を軽減する。</p> <p>市街地の再整備</p> <ul style="list-style-type: none"> — 土地区画整理事業 — 市街地再開発事業 — 建築制限、被災市街地復興特別措置法の適用 																						
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件</th> <th>根拠法等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区画整理事業</td> <td> <p>対象：公共施設工事費、地区外関連工事費、移転移設補償費、調査設計費、事務費、借入金 補助率：1/2</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地所有者もしくは借地権者又はこれらの者の同意を得た者、都道府県知事の認可を得た個人による ・宅地の所有者又は借地権者が7名以上共同し、事前に施行地区となる区域の土地所有者及び借地権者から2/3以上の同意を得て定款と事業計画を定め、都道府県知事の認可を得た組合による ・都市計画により地区画整理事業を実行する区域として定められもの </td> <td>地区画整理事業法（建設省）</td> <td>個人、組合、都道府県、市町村、行政庁、住都公団、地方住宅供給公社</td> </tr> <tr> <td>被災市街地復興地区画整理事業</td> <td> <p>対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画案作成事業 パンフレット作成、意識調査、事業計画作成等 ・復興地区画整理事業 調査設計費、宅地整理費、移転・移設費、公共施設工事費等 ・仮設住宅等の整備 <p>補助率：1/2</p> </td> <td> <p>大規模な灾害（被災地面積が概ね20ha以上で被災戸数が概ね1,000戸以上）の被災市街地のうち、被災市街地復興特別措置法の規定する被災市街地復興推進地域内の土地の区域内であって、原則として都市計画決定された幹線道路を含まない地区で行う</p> </td> <td>被災市街地復興特別措置法（建設省）</td> <td> <p>○事業計画案作成：都道府県・市町村 ○都道府県、市町村等、住都公団、地域振興整備公社、地方住宅供給公社、地区画整理事業組合、地区画整理事業法の規定により宅地を権利者の同意を得て地区画整理事業を実行者（民間業者を除く）</p> </td> </tr> <tr> <td>市街地再開発事業</td> <td> <p>対象：市街地再開発事業等管理者負担金補助、市街地再開発事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画等作成・調査設計計画・土地整備・共同施設整備、建築物の防災性能の強化・附帯施設整備 ・再開発住宅建設事業費補助 <p>補助率：1/2又は2/3等</p> </td> <td> <p>第一種市街地再開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度利用地区又は地区計画、再開発地区計画、防災街区整備計画、沿道地区計画区域内 ・耐火建築物が建築面積又は敷地面積の約1/3以下 等 <p>第二種市街地再開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記要件 ・面積が0.5ha以上 等 </td> <td>都市再開発法（建設省）</td> <td>個人実行者、市街地再開発組合、地方公共団体、住都公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、地方住宅供給公社</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体	地区画整理事業	<p>対象：公共施設工事費、地区外関連工事費、移転移設補償費、調査設計費、事務費、借入金 補助率：1/2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地所有者もしくは借地権者又はこれらの者の同意を得た者、都道府県知事の認可を得た個人による ・宅地の所有者又は借地権者が7名以上共同し、事前に施行地区となる区域の土地所有者及び借地権者から2/3以上の同意を得て定款と事業計画を定め、都道府県知事の認可を得た組合による ・都市計画により地区画整理事業を実行する区域として定められもの 	地区画整理事業法（建設省）	個人、組合、都道府県、市町村、行政庁、住都公団、地方住宅供給公社	被災市街地復興地区画整理事業	<p>対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画案作成事業 パンフレット作成、意識調査、事業計画作成等 ・復興地区画整理事業 調査設計費、宅地整理費、移転・移設費、公共施設工事費等 ・仮設住宅等の整備 <p>補助率：1/2</p>	<p>大規模な灾害（被災地面積が概ね20ha以上で被災戸数が概ね1,000戸以上）の被災市街地のうち、被災市街地復興特別措置法の規定する被災市街地復興推進地域内の土地の区域内であって、原則として都市計画決定された幹線道路を含まない地区で行う</p>	被災市街地復興特別措置法（建設省）	<p>○事業計画案作成：都道府県・市町村 ○都道府県、市町村等、住都公団、地域振興整備公社、地方住宅供給公社、地区画整理事業組合、地区画整理事業法の規定により宅地を権利者の同意を得て地区画整理事業を実行者（民間業者を除く）</p>	市街地再開発事業	<p>対象：市街地再開発事業等管理者負担金補助、市街地再開発事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画等作成・調査設計計画・土地整備・共同施設整備、建築物の防災性能の強化・附帯施設整備 ・再開発住宅建設事業費補助 <p>補助率：1/2又は2/3等</p>	<p>第一種市街地再開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度利用地区又は地区計画、再開発地区計画、防災街区整備計画、沿道地区計画区域内 ・耐火建築物が建築面積又は敷地面積の約1/3以下 等 <p>第二種市街地再開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記要件 ・面積が0.5ha以上 等 	都市再開発法（建設省）	個人実行者、市街地再開発組合、地方公共団体、住都公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、地方住宅供給公社
事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体																			
地区画整理事業	<p>対象：公共施設工事費、地区外関連工事費、移転移設補償費、調査設計費、事務費、借入金 補助率：1/2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地所有者もしくは借地権者又はこれらの者の同意を得た者、都道府県知事の認可を得た個人による ・宅地の所有者又は借地権者が7名以上共同し、事前に施行地区となる区域の土地所有者及び借地権者から2/3以上の同意を得て定款と事業計画を定め、都道府県知事の認可を得た組合による ・都市計画により地区画整理事業を実行する区域として定められもの 	地区画整理事業法（建設省）	個人、組合、都道府県、市町村、行政庁、住都公団、地方住宅供給公社																			
被災市街地復興地区画整理事業	<p>対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画案作成事業 パンフレット作成、意識調査、事業計画作成等 ・復興地区画整理事業 調査設計費、宅地整理費、移転・移設費、公共施設工事費等 ・仮設住宅等の整備 <p>補助率：1/2</p>	<p>大規模な灾害（被災地面積が概ね20ha以上で被災戸数が概ね1,000戸以上）の被災市街地のうち、被災市街地復興特別措置法の規定する被災市街地復興推進地域内の土地の区域内であって、原則として都市計画決定された幹線道路を含まない地区で行う</p>	被災市街地復興特別措置法（建設省）	<p>○事業計画案作成：都道府県・市町村 ○都道府県、市町村等、住都公団、地域振興整備公社、地方住宅供給公社、地区画整理事業組合、地区画整理事業法の規定により宅地を権利者の同意を得て地区画整理事業を実行者（民間業者を除く）</p>																			
市街地再開発事業	<p>対象：市街地再開発事業等管理者負担金補助、市街地再開発事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画等作成・調査設計計画・土地整備・共同施設整備、建築物の防災性能の強化・附帯施設整備 ・再開発住宅建設事業費補助 <p>補助率：1/2又は2/3等</p>	<p>第一種市街地再開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度利用地区又は地区計画、再開発地区計画、防災街区整備計画、沿道地区計画区域内 ・耐火建築物が建築面積又は敷地面積の約1/3以下 等 <p>第二種市街地再開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記要件 ・面積が0.5ha以上 等 	都市再開発法（建設省）	個人実行者、市街地再開発組合、地方公共団体、住都公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、地方住宅供給公社																			
	<p>※1 地区画整理事業には、その他、「段階地区画整理事業」、「特定地区画整理事業」「都市改造型地区画整理事業」「ふるさとの顔づくりモデル地区画整理事業」「連鎖型地区画整理事業」「緑住区画整理事業」「街区高度利用地区画整理事業」があげられる。</p> <p>※2 その他、制度としては、「地区計画制度」が上げられる。これは、一体的に整備及び保全を図るべき地区について主として街区の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設整備、建築物の建築等に関して必要な事項を一体的かつ総合的に定め、これらの行為を規制し、誘導することにより、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区の整備及び保全を図るものである。</p>																						

<p>●手順</p> <p>①建築制限の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 第84条に基づく建築規制（土地区画整理事業のため・災害発生日から最長2ヶ月） ・被災市街地復興特別措置法に基づく建築規制（災害発生から最長2年間） <p>②土地区画整理事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)施行区域の仮決定、現況調査、施行地区予定区域の公告 (2)事業計画の策定（施行区域、設計概要、施行期間、資金計画等） <ul style="list-style-type: none"> ((3)組合設立、組合設立総会：組合施行の場合) (4)事業用仮設住宅の建設 (5)仮換地指定 (6)建物移転、道路等工事 (7)町名、町境、地番変更・整理 (8)換地処分（換地処分後は、都道府県知事に報告） (9)土地建物の登記 (10)清算金の徴収・交付 <p>③市街地再開発事業</p> <ol style="list-style-type: none"> i) 第一種市街地再開発事業（権利交換方式） <ol style="list-style-type: none"> (1)準備組合活動（地元住民）、再開発基本構想・計画策定（地方公共団体） (2)高度利用地区指定、市街地再開発促進地域の指定、市街地再開発事業に関する都市計画決定 (3)組合設立 (4)権利交換計画 (5)除却、工事 (6)工事完了 (7)保留床処分、入居 (8)清算、組合解散 ii) 第二種市街地再開発事業（用地買収方式） <ol style="list-style-type: none"> (1)都市計画の告示 (2)事業計画の作成 (3)事業計画決定の公示 (4)管理処分計画の作成・計画の縦覧 (5)計画の認可 (6)用地買収・工事、工事完了の公告 (7)登記、清算 <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被災地の安全性の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・被災した場所に再び市街地を再建する場合では、安全性や居住地としての適正について学識経験者等からのアドバイス等を受け、市街地再建の方向性を決定する。 (2)被害を免れた残存部分の市街地の再整備方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の市街地状況、危険性、住民意向から、どのような整備を行うかの方針を設定することが必要である。 (3)事業期間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の事業実施と異なり、被災市街地の再建は、被災者の生活再建にも直結するために、事業期間の短縮が大きな課題となる。 (4)「地区計画制度」による建物整備 <ul style="list-style-type: none"> ・面的整備を実施する場合においては、地区計画制度の導入により建物の不燃・堅牢化等だけでなく、
--

	<p>景観、アメニティへも配慮した建物が建設されるようとする。</p> <p>(5)コンサルタントの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民意向の計画案への反映や行政と住民の調整等を行うために、まちづくりコンサルタントの派遣を早期に実施し、迅速な被災者の意向集約及び計画策定を実施する。 <p>(6)被災市街地復興特別措置法の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における被災エリアが広範囲に及び、防災施設の整備等が計画され、再び市街地を再整備するような場合においては、被災市街地復興特別措置法の適用により、建築制限を行うことにより、適切な市街地復興が図れるようとする。
事 例	<p>(1)火山災害における市街地整備例（島原市：雲仙：B-C1,C2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの火山災害からの復興事業において、被災した市街地整備をここで掲載した土地区画整理事業や市街地再開発事業の運用により整備した事例は見あたらないが、島原市（雲仙）では、土石流で埋没した安中地区を嵩上げし、土地区画整理事業を実施することによる市街地整備が計画されている。 ・また島原市復興計画では、被災を免れた市街地部分の市街地大火対策として、延焼遮断帯の形成が盛り込まれており、防火地域の指定等を検討するとしている。 <p>(2)重点復興地区等の指定（神戸市：阪神：B-D1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市においては、震災復興緊急整備条例が施行され、「重点復興地区」「震災復興促進地区」を指定し、市街地整備を行っている。重点復興地区では、土地区画整理事業及び市街地再開発事業を適用し面的な整備及び住宅の供給を図っている。
事 前 対 策	<p>(1)職員向けのまちづくり事業手法に関する勉強会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業や市街地再開発事業等のまちづくり手法実施の実績が少ない地方公共団体においては、これらのまちづくり手法の実施に関する勉強会を実施する。 <p>(2)まちの将来像の事前検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの将来像を事前に検討しておく。 ・火山災害により被害を受ける地域がハザードマップ等により予測される場合では、それらを踏まえて、さらに復旧・復興に関する方針も検討しておく。 <p>(3)地域住民によるまちづくり活動に対する誘導・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前からまちづくりに対する住民意識が向上している場所は、被災後もまちづくりがスムーズに進むことができることからも、事前にまちづくり協議会等を設置し、まちづくり活動が地元住民によって行われるよう支援を行う。 <p>(4)まちづくりに関する各種データの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの現況、地籍、権利関係等、まちづくりを進めていくために必要となる基礎的データの収集と整備を行う。

(2)治山事業				
事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
山地治山事業 復旧治山事業	水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備に係る保安施設事業	土砂等の流出によって下流に被害を与えるおそれがある流域保全上重要なもの及び公共の利害に關係し民生安定上放置し難いもので、一級河川上流・二級河川上流 その他の河川又は地区で次にあげるもの：市街地又は集落（人家10戸以上）の保護・主要公共施設の保護・農地（10ha以上）・ため池（貯水量100ha以上）・用排水施設（関係面積100ha）等の保護・沿岸漁場（受益戸数20戸以上）。1箇所の事業費：全体計画7千万円以上	森林法、地すべり等防止法（林野庁）	都道府県
防災対策総合治山事業 火山地域防災機能強化総合事業	火山周辺において荒廃地等の復旧整備及び泥流、土石流等による山地災害の未然防止を図るために緊急に行う保安施設事業	・火山噴出物の堆積が著しく、次期の火山活動又は融雪・降雨等に起因して泥流、土石流等となって集落、公共施設等へ被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、民生の安定上放置し難いもの ・全体計画の工事規模が3億5千万円以上		
治山等激甚災害対策特別緊急事業 治山激甚災害対策特別緊急事業	激甚な災害が発生した地区において再度災害を防止するために緊急かつ集中的に行う復旧整備で災害発生年に引き続き次年度以降概ね2年度において実施するものに係る保安施設事業	林地の崩壊等により次に該当する災害 ・全壊（流出を含む）家屋数が概ね50戸以上 ・全壊家屋数と再度の崩壊、出水等で全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせ概ね50戸以上 災害が発生した当該市町村の高齢世帯率が全国平均率の2倍以上の場合は次に該当する災害 ・全壊家屋数が25戸以上・再度の出水等で全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上・浸水家屋数が1,000戸以上 上記の地区において次に該当するものを採択 ・下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要のあるもの ・公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので次の一つに該当するもの ・全壊家屋数が25戸以上・再度の出水等で全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上・浸水家屋数が1,000戸以上 ・公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので次の二つに該当するもの ・市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 ・主要公共施設の保護 ・農地（10ha以上）、ため池（貯水量100ha以上）、用排水施設（関係面積100ha）等の保護 ・一箇所の事業費が山腹8千万円以上、渓流1千5百万円以上		
国有林野内補助治山事業	国有林野内において集落、公共施設等を直接保全するための荒廃山地の復旧整備及び荒廃危険山地の崩壊等の予防に係る保全施設事業	下流に被害を与えるおそれがある流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので次のいずれかに該当するもの ・崩壊斜面又は崩壊のおそれのある斜面であって、人家、公共施設等に直接被害を与えるおそれのある箇所 ・崩壊流出の危険のある荒廃地等で人家、公共施設等に直接被害を与えるおそれのある箇所 ・市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 ・主要公共施設の保護 ・農地（10ha以上）、ため池（貯水量100ha以上）、用排水施設（関係面積100ha）等の保護 ・一箇所の事業費が山腹8千万円以上、渓流1千5百万円以上		
災害関連緊急治山事業	民有林等において、災害により新たに発生し又は拡大した荒廃山地等につき発生年に緊急に行う復旧整備に係る保安施設事業	・風水害、雪崩等により発生し、又は拡大した荒廃山地 ・次期降雨等による荒廃の拡大もしくは土砂等の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもの、雪崩が発生した箇所 上記で次期降雪期の雪崩の発生により被害を与えるおそれがあると認められるもののうち次の二つに該当するもの ・重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの ・公共の利害に密接な関係を有する等民生安定上放置し難いもの ・当該発生年に緊急に復旧する事業とし、原則として、1箇所の事業費が6百万円以上のもの		

	<p>●留意点</p> <p>(1)住民対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業区域に住宅等がある場合では、事業の推進のために住民対応が必要となる。 地権者等に対する計画内容の説明に際しては、被災者の理解が得られるように、土木関連の専門用語は使わず平易な言葉、丁寧な解説が必要である。 砂防事業と被災者の生活再建がどのような関係にあるのかを説明する。 構想段階の説明会では、被災者の再建意向や被害状況の変化によって、計画内容の修正があることを明確に伝えておく。 <p>(2)計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画策定にあたっては、学識経験者等と十分協議を行い、適切な作業の計画づくりを行う。 火山活動が継続している場合では、被害状況の変化及び地域の特性を考慮した柔軟な構想づくりが必要である。 土石流対策に関する計画づくりに際しては、時間経過により、植生の回復や場所によって浸透機能が変化することを考慮する。 砂防施設規模が大きくなり、被災者の生活再建や地域経済に影響を与えるような場合では、安全性の確保のみでなく、総合的な視点から計画づくりを行うことが必要である。 <p>(3)砂防工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険性が継続する場合では、監視体制、連絡体制の充実を図り、作業員の安全性を十分確保しながら工事を実施することが必要である。
事例	<p>(1)長崎県での事業内容（長崎県：雲仙：H-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県で実施した土石流対策としては、警戒区域の設定の影響から、主に遊砂池の建設や監視システム（テレビカメラ・センサー）の設置、土石流・火碎流の災害予想区域図の作成等の緊急的あるいはソフト的な対応を行っている。 <p>(2)住民対応（長崎県：雲仙：H-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅が被災した被災者の中には、砂防計画を進める上で、多額の再建資金の要求に固執し、計画内容に応じようとしない被災者が一部にいた。

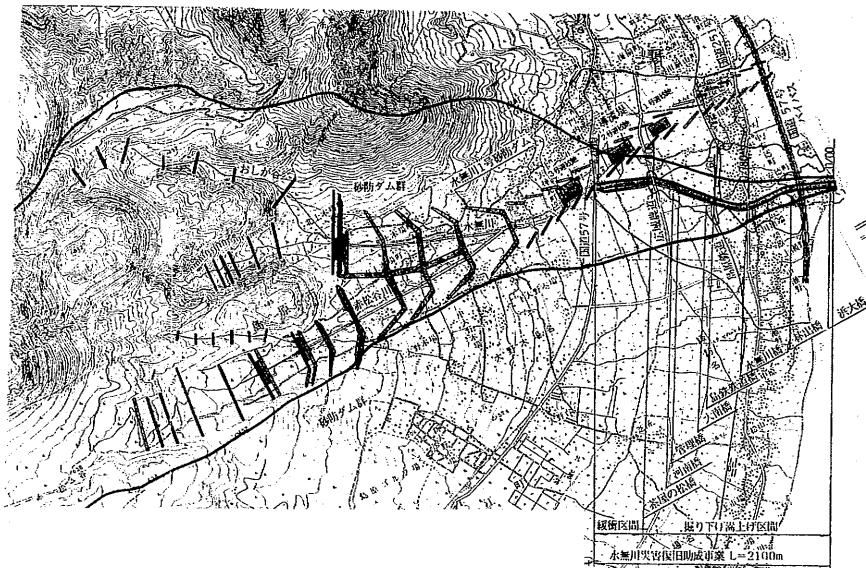


図 2.3.12 普賢岳周辺の砂防構想図
(出典：長崎県島原振興局資料)

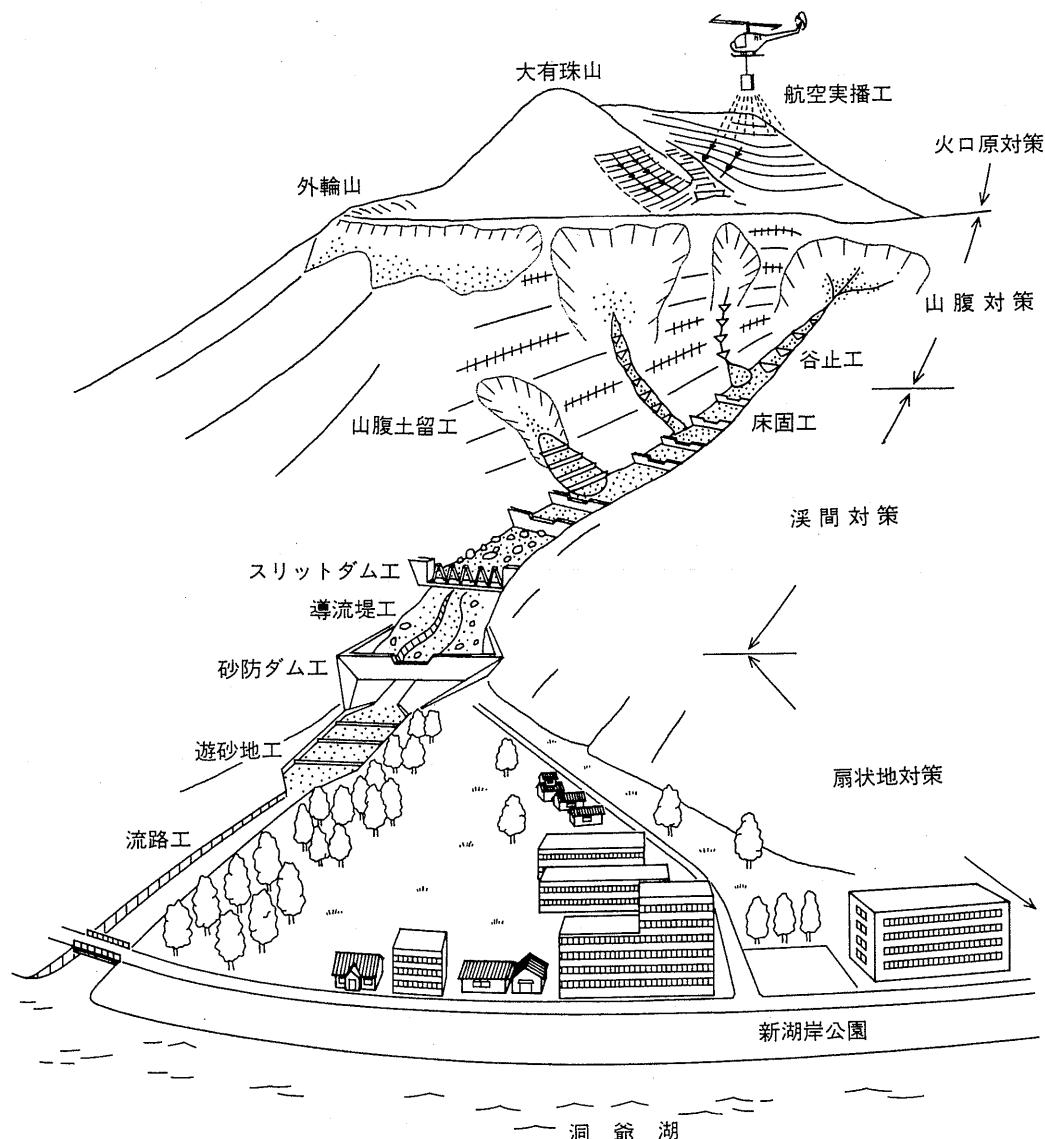
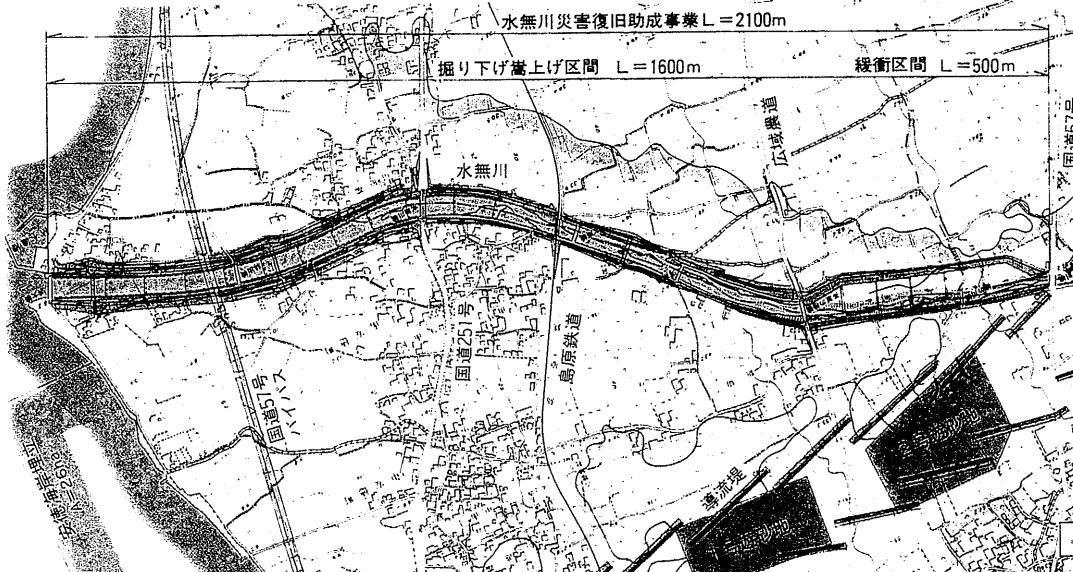


図2.3.13 虻田町（有珠山）での土石流対策図
(出典：有珠山 その変動と災害 1988年6月)

事前対策

- (1)復旧・復興方針の検討
 - ・ハザードマップの作成や被害予測等を行い、それらにもとづき火山災害発生時の復旧・復興方針や砂防対策の基本的な構想を検討しておく。
- (2)危険個所の砂防事業の実施
 - ・通常業務の中で、危険個所への対策を実施しておく。

項目	(2)治水施設整備			番号	B-3-2
目的	土石流等の発生により、河川の護岸の崩壊や溢流により、被害が拡大する場合がある。このため各種河川関連の災害復旧事業等により治水対策を進め、河川周辺における安全性の向上に努める。				
法制度等に基づく事業	●事業概要				
事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体	
河川等災害復旧助成事業	対象：一級・二級河川、海岸について激甚災害により被災箇所のみの復旧では必要な効果が得られ無い場合、災害復旧事業費に改良費を加え河積の拡大、法線のは正等の改良復旧を行う 補助率：1/2（一部地域は異なる）	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川の指定区間又は二級河川（河川） 自治体の長が管理する海岸に係る工事（海岸） 被害が激甚で復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下で助成工事費が4.5億円を超えるもの 原則として他の改良計画がないもの 助成事業費によって得られる効果が大 上下流（前後）に悪影響を与えないもの 	地方財政法、海岸法激甚法（建設省）	都道府県（河川・海岸）指定都市（海岸）	
河川等災害関連特別対策事業	対象：河川の災害復旧助成事業又は河川、砂防事業の候補箇所の直上下流において改良復旧効果の確保に支障となる原因を除去する事業 補助率：4/10（北海道、沖縄は1/2）	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、その機関が管理する河川に係る工事 直上下流に災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること 災害復旧助成事業又は災害関連事業の実施に支障となる箇所でこれらの事業からの距離は別に定める距離以内であること 原則として他の改良計画のないものかつ、事業によって得られる効果が大 工事費が原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業の災害復旧事業の工事費を超えないもので別に定める金額の範囲内のもの 災害復旧助成事業又は災害関連事業と同年度に採択されるもの 	地方財政法、激甚法（建設省）	都道府県市町村	
河川等災害特定関連事業	対象：負担法第7条の規定により事業費の決定のあつた河川等の災害復旧事業に関する当該災害の発生の原因となった障害物の除去又は是正する事業 補助率：1/2	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体又はその機関が維持管理する河川等に係る工事 災害復旧事業箇所からは概ね300m以内の距離で施行されるもの（但し、堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業にあっては概ね450m以内） 工事費が原則として災害復旧事業の工事費を超えないもの、かつ、1ヶ所当たり概ね700万円以上4,500万円未満のもの（但し、堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業にあっては4,500万円では効果を發揮できないものに限り、概ね7,000万円未満とすることができる） 	建設省	都道府県市町村	
河川等災害関連事業	対象：河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、道路、橋梁、急傾斜地崩壊防止施設について河積の拡大、法線等のは正等を行う 補助率：1/2（一部地域は異なる）	<ul style="list-style-type: none"> 再度災害を防止するため災害復旧事業と合併して改良復旧を行う事業で次の各号に該当するもの 地方公共団体又はその機関が管理する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、道路、橋梁、急傾斜地崩壊防止施設に係る工事 災害関連工事費の占める割合が総工事費の5割以下で、かつ、1ヶ所の災害関連工事費が1,200万円以上 原則として他の改良計画のないもの 接近する2以上の工事箇所を一体とみなして施行することで効果が大である場合、一体的な「地域関連」として扱う制度があり次の各号に該当するものが対象 接近して施行される同一工種の工事箇所で異なる管理者により施行されるもの 接近して施行される河川、砂防、道路と橋梁工事箇所 	地方財政法、海岸法砂防法激甚法（建設省）	都道府県市町村	

事例	<p>(1)河川改修（長崎県：雲仙） ・土石流で被害を受けた水無川の河川改修を直轄事業により実施している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>事業概要</p> <p>掘削工：$V = 534,000 \text{m}^3$ 護岸工：$A = 43,400 \text{m}^2$ 落差工：5基 橋梁架替：4橋（道路橋：3橋、鉄道橋：1橋） 土留工：$1,600 \text{m}^2$ 用地及び補償 $A = 82,920 \text{m}^2$ 家屋補償：48戸</p> </div>  <p>図2.3.14 水無川河川改修事業計画図 (出典：平成9年度雲仙岳土木災害復興部の概要 平成9年7月)</p>  <p>写真3 水無川護岸の様子（島原市）</p>
事前対策	<p>(1)基本的データの整備 ・河川事業を実施するために必要となる河川の現況データ等を事前に十分収集、整備しておく。</p>

第3章 復興主要施策

施 策 名		施策 5 避難体制の整備
項 目	(1)避難計画等の策定	番号 B-5-1
内 容	<p>火山災害復興では、安全性の高い場所へ各種施設を整備することや、危険を回避・軽減するためには防災施設や避難施設を整備する必要がある。この場合、火山活動に伴う危険性の高い場所を把握することにより、これらの整備をより的確なものすることが可能となり、さらに実質的な避難計画等の策定も可能となる。このため、ハザードマップを作成し、さらに避難計画等を策定することが必要である。</p> <p style="text-align: center;">避難計画等の策定 ━━━━ ハザードマップの作成 ━ 避難計画の策定</p>	
地 方 公 共 団 体 による 単 独 事 業 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップや避難計画の策定は、地方公共団体に独自の事業として実施する。 ・ここでは、「火災噴火災害危険区域予測図作成指針」平成4年 地方公団より作成手順等を記す。ハザードマップには、行政用の資料としての行政資料型マップと住民啓発型マップの2種類が必要である。 <p>●手順</p> <p>①行政資料型マップ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)火山科学的マップの作成（各被害予測図） (2)災害要因の選定（頻発した災害要因や発生する可能性の高い災害要因等を選定する） (3)防災行政関連情報・社会条件等の整備 (4)表示方法の検討 (5)印刷 <p>②住民啓発型マップ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)火山科学的マップの作成 (2)災害要因の選定（頻発した災害要因や発生する可能性の高い災害要因等を選定する） (3)防災行政関連情報・社会条件等の整備 (4)表示方法の検討 (5)印刷 <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)ハザードマップが公開されると、その被害予測結果のみが一人歩きする場合があるため、前提条件を明示しておくことが重要である。 (2)実際のマップに作成する場合は、火山科学的マップから必要条件を抽出し、表現方法に十分留意しながら、理解が容易にできるように図ることが必要である。 	
事 例	<p>(1)ハザードマップの作成と公表（虻田町：有珠山：H-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内においては、ハザードマップの公表により、大きく地価が下がる場所が発生すると懸念されたが、実際は地価の低下は特に見られなかった。地区住民からも良い評価を得ている。 	

(1)有珠山ハザードマップ

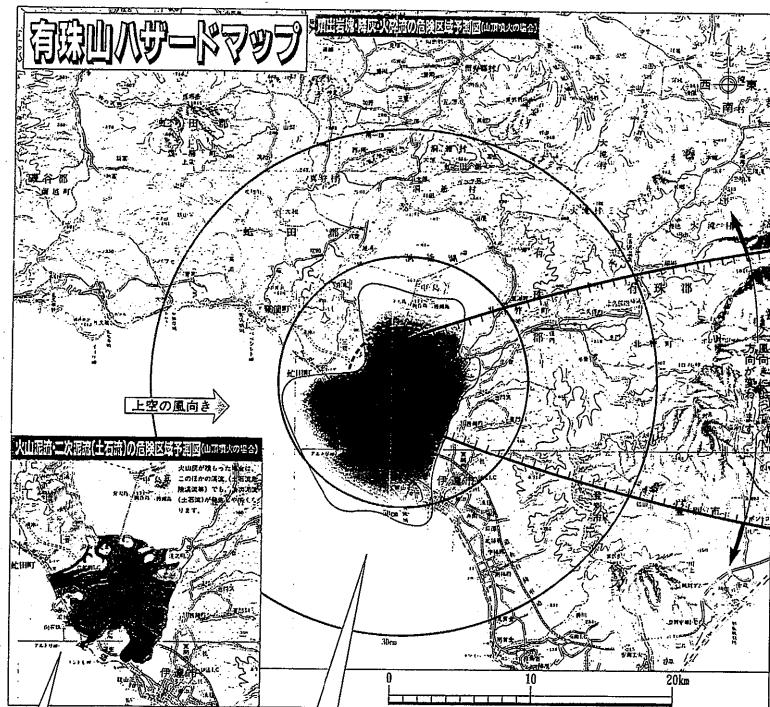


図 2.3.15 有珠山ハザードマップ

(出典：有珠山火山防災マップ 平成 7 年 9 月)

(2)火山災害予想区域図 (平成 5 年 3 月 10 日発表：土石流を対象現象とした図)

数度にわたって、被害予測図を更新しながら、危険区域の状況を住民へ公表した。

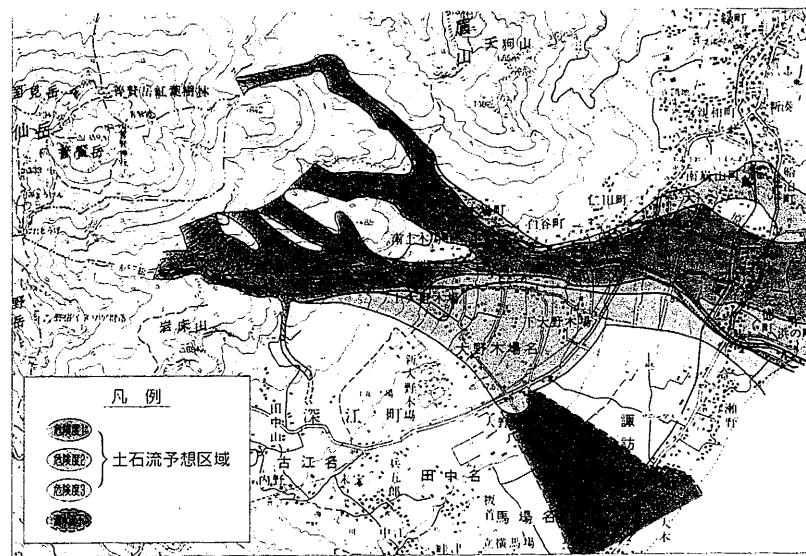


図 2.3.16 雲仙岳噴火による火山災害予想区域図

(出典：雲仙・普賢岳噴火と火山噴火対策砂防事業 平成 5 年 8 月)

事前対策

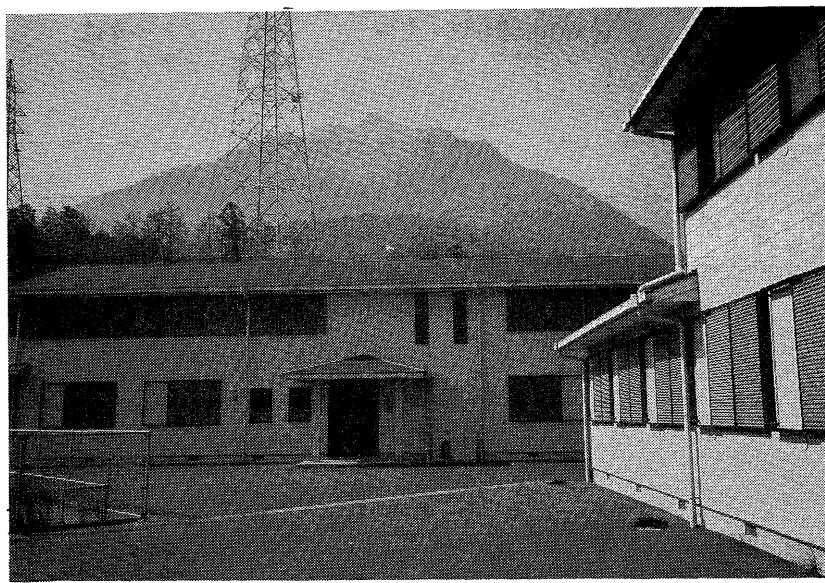
(1)過去の被害データの整備

・科学的火山マップを作成するために、火山に関する各種基礎データを収集する。

(2)ハザードマップ、避難マップの事前作成

・被害予測を基に、事前に避難マップ等を作成し、近隣住民へ配布する。

項目	番号	(2)避難施設等の整備	B-5-2																				
目的	<p>火山周辺の地域住民が、土石流発生等による危険を回避するために、避難所や避難壕等の避難施設を整備する。</p> <p>避難施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難路・避難港 広場（避難地、ヘリポート） 避難所等 避難壕 																						
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>助成対象等</th><th>要件</th><th>根拠法等</th><th>実施主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難施設緊急整備事業</td><td>対象：道路又は漁港、広場、避難壕その他退避施設、学校の不燃堅牢化、その他政令で定める事項 補助率：1/2</td><td>避難施設緊急整備地域</td><td>活火山法（国土庁）</td><td>市町村</td></tr> <tr> <td>基幹公園事業</td><td>対象：住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備 補助率：用地取得費 1/3、公園施設の新設・増設又は改築に要する費用 1/2</td><td>住区基幹公園 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な都市計画に基づき、1近隣街区当たり4カ所の整備（面積0.25ha）、1ha以上の防災に資する公園、地区公園数が8近隣街区当たり1カ所以下の都市について、緊急に整備する必要のある公園等 都市基幹公園 <ul style="list-style-type: none"> ・主として、都市計画区域内人口10万人以上の都市において、都市のシンボル的な施設、住民全体の利用に供する公園で、緊急に整備する必要がある総合公園 </td><td>都市公園法（建設省）</td><td>都道府県・市町村</td></tr> <tr> <td>防災まちづくり事業</td><td>・防災知識の普及啓発又は自主防災組織の活動拠点となる防災センター、コミュニティー消防センター、防災井戸等の消防防災施設等 ・避難路、避難地、避難休憩施設等の防災基盤整備 ・拠点避難地整備、地域防災無線整備、公共施設耐震化、ヘリコプター臨着場、災害情報システム整備 ・地方債：事業費の95%、地方交付税：事業費の25.5～46.7%</td><td></td><td>（自治省）</td><td>市町村</td></tr> </tbody> </table>			事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体	避難施設緊急整備事業	対象：道路又は漁港、広場、避難壕その他退避施設、学校の不燃堅牢化、その他政令で定める事項 補助率：1/2	避難施設緊急整備地域	活火山法（国土庁）	市町村	基幹公園事業	対象：住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備 補助率：用地取得費 1/3、公園施設の新設・増設又は改築に要する費用 1/2	住区基幹公園 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な都市計画に基づき、1近隣街区当たり4カ所の整備（面積0.25ha）、1ha以上の防災に資する公園、地区公園数が8近隣街区当たり1カ所以下の都市について、緊急に整備する必要のある公園等 都市基幹公園 <ul style="list-style-type: none"> ・主として、都市計画区域内人口10万人以上の都市において、都市のシンボル的な施設、住民全体の利用に供する公園で、緊急に整備する必要がある総合公園 	都市公園法（建設省）	都道府県・市町村	防災まちづくり事業	・防災知識の普及啓発又は自主防災組織の活動拠点となる防災センター、コミュニティー消防センター、防災井戸等の消防防災施設等 ・避難路、避難地、避難休憩施設等の防災基盤整備 ・拠点避難地整備、地域防災無線整備、公共施設耐震化、ヘリコプター臨着場、災害情報システム整備 ・地方債：事業費の95%、地方交付税：事業費の25.5～46.7%		（自治省）	市町村
事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体																			
避難施設緊急整備事業	対象：道路又は漁港、広場、避難壕その他退避施設、学校の不燃堅牢化、その他政令で定める事項 補助率：1/2	避難施設緊急整備地域	活火山法（国土庁）	市町村																			
基幹公園事業	対象：住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備 補助率：用地取得費 1/3、公園施設の新設・増設又は改築に要する費用 1/2	住区基幹公園 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な都市計画に基づき、1近隣街区当たり4カ所の整備（面積0.25ha）、1ha以上の防災に資する公園、地区公園数が8近隣街区当たり1カ所以下の都市について、緊急に整備する必要のある公園等 都市基幹公園 <ul style="list-style-type: none"> ・主として、都市計画区域内人口10万人以上の都市において、都市のシンボル的な施設、住民全体の利用に供する公園で、緊急に整備する必要がある総合公園 	都市公園法（建設省）	都道府県・市町村																			
防災まちづくり事業	・防災知識の普及啓発又は自主防災組織の活動拠点となる防災センター、コミュニティー消防センター、防災井戸等の消防防災施設等 ・避難路、避難地、避難休憩施設等の防災基盤整備 ・拠点避難地整備、地域防災無線整備、公共施設耐震化、ヘリコプター臨着場、災害情報システム整備 ・地方債：事業費の95%、地方交付税：事業費の25.5～46.7%		（自治省）	市町村																			
	<p>●手順（活火山法に基づく事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)避難施設緊急整備地域の指定（国） (2)避難施設緊急整備計画の策定（都道府県） (3)整備計画の承認（国） (4)事業実施 <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)避難施設緊急整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設緊急整備事業における施設整備では、緊急的に計画策定、設備整備を実施していくものであるが、避難計画等との整合性を図りながら継続的に整備を実施する。 (2)ヘリポートや避難地の整備については、防災的な効果のみでなく、日常利用や地域のアメニティーの向上等にも配慮して計画する。 																						

事例	<p>(1)整備施設内容（島原市：雲仙：B-C1） ・島原市においては、避難施設として避難道路、緊急連絡橋（水無川、中尾川で2カ所）、集合避難施設（3カ所）、ヘリポートが整備（1カ所）された。</p> <p>(2)集合避難施設（島原市：雲仙：H-4） ・避難施設緊急整備事業で建設された集合避難施設は、施設規模が大きいが、避難用施設であることから日常利用ができないため、施設の管理面が課題である。</p>  <p>写真4 集合避難施設（島原市）</p>
事前対策	<p>(1)ハザードマップに基づいた避難施設、避難計画の整備 ・ハザードマップが事前に作成されている場合では、それに基づく避難計画の策定や整備が必要となる避難施設の計画を行う。</p>

施 策 名	施策 6 防災活動体制の強化	番号	B- 6- 1															
項 目	(1)監視体制・情報伝達体制の整備																	
内 容	<p>土石流や泥流の発生は多量の降雨により誘発されることから、監視体制を整備することにより、その発生を予測することができる。また、火山の状況も監視を実施することにより異常の把握が可能である。したがって、火山状況の把握とそれらを住民及び関係機関へ迅速に伝達するため、監視体制及び情報伝達体制の整備を行うことが必要である。</p> <pre> 監視体制及び防災情報の伝達体制の整備 └─ 監視システムの整備 └─ 予警報システム強化 </pre>																	
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件</th> <th>根拠法等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山噴火警戒避難対策事業</td> <td>対象：ワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等 補助率：1/2</td> <td>火山地域における住民の安全確保のため、火山状況、異常な土砂の動き等を監視、情報伝達するための機器等の設置を必要とする場合</td> <td>砂防法（建設省）</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>防災まちづくり事業</td> <td>対象：防災無線施設、災害情報システム整備 地方債：事業費の95%、地方交付税：事業費の25.5～46.7%</td> <td></td> <td>（自治省）</td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>●手順</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被害状況等の把握 (2)監視体制及び情報伝達体制システムの検討、事業計画策定 (3)補助金申請（都道府県 ⇄ 国） (4)査定 (5)事業実施 (6)清算、認定 <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)テレメーター <ul style="list-style-type: none"> ・テレメーターを設置をする場合には、電波法に基づき、電波管理局へ届け出を行い、免許確保を行うことが必要となる。 (2)ワイヤーセンサー <ul style="list-style-type: none"> ・土石流の発生を観測するワイヤーセンサーは、土石流等が発生し、切れる度にメンテナンスが必要である。 			事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体	火山噴火警戒避難対策事業	対象：ワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等 補助率：1/2	火山地域における住民の安全確保のため、火山状況、異常な土砂の動き等を監視、情報伝達するための機器等の設置を必要とする場合	砂防法（建設省）	都道府県	防災まちづくり事業	対象：防災無線施設、災害情報システム整備 地方債：事業費の95%、地方交付税：事業費の25.5～46.7%		（自治省）	市町村
事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体														
火山噴火警戒避難対策事業	対象：ワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等 補助率：1/2	火山地域における住民の安全確保のため、火山状況、異常な土砂の動き等を監視、情報伝達するための機器等の設置を必要とする場合	砂防法（建設省）	都道府県														
防災まちづくり事業	対象：防災無線施設、災害情報システム整備 地方債：事業費の95%、地方交付税：事業費の25.5～46.7%		（自治省）	市町村														
事 例	<p>(1)防災無線の効果（三宅村：三宅島：H-2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宅村では、噴火が起こる前に防災無線の整備をしており、噴火時には住民の避難誘導をするにあたって非常に効果的であった。 <p>(2)監視体制、情報連絡体制整備（長崎：雲仙：H-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普賢岳周辺において、土石流発生の監視体制を強化するために、監視カメラ、ワイヤーセンサー等の設置を実施した。システムは徐々に強化していき、現在は次頁に掲載しているとおり。ただし、ワイヤーセンサーの設置においては、電波法に基づく免許取得が必要であることから、応急復旧対応に追われている時点で、免許確保の手続きを行わなければならなかつた。（長崎：雲仙：H-4） ・住民への情報伝達施設整備には、屋外子局防災無線（同報系）を平成3～4年度に6億600万円で整備した。74基設置したが、火碎流・土石流により5基が被害を受けている。同報無線は自治省の防災まちづくり補助事業で行った。その他、固定系の戸別受信機1万5千5百個を購入し、各家庭に無償で貸与している。（島原市：雲仙：H-3） 																	

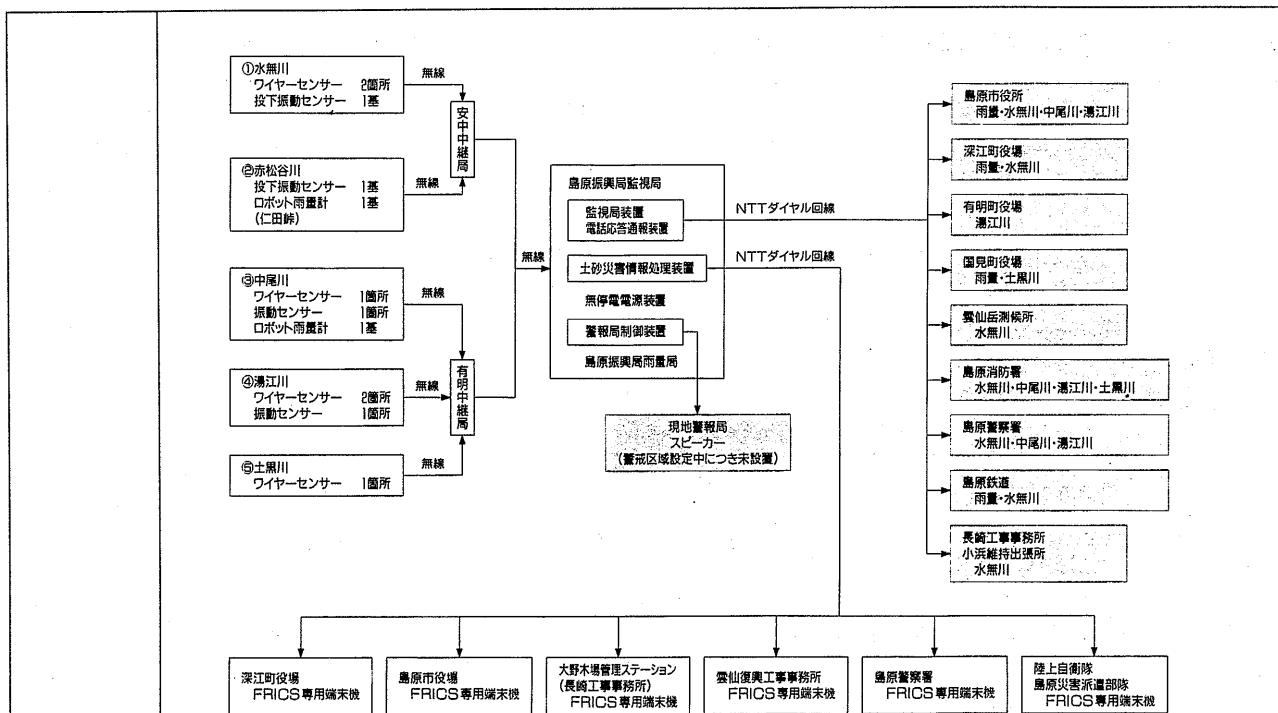


図 2.3.17 普賢岳土石流監視システム図

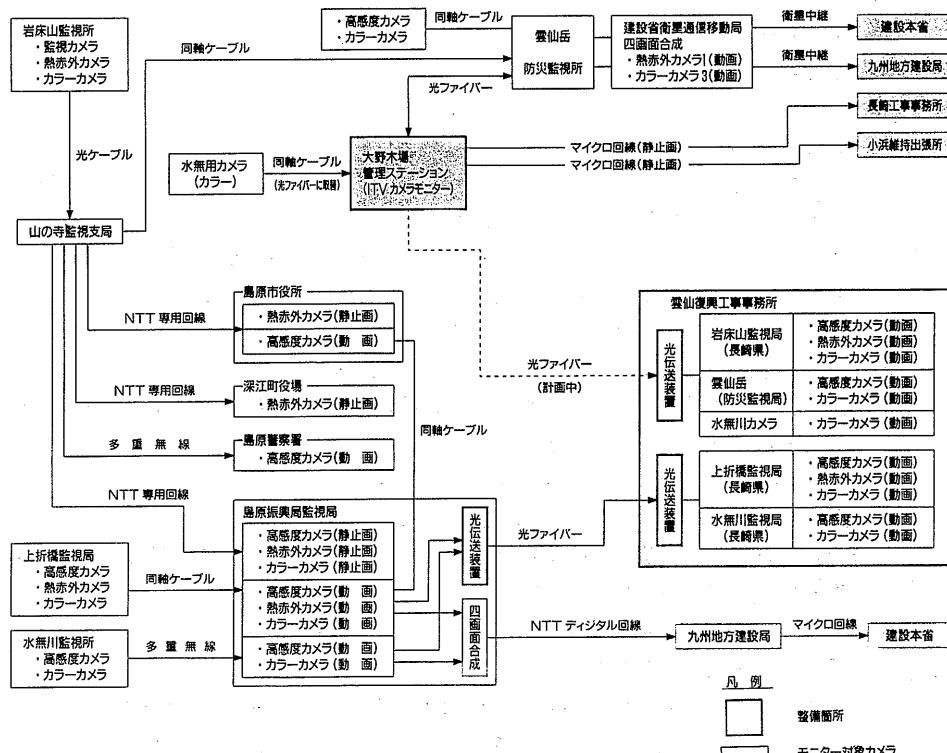


図 2.3.18 普賢岳土石流情報伝達システム図

(出典：上記共に雲仙・普賢岳噴火と火山噴火対策砂防事業 平成5年8月)

事前対策

(1)電波管理局での免許確保を事前に実行する

・テレメーター等の設置に必要な、電波管理法に基づく免許の確保を事前に実行ておく。

項目	(2)自主防災組織の育成・強化	番号	B-6-2								
目的	<p>災害の継続あるいは将来的に被害が予測される地域においては、地域住民自身による組織的な防災活動を推進していくことが必要である。このため、住民による自主防災組織を組織し、その育成・強化を図る。</p> <p style="text-align: center;">自主防災組織の育成・強化</p> <pre> graph TD A[自主防災組織の育成・強化] --> B[自主防災組織形成] A --> C[啓発活動の実施] </pre>										
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の形成に関しては、市町村の単独事業となるが、自主防災組織が使用する各種機器や施設整備を実施する場合の補助事業がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>根拠法等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災まちづくり事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ消防センター、防災資機材備蓄施設、自主防災組織のための施設* ・地方債：事業費の95%、地方交付税：事業費の25.5～46.7% </td> <td>(自治省消防庁)</td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自主防災組織のための施設は、新・改築される消防庁舎と一体的に整備されるものに限る</p>			事業名	助成対象等	根拠法等	実施主体	防災まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ消防センター、防災資機材備蓄施設、自主防災組織のための施設* ・地方債：事業費の95%、地方交付税：事業費の25.5～46.7% 	(自治省消防庁)	市町村
事業名	助成対象等	根拠法等	実施主体								
防災まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ消防センター、防災資機材備蓄施設、自主防災組織のための施設* ・地方債：事業費の95%、地方交付税：事業費の25.5～46.7% 	(自治省消防庁)	市町村								
地方公共団体による単独事業等	<p>●手順（自主防災組織の設置）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)自主防災組織設置エリア、組織形態の検討（組織の形態は、既存の町内会・自治会が自主防災組織を形成するもの、町内会長等の基に新規の自主防災組織を設置するもの、全く新規に組織するものの3つにわけられる） (2)町内会、自治会への呼びかけ (3)説明会実施 (5)役員名簿作成、提出依頼 <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)既存の町内会、自治会を母体とした自主防災組織の形成では、組織づくりが容易であり、活動を継続しやすいというメリットがある。また、新たなリーダーに基づいた新規組織を設置する場合では、意欲の高いリーダーによる組織になること及び既存の町内会・自治会役員の負担が軽減されるというメリットがある。このため、組織構成に関しては、各町内会・自治会により状況が異なるため、内部における検討を依頼することが望ましいと言える。 (2)自主防災組織が活発に活動を実施するためには、組織メンバーの防災意識や防災に関する知識を向上させること必要である。このため、定期的に講習会等を実施することにより、人材の育成、組織の意識啓発、強化を図ることが必要である。 										
事例	<p>(1)自主防災組織の活動状況（島原市：雲仙：H-3）</p> <p>島原市では、自主防災組織の結成率はかなり高いが、住民自身の意識の向上が見られず、実質的な活動を実施している組織は非常に少ないので現状である。</p>										
事前対策	<p>(1)地域住民の防災意識の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対する働きかけの方法を検討するために、地域住民の火山災害に対する認識や防災活動への協力意志等に関する防災意識を、アンケート等を実施することにより把握する。 <p>(2)既存の町内会・自治会を基とした自主防災組織の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の町内会・自治会に基とした自主防災組織を結成し、さらに自発的な活動が展開できるような支援を実施する。 										

第3節 地域経済再建施策

1. 目的

火山災害によって農地、漁場あるいは中小企業の工場や店舗等が直接的な被害を被ると、経営者等が経済基盤を失う結果となる。また、交通機関の被害の発生や火山活動による潜在的な危険性が継続する場合では、物流機能の低下や観光客等の減少にもつながり、被災地域全体の経済活動の衰退につながる。さらに、このように経済的に衰退した状況が長期に及ぶと、従前の経済レベルへの回復ができない場合もある。このため各種の経済再建施策により、火山災害がもたらした個人及び地域全体の直接的、間接的な経済的被害から迅速な地域経済の回復・再建を果たすことが必要である。

2. 必要施策項目

2. 1 地域経済再建施策の基本方針

火山災害復興での地域経済再建における目標は「火山資源の活用等による被災地の経済的自立を図る」である。

火山周辺の地域においては、その地域の状況により各種「火山資源」が、地域の産業構造やその発展に大きく影響を与えていていると考えられることから、「復興施策」を検討する場合では、火山地域の特性である「火山資源」と地域経済との関連性を十分に配慮する必要がある。

まず、地域経済再建施策としては、被災した中小企業への再建支援が挙げられる。これには、被災した施設や設備等のハード整備に対する支援や各種の人材育成、経営改善指導等のソフト的な支援が含まれる。

また、地域によっては停滞した地域経済を再建するために、成長産業のための基盤整備の実施が必要となる場合がある。

さらに、農林水産業の位置づけが比較的高い地域においては、農林水産業の基盤整備や防災対策が重要な課題となり、それらの推進が不可欠と言える。

そして、観光産業が発達している地域においては、既存の観光資源に加え、新たに創出された火山資源がある場合では、それらも積極的に活用することが重要である。また、それ以外の地域においては、地域経済の再建に資する火山資源の有効活用を図ることが肝要である。

以上から、地域経済再建施策の基本方針は、以下のようにまとめられる。

- (1)被災中小企業への再建支援
- (2)成長産業のための基盤整備
- (3)被災農林水産業への再建支援
- (4)火山資源活用による観光開発等

2. 2 火山災害復興における必要施策項目

(1) 必要施策の抽出

経済的被害には、各種の中小企業施設が被災する場合や農林業水産施設や生産基盤等が被害を受ける等、直接的な被害と、それらの影響や観光客の減少等が原因となり、地域経済全体の低迷・衰退により発生する、間接的な経済被害が見られる。

このため、地域経済再建施策は、以下のようにまとめられる。

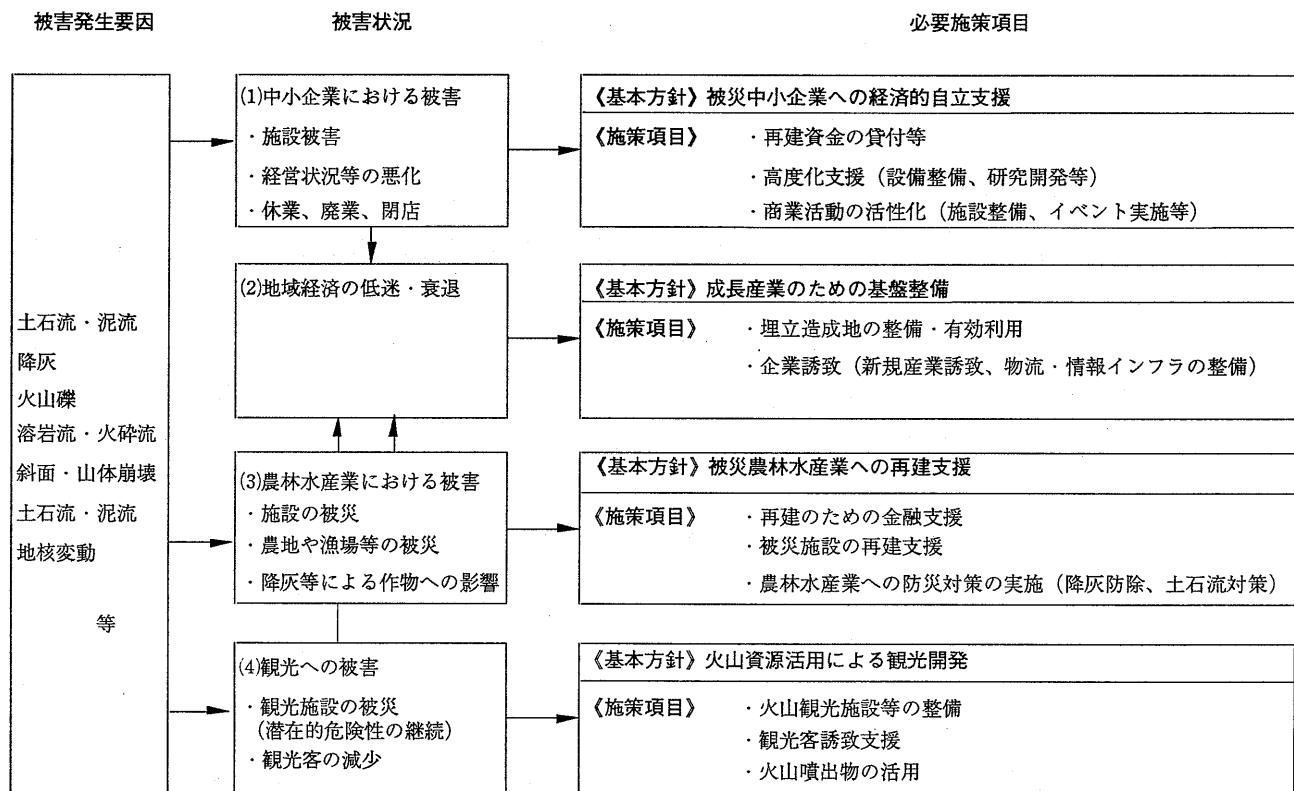


図2.3.19 被害状況から見た地域経済再建施策の内容

(2) 火山災害の特徴から見た施策の留意点

① 加害因子の多様性への対応

- ・被災した農林水産業の再建に関しては、土石流や降灰、火山ガス等の多様な加害因子へ対処するために、各種防災施設の整備や作目転換等、単なる被災施設の再建のみでなく、多様な加害因子に対する対策を行う必要がある。

② 被害の非一過性及び拡大性への対応

- ・被害の発生が長期化する場合であっても、経済再建施策の実施は被害発生の完全な終息を待たず、迅速に実施可能な施策を検討・実施することにより、従前の経済活動を可能な限り継続させ、地域経済の衰退を招かないように図ることが必要である。
- ・被害地域が拡大する場合では、隨時、経済再建施策の見直しを行うことが必要であ

る。また、被害の拡大・長期化により、再建費用の貸付額が高額となる事業者が発生する場合もあるが、経済再建を妨げるような過度の再建負債を抱えないための支援策の検討及び長期的な経済支援の実施を検討する。

③被害の突発性や誘発性への対応

- ・警戒区域や避難勧告地域の設定等により、経済活動を実施できない場所が発生するが、代替農地の斡旋、貸工場の建設等の支援等を積極的に実施する。

④地形・地盤の改変性への対応

- ・農地等が地形、地盤等の大きな変化を受ける場合では、代替農地の整備や各種施設の移転が必要となる。
- ・火山災害によって創出された新しい景観は、火山観光の重要な資源といえ、また、巨大な治山・砂防施設が建設されるような場合では、これらも観光資源としての活用が考えられる。このため、これら各種資源の積極的活用が望まれる。

3. 地域経済再建施策の進め方

①被災状況等の把握

- ・地域経済再建施策を検討するためには、被災前の地域経済特性の把握と同時に、直接被害・間接被害を受けている被災事業者及び被災額に関する把握が必要である。
- ・火山活動により創出された各種火山資源の中で、観光を中心とした各種経済振興策に活用できるものを把握する。

②相談窓口設置・広報活動

- ・被災事業者の再建支援のために、相談窓口を設置し、さらに支援対策内容に関する広報活動を実施する。
- ・相談窓口は、都道府県・市町村及び商工会議所、農業協同組合等、関係団体と協力のもとで整備する。

③被災中小企業への経済的自立支援

- ・被災した事業所に対して、再建資金の貸付等の応急的な経済的支援を行う。
- ・被災施設の再建や間接的経済被害からの再建を行うために、中小企業や商店街等が体质改善あるいは施設整備等を実施する場合、各種の経済支援を行う。

④成長産業のための基盤整備

- ・火山活動による噴出物や土石流等の堆積土砂を捨てるため、埋立地を造成する場合では、それらの積極的な有効利用を検討し、今後の成長産業のための基盤として整備を図る。
- ・地域経済活動の新しい展開を行い、さらに雇用の拡大を図るためにも、被災地の特性にふさわしい企業誘致を図る。

⑤被災農林水産業への再建支援

- ・被災した農林水産業施設の再建のために必要な経済支援を行う。
- ・被災した農道や機械設備、さらに農地や漁場等の生産基盤の整備を行う。さらに、火山活動による加害因子である降灰、土石流等に対する防災対策を実施する。

⑥火山資源活用による観光開発等

- 新たに創出された火山景観や温泉等の既存の火山資源を活用した観光開発を図る。
- 観光振興を図るために、各種観光誘致施策を積極的に実施する。
- 火山噴出物を建設資材等に有効利用し、経済の活性化に役立てる。

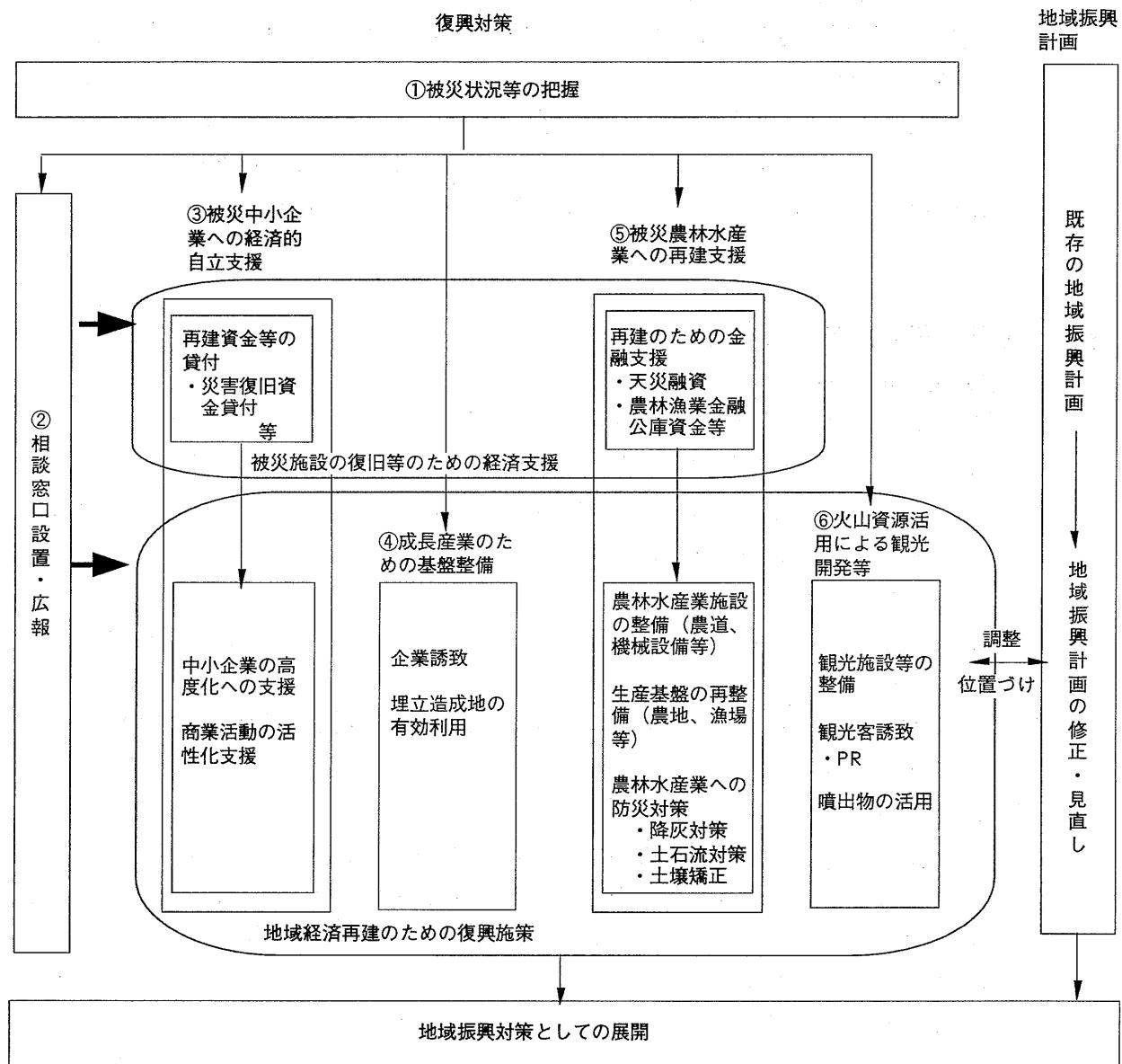
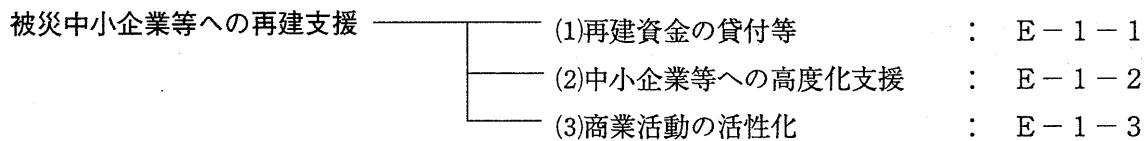


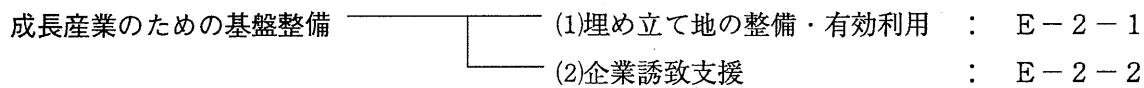
図2.3.20 地域経済再建施策の進め方

4. 地域経済再建施策の体系

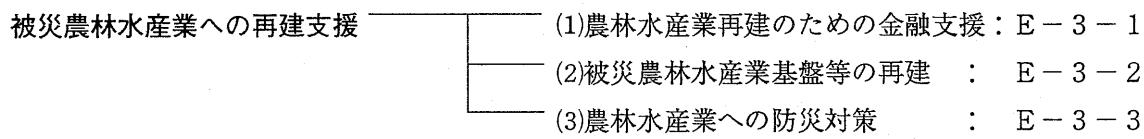
(施策 1)



(施策 2)



(施策 3)



(施策 4)

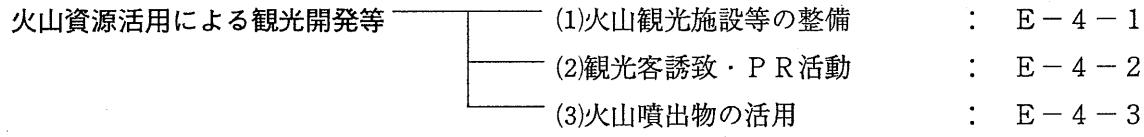


図2.3.21 地域経済再建施策体系

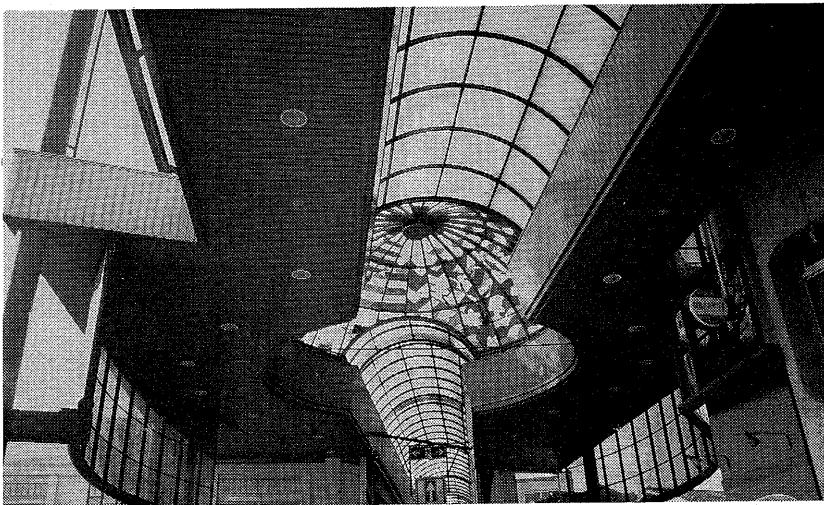
施 策 名		施策 1 被災中小企業等への経済的自立支援		
項 目	(1)再建資金の貸付等		番号	E-1-1
内 容	火山災害によって被災した中小企業は、できるだけ早期に工場等を再建し、生産・営業活動を再開することが重要である。このため再建資金の確保が困難な事業主に対し、各種金融支援制度を活用して事業主の自立再建を図る。さらに貸事業所等の斡旋を図り、事業活動が継続できるように取り図る。			
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金の貸付に関する制度及び償還期限の延長などの特例は以下のとおりである。 			
事業名	助成対象等	要件等	根拠法例等	実施主体
災害貸付	対象：被災した中小企業 内容：貸付限度額の引き上げ、貸付期間及び据え置き期間の延長、貸付条件の緩和	・災害救助法が適用された地域	中小企業金融公庫法、国民金融公庫法、商工組合中央金庫法	政府系中小金融機関
災害復旧資金の低利貸付	低利の特例利率の適用、3年間の利子補給の実施	・災害が激甚法第15条の適用となる場合 ・激甚災害で事業所に関する損害額が被害時価額の70%以上、前年の総収入の10%以上の場合は特別被害者となり特別利率が適用 ・激甚災害指定日から6ヵ月を超えない月末日までに貸付られたもの	商工組合中央金庫法、激甚法	
災害復旧高度化資金（特定高度化事業）	対象：当該中小企業 助成割合：90%	・既往の高度化施設がり災した場合 ・相当部分以上の被害を受けた中小企業者が復旧時に高度化事業を行う場合 ・既往の高度化施設が地盤沈下のため被害を受け、その復旧を行う場合	中小企業近代化資金等助成法	中小企業事業団
償還期限の延長	貸付期間を2年間の範囲内で延長	高度化資金を貸付を受けていたものが激甚災害に被災した場合	激甚法	
災害関係特例保証（信用保証）	対象：当該中小企業 ・保険限度の別枠設定 ・普通保険のてん補率の引上げ通常より10%引上げ ・保険料率の引下げ	激甚法第12条の適用となる場合	激甚法	信用保証協会
設備近代化資金貸付制度	対象：当該中小企業 貸付限度額：3千万円	豪雪地帯の雪害防止に必要な消融雪設備等を小規模企業へ導入を促進する場合	中小企業近代化資金等助成法	都道府県
償還期限の延長（返済猶予）	貸付期間が2年間の範囲内で延長	設備近代化資金を借り受けていたものが激甚災害に被災した場合	激甚法	
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	対象：当該事業協同組合等	・事業協同組合等の共同施設の災害復旧に要する経費が1事業協同組合等当たりの平均で150万円以上となる市町村区域 ・倉庫、生産施設、加工施設、検査施設共同作業場及び原材料置き場 ・事業協同組合等の施設の災害復旧費の総額を利用構成員の数で除して得た額が10万円以上の共同施設 ・損害を受けた利用構成員の数が利用構成員の総数の30%を超える共同施設		

	事業名	助成対象等	要件等	根拠法例等	実施主体
	中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例	対象：当該災害の被害を受けた中小企業者等を直接又は間接の構成員とする団体、当該災害により事業所等が損害を受けたという証明を市町村長等から受けているもの 内容：償還期間を2年を超えない範囲で延長	激甚災害による被災区域内に事業所を有し、災害を受けた場合	中小企業近代化資金等助成法、激甚法	中小企業金融公庫、国民金融公庫
	中小企業者に対する資金の融通に関する特例	対象：当該中小企業団体 利率：6.2%、3%（特別被害者） 貸付限度額：1人当たり1千万円を超えない範囲、1団体につき3千万円を超えない範囲、被災中小企業者1人当たり、被災協業組合当たり1千万円を超えない範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害を受けた中小企業者、協業組合等が損害を受けたと市町村長等から認められたもの ・中小企業者団体の構成員で損害を受けたもの ・特別被害者 ・当該損失額が被害時における価額に対し70%以上 ・当該損失額が前年の総収入に対し10% 	激甚法	商工組合中央金庫
	倒産関連保証の特例（信用保証）	対象：法による信用補完の特例措置認定中小企業 内容：限度額と同額の付保限度額、保険料の軽減：通常の2/3程度、てん補率の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者が被災し一時的に信用力、担保力が不足し、経営に著しい支障が生じた場合 ・認定中小企業者（規定による） 	中小企業信用保証法	信用保証協会
	中小企業体质強化資金	対象：当該中小企業 貸付限度額：2千万円以上（運転資金1千万円以上）	・災害により経営の安定に支障をきたしている中小企業	中小企業近代化資金等助成法	民間金融機関
地方公共団体による単独事業等	<p>●手順</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被害状況及び復旧状況の把握 (2)事業主に対する各種支援制度の広報、周知 (3)申請受付、手続き (4)貸付 (5)償還手続きの実施 <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被災者に対する貸付が迅速に行われるよう、被災地を管轄する金融機関に対して、貸付手続きの簡易、迅速化、貸付条件の緩和等の特別措置の実施について要請を行う。 (2)警戒区域が設定される場合では、区域内に事業所等を所有する経営者に対しても、経済的支援が行われるよう検討する。 (3)全国的な経済状況の影響等によっては、貸付金の償還期限が近づいても、返済ができない事業主が多発する可能性もある。このような場合では、償還期間の延長等を必要に応じて検討する。 (4)経済的に脆弱な中小企業の中には、経営の再建ができない企業が発生する可能性もある。このようなケースに対しては、一律の対応ではなく個別対応を検討し、復興基金の創設が可能となれば、これらを活用する等のきめ細かな対応をとる。 (5)一般金融機関及び政府系金融機関に対して、金融機関の資金不足が発生する場合には、都道府県・市町村の資金を委託し、貸付の円滑化を図る。 				
	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金では、法制度にもとづく事業による貸付金への利子補給を行ったり、施設再建に対して助成を実施した。 				

	事業名	事業内容	助成等金額
	地域産業対策資金利子及び保証料補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業対策資金（雲仙岳噴火災害対策特別貸付）の借入中小企業者に対し、災害の長期化に伴う負担の軽減を図るため、行政（県・市町）及び基金で被災状況に応じ利子補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者：島原市、深江町、小浜町、布津町に事業所を有する区域内事業者、直接被害者及び間接被害者 ・貸付限度額 2,000万円 ・償還期間 10年（うち据置期間 2年以内）
	政府系中小企業金融機関災害融資利子補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・基金で5年間被災状況に応じ利子補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象：島原市、深江町、小浜町、布津町に事業所を有する区域内事業者、直接被害者及び間接被害者 ・貸付限度額：1,000万円（特利） ・償還期間：10年（うち据置期間 2年以内）
	移転対策資金利子等補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の移転について行政（県及び市町）で3年間、基金（対象額5千万円）で5年間被災状況に応じ利子補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象：警戒区域又は避難勧告地域内に事業所を有し事業の再開を図るために区域外に移転する者 ・貸付条件：利率3.0% ・限度額：1億円 ・期間10年（うち据置期間 2年以内）
	事業再開準備助成金支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域又は避難勧告地域内の農林業者、漁業者、中小企業者等に事業の早期再開を図るため助成 ・対象者：警戒区域等内に事業所がある中小企業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・1世帯当たり50万円
	移転対策資金利子等補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の移転において行政（県及び市町）で3年間、基金（対象額5千万円）で5年間被災状況に応じ、利子補給 ・貸付対象：警戒区域又は避難勧告地域内に事業所を有し事業の再開を図るために区域外に移転する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付条件：利率3.0% ・限度額：1億円 ・期間10年（うち据置期間 2年以内）
	商工業施設再建時等助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域又は避難勧告地域内の中小企業者が移転（仮移転を含む）、又は現在地で再開をする場合に助成 ・助成対象者：①長崎県内に事業所を移転（仮移転を含む）した中小企業者 ②警戒区域又は避難勧告地域内にあった現在地で事業所の再開をした中小企業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：助成対象経費の1/2 ・限度額： <ul style="list-style-type: none"> ・移転（仮移転を含む） 200万円 ・現地再開 100万円
事例	<p>(1)事務処理方法（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給事業の事務処理にあたっては、パソコンでの処理を検討していたが、期間延長の度に額が変更されていくうちに、手作業となり、作業量が膨大となってしまった。 <p>(2)金融機関との関係（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害が長期化することにより、民間金融機関の担当者が異動したために、一連の処理業務の中で、作業に支障があった。また、災害発生後、金利が大きく低下したために、結果的に災害発生当初に資金を借りた人は相対的に高金利になるという課題があった。 		
事前対策	<p>(1)金融機関との事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発時のような緊急時に、多額の貸付が可能となるような方法について金融機関と検討を行う。 <p>(2)貸付制度に関する都道府県、市町村担当者における情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、都道府県、市町村の担当者は互いに情報交換を行い、災害発時に経営者等に対して迅速な事業内容の周知ができるようにしておく。 <p>(3)事業所関連の基礎資料の事前整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所会員以外の事業所については、現況が把握されていないことが多いため、全ての地域内の事業者の所在地や規模等に関する情報を収集・整理する。 		

項目	(2)中小企業等への高度化支援	番号	E-1-2																				
内容	被災した中小企業が施設の再建するにあたっては、従前レベルでの施設再建にとどまるのではなく、設備や技術の高度化を図り、生産性や効率性を高めることが重要である。このため、施設の被災や火山災害の影響により衰退した企業に対して各種の事業の高度化支援を実施する。																						
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の高度化に対する補助金等の一部を以下にまとめる <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>根拠法例等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付</td> <td> <p>内容：一般高度化事業（集団化、小売商業等商店街近代化、小売商業店舗等共同化、一般共同施設、輸入品卸売経営合理化支援、小規模企業集団化、施設共同利用、公害防止施設共同利用、特別広域高度化、構造改善、情報化促進）、特定高度化事業（工場共同化、特定共同施設、知識集団化、特別広域化、構造改善、地域産業共同利用、地域産業同窓基盤整備、商店街整備、輸入品卸売等経営合理化、地域情報基盤整備、災害復旧、特別豪雪地帯商店街共同施設）</p> <p>貸付割合：70%</p> <p>金利：一般高度化2.7%（特定高度化事業では無利子）</p> <p>償還期間：15～20年</p> </td> <td>中小企業事業団法（中小企業庁）</td> <td>都道府県、中小企業事業団</td> </tr> <tr> <td>地域産業技術改善費補助金</td> <td> <p>対象者：中小企業者、中小企業団体、公益法人等構成員である事業者の2/3以上が中小企業基本法第2場に規定する中小企業者である団体</p> <p>補助対象：一般技術枠（機械・器具・装置の高性能化のための技術、新製品の開発技術、生産・加工・処理のための新技術等）</p> <p>補助対象となる経費：原材料等の購入に要する経費、機械装置・工具器具等の購入・試作・改良・借用・修繕等に要する経費等</p> <p>補助率：国1/3、都道府県1/3</p> </td> <td>中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中小企業庁）</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>中小企業人材高度化能力開発給付金</td> <td> <p>対象者：認定組合等の構成中小企業者、「改善計画」の認定を受けた個別中小企業者</p> <p>補助率：労働者に教育を受けさせる場合の派遣・運営費の3/4及び賃金の3/4</p> </td> <td>中小企業における労働力確保のための雇用管理の改善に関する法律（中小企業庁）</td> <td>雇用促進センター</td> </tr> <tr> <td>地域産業創造基盤整備事業</td> <td> <p>対象者：第三セクター</p> <p>補助対象：研究開発・デザイン開発、開発技術の商品化のための生産等、研修・訓練・教育、調査・情報収集・処理・提供</p> <p>補助率：国1/4 都道府県1/4（国、都道府県 5,000万円限度）</p> </td> <td>中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中小企業庁）</td> <td>都道府県</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	根拠法例等	実施主体	高度化資金貸付	<p>内容：一般高度化事業（集団化、小売商業等商店街近代化、小売商業店舗等共同化、一般共同施設、輸入品卸売経営合理化支援、小規模企業集団化、施設共同利用、公害防止施設共同利用、特別広域高度化、構造改善、情報化促進）、特定高度化事業（工場共同化、特定共同施設、知識集団化、特別広域化、構造改善、地域産業共同利用、地域産業同窓基盤整備、商店街整備、輸入品卸売等経営合理化、地域情報基盤整備、災害復旧、特別豪雪地帯商店街共同施設）</p> <p>貸付割合：70%</p> <p>金利：一般高度化2.7%（特定高度化事業では無利子）</p> <p>償還期間：15～20年</p>	中小企業事業団法（中小企業庁）	都道府県、中小企業事業団	地域産業技術改善費補助金	<p>対象者：中小企業者、中小企業団体、公益法人等構成員である事業者の2/3以上が中小企業基本法第2場に規定する中小企業者である団体</p> <p>補助対象：一般技術枠（機械・器具・装置の高性能化のための技術、新製品の開発技術、生産・加工・処理のための新技術等）</p> <p>補助対象となる経費：原材料等の購入に要する経費、機械装置・工具器具等の購入・試作・改良・借用・修繕等に要する経費等</p> <p>補助率：国1/3、都道府県1/3</p>	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中小企業庁）	都道府県	中小企業人材高度化能力開発給付金	<p>対象者：認定組合等の構成中小企業者、「改善計画」の認定を受けた個別中小企業者</p> <p>補助率：労働者に教育を受けさせる場合の派遣・運営費の3/4及び賃金の3/4</p>	中小企業における労働力確保のための雇用管理の改善に関する法律（中小企業庁）	雇用促進センター	地域産業創造基盤整備事業	<p>対象者：第三セクター</p> <p>補助対象：研究開発・デザイン開発、開発技術の商品化のための生産等、研修・訓練・教育、調査・情報収集・処理・提供</p> <p>補助率：国1/4 都道府県1/4（国、都道府県 5,000万円限度）</p>	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中小企業庁）	都道府県
事業名	事業内容	根拠法例等	実施主体																				
高度化資金貸付	<p>内容：一般高度化事業（集団化、小売商業等商店街近代化、小売商業店舗等共同化、一般共同施設、輸入品卸売経営合理化支援、小規模企業集団化、施設共同利用、公害防止施設共同利用、特別広域高度化、構造改善、情報化促進）、特定高度化事業（工場共同化、特定共同施設、知識集団化、特別広域化、構造改善、地域産業共同利用、地域産業同窓基盤整備、商店街整備、輸入品卸売等経営合理化、地域情報基盤整備、災害復旧、特別豪雪地帯商店街共同施設）</p> <p>貸付割合：70%</p> <p>金利：一般高度化2.7%（特定高度化事業では無利子）</p> <p>償還期間：15～20年</p>	中小企業事業団法（中小企業庁）	都道府県、中小企業事業団																				
地域産業技術改善費補助金	<p>対象者：中小企業者、中小企業団体、公益法人等構成員である事業者の2/3以上が中小企業基本法第2場に規定する中小企業者である団体</p> <p>補助対象：一般技術枠（機械・器具・装置の高性能化のための技術、新製品の開発技術、生産・加工・処理のための新技術等）</p> <p>補助対象となる経費：原材料等の購入に要する経費、機械装置・工具器具等の購入・試作・改良・借用・修繕等に要する経費等</p> <p>補助率：国1/3、都道府県1/3</p>	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中小企業庁）	都道府県																				
中小企業人材高度化能力開発給付金	<p>対象者：認定組合等の構成中小企業者、「改善計画」の認定を受けた個別中小企業者</p> <p>補助率：労働者に教育を受けさせる場合の派遣・運営費の3/4及び賃金の3/4</p>	中小企業における労働力確保のための雇用管理の改善に関する法律（中小企業庁）	雇用促進センター																				
地域産業創造基盤整備事業	<p>対象者：第三セクター</p> <p>補助対象：研究開発・デザイン開発、開発技術の商品化のための生産等、研修・訓練・教育、調査・情報収集・処理・提供</p> <p>補助率：国1/4 都道府県1/4（国、都道府県 5,000万円限度）</p>	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中小企業庁）	都道府県																				
事前対策	<p>(1)既存中小企業における今後の方向性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業組合等と共に、今後の当該地域における既存中小企業の活性化の方向性を検討しておく。 特に火山を有する地域であることのメリットを生かした活性化方策の検討を行う。 <p>(2)地場産業を生かした産業の高度化に関する方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業形態が高度化されていない場合では、日頃から地域の主要な地場産業、特に農林水産業等との連携を図り、より付加価値の高い製品等の開発に取り組み、経済振興を図ることにより、経済的な耐力を高めておくことが必要である。 																						

項目	(3)商業活動の活性化	番号	E—1—3																				
内容	<p>火山災害の発生は、直接被害を被った中小企業に影響を与えるだけでなく、人口や観光客の減少等の理由により、被災地の商業活動全体に大きな影響を与えることとなる。特に、全国的にも商店街が衰退傾向にあることを考慮し、復興事業に合わせて、商店街等を含む被災地域の商業活動の活性化を図ることが重要である。</p> <p style="text-align: center;">商業活動の活性化 ————— 商店街施設整備 —————— イベントの開催</p>																						
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件等</th> <th>根拠法例等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商店街近代化事業 高度化資金</td> <td> 対象：土地、建物、アーケード、カラーフラップ、公園、共同駐車場、公衆便所等など 貸付割合：65% 償還期限：20年以内 </td> <td> ・組合員の数が20名以上であって、その2/3以上が中小商業者または中小サービス業者であること ・組合員の1/2以上が改造される商店街の区域内に計画に基づき店舗、倉庫等の施設を設置すること </td> <td>中小企業団法（中小企業庁）</td> <td>組合員又は組合員である中小企業者</td> </tr> <tr> <td>商業基盤施設整備事業</td> <td> 対象者：商店街振興組合、事業協同組合等 補助対象：商業基盤整備（教養文化施設、アーケード、駐車場等）、商業環境改善施設（イベント広場等）、21世紀型商業基盤施設整備事業（高齢者・身障者対応型商店街整備、防災対応型商店街整備等） 補助率：国1/4、都道府県1/4 限度額：8000万円、15000万円 </td> <td>中小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画等に基づき整備される商業基盤施設</td> <td>中小売商業振興法（中小企業庁）</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>小規模事業指導費補助金</td> <td> 対象者：商工会、商工会議所、都道府県連合会等 補助対象：人材能力開発事業、中小商業活性化支援事業、空き店舗対策事業等に要する経費に対する補助 補助率：6/10 </td> <td>補助対象事業と中小企業庁長官が定めたものであり、通商産業局長が必要かつ適当と認めたもの</td> <td>小規模事業指導費補助金交付要領（中小企業庁）</td> <td>都道府県</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	助成対象等	要件等	根拠法例等	実施主体	商店街近代化事業 高度化資金	対象：土地、建物、アーケード、カラーフラップ、公園、共同駐車場、公衆便所等など 貸付割合：65% 償還期限：20年以内	・組合員の数が20名以上であって、その2/3以上が中小商業者または中小サービス業者であること ・組合員の1/2以上が改造される商店街の区域内に計画に基づき店舗、倉庫等の施設を設置すること	中小企業団法（中小企業庁）	組合員又は組合員である中小企業者	商業基盤施設整備事業	対象者：商店街振興組合、事業協同組合等 補助対象：商業基盤整備（教養文化施設、アーケード、駐車場等）、商業環境改善施設（イベント広場等）、21世紀型商業基盤施設整備事業（高齢者・身障者対応型商店街整備、防災対応型商店街整備等） 補助率：国1/4、都道府県1/4 限度額：8000万円、15000万円	中小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画等に基づき整備される商業基盤施設	中小売商業振興法（中小企業庁）	都道府県	小規模事業指導費補助金	対象者：商工会、商工会議所、都道府県連合会等 補助対象：人材能力開発事業、中小商業活性化支援事業、空き店舗対策事業等に要する経費に対する補助 補助率：6/10	補助対象事業と中小企業庁長官が定めたものであり、通商産業局長が必要かつ適当と認めたもの	小規模事業指導費補助金交付要領（中小企業庁）	都道府県
事業名	助成対象等	要件等	根拠法例等	実施主体																			
商店街近代化事業 高度化資金	対象：土地、建物、アーケード、カラーフラップ、公園、共同駐車場、公衆便所等など 貸付割合：65% 償還期限：20年以内	・組合員の数が20名以上であって、その2/3以上が中小商業者または中小サービス業者であること ・組合員の1/2以上が改造される商店街の区域内に計画に基づき店舗、倉庫等の施設を設置すること	中小企業団法（中小企業庁）	組合員又は組合員である中小企業者																			
商業基盤施設整備事業	対象者：商店街振興組合、事業協同組合等 補助対象：商業基盤整備（教養文化施設、アーケード、駐車場等）、商業環境改善施設（イベント広場等）、21世紀型商業基盤施設整備事業（高齢者・身障者対応型商店街整備、防災対応型商店街整備等） 補助率：国1/4、都道府県1/4 限度額：8000万円、15000万円	中小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画等に基づき整備される商業基盤施設	中小売商業振興法（中小企業庁）	都道府県																			
小規模事業指導費補助金	対象者：商工会、商工会議所、都道府県連合会等 補助対象：人材能力開発事業、中小商業活性化支援事業、空き店舗対策事業等に要する経費に対する補助 補助率：6/10	補助対象事業と中小企業庁長官が定めたものであり、通商産業局長が必要かつ適当と認めたもの	小規模事業指導費補助金交付要領（中小企業庁）	都道府県																			
	<p>●手順</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)直接被害状況の把握、経済的被害状況の把握 (3)商業活動の活性化方策の検討 (4)適用する補助金・貸付制度の検討 (6)申請 (7)工事実施 (8)認定、償還手続き <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)島原市や神戸市等の例に見られるように、商店街の売上の回復は、ハード施設等の復興に伴わない場合が考えられる。したがって、商店街の活性化を図るためにには、施設の再建と同時に、まちづくりや観光対策、雇用対策等との十分な調整を行い、地域内の人口確保や観光客の入込数の増加に努めることが重要である。 (2)商業活動を活性化していくためには、営業形態の改善や経営者の意識改革が必要であり、長期にわたる人材育成にも目を向けた対策を行う必要がある。 																						

<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街施設の整備のための支援やイベント実施に対する支援を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>助成等金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商店街共同施設等設置助成事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合等が防災対策、振興対策の観点からアーケード、カラー舗装、駐車場整備を実施する場合に助成 ・対象者：島原市、小浜町、布津町及び深江町の行政区域に事務所を有する事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 </td><td></td></tr> <tr> <td>商店街活性化基盤整備事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：島原市及び深江町の行政区域に事務所を有する事業協同組合、協業組合、商店街振興組合、商工会議所・商工会（法人格を有しない商店街が事業を行う場合） </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率：助成対象経費の65%以内（限度額50,000千円） </td></tr> <tr> <td>商店街活性化施設整備事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：島原市、小浜町、布津町及び深江町の行政区域に事務所を有し、中小企業高度化資金を利用する事業協同組合、事業共同小組合、協業組合、協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率：1/10（中小企業高度化資金充当率8/10） ・限度額：20,000千円 </td></tr> <tr> <td>商店街等活性化事業</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害で疲弊した商店街の活性化を図るため商店街復興PR事業となる商店街のイベントに対し、その経費の一部を助成 ・対象地域：島原市、深江町、小浜町、布津町 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金額：1事業あたり1,000万円以内 </td></tr> </tbody> </table>				事業名	事業内容	助成等金額	商店街共同施設等設置助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合等が防災対策、振興対策の観点からアーケード、カラー舗装、駐車場整備を実施する場合に助成 ・対象者：島原市、小浜町、布津町及び深江町の行政区域に事務所を有する事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 		商店街活性化基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：島原市及び深江町の行政区域に事務所を有する事業協同組合、協業組合、商店街振興組合、商工会議所・商工会（法人格を有しない商店街が事業を行う場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：助成対象経費の65%以内（限度額50,000千円） 	商店街活性化施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：島原市、小浜町、布津町及び深江町の行政区域に事務所を有し、中小企業高度化資金を利用する事業協同組合、事業共同小組合、協業組合、協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：1/10（中小企業高度化資金充当率8/10） ・限度額：20,000千円 	商店街等活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害で疲弊した商店街の活性化を図るため商店街復興PR事業となる商店街のイベントに対し、その経費の一部を助成 ・対象地域：島原市、深江町、小浜町、布津町 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金額：1事業あたり1,000万円以内
事業名	事業内容	助成等金額																
商店街共同施設等設置助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合等が防災対策、振興対策の観点からアーケード、カラー舗装、駐車場整備を実施する場合に助成 ・対象者：島原市、小浜町、布津町及び深江町の行政区域に事務所を有する事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 																	
商店街活性化基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：島原市及び深江町の行政区域に事務所を有する事業協同組合、協業組合、商店街振興組合、商工会議所・商工会（法人格を有しない商店街が事業を行う場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：助成対象経費の65%以内（限度額50,000千円） 																
商店街活性化施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：島原市、小浜町、布津町及び深江町の行政区域に事務所を有し、中小企業高度化資金を利用する事業協同組合、事業共同小組合、協業組合、協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：1/10（中小企業高度化資金充当率8/10） ・限度額：20,000千円 																
商店街等活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害で疲弊した商店街の活性化を図るため商店街復興PR事業となる商店街のイベントに対し、その経費の一部を助成 ・対象地域：島原市、深江町、小浜町、布津町 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金額：1事業あたり1,000万円以内 																
事例	<p>(1)商店街の施設整備等（島原市：雲仙）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街施設の整備としては、商店街のアーケードの改修を実施した。 																	
	<p>写真5 アーケードの改修（島原市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化としての、空店舗の活用等も積極的に図っている。 																	
事前対策	<p>(1)今後の商店街活性化に対する方向性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に火山を有する地域という特性を活かした商店街のあり方に関して、地元経営者を含めた組織において検討を行い、今後の商業活動の活性化に関する方向性を明確にしておく。 <p>(2)商店街における経営者の意識改善の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な商店街衰退の傾向の中、高齢化、後継者不足という現状の課題への対応や商店街の活性化に関する勉強会等の実施により、経営者自身の経営意識の改革を図る。 																	

施 策 名	施策2 成長産業のための基盤整備																		
項 目	(1)埋立造成地の整備・有効利用		番号	E-2-1															
内 容	土石流等により大量の堆積土砂が発生する場合は、土砂捨て場を確保することが必要となる。この時、海岸等を土砂捨て場にすることが考えられるが、この場合、埋立地として造成し、その有効利用を図って地域経済を振興させる。																		
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件等</th> <th>根拠法例等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堆積土砂排除事業</td> <td> 対象：堆積土砂の排除事業（他の法令に國の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は國がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付隨して行うものは除く） 補助率：国庫負担についてはブル計算方式で算定される </td> <td> 河川、道路、公園その他の施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合 公共施設区域外では市町村長指定した場所に集積された堆積土砂等 </td> <td>激甚法</td> <td>都道府県、市町村</td> </tr> <tr> <td>港湾整備事業</td> <td> 対象：廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良工事 補助率2.5/10 </td> <td>廃棄物埋立護岸の整備、噴出土砂を埋立材として港湾緑地整備</td> <td>港湾法</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事業名	助成対象等	要件等	根拠法例等	実施主体	堆積土砂排除事業	対象：堆積土砂の排除事業（他の法令に國の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は國がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付隨して行うものは除く） 補助率：国庫負担についてはブル計算方式で算定される	河川、道路、公園その他の施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合 公共施設区域外では市町村長指定した場所に集積された堆積土砂等	激甚法	都道府県、市町村	港湾整備事業	対象：廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良工事 補助率2.5/10	廃棄物埋立護岸の整備、噴出土砂を埋立材として港湾緑地整備	港湾法	
事業名	助成対象等	要件等	根拠法例等	実施主体															
堆積土砂排除事業	対象：堆積土砂の排除事業（他の法令に國の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は國がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付隨して行うものは除く） 補助率：国庫負担についてはブル計算方式で算定される	河川、道路、公園その他の施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合 公共施設区域外では市町村長指定した場所に集積された堆積土砂等	激甚法	都道府県、市町村															
港湾整備事業	対象：廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良工事 補助率2.5/10	廃棄物埋立護岸の整備、噴出土砂を埋立材として港湾緑地整備	港湾法																
	<p>●手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸の埋立にあたっては、公有水面埋立法に基づく手続きを実施する <p>(1)現状及び今後の堆積土砂量の推定</p> <p>(2)土砂捨て場の検討、埋立地造成免許の取得</p> <p>(3)地元漁業者等水面に関し権利を有する者の意向調査</p> <p>(4)漁業権等に関する協議、権利者に対する補償</p> <p>(5)埋立地造成計画策定、事業手法の検討、事業費算出</p> <p>(6)有効利用方法の検討、計画策定</p> <p>(7)埋立事業実施</p> <p>(8)埋立地整備事業実施</p>																		
	<p>●留意点</p> <p>(1)公有水面法に基づき埋立造成地のための免許を取得する必要がある。</p> <p>(2)土石流の発生が長期化すると見込まれる場合であって、今後堆積する土砂をも埋立用として算出し、計画を策定する場合、状況によっては土石流の発生頻度が予想を下回り、土砂が十分発生しないこともあります。したがって、このような場合では、代替案を検討する等の対応が必要となる。</p> <p>(3)漁業権の問題から、地元漁業組合とは十分な調整が必要である。</p> <p>(4)埋立による環境への影響に十分な配慮を行う。</p>																		
事 例	<p>(1)公園としての利用（虻田町：有珠山：H-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積物の捨て場は、農地で一部窪地になっているところに埋めたり、洞爺湖畔に矢板を打ってそこに土砂を捨てているが、洞爺湖で土砂捨て場にした2カ所の内、1カ所を有珠山噴火記念公園として整備した。 <p>(2)工業団地等の造成地としての利用（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興計画において、水無川河口と三会海岸の2カ所に埋立地が計画された。用途は、公共用地と住宅用地である。しかし、三会海岸は、漁業組合との漁業権についての合意取得や堆積土砂の発生が想定よりも少ないこと等から、埋立地造成事業の進捗状況が遅れる結果となった。 <p>(3)利用方法（島原市：雲仙：B-C4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立地には、火山科学博物館、総合施設の建設が予定されている。 																		

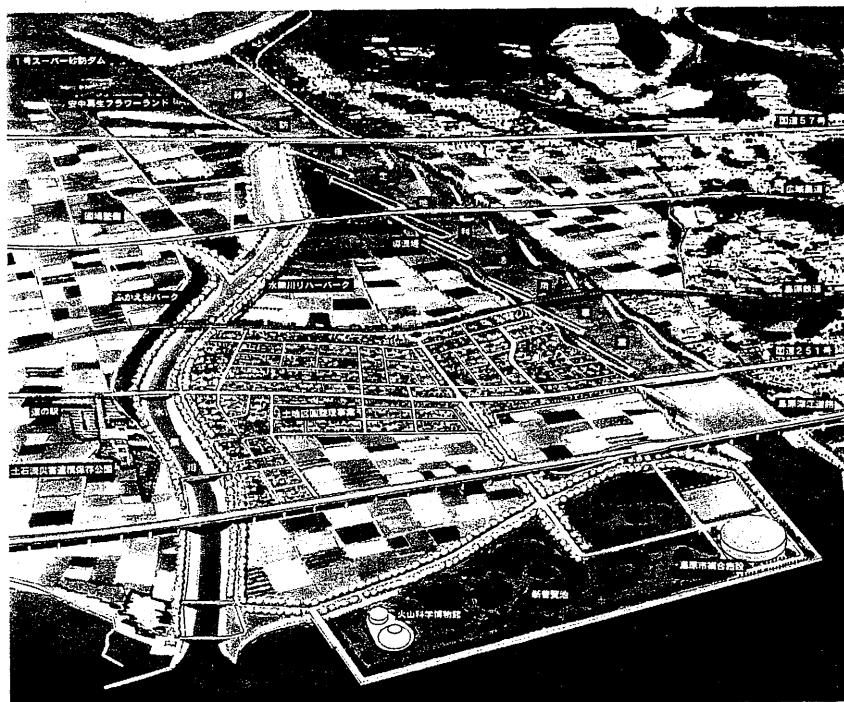


図2.3.22 埋立地利用及び安中地区再建イメージ図
(出典:島原地域再生行動計画 平成9年3月)

事前対策

(1)堆積土砂捨て場等の候補地の検討

- ・大量の土砂が発生した場合の、土砂捨場の位置とその利用方法を、事前に地域振興計画の策定、改定に合わせて検討しておく。

項目	(2)企業誘致支援	番号	E-2-2						
内容	<p>大規模災害の場合、地域社会の機能と生活が壊滅することから、地域経済全体が衰退する可能性があり、あらゆる施策を講じて、経済の衰退を食い止める必要があるが、既存の産業資本力のみでは経済復興が困難な場合もある。このため、必要に応じて、産業基盤の強化を図るために、物流・情報インフラ等の基盤整備を行う事などにより、被災地域に企業を積極的に誘致し、地域経済の多面的な振興を図ることが重要である。</p>								
地方公共団体による単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲仙岳災害対策基金では、誘致した企業に対する利子補給の実施を行っている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>助成等金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘致企業に対する助成事業</td> <td>島原半島に立地する企業に対して利子補給等の措置 利子補給の対象：島原市、有明町、国見町、瑞穂町、西有家町、有家町、布津町、深江町に立地する誘致企業で設備資金が5億円以上または新規雇用者が50人（男子30人）以上のもの</td> <td>助成率：利子支払額の末端利率が2.7%となるよう利子補給</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	助成等金額	誘致企業に対する助成事業	島原半島に立地する企業に対して利子補給等の措置 利子補給の対象：島原市、有明町、国見町、瑞穂町、西有家町、有家町、布津町、深江町に立地する誘致企業で設備資金が5億円以上または新規雇用者が50人（男子30人）以上のもの	助成率：利子支払額の末端利率が2.7%となるよう利子補給
事業名	事業内容	助成等金額							
誘致企業に対する助成事業	島原半島に立地する企業に対して利子補給等の措置 利子補給の対象：島原市、有明町、国見町、瑞穂町、西有家町、有家町、布津町、深江町に立地する誘致企業で設備資金が5億円以上または新規雇用者が50人（男子30人）以上のもの	助成率：利子支払額の末端利率が2.7%となるよう利子補給							
事例	<p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)地域における就業可能な年齢層等を考慮し、その中で幅広い年齢層に雇用の機会が与えられるように、当該地域への誘致に適切な企業を検討する。 (2)企業誘致により人口の増加を図り、地域の消費活動、商業活動も活性化できるようにする必要がある。このため、外部からの就業者が地域に定住できるように、災害復興における住宅供給計画との調整を図りながら検討を行う。特に災害公営住宅等に空き家が発生するような場合では、特にこれらの活用が考えられる。 								
事前対策	<p>(1)今後の企業誘致を含めた産業振興計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における産業振興の方向性を検討し、その中でどのような企業を誘致すべきかを明らかにしておく。 <p>(2)企業誘致を実施するための基盤整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時における地域経済施策と合わせて、物流や情報におけるインフラ整備を事前に実施する。 								

施 策 名	施策3 被災農林水産業への再建支援																		
項 目	(1)農林水産業再建のための金融支援等	番号	E-3-1																
内 容	<p>農林水産業者が火山災害の発生による被害を受け、経済的な打撃を受けた場合、農地等の再建や生産力の回復、経営の安定を図るために、低利の資金を融通することにより、経営者に対して救済措置を実施する。</p> <p>農林水産業再建のための金融支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 天災融資法に基づく融資 農林業金融公庫資金による融資 																		
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の事業の経済支援策には、天災融資制度にもとづく融資と、農林業金融公庫資金による融資の2つが整備されている。 																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件</th> <th>根拠法令等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天災融資制度</td> <td> <p>経営資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：被害農林漁業者の肥料、薬剤、家畜、稚魚、漁具等の購入資金、済みがまの構築資金、漁船の建造取得に必要な資金 限度額：200万円（地域・内容によって異なる） 償還期間：6年以内 <p>事業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：被害組合の事業運営資金 限度額：2500万円（5000万円 連合会） 償還期限：3年以内 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 農作物等が地震等の天災によって被害を被り、被害農林漁業者になった場合 当法が発動され、激甚法の適用される災害の場合には特例措置 重ねて天災融資法の適用を受ける場合 一般100万円、法人500万円を限度に加算される 資金使途は定められたものに限る 被害農業者：天災による農作物等の減収量が平年の30%以上で損失額が農業総収入額の10%以上、樹木被害による損失額が被害時価額の30%以上で市町村長の認定を受けた農業主業者 被害林業者：天災による林産物等の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、林産物等の育成施設の損失額が被害時価額の50%以上で市町村長の認定を受けた林業主業者 被害漁業者：天災による魚類等の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、漁船等の損失額が被害時価額の50%以上で市町村長で認定を受けた漁業主業者 特別被害農業者：天災による農作物等の減収で損失額が平年農業総収入額の50%以上、樹木被害による損失額が被害時価額の50%以上で市町村長の認定を受けた農業主業者 特別被害林業者、漁業者：天災による林産物等、魚類等の減収で損失額が平年漁業総収入額の50%以上林産物育成施設等、漁船等の損失額が被害時価額の70%以上で市町村長の認定を受けた林業主業者、漁業主業者 被害組合：農林漁業の協同組合、連合会、組合であって天災により所有物等が著しい被害を受け、都道府県知事の認定を受けたもの </td> <td>天災融資法</td> <td>都道府県・市町村</td> </tr> <tr> <td>天災融資法の特例</td> <td> <p>経営資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 限度額：200万円⇒250万円 償還期限：6年⇒7年 <p>事業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 限度額：2500万円⇒5000万円 </td> <td>天災融資法が発動された災害で激甚災害に指定された場合</td> <td>激甚法 天災融資法</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体	天災融資制度	<p>経営資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：被害農林漁業者の肥料、薬剤、家畜、稚魚、漁具等の購入資金、済みがまの構築資金、漁船の建造取得に必要な資金 限度額：200万円（地域・内容によって異なる） 償還期間：6年以内 <p>事業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：被害組合の事業運営資金 限度額：2500万円（5000万円 連合会） 償還期限：3年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 農作物等が地震等の天災によって被害を被り、被害農林漁業者になった場合 当法が発動され、激甚法の適用される災害の場合には特例措置 重ねて天災融資法の適用を受ける場合 一般100万円、法人500万円を限度に加算される 資金使途は定められたものに限る 被害農業者：天災による農作物等の減収量が平年の30%以上で損失額が農業総収入額の10%以上、樹木被害による損失額が被害時価額の30%以上で市町村長の認定を受けた農業主業者 被害林業者：天災による林産物等の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、林産物等の育成施設の損失額が被害時価額の50%以上で市町村長の認定を受けた林業主業者 被害漁業者：天災による魚類等の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、漁船等の損失額が被害時価額の50%以上で市町村長で認定を受けた漁業主業者 特別被害農業者：天災による農作物等の減収で損失額が平年農業総収入額の50%以上、樹木被害による損失額が被害時価額の50%以上で市町村長の認定を受けた農業主業者 特別被害林業者、漁業者：天災による林産物等、魚類等の減収で損失額が平年漁業総収入額の50%以上林産物育成施設等、漁船等の損失額が被害時価額の70%以上で市町村長の認定を受けた林業主業者、漁業主業者 被害組合：農林漁業の協同組合、連合会、組合であって天災により所有物等が著しい被害を受け、都道府県知事の認定を受けたもの 	天災融資法	都道府県・市町村	天災融資法の特例	<p>経営資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 限度額：200万円⇒250万円 償還期限：6年⇒7年 <p>事業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 限度額：2500万円⇒5000万円 	天災融資法が発動された災害で激甚災害に指定された場合	激甚法 天災融資法		<p>※重複被災者に対しては、既借入経営資金の償還期間を2年以内に延長することができる</p>		
事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体															
天災融資制度	<p>経営資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：被害農林漁業者の肥料、薬剤、家畜、稚魚、漁具等の購入資金、済みがまの構築資金、漁船の建造取得に必要な資金 限度額：200万円（地域・内容によって異なる） 償還期間：6年以内 <p>事業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：被害組合の事業運営資金 限度額：2500万円（5000万円 連合会） 償還期限：3年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 農作物等が地震等の天災によって被害を被り、被害農林漁業者になった場合 当法が発動され、激甚法の適用される災害の場合には特例措置 重ねて天災融資法の適用を受ける場合 一般100万円、法人500万円を限度に加算される 資金使途は定められたものに限る 被害農業者：天災による農作物等の減収量が平年の30%以上で損失額が農業総収入額の10%以上、樹木被害による損失額が被害時価額の30%以上で市町村長の認定を受けた農業主業者 被害林業者：天災による林産物等の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、林産物等の育成施設の損失額が被害時価額の50%以上で市町村長の認定を受けた林業主業者 被害漁業者：天災による魚類等の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、漁船等の損失額が被害時価額の50%以上で市町村長で認定を受けた漁業主業者 特別被害農業者：天災による農作物等の減収で損失額が平年農業総収入額の50%以上、樹木被害による損失額が被害時価額の50%以上で市町村長の認定を受けた農業主業者 特別被害林業者、漁業者：天災による林産物等、魚類等の減収で損失額が平年漁業総収入額の50%以上林産物育成施設等、漁船等の損失額が被害時価額の70%以上で市町村長の認定を受けた林業主業者、漁業主業者 被害組合：農林漁業の協同組合、連合会、組合であって天災により所有物等が著しい被害を受け、都道府県知事の認定を受けたもの 	天災融資法	都道府県・市町村															
天災融資法の特例	<p>経営資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 限度額：200万円⇒250万円 償還期限：6年⇒7年 <p>事業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 限度額：2500万円⇒5000万円 	天災融資法が発動された災害で激甚災害に指定された場合	激甚法 天災融資法																

	事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体						
	農林漁業金融公庫資金		<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業用施設等が災害を受けた場合 ・農林漁業者が災害のため資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合 	農林漁業金融公庫法	農林漁業金融公庫・市町村						
	林業経営安定資金	対象：経営の安定を期しうる個人 利率：年4.6% 償還期限：20年以内 貸付限度：150万円/1人	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業の所得が平年の総所得の過半 ・経営育林地の面積が80ha未満 								
	沿岸漁業経営安定資金	対象：経営の安定を期しうる個人 利率：年4.6% 償還期限：20年以内 貸付限度：150万円/1人	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船漁業を営むもの ・無動力船又は総トン数20t未満の動力船を使用して漁業を営むもの ・漁船漁業以外の漁業を営むものは平年の年間漁家所得が500万円以下で沿岸漁業による所得が漁家所得の過半 								
	自作農維持資金	対象：当該農林漁業者 貸付限度額：農業を営む個人：150万円、農業生産法人：750万円 保証人、担保必要 貸付資金の範囲：再び農業収入を得るまでの間の経営の維持に必要な収入減の補てん費、経営再建に必要な限度内の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害（天災による）やその他のやむをえない理由によって資金を必要とする場合 ・自作地を売り渡す等の他には必要資金の調達ができない窮迫した状態に立ち至った場合 ・農業に精進する見込みがあること ・農業経営安定計画が適正で確實に達成する見込みがあること ・都道府県知事の認定を受けたもの ・自作農である ・法人：自作農地の面積が1ha以上 ・総所得の過半が農林漁業所得 	自作農維持資金融通法							
	<p>●手順（天災融資法による借入手続き）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被害認定、貸付者に対する被害認定書の交付（市町村） (2)農協等の融資機関の貸付窓口で借入申請（借入者） (3)融資機関との利子補給、損失補償契約 <p>●留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)経営者の高齢化は全国的にも進んでおり、再建にあたっては多額の融資を受ければ、離農するケースも発生することが予想される。このため、貸付金に対する利子補給や資金補助等の支援方法を検討、実施していくことが必要である。 (2)貸付にあたっては、保証人や担保が必要であるため、借入できない被災者も発生する可能性がある。このため、このような被災者に対して、基金等による助成を検討する。 (3)再度の災害発生により重複被災者が発生する場合も考えられ、前回の貸付金の償還が終わる前に新たな資金借入をしなければならない事業者が発生する場合も考えられる。このため、このような重複被災者に対する支援方法も検討する。 										
地方公共団体による単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金では、貸付ではなく、各種貸付金に対する利子補給事業や警戒区域内に農地等を所有している経営者に対する施設整備における助成が取られている。 <p>(1)農林水産業共通</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>助成対象等</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業再開準備助成金支給事業</td><td>対象者：警戒区域等内に住居、農地、家畜、農業用施設、保有山林のいずれかを所有、又は借りて農林業を営む農林家 1世帯当たり50万円を助成</td><td>警戒区域又は避難勧告地域内の農林業者、漁業者、中小企業者等に事業の早期再開を図るため助成</td></tr> </tbody> </table>					事業名	助成対象等	事業内容	事業再開準備助成金支給事業	対象者：警戒区域等内に住居、農地、家畜、農業用施設、保有山林のいずれかを所有、又は借りて農林業を営む農林家 1世帯当たり50万円を助成	警戒区域又は避難勧告地域内の農林業者、漁業者、中小企業者等に事業の早期再開を図るため助成
事業名	助成対象等	事業内容									
事業再開準備助成金支給事業	対象者：警戒区域等内に住居、農地、家畜、農業用施設、保有山林のいずれかを所有、又は借りて農林業を営む農林家 1世帯当たり50万円を助成	警戒区域又は避難勧告地域内の農林業者、漁業者、中小企業者等に事業の早期再開を図るため助成									

地方公共 団体による 単独事業等	事業名		助成対象等	事業内容
	農林漁業金融公庫資金 利子助成事業	水産関係資金	対象貸付金：沿岸漁業経営安定資金 限度額：①300万円（減収率50%以上又は被害率70%以上の者）、②150万円（上記外の者） 償還期間：20年以内（うち据置期間3年以内）	南共79号共同漁業権の区域に行使権を有する者で一定の減収が生じた者の減収補填及び経営再建に充てるための資金に対する利子の助成
		農林水産業関係 資金	対象貸付金：農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 限度額： ・漁船 1,000千円 ・その他施設（島原市、深江町にある施設） 800万円（島原市、深江町以外にある施設） 200万円〔特認400万円〕 ただし、対象事業費の80%が限度 償還期間：15年以内（うち据置期間3年以内）	南共79号共同漁業権の区域に行使権を有する者で一定の施設被害が生じた者の漁船、漁具等施設の復旧資金に対する利子助成
(2)農林業				
事業名	助成金額等		事業内容	
雲仙岳噴火災害対策資 金利子助成費補助事業	対象貸付金：自作農維持資金、林業経営安定資金、雲仙災害経営安定資金、天災資金 限度額：自作農維持資金 300万円 償還期間：自作農維持資金 20年（うち据置期間3年）		島原市及び南高来郡の農林業者が事業維持のため農業制度資金を借り入れる際に、県、市町村、農業団体等で実施している利子補給等に加え、被害程度に応じて最高で無利子となるようさらに利子を助成	
被災農家営農資金償還 円滑化事業	農業近代化資金の融資残高のうち、法定期限を超えて償還条件の緩和措置を講ずることでできない最終償還額に相当する借替資金の創設とそれに対する利子の助成 助成率：6.0%（助成後無利子） 既往借入金（平成3年5月15日以前の借入）の融資残高に対する利子の助成 助成率：対象資金の現行利率の範囲内（助成後無利子） 対象資金：農業近代化資金、長崎県農業経営近代化資金 農林漁業金融公庫資金〔自作農維持資金（災害）を除く〕		災害の長期化に伴い、立入禁止等の規制により営農再開の目途がたたず農業経営等に支障が生じている農林業者に対し、雲仙岳災害対策基金により災害前に借り入れている制度資金に対する利子の軽減を行い、被災農林業者の負担軽減を図る ・対象者：警戒区域及び避難勧告地域内にある農地、農業用施設等に対する農業近代化資金等の借入金を有する農林業者	
雲仙岳噴火災害対策資 金利子助成費補助事業 (生業再開資金利子等 補給事業)	対象貸付金：農業近代化資金、長崎県農業経営近代化資金、農業基盤整備資金、農地等取得資金、総合施設資金、農林漁業構造改善事業推進資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金 貸付限度額：農業近代化資金事業費の80%以内で1,800万円を限度（知事特認1億円） 償還期間：農業近代化資金（個人の1号資金）15年（うち据置期間3年）		島原市及び南高来郡の農林業者が事業再開のため農業制度資金を借り入れる際に、県、市町村、農業団体等で実施している利子補給等に加えて被害程度に応じて最高で無利子となるよう、さらに利子の助成	
作目転換等技術研修助 成事業	研修手当額 ・基本手当：日額3,180円（全ての研修に交付） ・受講手当：日額590円（公的機関の研修に交付） ・寄宿手当：月額25,000円（宿泊型、公的機関の研修に交付） ・交通費：実費（宿泊型に適用）		被災農業者が作目転換等の技術研修を行う場合、一定要件のもとに職業訓練手当に準じた奨励金を支給	
果樹種苗供給助成事業	取得費の1/2を助成		警戒区域等の被災農家が経営再建を図るために果樹苗木の取得費を助成	

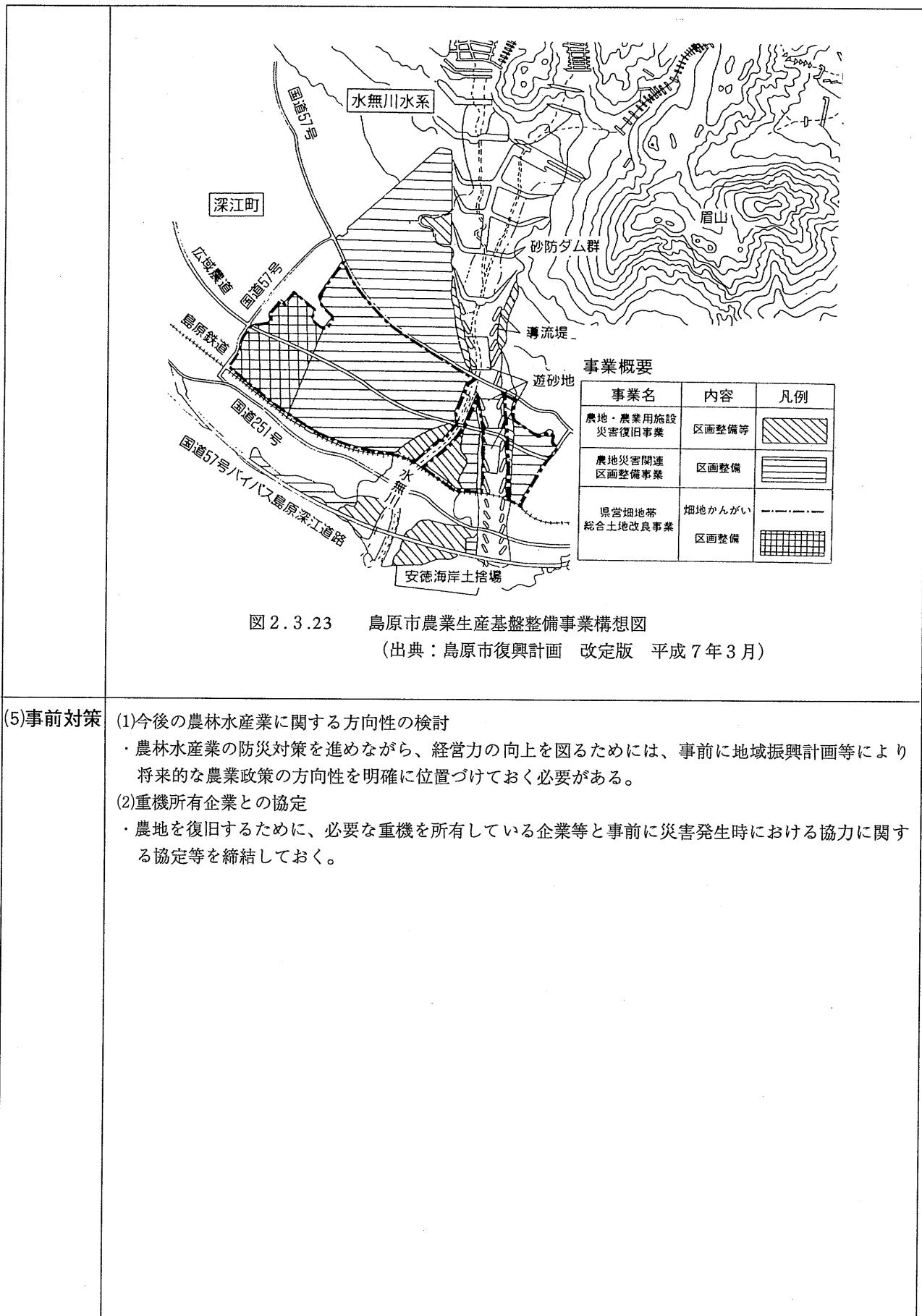
事例	<p>(1)事業内容に関する周知（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地内に土地や家屋を所有している市外居住者に対しては、支援内容の広報等が行き届かず、支援ができなかった例がある。 ・事業期間終了後に支援制度があったことを知った被災者から、自分の受け取り権利を主張してくる等の苦情を受けることがあった。 <p>(2)被災状況の把握が不明瞭（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の被災状況の把握は比較的容易にできるが、警戒区域内の山林の被害状況は十分確定できないために、支援内容の根拠付けが不明瞭になった。 <p>(3)経済的支援による効果・影響（島原市：雲仙：H-3）</p> <p>【農業関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金等を活用した各種支援を行うことにより、自己資金が少額でも再建が可能となったために、離農を一定程度くい止めることができた。 ・経済的な支援が多額となったために、経営者はあれもこれもこの際にという意識から、不必要的設備投資を行い、実際は全く使わない機械の導入等を行った経営者もいた。 ・災害発生以降、いち早く被災農業者により組織された「島原普賢噴火災害に立ち向かう被災農業者の会」により、営農再開、営農継続をしていくための方法が検討され、陳情活動が行なわれた結果、被災者にとって必要な事業項目ができ、農業の再建・振興が進んだ（農地の借上助成、園芸施設のリース事業等がそれに該当する） <p>【畜産関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率が高かったために、経営の再開が容易だった。 ・補助金等により再建資金の確保ができる、再開場所の確保が困難であった。 ・被害発生初期の被災者達が施設の共同化を進めている時点で、被災地域の拡大により被災経営者が発生した場合、後から共同化に参加しにくいという状況が見られ、補助対象になれなかつた経営者もいた。
事前対策	<p>(1)無担保、無保証人での貸付制度の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度に基づく貸付制度では担保、保証人が必要であることから、借入できない被災者の発生も考えられるため、事前に無担保、無保証人による貸付制度について検討しておく。 <p>(2)貸付制度に関する事前周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の貸付制度の内容について、パンフレット等を利用し、事業者に対して周知を図っておく。 <p>(3)市町村外の農地等所有者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災後に市町村外の農地等の所有者に対しても、事業内容を周知するために、事前に所有者の把握を行っておく。

項目	(2)被災農林水産業基盤等の再建	番号	E-3-2																																													
内容	農林水産業施設の被害は、経営者の経済的安定に影響を与えると同時に、社会的な影響も与えることとなる。しかし、これらの復旧・再建には多額の費用を要することから、経営者への経済的負担は非常に大きなものとなる。このため、都道府県等が主体となり、災害復旧事業等による被災した農林水産業用施設等の復旧、再建を行う。さらに代替農地の斡旋等も図る。																																															
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業施設の再建に適用できる事業制度は、以下の大体3つに分かれる。 <p>(1)公共土木施設災害復旧事業（負担法）：海岸、林地荒廃防止施設、地滑り防止施設、漁港整備</p> <p>(2)災害復旧事業（暫定法）：農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設</p> <p>(3)災害復旧事業（激甚法）：養殖施設、森林災害復旧</p>																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件</th> <th>根拠法令等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設災害復旧事業</td> <td>対象：隣地荒廃施設、海岸砂防施設、港湾、漁港</td> <td>・暴風・洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により、被災した施設復旧を実施する場合</td> <td>負担法</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設災害復旧事業</td> <td>対象：農地：5/10（8/10～9/10）、農業用施設（灌漑排水施設、農業用道路、農地・農作物の災害防止施設） 補助率：（9/10～10/10：激甚法適用時）</td> <td>・暴風・洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により、被災した施設復旧を実施する場合 ・災害を受けた農地等を原形に復旧することを目的とし1ヵ所の工事費が30万円以上のもの</td> <td>暫定法・激甚法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地・農業用施設復旧事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林地荒廃防止施設復旧事業</td> <td>対象：隣地荒廃防止施設 補助率：6.5/10、林道：5/10～6.5/10（7.5/10～9/10：激甚法適用時）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業用施設復旧事業</td> <td>対象：沿岸漁場整備開発施設、漁港施設 補助率：6.5/10～10/10（9/10～9/10：激甚法適用時）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同利用施設復旧事業</td> <td>対象：農業、森林組合などが所有する倉庫、加工施設等の共同利用施設 補助率：2/10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同利用小型漁船建造</td> <td>対象：当該漁業協同組合 補助率：国1/3、県1/3</td> <td>被害小型漁船が100隻以上、且つ被害小型船あるいは漁業協同組合が1割を超える都道府県において、被害小型漁船の隻数が10隻を超え又は組合員所有の漁業用に供していた小型漁船の総隻数のうち、2割を超える隻数が被害を受けた漁協</td> <td>激甚法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林災害復旧事業</td> <td>対象：当該市町村</td> <td>・市町村の区域内における森林の被害額が1500万円以上で要復旧面積が90ha以上であること ・人工林の区域、自然的条件、林業生産の基盤の整備状況からみて当該事業を一体として行うことが必要と認められる概ね5ha以上の区域</td> <td></td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体	公共土木施設災害復旧事業	対象：隣地荒廃施設、海岸砂防施設、港湾、漁港	・暴風・洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により、被災した施設復旧を実施する場合	負担法	都道府県	農林水産業施設災害復旧事業	対象：農地：5/10（8/10～9/10）、農業用施設（灌漑排水施設、農業用道路、農地・農作物の災害防止施設） 補助率：（9/10～10/10：激甚法適用時）	・暴風・洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により、被災した施設復旧を実施する場合 ・災害を受けた農地等を原形に復旧することを目的とし1ヵ所の工事費が30万円以上のもの	暫定法・激甚法		農地・農業用施設復旧事業					林地荒廃防止施設復旧事業	対象：隣地荒廃防止施設 補助率：6.5/10、林道：5/10～6.5/10（7.5/10～9/10：激甚法適用時）				漁業用施設復旧事業	対象：沿岸漁場整備開発施設、漁港施設 補助率：6.5/10～10/10（9/10～9/10：激甚法適用時）				共同利用施設復旧事業	対象：農業、森林組合などが所有する倉庫、加工施設等の共同利用施設 補助率：2/10				共同利用小型漁船建造	対象：当該漁業協同組合 補助率：国1/3、県1/3	被害小型漁船が100隻以上、且つ被害小型船あるいは漁業協同組合が1割を超える都道府県において、被害小型漁船の隻数が10隻を超え又は組合員所有の漁業用に供していた小型漁船の総隻数のうち、2割を超える隻数が被害を受けた漁協	激甚法		森林災害復旧事業	対象：当該市町村	・市町村の区域内における森林の被害額が1500万円以上で要復旧面積が90ha以上であること ・人工林の区域、自然的条件、林業生産の基盤の整備状況からみて当該事業を一体として行うことが必要と認められる概ね5ha以上の区域		市町村		
事業名	助成対象等	要件	根拠法令等	実施主体																																												
公共土木施設災害復旧事業	対象：隣地荒廃施設、海岸砂防施設、港湾、漁港	・暴風・洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により、被災した施設復旧を実施する場合	負担法	都道府県																																												
農林水産業施設災害復旧事業	対象：農地：5/10（8/10～9/10）、農業用施設（灌漑排水施設、農業用道路、農地・農作物の災害防止施設） 補助率：（9/10～10/10：激甚法適用時）	・暴風・洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害により、被災した施設復旧を実施する場合 ・災害を受けた農地等を原形に復旧することを目的とし1ヵ所の工事費が30万円以上のもの	暫定法・激甚法																																													
農地・農業用施設復旧事業																																																
林地荒廃防止施設復旧事業	対象：隣地荒廃防止施設 補助率：6.5/10、林道：5/10～6.5/10（7.5/10～9/10：激甚法適用時）																																															
漁業用施設復旧事業	対象：沿岸漁場整備開発施設、漁港施設 補助率：6.5/10～10/10（9/10～9/10：激甚法適用時）																																															
共同利用施設復旧事業	対象：農業、森林組合などが所有する倉庫、加工施設等の共同利用施設 補助率：2/10																																															
共同利用小型漁船建造	対象：当該漁業協同組合 補助率：国1/3、県1/3	被害小型漁船が100隻以上、且つ被害小型船あるいは漁業協同組合が1割を超える都道府県において、被害小型漁船の隻数が10隻を超え又は組合員所有の漁業用に供していた小型漁船の総隻数のうち、2割を超える隻数が被害を受けた漁協	激甚法																																													
森林災害復旧事業	対象：当該市町村	・市町村の区域内における森林の被害額が1500万円以上で要復旧面積が90ha以上であること ・人工林の区域、自然的条件、林業生産の基盤の整備状況からみて当該事業を一体として行うことが必要と認められる概ね5ha以上の区域		市町村																																												
	<p>※連年災害においてはさらに補助率の特例がある</p> <p>●手順（災害復旧事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> 被害状況の把握・報告 再建計画の策定、農林水産大臣への提出（災害発生後60日以内） 応急工事（査察前着工：必要がある場合） 査定 事業費決定（通知受け取り） 																																															

	<p>(6)補助金交付申請 (7)事業実施</p> <p>●留意点</p> <p>(1)降灰により機械設備等の磨耗が進むため、耐用年数が低下する可能性がある。このため、機械設備の更新等については、基金等による支援を検討する。</p> <p>(2)災害復旧事業においては、災害査定後の農地等の復旧では営農に影響をきたす場合では、火山活動の状況に配慮しながら、積極的に査定前着工を実施する。</p> <p>(4)農地等の復旧工事を実施する場合、必要な重機を保有している各種団体等と委託契約を交わし、かつ労働力としては被災農家等をあて、被災農業者へ現金収入を得させるようにする。</p> <p>(5)農地の整備においては、土木関連部課と農業関連部課の十分な調整及び役割分担を行う必要がある。</p>																																				
地方公共団体による単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金による例</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金では、施設再建、施設復旧等に対する補助を実施している。また、農地の借上げや施設リースに対する補助等も実施している。 <p>(1)農業関連</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>助成等金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業共同施設等再建助成事業</td> <td>警戒区域等内の農業者が営農再開に必要な共同利用施設、農業機械等の整備を行う事業について助成</td> <td>助成率：1/2（国、県、市町の助成がある場合はその助成残額の1/2）</td> </tr> <tr> <td>被災営農施設等再開助成事業</td> <td>警戒区域等内の農業者が新たにハウス、農舎畜舎等を再建する場合にその1/2を限度額の範囲内で助成</td> <td>助成率：1/2（限度額移転再開200万円現地再開100万円）</td> </tr> <tr> <td>農地災害復旧等助成事業</td> <td>被災農家の負担軽減のために農地、農業用施設等の復旧・復興を行う場合、農業者の組織する土地改良区に対して右記事業の経費の一部を助成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 農地災害関連区画整備事業10%以内 畠地帯総合土地改良事業 10%以内 付帯事業 75%以内 <p>上記各事業(災害復旧事業を含む)の対象となる事業で基金が認めた次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 被覆施設の移転及び転換に要する経費（市町基金を含めて地元負担が3%となるよう助成） </td> </tr> <tr> <td>森林被害復旧対策助成事業</td> <td>森林の復旧事業に要する安全衛生器具、作業用機械の整備及びオペレーター養成に対する経費について降灰による増加分を助成</td> <td>・降灰による増加分の3/4を助成</td> </tr> <tr> <td>森林造成推進対策助成事業</td> <td>森林造成等の促進のため、補助事業に対し、上乗せして地元負担額の1/2を助成</td> <td>・地元負担額の1/2を助成</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)水産業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>助成等金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁礁設置助成事業</td> <td>有明海における漁場整備を図るため国の制度で行う並型漁礁設置事業に対し地元負担に要する経費を助成</td> <td>地元負担に要する経費の1/2を助成</td> </tr> <tr> <td>沿岸漁業構造改善事業等推進助成事業</td> <td>有明海における沿岸漁業の振興を図るため、国の制度で行う沿岸漁業構造改善事業並びに県の制度で行う第2次新水産業育成事業に対し地元負担に要する経費を助成</td> <td>地元負担に要する経費の1/2を助成</td> </tr> <tr> <td>被災漁業関連施設等再開支援</td> <td>警戒区域又は避難勧告地域内で被災した漁具倉庫等の復旧に要する経費について助成</td> <td>助成率1/2 限度額：移転再開200万円、現地再開100万円</td> </tr> <tr> <td>漁業種苗放流助成事業</td> <td>有明海における漁業資源の回復を図るため、マダイ、クルマエビ等の種苗放流を実施した場合にその諸経費を助成</td> <td>諸経費の9/10を助成</td> </tr> <tr> <td>アサリ・ワカメ種苗助成事業</td> <td>有明海においてアサリ等の定着性水産物の再生産を促進するため、これらの水産動物の増殖事業に要する経費を助成</td> <td>水産動物の増殖事業に要する経費の1/2を助成</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	助成等金額	農業共同施設等再建助成事業	警戒区域等内の農業者が営農再開に必要な共同利用施設、農業機械等の整備を行う事業について助成	助成率：1/2（国、県、市町の助成がある場合はその助成残額の1/2）	被災営農施設等再開助成事業	警戒区域等内の農業者が新たにハウス、農舎畜舎等を再建する場合にその1/2を限度額の範囲内で助成	助成率：1/2（限度額移転再開200万円現地再開100万円）	農地災害復旧等助成事業	被災農家の負担軽減のために農地、農業用施設等の復旧・復興を行う場合、農業者の組織する土地改良区に対して右記事業の経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> 農地災害関連区画整備事業10%以内 畠地帯総合土地改良事業 10%以内 付帯事業 75%以内 <p>上記各事業(災害復旧事業を含む)の対象となる事業で基金が認めた次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 被覆施設の移転及び転換に要する経費（市町基金を含めて地元負担が3%となるよう助成） 	森林被害復旧対策助成事業	森林の復旧事業に要する安全衛生器具、作業用機械の整備及びオペレーター養成に対する経費について降灰による増加分を助成	・降灰による増加分の3/4を助成	森林造成推進対策助成事業	森林造成等の促進のため、補助事業に対し、上乗せして地元負担額の1/2を助成	・地元負担額の1/2を助成	事業名	事業内容	助成等金額	漁礁設置助成事業	有明海における漁場整備を図るため国の制度で行う並型漁礁設置事業に対し地元負担に要する経費を助成	地元負担に要する経費の1/2を助成	沿岸漁業構造改善事業等推進助成事業	有明海における沿岸漁業の振興を図るため、国の制度で行う沿岸漁業構造改善事業並びに県の制度で行う第2次新水産業育成事業に対し地元負担に要する経費を助成	地元負担に要する経費の1/2を助成	被災漁業関連施設等再開支援	警戒区域又は避難勧告地域内で被災した漁具倉庫等の復旧に要する経費について助成	助成率1/2 限度額：移転再開200万円、現地再開100万円	漁業種苗放流助成事業	有明海における漁業資源の回復を図るため、マダイ、クルマエビ等の種苗放流を実施した場合にその諸経費を助成	諸経費の9/10を助成	アサリ・ワカメ種苗助成事業	有明海においてアサリ等の定着性水産物の再生産を促進するため、これらの水産動物の増殖事業に要する経費を助成	水産動物の増殖事業に要する経費の1/2を助成
事業名	事業内容	助成等金額																																			
農業共同施設等再建助成事業	警戒区域等内の農業者が営農再開に必要な共同利用施設、農業機械等の整備を行う事業について助成	助成率：1/2（国、県、市町の助成がある場合はその助成残額の1/2）																																			
被災営農施設等再開助成事業	警戒区域等内の農業者が新たにハウス、農舎畜舎等を再建する場合にその1/2を限度額の範囲内で助成	助成率：1/2（限度額移転再開200万円現地再開100万円）																																			
農地災害復旧等助成事業	被災農家の負担軽減のために農地、農業用施設等の復旧・復興を行う場合、農業者の組織する土地改良区に対して右記事業の経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> 農地災害関連区画整備事業10%以内 畠地帯総合土地改良事業 10%以内 付帯事業 75%以内 <p>上記各事業(災害復旧事業を含む)の対象となる事業で基金が認めた次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 被覆施設の移転及び転換に要する経費（市町基金を含めて地元負担が3%となるよう助成） 																																			
森林被害復旧対策助成事業	森林の復旧事業に要する安全衛生器具、作業用機械の整備及びオペレーター養成に対する経費について降灰による増加分を助成	・降灰による増加分の3/4を助成																																			
森林造成推進対策助成事業	森林造成等の促進のため、補助事業に対し、上乗せして地元負担額の1/2を助成	・地元負担額の1/2を助成																																			
事業名	事業内容	助成等金額																																			
漁礁設置助成事業	有明海における漁場整備を図るため国の制度で行う並型漁礁設置事業に対し地元負担に要する経費を助成	地元負担に要する経費の1/2を助成																																			
沿岸漁業構造改善事業等推進助成事業	有明海における沿岸漁業の振興を図るため、国の制度で行う沿岸漁業構造改善事業並びに県の制度で行う第2次新水産業育成事業に対し地元負担に要する経費を助成	地元負担に要する経費の1/2を助成																																			
被災漁業関連施設等再開支援	警戒区域又は避難勧告地域内で被災した漁具倉庫等の復旧に要する経費について助成	助成率1/2 限度額：移転再開200万円、現地再開100万円																																			
漁業種苗放流助成事業	有明海における漁業資源の回復を図るため、マダイ、クルマエビ等の種苗放流を実施した場合にその諸経費を助成	諸経費の9/10を助成																																			
アサリ・ワカメ種苗助成事業	有明海においてアサリ等の定着性水産物の再生産を促進するため、これらの水産動物の増殖事業に要する経費を助成	水産動物の増殖事業に要する経費の1/2を助成																																			

(3)施設の借上げ等			
事業名	事業内容	助成等金額	
農地借上促進・整備等助成事業	警戒区域等内に住居、家畜又は農業用機械を所有している農家で農地を借り入れて営農を再開する農家及び被災農家に対して農地の賃借権を設定した農家に対して助成	小作料助成：借り入れた農地の小作料の2/3とし、小作料の限度額は10aあたり年額4万円、5年間を限度 整備助成：借り入れた農地の簡易な整備費に対して10aあたり10万円以内農地の貸して助成被災農家等に農地を貸した農家に対して10haあたり2万円	
避難畜舎等借上助成事業	警戒区域等内の畜産農家が家畜を避難させ、必要な畜舎を借り上げた場合、限度内で助成	限度額：借料の1/2の範囲で助成	
園芸施設借上助成事業	警戒区域等の被災農家が営農再開のためのハウス施設を借りた場合、限度額の範囲内で助成	限度額：借料の1/2の範囲で助成	
園芸施設リース事業助成	警戒区域等指定区域内の農家にリースする目的で園芸用ハウスが整備する場合は整備に要するを助成	経費の一部	
果樹種苗供給助成事業	警戒区域等の被災農家が経営再建を図るため果樹苗木を取得費を助成	取得費の1/2を助成	

事例	<p>(1)補助率（虻田町：有珠山：H-1） - 災害復旧事業では、農地が98.4%、農業用施設が99.9%といづれも高率の補助がされている。</p> <p>(2)基金による事業との整合性（島原市：雲仙：H-3） - 基金の活用により、被災した農林水産業者への支援が図られたが、総合的な農林水産業の復興対策との整合性を十分検討する必要があった。</p> <p>(3)事業実施の効果・影響（島原市：雲仙：H-3） - 農地等の再建のため高率の補助が実施されたが、中には使わない機器の導入を図る等の過剰な設備投資をする経営者も見られた。 - これまで場整備が十分進まなかった地域にあっても、被災後の災害復旧事業の実施を契機に、農業生産基盤が整備される結果となった。</p> <p>(4)畜産施設再建（島原市：雲仙：H-3） - 被災地外で仮設牛舎等を建設する場合は、複数の畜舎をまとめこととなるが、規模が拡大し、畜産公害が発生する可能性があった。また、補助金等により再建資金があっても、再開する場所の確保が困難となった。 - 共同化に入れなかった被災経営者がいた。被災が進行するため、後から被災した経営者は、早期被災者が再建の方向にある時点での再建活動がしにくかった。</p> <p>(5)水産業の再建・活性化 - 稚魚の放流を実施した（島原市：雲仙：H-3） - ホタテガイ代替漁場の造成を実施（北海道：有珠山：B-A1） - 従来の捕獲型漁業から栽培型漁業への転換を図るために、海洋牧場システム化促進事業を推進し、中間育成施設や音響自動給餌システムを整備している。（島原市：雲仙：B-C2）</p>
----	--



項目	(3)農林水産業への防災対策	番号	E-3-3																														
内容	<p>火山災害により被災した農地等が再建された後も、火山活動の継続等により発生する降灰や土石流等が再び被害を発生させる可能性がある。従って、火山周辺の地域であっても継続して農林水産業の経営を可能とし、農林水産業の振興を図っていくためには、農林水産業に対して、防災対策を施すことが必要である。</p> <p style="text-align: center;">農林水産業への防災対策</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 降灰対策 ・ビニールハウス ・洗浄機械施設設置 ・耐灰性作目の導入 等 </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 土石流対策 ・河口の防護ネット設置 ・漁礁整備 等 </td> </tr> </table>			降灰対策 ・ビニールハウス ・洗浄機械施設設置 ・耐灰性作目の導入 等	土石流対策 ・河口の防護ネット設置 ・漁礁整備 等																												
降灰対策 ・ビニールハウス ・洗浄機械施設設置 ・耐灰性作目の導入 等	土石流対策 ・河口の防護ネット設置 ・漁礁整備 等																																
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山災害による農林水産業への防災対策としては、特に降灰対策を目的とする活火山法による防災営農施設整備計画等に基づく事業がある。 <p>(1)防災営農施設整備事業 (2)防災林業施設整備事業 (3)防災漁業施設整備事業</p>																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業名</th> <th style="width: 40%;">主な助成対象</th> <th style="width: 30%;">要件等</th> <th style="width: 10%;">根拠法例等</th> <th style="width: 10%;">実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災営農施設整備事業</td><td>対象：防災営農施設整備計画の作成、事業実施の指導に要する経費、事業費 補助率：国1/2、県1/2</td><td>・避難施設緊急整備地域に指定されている</td><td>活火山法</td><td>都道府県、市町村</td></tr> <tr> <td>降灰地域土壤等矯正事業</td><td>対象：石灰質資材や有機資材を共同購入する場合</td><td>・石灰質資材の使用面積が約5ha以上 ・降灰により農作物、果樹の育成に大きく阻害される場合 ・酸性の矯正のみでは農作物の育成阻害を防止しえない場合</td><td></td><td>市町村、農業共同組合、農業者団体等</td></tr> <tr> <td>降灰防止・降灰除去施設等整備事業</td><td>対象：降灰の防止又は降灰の除去のために必要な機械施設の整備を行う事業及び当該施設を</td><td>・受益面積が概ね1.5ha以上（施設栽培に係るものにあっては、概ね3千m²）以上</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>耐灰性作目等導入促進事業</td><td>対象：降灰による被害を受けやすい作目からびわ等の耐灰性作目に作付転換する事業及び飼料作物への作付転換等により肉牛を導入する事業</td><td>・苗木及び土壤改良資材の共同購入、整地等と併せて必要に応じて行う基盤整備及び降灰の防止及び降灰除去のために必要な機械施設整備を行う事業で概ね1ha（花木にあっては概ね0.5ha）以上の農地 ・被害を受けている農業者の共同利用に供される肉用牛の生産に必要な飼養管理施設の整備と併せて飼料畑の造成、整備及び飼料生産調製貯蔵機械施設の整備を行う事業（飼料作物の作付面積が概ね1ha）で当該肉用牛の飼養計画頭数が概ね30頭以上</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>特認事業</td><td>対象：上記3項目以外の降灰による農作物の被害を防止し、又は除去するため緊急に実施する必要があり、かつ、自力をもって行うことが困難な事業</td><td>農政局長が構造改善局長と協議して特に必要と認めるもの</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	事業名	主な助成対象	要件等	根拠法例等	実施主体	防災営農施設整備事業	対象：防災営農施設整備計画の作成、事業実施の指導に要する経費、事業費 補助率：国1/2、県1/2	・避難施設緊急整備地域に指定されている	活火山法	都道府県、市町村	降灰地域土壤等矯正事業	対象：石灰質資材や有機資材を共同購入する場合	・石灰質資材の使用面積が約5ha以上 ・降灰により農作物、果樹の育成に大きく阻害される場合 ・酸性の矯正のみでは農作物の育成阻害を防止しえない場合		市町村、農業共同組合、農業者団体等	降灰防止・降灰除去施設等整備事業	対象：降灰の防止又は降灰の除去のために必要な機械施設の整備を行う事業及び当該施設を	・受益面積が概ね1.5ha以上（施設栽培に係るものにあっては、概ね3千m ² ）以上			耐灰性作目等導入促進事業	対象：降灰による被害を受けやすい作目からびわ等の耐灰性作目に作付転換する事業及び飼料作物への作付転換等により肉牛を導入する事業	・苗木及び土壤改良資材の共同購入、整地等と併せて必要に応じて行う基盤整備及び降灰の防止及び降灰除去のために必要な機械施設整備を行う事業で概ね1ha（花木にあっては概ね0.5ha）以上の農地 ・被害を受けている農業者の共同利用に供される肉用牛の生産に必要な飼養管理施設の整備と併せて飼料畑の造成、整備及び飼料生産調製貯蔵機械施設の整備を行う事業（飼料作物の作付面積が概ね1ha）で当該肉用牛の飼養計画頭数が概ね30頭以上			特認事業	対象：上記3項目以外の降灰による農作物の被害を防止し、又は除去するため緊急に実施する必要があり、かつ、自力をもって行うことが困難な事業	農政局長が構造改善局長と協議して特に必要と認めるもの				
事業名	主な助成対象	要件等	根拠法例等	実施主体																													
防災営農施設整備事業	対象：防災営農施設整備計画の作成、事業実施の指導に要する経費、事業費 補助率：国1/2、県1/2	・避難施設緊急整備地域に指定されている	活火山法	都道府県、市町村																													
降灰地域土壤等矯正事業	対象：石灰質資材や有機資材を共同購入する場合	・石灰質資材の使用面積が約5ha以上 ・降灰により農作物、果樹の育成に大きく阻害される場合 ・酸性の矯正のみでは農作物の育成阻害を防止しえない場合		市町村、農業共同組合、農業者団体等																													
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	対象：降灰の防止又は降灰の除去のために必要な機械施設の整備を行う事業及び当該施設を	・受益面積が概ね1.5ha以上（施設栽培に係るものにあっては、概ね3千m ² ）以上																															
耐灰性作目等導入促進事業	対象：降灰による被害を受けやすい作目からびわ等の耐灰性作目に作付転換する事業及び飼料作物への作付転換等により肉牛を導入する事業	・苗木及び土壤改良資材の共同購入、整地等と併せて必要に応じて行う基盤整備及び降灰の防止及び降灰除去のために必要な機械施設整備を行う事業で概ね1ha（花木にあっては概ね0.5ha）以上の農地 ・被害を受けている農業者の共同利用に供される肉用牛の生産に必要な飼養管理施設の整備と併せて飼料畑の造成、整備及び飼料生産調製貯蔵機械施設の整備を行う事業（飼料作物の作付面積が概ね1ha）で当該肉用牛の飼養計画頭数が概ね30頭以上																															
特認事業	対象：上記3項目以外の降灰による農作物の被害を防止し、又は除去するため緊急に実施する必要があり、かつ、自力をもって行うことが困難な事業	農政局長が構造改善局長と協議して特に必要と認めるもの																															

	<p>●手順（防災営農施設整備事業）</p> <p>(1)避難施設緊急整備地域の検討</p> <p>(2)防災営農施設整備計画・防災林業経営施設整備計画・防災漁業経営施設整備計画（以下「整備計画」）の策定に関する関係市町村長、関係団体からの意見収集（都道府県）</p> <p>(3)整備計画の策定</p> <p>(4)農林水産大臣への提出、承認</p>																					
地方公共団体による単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災営農施設整備事業より、さらにきめ細かな支援が行われている。また、漁業関係では影響調査や通信システム整備に対しても支援を実施している。 <p>(1)農業関連</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>助成等金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稚蚕飼育委託事業</td> <td>降灰による灰付着の被害を受けやすい養蚕農家を対象に稚蚕を島原半島外へ飼育委託する場合に助成</td> <td>経費の1/2</td> </tr> <tr> <td>簡易ハウス対灰被覆資材助成事業</td> <td>防塵ビニール張り替えに伴う普通ビニールの価格差を助成</td> <td>価格差の7/10</td> </tr> <tr> <td>降灰対策事業</td> <td>施設園芸農家が行う降灰対策に要する経費の一部を助成</td> <td>防災営農施設整備事業で導入した園芸用被覆施設に二重カーテンや加温機等の付帯設備を整備の際は助成率1/3 園芸用被覆施設の一般被覆資材を耐灰性被覆資材に張り替える場合は張り替え価格差に対し助成率8/10 換気扇、スプリンクラー等の降灰除去施設を導入の際は助成率1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)水産業関連</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>助成等金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急通信システム事業</td> <td>漁協が実施する緊急通信施設整備事業に対し地元負担額の1/2を助成</td> <td>地元負担額の1/2を助成</td> </tr> <tr> <td>水産業影響調査費助成</td> <td>有明海における雲仙岳噴火活動や土石流による環境・資源・漁業実態への影響調査に要する経費について助成</td> <td>調査に要する経費について助成</td> </tr> </tbody> </table> <p>事例</p> <p>(1)防災営農対策事業（島原市：雲仙：H-3）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成3年度から実施。10年度以降も第4次計画を予定。実施状況としては、火山灰による被害を防止することから、ハウスをかぶせる、或いは農作物に積もった灰を洗い流すのがほとんどである。 国、県、市からの補助が、あわせて補助率98%で事業が実施された。 <p>(2)水産業対策（島原市：雲仙：B-C2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 並列漁礁や大型漁礁の設置、広域型増殖場の造成による環境整備等により、降灰や土石流により降灰した漁場の回復を図っている。 <p>事前対策</p> <p>(1)火山灰の成分の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地域に存在する火山が発生する降灰の成分を事前に把握あるいは予測しておき、降灰の土壤に対する影響を検討することにより、大量の降灰が発生した場合の農地等の復旧工法等を含む方針を明確にする。 	事業名	事業内容	助成等金額	稚蚕飼育委託事業	降灰による灰付着の被害を受けやすい養蚕農家を対象に稚蚕を島原半島外へ飼育委託する場合に助成	経費の1/2	簡易ハウス対灰被覆資材助成事業	防塵ビニール張り替えに伴う普通ビニールの価格差を助成	価格差の7/10	降灰対策事業	施設園芸農家が行う降灰対策に要する経費の一部を助成	防災営農施設整備事業で導入した園芸用被覆施設に二重カーテンや加温機等の付帯設備を整備の際は助成率1/3 園芸用被覆施設の一般被覆資材を耐灰性被覆資材に張り替える場合は張り替え価格差に対し助成率8/10 換気扇、スプリンクラー等の降灰除去施設を導入の際は助成率1/3	事業名	事業内容	助成等金額	緊急通信システム事業	漁協が実施する緊急通信施設整備事業に対し地元負担額の1/2を助成	地元負担額の1/2を助成	水産業影響調査費助成	有明海における雲仙岳噴火活動や土石流による環境・資源・漁業実態への影響調査に要する経費について助成	調査に要する経費について助成
事業名	事業内容	助成等金額																				
稚蚕飼育委託事業	降灰による灰付着の被害を受けやすい養蚕農家を対象に稚蚕を島原半島外へ飼育委託する場合に助成	経費の1/2																				
簡易ハウス対灰被覆資材助成事業	防塵ビニール張り替えに伴う普通ビニールの価格差を助成	価格差の7/10																				
降灰対策事業	施設園芸農家が行う降灰対策に要する経費の一部を助成	防災営農施設整備事業で導入した園芸用被覆施設に二重カーテンや加温機等の付帯設備を整備の際は助成率1/3 園芸用被覆施設の一般被覆資材を耐灰性被覆資材に張り替える場合は張り替え価格差に対し助成率8/10 換気扇、スプリンクラー等の降灰除去施設を導入の際は助成率1/3																				
事業名	事業内容	助成等金額																				
緊急通信システム事業	漁協が実施する緊急通信施設整備事業に対し地元負担額の1/2を助成	地元負担額の1/2を助成																				
水産業影響調査費助成	有明海における雲仙岳噴火活動や土石流による環境・資源・漁業実態への影響調査に要する経費について助成	調査に要する経費について助成																				

施 策 名		施策4 火山資源活用による観光開発等																																					
項 目	(1)火山観光施設等の整備		番号	E-4-1																																			
目 的	<p>火山は「温泉」等の各種の火山資源を生み出しているが、地域経済の再建方法の一つとして、それらを極力活かした観光開発を進めていくことが重要である。このような火山観光の施設としては、火山博物館や温泉を活用した施設等が挙げられる。</p> <p>火山観光施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ─ ─ 火山観光拠点（火山博物館、温泉活用リハビリ施設等）の整備 ─ ─ 火山周辺の施設整備 																																						
法制度等に基づく事業	<p>●事業概要</p> <p>(1)火山博物館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山博物館整備に関する建物ハードに対する補助事業は現在整備されていないが、展示システム整備に対する補助事業がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習活動支援設備事業（社会参加促進費補助金）</td> <td>対象：社会教育施設の高度化を図るための設備 補助額 都道府県 最低1000万円 市町村 最低500万円</td> <td>歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集、保管、展示し、教育的配慮のもとに、一般公衆の利用に供し、その教養、レクリエーション等の資するためには必要な事業を行い、これらの資料に関する調査研究をする機関の内、地方公共団体等が設置するもの</td> <td>博物館法（文部省）</td> <td>都道府県・市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)温泉活用リハビリ施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉施設等の整備では、過去の事例では農林水産省、環境庁、国土庁による農林水産業を主体とする地域や過疎地の振興事業の適用により施設整備を実施している。これらの一例を掲載する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山村振興等農林漁業特別対策事業</td> <td>対象：ソフト活動の支援、農林漁業振興のための施設整備等、就業・所得機械創出のための施設整備等、農林地利用・保全管理を促進するための施設整備等、生活環境向上のための施設整備 補助率：4/10～5.5/10</td> <td>今後とも農林漁業が地域の主産業であると見込まれる地域であり、山村振興法、半島振興法、過疎地域活性化特別措置法等に基づき指定された地域などで、人口が相当減少し、高齢化が著しく進展している地域</td> <td>山村振興等農林漁業特別対策事業実施要綱（農水省）</td> <td>都道府県・市町村・関連団体等</td> </tr> <tr> <td>山村都市交流環境総合整備モデル事業</td> <td>対象：自然科学などの研究・学習施設、交流滞在施設等 補助率：1/2以内</td> <td>山村法により指定された振興山村の区域が所在している場合で、以下の要件を充たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の実施により都市との交流事業の拡大などが期待できる ・整備した施設利用が相当規模見込まれる地域である ・住民がモデル事業に対して相当の熱意を有する地域 ・推進体制が十分である </td> <td>山村都市交流環境総合整備モデル事業実施要領、振興山村開発特別事業費補助金交付要領（国土庁）</td> <td>市町村、関連団体</td> </tr> <tr> <td>過疎地域滞在施設整備モデル事業</td> <td>対象：宿泊施設、スポーツ・レクリエーション施設等の滞在中に利用するのに適当と認められる施設 補助率：1/3以内</td> <td>過疎法に定める市町村計画において、当該年度に実施するものとして定められた事業</td> <td>過疎地域活性化施設整備事業費補助交付要綱（国土庁）</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>林業地域総合整備事業</td> <td>対象：滞在施設整備事業、交流促進施設整備事業、生産環境基盤整備事業等 補助率：50/100～60/100</td> <td></td> <td>林業地総合整備事業実施要綱（林野庁）</td> <td>都道府県・市町村、関連組合</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	助成対象等	要件	根拠法令	実施主体	学習活動支援設備事業（社会参加促進費補助金）	対象：社会教育施設の高度化を図るための設備 補助額 都道府県 最低1000万円 市町村 最低500万円	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集、保管、展示し、教育的配慮のもとに、一般公衆の利用に供し、その教養、レクリエーション等の資するためには必要な事業を行い、これらの資料に関する調査研究をする機関の内、地方公共団体等が設置するもの	博物館法（文部省）	都道府県・市町村	事業名	助成対象等	要件	根拠法令	実施主体	山村振興等農林漁業特別対策事業	対象：ソフト活動の支援、農林漁業振興のための施設整備等、就業・所得機械創出のための施設整備等、農林地利用・保全管理を促進するための施設整備等、生活環境向上のための施設整備 補助率：4/10～5.5/10	今後とも農林漁業が地域の主産業であると見込まれる地域であり、山村振興法、半島振興法、過疎地域活性化特別措置法等に基づき指定された地域などで、人口が相当減少し、高齢化が著しく進展している地域	山村振興等農林漁業特別対策事業実施要綱（農水省）	都道府県・市町村・関連団体等	山村都市交流環境総合整備モデル事業	対象：自然科学などの研究・学習施設、交流滞在施設等 補助率：1/2以内	山村法により指定された振興山村の区域が所在している場合で、以下の要件を充たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の実施により都市との交流事業の拡大などが期待できる ・整備した施設利用が相当規模見込まれる地域である ・住民がモデル事業に対して相当の熱意を有する地域 ・推進体制が十分である 	山村都市交流環境総合整備モデル事業実施要領、振興山村開発特別事業費補助金交付要領（国土庁）	市町村、関連団体	過疎地域滞在施設整備モデル事業	対象：宿泊施設、スポーツ・レクリエーション施設等の滞在中に利用するのに適当と認められる施設 補助率：1/3以内	過疎法に定める市町村計画において、当該年度に実施するものとして定められた事業	過疎地域活性化施設整備事業費補助交付要綱（国土庁）	市町村	林業地域総合整備事業	対象：滞在施設整備事業、交流促進施設整備事業、生産環境基盤整備事業等 補助率：50/100～60/100		林業地総合整備事業実施要綱（林野庁）	都道府県・市町村、関連組合
事業名	助成対象等	要件	根拠法令	実施主体																																			
学習活動支援設備事業（社会参加促進費補助金）	対象：社会教育施設の高度化を図るための設備 補助額 都道府県 最低1000万円 市町村 最低500万円	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集、保管、展示し、教育的配慮のもとに、一般公衆の利用に供し、その教養、レクリエーション等の資するためには必要な事業を行い、これらの資料に関する調査研究をする機関の内、地方公共団体等が設置するもの	博物館法（文部省）	都道府県・市町村																																			
事業名	助成対象等	要件	根拠法令	実施主体																																			
山村振興等農林漁業特別対策事業	対象：ソフト活動の支援、農林漁業振興のための施設整備等、就業・所得機械創出のための施設整備等、農林地利用・保全管理を促進するための施設整備等、生活環境向上のための施設整備 補助率：4/10～5.5/10	今後とも農林漁業が地域の主産業であると見込まれる地域であり、山村振興法、半島振興法、過疎地域活性化特別措置法等に基づき指定された地域などで、人口が相当減少し、高齢化が著しく進展している地域	山村振興等農林漁業特別対策事業実施要綱（農水省）	都道府県・市町村・関連団体等																																			
山村都市交流環境総合整備モデル事業	対象：自然科学などの研究・学習施設、交流滞在施設等 補助率：1/2以内	山村法により指定された振興山村の区域が所在している場合で、以下の要件を充たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の実施により都市との交流事業の拡大などが期待できる ・整備した施設利用が相当規模見込まれる地域である ・住民がモデル事業に対して相当の熱意を有する地域 ・推進体制が十分である 	山村都市交流環境総合整備モデル事業実施要領、振興山村開発特別事業費補助金交付要領（国土庁）	市町村、関連団体																																			
過疎地域滞在施設整備モデル事業	対象：宿泊施設、スポーツ・レクリエーション施設等の滞在中に利用するのに適当と認められる施設 補助率：1/3以内	過疎法に定める市町村計画において、当該年度に実施するものとして定められた事業	過疎地域活性化施設整備事業費補助交付要綱（国土庁）	市町村																																			
林業地域総合整備事業	対象：滞在施設整備事業、交流促進施設整備事業、生産環境基盤整備事業等 補助率：50/100～60/100		林業地総合整備事業実施要綱（林野庁）	都道府県・市町村、関連組合																																			

	<p>●手順</p> <p>(1)活用可能な火山資源の検討 (2)観光施設内容の検討 (3)補助事業及び組み合わせ施行事業に関する調整（都道府県・市町村・各担当省庁） (4)計画策定 (5)計画内容届け出 (6)事業実施、実施状況報告</p> <p>●留意点</p> <p>(1)火山博物館を設置する場合は、博物館が修学旅行の見学コースとなるように、積極的な修学旅行の誘致を図ることが重要である。また、展示内容は定期的に更新できるようにメンテナンス費を検討しておく。 (2)観光振興を効果的に進めて行くには、滞在型の観光開発を推進していくことが重要である。 (3)特に小規模な市町村において大規模な投資を必要とする一極集中的な観光施設開発は、財政面からも実現が困難と言える。また、観光客は被災地も含めた地域として当該エリアを認識しているケースが多いことからも、復興にあわせた施設整備では、分散型で整備を行うと同時に地域間のネットワークを緊密にすることにより、広域的な回遊性のある観光開発を進めることを検討する。 (4)砂防施設周辺地域の有効活用を図る場合には、安全性の確保が第一義であることを十分念頭において検討を行う必要がある。 (5)火山資源の活用のみでなく、地域に特徴的な歴史や特産物等がある場合では、それらも十分活かすことにより、総合的な観光振興対策として展開していくことが必要である。</p>
事 例	<p>(1)火山博物館等</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に開館していた郷土資料館と併設で「虻田町火山科学館」を設置した。「火山学習」の施設であったため、修学旅行誘致に効果的であった。（虻田町：有珠山：H-1） 島原市では、警戒区域が設置された後も、既解除区域において、災害遺物の収集が実施され、島原大変（1792年 死者約1万5千人）時代の古文書等も合わせて収集を行い、これら的一部については平成6年6月から、仮展示を開始している。（島原市：雲仙：B-C2） 建設省雲仙復興工事事務所では、「雲仙普賢岳資料館」を設置し、火山災害の実態や防災事業の概要を紹介している。また、島原城内に、「観光復興記念館」を設置し、ジオラマによる展示や映像による土石流、火碎流に関する紹介を行っている。（島原市：雲仙：B-C2） <p>(2)火山周辺の施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「がまだす計画」では、広大な敷地を持つ砂防指定地を、周辺地域の安全性が確保された段階で、スポーツ施設や憩いの広場として、さらに地域の産業や観光のための基盤として、災害の教訓を記憶する復興のためのシンボルとしての利活用が現在計画されている。（長崎県：雲仙：B-C4）
事 前 対 策	<p>(1)火山資源を活用した観光開発の基本方針の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の観光開発のあり方を検討する場合に、既存の火山資源を活用した観光開発についても、基本的な方向性を設定しておく。 <p>(2)当該地域における観光施設ニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)の事前対策を進める上でも、当該地域におけるニーズの高い観光施設種類や観光開発に活用ができる観光資源について、地域住民や周辺自治体等へアンケート調査等を実施し、把握しておく。

項目	(2)観光客誘致・P R活動	番号	E-4-2																											
内 容	<p>被災地域が観光地としての位置づけが高い場合では、災害の発生により、観光客が減少すると地域経済に対して大きな影響を与えることとなる。特に火山活動が長期化し、観光客の減少が長期間継続する場合では、他の観光地へ足を向けるようになった観光客を再び呼び戻すことは非常に困難であることは、過去の災害事例からも明らかである。このため、観光施設整備とともに、積極的に外部に対する観光客の誘致を行っていくことが必要である。</p> <p style="text-align: center;">観光客誘致 ————— P R活動の実施（誘致事業） ——— イベント実施</p>																													
地方公共団体による単独事業等	<p>●雲仙岳災害対策基金での例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲仙岳災害対策基金によって実施された観光客の誘致事業は、以下の5つの種類にまとめられる。 <ol style="list-style-type: none"> (1)マスメディアの活用による誘致活動支援 (2)旅行業者への働きかけ (3)地元旅行代理店関係者の誘致活動への支援 (4)イベント誘致への支援 (5)被災地内の観光客誘致活動への支援 																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th><th>助成等金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ制作支援事業</td><td>島原半島への観光客誘致促進を図るため同半島内を紹介するテレビ番組の番組企画費、取材費、現地撮影費等の制作経費を助成</td><td>制作経費の一部を助成</td></tr> <tr> <td>マスメディア活用事業</td><td>雲仙普賢岳の噴火災害にともなう島原半島観光のイメージダウンを回復するための事業に助成 ①関東・関西・福岡ローカル枠でのCMの放映 ②全国ネット番組・地域ネット番組への支援及び放送素材制作 ③雑誌掲載・パンフレットの作成 ・助成対象者：事業実施団体</td><td>助成率：所要経費の一部</td></tr> <tr> <td>島原半島リ・ボーン計画（マスメディア活用事業による）</td><td>島原半島リ・ボーン計画実行委員会（雲仙観光協会、小浜温泉観光協会、島原温泉観光協会）が実施した「島原半島リ・ボーン計画」（長崎県出身の有名人を起用し、新聞、テレビで島原半島の安全PR）の経費を助成</td><td>経費の一部を助成</td></tr> <tr> <td>修学（研修）旅行誘致事業</td><td>島原半島内の宿泊施設に島原半島外の学校が宿泊する修学旅行等を誘致するため、観光関係者が行う誘致宣伝活動に要する経費の一部を助成 ・PTA・父母代表者、先生などの現地視察事業 ・安全PRを訴えるビデオ、情報誌、冊子等の製作、配布事業 ・半島以外の学校訪問などの誘致事業</td><td>助成率：所要経費の一部 助成対象者：島原半島内の観光協会及びこれに準ずる団体</td></tr> <tr> <td>エージェント・キャリヤー対策事業</td><td>エージェントの企画担当者に島原半島の状況を理解してもらうため、担当者へ積極的なアプローチを行い、島原半島を取り込んだ商品の企画化と窓口でのPRをお願いするため下記事業の一部を助成 ①各エージェント・キャリヤーの現地視察招待 ②主要都市での安全性の説明・意見交換会の開催 ③ポスター・パンフレット等の作成 ・助成対象者：島原半島内の観光協会及びこれに準ずる団体</td><td>助成率：所要経費の一部</td></tr> <tr> <td>雲仙バスター「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業</td><td>県営バスターミナル内で島原半島を中心とする観光情報の提供、特産品の展示愛好会の展示会等に無料提供等を行うことで雲仙・島原の魅力と安全性をPRするため「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業に助成</td><td></td></tr> <tr> <td>地域イベント支援事業</td><td>地域の活性化に伴う宣伝・広報等の経費の一部助成</td><td></td></tr> <tr> <td>大型イベント開催支援事業</td><td>テレビ放映等を通じて島原半島の復興をPRするため、島原半島内で大型イベント（音楽フェスティバル等）の実施に要する経費の一部を助成</td><td>助成率：事業経費の一部 助成対象者：大型イベント等の主催者</td></tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	助成等金額	テレビ制作支援事業	島原半島への観光客誘致促進を図るため同半島内を紹介するテレビ番組の番組企画費、取材費、現地撮影費等の制作経費を助成	制作経費の一部を助成	マスメディア活用事業	雲仙普賢岳の噴火災害にともなう島原半島観光のイメージダウンを回復するための事業に助成 ①関東・関西・福岡ローカル枠でのCMの放映 ②全国ネット番組・地域ネット番組への支援及び放送素材制作 ③雑誌掲載・パンフレットの作成 ・助成対象者：事業実施団体	助成率：所要経費の一部	島原半島リ・ボーン計画（マスメディア活用事業による）	島原半島リ・ボーン計画実行委員会（雲仙観光協会、小浜温泉観光協会、島原温泉観光協会）が実施した「島原半島リ・ボーン計画」（長崎県出身の有名人を起用し、新聞、テレビで島原半島の安全PR）の経費を助成	経費の一部を助成	修学（研修）旅行誘致事業	島原半島内の宿泊施設に島原半島外の学校が宿泊する修学旅行等を誘致するため、観光関係者が行う誘致宣伝活動に要する経費の一部を助成 ・PTA・父母代表者、先生などの現地視察事業 ・安全PRを訴えるビデオ、情報誌、冊子等の製作、配布事業 ・半島以外の学校訪問などの誘致事業	助成率：所要経費の一部 助成対象者：島原半島内の観光協会及びこれに準ずる団体	エージェント・キャリヤー対策事業	エージェントの企画担当者に島原半島の状況を理解してもらうため、担当者へ積極的なアプローチを行い、島原半島を取り込んだ商品の企画化と窓口でのPRをお願いするため下記事業の一部を助成 ①各エージェント・キャリヤーの現地視察招待 ②主要都市での安全性の説明・意見交換会の開催 ③ポスター・パンフレット等の作成 ・助成対象者：島原半島内の観光協会及びこれに準ずる団体	助成率：所要経費の一部	雲仙バスター「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業	県営バスターミナル内で島原半島を中心とする観光情報の提供、特産品の展示愛好会の展示会等に無料提供等を行うことで雲仙・島原の魅力と安全性をPRするため「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業に助成		地域イベント支援事業	地域の活性化に伴う宣伝・広報等の経費の一部助成		大型イベント開催支援事業	テレビ放映等を通じて島原半島の復興をPRするため、島原半島内で大型イベント（音楽フェスティバル等）の実施に要する経費の一部を助成	助成率：事業経費の一部 助成対象者：大型イベント等の主催者
事業名	事業内容	助成等金額																												
テレビ制作支援事業	島原半島への観光客誘致促進を図るため同半島内を紹介するテレビ番組の番組企画費、取材費、現地撮影費等の制作経費を助成	制作経費の一部を助成																												
マスメディア活用事業	雲仙普賢岳の噴火災害にともなう島原半島観光のイメージダウンを回復するための事業に助成 ①関東・関西・福岡ローカル枠でのCMの放映 ②全国ネット番組・地域ネット番組への支援及び放送素材制作 ③雑誌掲載・パンフレットの作成 ・助成対象者：事業実施団体	助成率：所要経費の一部																												
島原半島リ・ボーン計画（マスメディア活用事業による）	島原半島リ・ボーン計画実行委員会（雲仙観光協会、小浜温泉観光協会、島原温泉観光協会）が実施した「島原半島リ・ボーン計画」（長崎県出身の有名人を起用し、新聞、テレビで島原半島の安全PR）の経費を助成	経費の一部を助成																												
修学（研修）旅行誘致事業	島原半島内の宿泊施設に島原半島外の学校が宿泊する修学旅行等を誘致するため、観光関係者が行う誘致宣伝活動に要する経費の一部を助成 ・PTA・父母代表者、先生などの現地視察事業 ・安全PRを訴えるビデオ、情報誌、冊子等の製作、配布事業 ・半島以外の学校訪問などの誘致事業	助成率：所要経費の一部 助成対象者：島原半島内の観光協会及びこれに準ずる団体																												
エージェント・キャリヤー対策事業	エージェントの企画担当者に島原半島の状況を理解してもらうため、担当者へ積極的なアプローチを行い、島原半島を取り込んだ商品の企画化と窓口でのPRをお願いするため下記事業の一部を助成 ①各エージェント・キャリヤーの現地視察招待 ②主要都市での安全性の説明・意見交換会の開催 ③ポスター・パンフレット等の作成 ・助成対象者：島原半島内の観光協会及びこれに準ずる団体	助成率：所要経費の一部																												
雲仙バスター「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業	県営バスターミナル内で島原半島を中心とする観光情報の提供、特産品の展示愛好会の展示会等に無料提供等を行うことで雲仙・島原の魅力と安全性をPRするため「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業に助成																													
地域イベント支援事業	地域の活性化に伴う宣伝・広報等の経費の一部助成																													
大型イベント開催支援事業	テレビ放映等を通じて島原半島の復興をPRするため、島原半島内で大型イベント（音楽フェスティバル等）の実施に要する経費の一部を助成	助成率：事業経費の一部 助成対象者：大型イベント等の主催者																												

地方公共 団体による 単独事業等	事業名	事業内容	助成等金額	
	大会・会議誘致事業	①島原半島内の宿泊施設に島原半島外の客が宿泊する大会等に対して人数に応じて奨励金を支給 ②観光関係者が行う誘致宣伝活動に要する経費の一部を助成	助成率：①人数に応じた定額： 50～100人：3万円、101～200人：5万円、201～300人：7万円、301～500人：10万円、 501～1000人：20万円、1001人以上：30万円、②事業経費の一部 助成対象者：①大会等の主催者 ②島原半島内の観光協会及びこれに準ずる団体	
	島原半島復興物産展開催事業	島原半島地域の観光土産品業者等地場産業者に復興の機会を提供するため、全国各地での「島原半島復興物産展」の開催に要する経費の一部を助成		
	①出展促進事業	(社)長崎県物産振興協会が全国各地(県外)で開催する物産展等への参加経費の一部助成		
	②支援広報事業	物産展開催に伴う宣伝・広報等の経費の一部助成		
《留意点》				
(1)修学旅行を中心とした団体旅行は、危険を回避するために被災地を避ける傾向がある。また、過去の例からも一度離れた団体旅行を呼び戻すことは多大な労力を有する。このため、ねばり強く継続的な誘致活動が必要となる。				
(2)火山災害による危険性が過度に報じられるような場合では、観光客の入れ込み状況に大きく影響するため、適切な報道が行われるようマスコミ等へ働きかけることが必要である。また、被災地における復興状況の理解が得られるよう、テレビ等を通じて全国への報道がなされるように働きかけることも必要である。				
事例	<p>(1)修学旅行誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動が継続することにより危険視されていた有珠山周辺の安全性を認識してもらうために、全国の学校関係者を虻田町に招待し、宿泊してもらうという「体験宿泊」を実施した。このように、まず学校関係者に安全性をアピールすることで修学旅行の誘致を図った。(虻田町：有珠山：H-1) ・観光客は8割ほど回復したが、それと比較すると修学旅行の回復は遅れている(島原市：雲仙：H-3) <p>(2)ロングラン花火(虻田町：有珠山：H-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火前には夏の湖水祭りで3日間だけ行っていた花火を、噴火後には観光客の回復を目的として、4月下旬から10月下旬の間、毎日実施してきた。このロングラン花火は現在も継続しており、町からは3千万円以上を補助している。 <p>(3)その他観光客誘致(島原市：雲仙：H-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光宣伝隊を関東から中国地方まで派遣している。 ・火山観光、地場産業の振興については、島原半島一丸となったPR活動等を実施している。 ・今回の火山活動でできた「平成新山」の名称を、市が登録商標として登録した。 			
事前対策	<p>(1)観光客の入れ込み状況等の把握及び情報整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客誘致対策を検討するまでの基礎資料となる観光客の入込数、圏域、施設別入れ込み数等の収集及び整理を行う。 <p>(2)災害時の観光客誘致対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生を想定した観光客誘致対策を事前に検討しておく。その場合、火山活動が長期化した場合の対策も合わせて検討する。 			

項目	(3)火山噴出物の活用	番号	E-4-3
内容	火山活動により、多量の降灰が発生する。これらは、日常生活に大きな支障をもたらすが、火山に隣接する地域では火山との共生策の一つとして火山性堆積物を積極的に工業製品の原料やコンクリート用骨材等に有効利用するための研究が行われている。堆積物の埋立地不足などの状況が発生する場合などでは特に大量の火山噴出物を単なる廃棄物としてではなく、工業製品等への活用を検討し、特色有る工業製品を生産することにより、新産業の設立と地域経済の振興に役立てる。		
事例	大学や各種研究所等により、堆積物の有効利用の研究等がなされている。これらの現状を以下に示す。		
	用途	主な研究機関	利用項目、試験項目および特徴
事例	陶磁器の生地・釉薬	鹿児島県工業技術センター	低い溶融及び焼き上がり温度を利用
	火山灰タイル、水道水等の浄化剤	鹿児島県高専	多孔質なタイルによる吸着力を利用
	コンクリート用細骨材	鹿児島高専	桜島内砂防ダムに堆積した火山灰砂を利用、物理・化学的性質、コンクリートの圧縮・引張・曲げ試験
	陶磁器の釉薬	長崎県窯業技術センター 民間陶芸家（島原、滋賀）	鉄分他の含有量の違いで発色が変化
	れんが	長崎県窯業技術センター、 民間企業6社	高透水性、700~800kgf/cm ² 、建築用・舗装用
	徐浸出型肥料用カプセル、 セラミックパネル（床暖房、 間仕切り壁材）	長崎大学工学部	セラミックス球場中空体（φ10mm）の開発、軽量性・ 高断熱性・高耐火性・高級音性を有する
	セラミック製パネル	民間企業グループ 長崎県土木部	高保水性、公園の舗装板、化粧板、都市ごみや下水汚泥の焼却灰との組み合わせ製造も可能、「93試作品作成
	高透水性平板ブロック	民間地元企業 長崎県建設技術研究センター	高強度、高透水性を有する。表面の適度の凹凸によりすべり防止。吸音性に優れる。
	コンクリート用骨材	建設省九州技術研究センター	磨耗しやすい品質特性ではあるが、強度には問題はない。凍結融解試験の結果、耐久性は良好
	路盤・路床材、盛土材、水中構造物・魚礁材	長崎大学工学部	物理試験、室内締固め試験、CBR試験、透水試験、一面せん断試験、三軸試験、気中・水浸固化実験
	護岸用ブロック、魚礁	長崎大学工学部、長崎県工業技術センター	海底ヘドロとの混合固化、海洋浄化を兼ねる、平成5年度から室内実験実施
	導流堤、仮設道路、嵩上げ 盛土材、海岸埋立材	建設省土木研究所・建設省 雲仙復興工事事務所	ソイルセメント現地試験、C.S.G工法（復旧・復興事業）
出典：中山稔、後藤恵之助「火山性堆積物の有効利用に関する研究レビューと二、三の考察」土木構造・材料論文集 第12号 1996年月 より抜粋			
《留意点》			
(1)火山噴出物は大量に発生することから、大量消費を考慮した用途として、建築や土木用資材としての活用方法を積極的に検討することが必要である。			
(2)研究開発、製品化、事業化に際して、採算性が保てるように、研究機関や事業所に対して経済的な支援が必要である。			
事前対策	(1)火山噴出物の成分分析 ・当該地域の火山噴出物の科学的組成を事前に分析あるいは予測し、火山噴出物の活用方法を検討しておく。 (2)研究開発が可能な研究機関、生産可能な企業等の把握 ・火山堆積物の活用の検討が可能な周辺の研究機関を把握しておく。また、開発された資材等の製品化が可能な企業等を把握する。		

資料編

資料1 活火山周辺の地方公共団体における経済特性に関するヒアリング結果概要

1. 調査概要

火山災害からの復興理念を検討するために、活火山^{*1}の周辺に位置する市町村の中で、「温泉」等の火山資源を豊かに持つ地域において、それらを活用した産業の地域経済における位置づけ、あるいは、そこで活用されている火山資源の内容を把握することを目的とする。

*1：活火山に関する定義は、P 4 参照

2. 調査方法

電話による観光担当部門へのヒアリング

3. 調査対象及び調査日時

- | | |
|----------------------|------------|
| (1)草津町（群馬県）《草津白根山》 | ：平成9年2月23日 |
| (2)伊東市（静岡県）《伊豆東部火山群》 | ：平成9年2月23日 |
| (3)大島町（東京都）《三原山》 | ：平成9年2月23日 |
| (4)三宅村（東京都）《三宅島》 | ：平成9年2月23日 |
| (5)鹿児島市（鹿児島県）《桜島》 | ：平成9年2月24日 |
| (5)安曇村（長野）《焼岳》 | ：平成9年2月24日 |
| (6)妙高高原町（新潟県）《新潟焼山》 | ：平成9年2月24日 |

2. ヒアリング結果及び統計資料

（1）草津町

- ・就業人口の約9割が第三次産業に従事しているのが現状である（第三次産業の就業人口比率：87%（平成2年データ））。この第三次産業の業種は、ほとんどが観光業に関連しているため、観光産業が経済活動の大部分を占めていると言える。
- ・平成9年度では、約280万人の入込み客を有するが、観光資源としては、温泉を目的としたものが全体の2/3で、残りの約1/3がスキーという内訳になっている。

（2）伊東市

- ・観光がもたらす生産額は明らかではないが、人口の約8割が三次産業に関わっており、なおかつ、そのほとんどが観光関連と言えることから、観光業は市において重要な産業であると言える。
- ・伊東市では、「伊東温泉」という名称のとおり、温泉は重要な観光資源であり、温泉を求めて訪れる観光客が非常に多い。同時に、市域の44.6%が自然国立公園法による指定を受けていることから、自然も保たれており、温泉のみならずこれらの自然を求めて当地を訪れる観光客も見られている。

（3）大島町

- ・大島町においては、「観光業」は、島内における重要な基幹産業である。観光業は、単に第三次産業のみならず、観光農業の実施等に見られるように第1次産業等にもリンクさせた形で展開させている。従って、観光関連産業としての総生産額における割合は非常に高くなっていると思われる。
- ・観光客の減少は全国的な傾向とも言えるが、大島においても観光客数は昭和48年をピークに減少傾向にあり、これらに対する対策の実施が課題である。
- ・三原山は活火山であるが、大島町では平成8年に安全宣言を行い、平成10年5月ごろには、三原山火口淵を一周できる遊歩道を開通する予定である。活火山の火口淵に遊歩道があるのは、世界でも類を見ない施設であり、今後も、三原山自身を重要な観光資源と位置づけ、観光振興の展開を図っていく予定である。

（4）三宅村

- ・四季の変化に応じて観光資源も異なり、一年を通じて観光客が訪れている。夏は海水浴、ダイビング、イルカウォッチング等が主流であり、春先ではバードウォッチング、さらに年間を通して火山周辺の散

- 策、釣り等が行われており、島という特徴や自然及び火山を活かした観光事業が展開されている。
- 専業で行っている民宿はほとんどなく、漁業や農業等との兼業で経営している経営者が非常に多く、観光は他の産業とリンクしながら、成り立っている状況であることからも、島内の産業の多くが観光に関連していると言える。

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	出典
産業分類別就業人口比率(%)	16	20	64	H2年 国勢調査
産業分類別純生産額比率(%)	5.6	38	56.4	H7年9月、第三次三宅村総合計画

(5) 鹿児島市

- 従来、鹿児島市は、活火山である桜島に代表される「自然」や明治維新に代表される「歴史」を重要な観光資源と位置づけて、観光振興に努めてきたが、近年の観光に対するニーズの多様化、観光の形態の変化、海外旅行との競合等により、こうした「自然」「歴史」だけに依存した観光振興では、厳しい国内観光の状況のもと、激しい都市間競争には打ち勝てないということで、多様化するニーズに対応した様々な分野の観光資源の開発に積極的に取り組んでおり、新たな観光資源の創造を次々と行ってきている。
- このように鹿児島市の観光資源は、多様化してきているが、桜島は、現在でも観光かごしまのシンボル的な観光資源である。このことから、桜島を使った観光ポスターの作成や火山をテーマとした「鹿児島カップ火山めぐりヨットレース」等のイベントの実施、溶岩原内への展望所の整備等、桜島を活かした観光施策の展開を図っている。
- また、火山地域ということから、市内には、200を越す温泉の泉源があり、観光面での活用が図られている。

(6) 安曇村

- 現在は、就業人口の8割以上が第三次産業に従事しており、その大部分が観光産業に関連していることから、観光業は、村の経済活動のほとんどを担っていると言える。
- 観光資源としては、温泉（約120件の温泉宿がある）や自然景観、スキー場がある。乳白色の白骨温泉は、幅広い年齢層から人気がある。また、上高地や乗鞍岳への登山、自然散策、キャンプ等の各種アウトドア活動を目的とした来客も多い。平成9年度では年間約350万人の入込み客数を数えている。

(7) 妙高高原町

- 妙高高原町は、観光地であることから観光を中心とした経済活動が展開されており、観光関連産業は町において非常に重要な位置づけにある。
- 当地には、温泉やスキー、グリーンシーズンのアウトドア活動等を目的とした観光客が多数訪れており、平成9年度の入込み客は年間約274万人を数えている。その内、約6割がスキーシーズンに集中している。

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	出典
産業分類別就業人口比率(%)	5	25	70	H2年 国勢調査
産業分類別純生産額比率(%)	0.9	22.5	76.6	新潟県資料(平成4年度)

資料2 火山災害復興に関するヒアリング結果概要

1. 調査概要

災害復興に関わった当時の担当者及び有識者とのヒアリングを実施することにより、その教訓等を復興対策マニュアルへ反映させることを目的とする。

2. 調査対象及び調査日時

(1) 対象地方公共団体及び災害名

虻田町（昭和52年有珠山噴火災害）	平成9年12月19日
三宅村（昭和58年三宅島噴火災害）	平成9年11月13日
島原市（平成3年雲仙岳噴火災害）	平成9年11月5～6日
長崎県（平成3年雲仙岳噴火災害）	平成10年2月18日

※：ヒアリングは、復興当時の各部門の担当者を対象とした

(2) 有識者

高橋和雄：長崎大学社会工学部教授	平成10年2月4、17日
宮入興一：長崎大学経済学部教授	平成10年2月5、17日
鐘ヶ江管一：元島原市長	平成10年2月18日

3. 主なヒアリング項目

(1) 地方公共団体

各地方公共団体において復興対策として行われた法制度等に基づいた各種事業手法に関して、主に以下の項目に基づきヒアリングを実施した。

- (1)法制度等に基づく事業導入の経緯及びその理由
- (2)事業結果・事業効果
- (3)事業運用の手順
- (4)事業実施上の留意点

(2) 有識者

- (1)地方公共団体内において整備される復興体制の内容
- (2)復興財源の方法について
- (3)復興基金・義援金の利用について
- (4)復興まちづくりにおける事業の進め方及び自主防災組織への支援について
- (5)火山災害が長期化する場合の地域振興施策のあり方

4. 結果概要

(1) 虻田町

①復興体制の整備関連

- 復旧・復興体制
 - ・災害復旧対策室を設置し、災害復旧工事（農地・農業用施設と公共土木施設）を実施。
- 各種広報について
 - ・被災地住民の意見の収集や各種対策の広報等については、自治会の協力によって行なった。それは、復興に向けて朝晩実施することとなった自治会との報告会の中で、住民側からの要求等を出してもらい、検討結果を地元に持ち帰り、自治会から住民に説明してもらうという方法である。

②復興防災まちづくり関連

- ①防災集団移転促進事業
 - 事業結果
 - ・移転促進地域からの移転戸数は21戸、その内、住宅団地へ移転したのは15戸である。
 - 事業導入の経緯
 - ・火山活動に伴う地殻変動により、家屋等に被害が発生し始めたことから、住宅移転が必要とされ、事業の導入が検討された。その後、泥流の発生により移転の必要性の認識がさらに高まった。
 - 災害危険区域の設定

- ・防災集団移転促進事業の適用のために、被災者等に対して移転の意向を調査したが、移転意志の無い被災者も多数おり、区域設定はそのような被災者の家屋を除外して行った。

○手続き等

- ・集団移転促進計画の策定にあたっては、地籍に変化があったが、再調査結果を待つ時間がないため、被災前のデータに基づき移転計画の策定をおこなった。地籍調査については、実施計画の際に行った。

○被災者対応

- ・まず初めに個別訪問による被災者の移転意向の把握し、その後、防災集団移転事業に関する計画案を住民へ提示した。計画案は住民の意向が反映された形であったため、その後の意向集約は比較的容易にできた。
- ・高齢者等からは経済的な問題等が原因で移転意向がほとんど得られなかった。

③地域経済再建関連

①農業再建

○農地等の降灰除去

- ・火山灰を被った農作物はほぼ全滅した。
- ・降灰除去は、北海道農業開発公社に委託して実施。作物等の被害によって収入が無くなった被災農家も除去作業をすることで、賃金を得ることができた。
- ・土砂捨ては、一部が窪地になっている農地に埋めたり、洞爺湖畔に矢板を打って捨てたが、洞爺湖で土砂捨て場にした2カ所の内、1カ所を有珠山噴火記念公園として整備した。

○農地の再建及び防災対策

- ・農地に土石流が流入するのを防ぐために、排水路及び遊砂池を新設した。
- ・災害復旧事業では、農地が98.4%、農業用施設が99.9%といづれも高率の補助がされている。

②観光の再建

○火山科学館

- ・既に開館していた郷土資料館と併設で「虻田町火山科学館」を設置した。「火山学習」の施設であったため、修学旅行誘致に効果的であった。

○修学旅行誘致

- ・火山活動が継続することにより危険視されていた有珠山周辺の安全性を認識してもらうために、全国の学校関係者を虻田町に招待し、宿泊してもらうという「体験宿泊」を実施した。このように、まず学校関係者に安全性をアピールすることで修学旅行の誘致を図った。

○ロングラン花火の実施

- ・噴火前には夏の湖水祭りで3日間だけ行っていた花火を、噴火後には観光客の回復を目的として、4月下旬から10月下旬の間、毎日実施してきた。このロングラン花火は現在も継続しており、町からは3千万円以上を補助している。
- ・洞爺湖温泉の宿泊客には、わくわくキャンペーンを実施。宿泊者には抽選で沖縄旅行等をプレゼントした。

(2) 三宅村

①復興防災まちづくり関連

①降灰除去

- ・農地の降灰除去に際しては、農作業が不可能となった農業者を雇用し、降灰除去作業を実施した。これにより、被災農家が一時的に現金収入を得ることが可能となった。

②防災集団移転促進事業

○事業導入の経緯

- ・専門家による調査では、溶岩で埋没した阿古地区は溶岩下の空洞が沈下する恐れがあり、宅地には不適であると評価された。このため、住宅移転が検討されることになった。事業手法には様々な方法が検討されたが、被災者への経済的支援があることから、防災集団移転促進事業の導入が図られた。

○手続き等

- ・溶岩流が迫ったものの家屋被害を免れた居住者からは、移転意向を得られなかっただために、移転促進区域に指定しなかった。
- ・団地規模が10戸以上という規定があるため、新設した団地では1戸当たりの敷地規模が狭く成らざるを得なかった。このため、民宿の経営者等が住宅団地内への入居を拒んだりするなど、事業の適用条件を満足できるかどうかが心配だった。

○体制・組織

- ・東京都から災害対策本部へハード整備部門の担当者が派遣され、それらの職員と連携を取りながら事業を進めていった。

○事業対象者への対応

- ・住宅再建後、時間経過に伴い、借地となっている現在の宅地を分譲して欲しいという要望が強まっている。

○その他

- ・住宅団地が3ヵ所に分散し、従前のコミュニティーが崩れたが、新たに自治会組織が形成され、高齢者等へはすぐに支援が行われたことから、弱者等に関する大きな問題は発生していない。

③防災活動体制の強化

- ・三宅村では、噴火が起こる前に防災無線の整備をしていたが、噴火時には住民の避難誘導をするにあたって非常に効果的であった。

(3) 島原市

①復興体制の整備

- ・災害復興課は、30歳以上のある程度の行政事務の経験者で構成した。原則的には、政策の継続性を重視し、一定期間以上とどまることとした。特に、被災者救済のためには、福祉関連分野の職員が有効であった。

②復興計画策定関連

○復興計画の策定

- ・平成3年半ば頃には復興に向けた市としての方針を出す必要があるとして、府内体制を整備し、計画策定への準備を始めた。
- ・復興計画作成のタイミングは、火山災害の場合、長期化も懸念されるので、見極めるのは難しい。今回の場合、直後は応急対策等の業務に忙殺され、復興計画策定としての取り組みを進めることは困難であった。
- ・復興対策の中で、事業量の決定は、対策を進めながら、徐々に考えるという感じであったが、ある程度は見込みで盛り込むこととした。

③生活再建関連

①経済的支援等

○義援金配布

- ・義援金の第一次配分では、市職員から被災者に対して手渡しで渡したために、その後、誰に渡したのかを確認することが困難となった。

○義援物資の仕分け

- ・義援品は、被災者の生活再建に大きく貢献したが、義援品の中には、ごく一部であるが利用者が敬遠するような古着等があった。
- ・様々な物が一緒になって送られてきた場合、行政として被災者の分配作業に多大な労力を要した。

○弱者対策

- ・一人暮らしのお年寄りに配慮して、仮設住宅入居の際など、これまでの環境を激変しないために集落単位の移転を検討したが、被害はそのような対応ができる規模だった。

○災害援護資金貸付

- ・貸付を行う時点において、資金の償還状況が心配されたが、現時点（平成9年11月現在）では滞納もなく、返済はスムーズに進んでいる。
- ・償還計画の策定が必要であったが、その詳細な方法については長崎水害で経験のある長崎県に問い合わせて対応した。
- ・対象者に対して、納付を一括で行うか、あるいは分割にするのかという希望を電話で問い合わせ、その後納付書を送付している。納付書は市で作成した。
- ・貸付対象者は、警戒区域内だけでなく、全・半壊世帯を対象としたが、主な対象者は、火碎流、土石流による被害者である。
- ・財源は、一般会計に入ってくることから、県に償還する資金が会計年度をまたがることになり、その都度補正予算を組むという形で対応をした。

②住宅再建関連

○供給住宅の種類及び戸数等

- ・市に建設資金がなく、県に県営住宅の建設を依頼した。この際、用地は市で確保、県は366戸の建設、5年後に県営住宅を市で引き取る、となった。
- ・供給した住宅は、①短期住宅（59戸、仮設住宅を改造したもの、約5年耐用）、②中期住宅（172戸、4団地木造の平屋、約10年耐用）、③恒久住宅（一般的な市営住宅）に分類される。
- ・最終的には、264戸の恒久住宅を建設している。短期住宅や中期住宅の解体時に発生する住宅間の移転等については、平成22年までの公営住宅建設を含む住宅マスターplanに定めた。

○家賃

- ・入居者の収入基準は198,000円。収入基準を超えた人は借上げ住宅（平成9年11月現在、146戸）に入居させた。

○住宅再建後の被災者の状況について

- ・被災者の多くが被災前に部屋数の多い戸建て住宅に居住していたことから、特に中層の災害公営住宅の入居者の中には（特に高齢者）、隣戸の音や従前の住宅と比較して居室が狭い事などが原因となり、日常生活にストレスを感じている入居者が多くなっている。
- ・島原市の住民は持ち家指向が高いため、時間経過に伴い、入居者が住宅建設等を行い、出ていくケースが多い。

④復興防災まちづくり関連

①堆積土砂・降灰除去

○降灰除去

- ・初めに散水車等を保有し、降灰除去が可能な業者をリストアップすることが必要となった。
- ・時間単価を設定した上で、散水車による降灰除去を業者に委託。経費は、散水車の作業時間から費用を算出し、月報により出来高払いとした。
- ・除去作業では幹線道路を優先しておこなったために、私道路の除去が遅れ、一部の住民からは降灰除去を実施する道路の優先順位に関して不平がでた
- ・降灰作業の実施において、あらかじめ消防水利等を把握し、取水ポイントを決定することが必要であった。

○堆積土砂除去

- ・土砂運搬のための大型車両が常に通るために、道路の傷みが激しく、また、渋滞を招く結果となつた。
- ・土砂の堆積は降雨の度に繰り返し発生するために、常に写真で現場状況を撮影したが、災害査定をどの時点のものにするのかを迷った。

②防災集団移転促進事業

- ・事業適用により、住宅再建ができた被災者の中には、再建に要した借入金の返済が、転職等で収入減により負担になっている人もいる。
- ・補助の内容は借入金の利子補給及び移転費用の補助であること、事業適用には条件があることなどの内容の説明を行ったが、事業により補助金が多額にもらえるというイメージが一部の被災者の中で先行してしまった。
- ・災害が継続する中で、移転者の移転先等の意向の変化が相次ぎ、それに伴う事業計画の変更が生じた。

③がけ地近接等危険住宅事業

○手続き等

- ・会計年度内に建設工事を完了させるためには、事務手続きや工期を短縮する必要があることから、工事担当者等へ何度も工期に関する調整を行ったり、金融機関等が作成する書類づくりでは銀行に赴き、作成の指導を行った。
- ・住宅移転に対しては、住宅団地入居者へ「防災集団移転促進事業」、住宅団地外へ移転する被災者へ「がけ地近接等危険住宅移転事業」の2つの事業が適用されたが、中にはどちらの方法で再建するのかを決めかねる被災者がおり、各事業の申請人数の確定が遅くなり、その後の申請事務に影響があった。

④市街地再整備

○安中地域の嵩上げ事業

- ・嵩上げ後の整備は、農業基盤整備事業と土地区画整理事業が適用されるが、嵩上げに必要な土砂処理は、堆積土砂除去費用を充填し、事業の実施を実現した。
- ・土石流の継続発生が予想されていたためにそれを見越した土砂量の算出を行い、事業計画を立案したが、土砂の流出が予想を下回っていることから必要土砂が十分得られず、当初計画からは遅れ気味である。

⑤避難体制の整備

○集合避難施設

- ・避難施設緊急整備事業で建設された集合避難施設は、施設規模が大きいが、避難用施設であることから日常利用ができないため、施設の管理面が課題である。

○火碎流、土石流監視について

- ・監視、観測計設置：市では監視カメラ5基を設置している。
- ・県の事業で多数の映像情報を一元化した「映像ネットワークシステム」がある。市では雨量計に連動している土石流予警報装置を設置した。
- ・住民への情報伝達施設整備には、屋外子局防災無線（同報系）を平成3～4年度に6億600万円で整備した。74基設置したが、火碎流・土石流により5基が被害を受けている。同報無線は自治省の防災まちづくり補助事業で行った。その他、固定系の戸別受信機1万5千5百個を購入し、各家庭に無償で貸与している。

⑤地域経済再建関連

①再建資金融資等

- ・利子補給事業の事務処理にあたっては、パソコンでの処理を検討していたが、期間延長の度に額が変更されていくうちに、手作業となり、作業量が膨大となってしまった。
- ・被害が長期化する中で、民間金融機関の担当者が異動したことにより、一連の処理業務に支障があった。また、災害発生後、金利が大きく低下したために、結果的に災害発生当初に資金を借りた人は相対的に高金利になるという課題があった。

②埋立造成地の整備

- ・復興計画において、水無川河口と三会海岸の2カ所に埋立地が計画された。用途は、公共用地と住宅用地である。しかし、三会海岸は、漁業組合との漁業権についての合意取得や堆積土砂の発生が想定よりも少ないこと等から、埋立地造成事業の進捗状況が遅れる結果となった。

③観光客誘致

- ・観光客は8割ほど回復したが、それと比較すると修学旅行の回復は遅れている。
- ・観光宣伝隊を関東から中国地方まで派遣している。
- ・火山観光、地場産業の振興については、島原半島一丸となったPR活動等を実施している。
- ・今回の火山活動でできた「平成新山」の名称を、市が登録商標として登録した。

④農林水産業支援

【農業】

○金融支援等

- ・被災地内に土地や家屋を所有している市外居住者に対しては、支援内容の広報等が行き届かず、支援ができなかった例がある。
- ・事業期間終了後に支援制度があったことを知った被災者から、自分の受け取り権利を主張してくる等の苦情を受けることがあった。
- ・農地の被災状況の把握は比較的容易にできるが、警戒区域内の山林の被害状況は十分確定できないために、支援内容の根拠付けが不明瞭だった。
- ・基金等を活用した各種支援を行うことにより、自己資金が少額でも再建が可能となったために、離農をある程度くい止めることができた。

○基金事業

- ・災害発生以降、いち早く被災農業者により組織された「島原普賢噴火災害に立ち向かう被災農業者の会」により、営農再開、営農継続をしていくための方法が検討され、陳情活動が行なわれた結果、被災者にとって必要な事業項目ができ、農業の再建・振興が進んだ（農地の借上助成、園芸施設のリース事業等）
- ・基金の活用により、被災した農林水産業者への支援が図られたが、総合的な農林水産業の復興対策との整合性を十分検討する必要があった。

○経済支援

- ・農地等の再建のため高率の補助が実施されたが、中には使わない機器の導入を図る等の過剰な設備投資をする経営者も見られた。

○災害復旧事業

- ・これまでほ場整備が十分進まなかっただけの地域にあっても、被災後の災害復旧事業の実施により、農業生産基盤が整備された。

○防災営農対策事業

- ・ビニールハウスの設置や降灰除去が主な作業であった。

【水産業】

○被害状況の把握

- ・平成9年8月の大雨による土石流の発生以降、これまで（平成9年11月現在）大規模な土石流の発生はないが、降雨時には多量の土砂が流出を続けているため、漁場の被害が継続している。しかし、被害の発生している場所は海面下であるために、実際の被害状況の把握が困難となっている。

○種苗放流

- ・災害発生以前から実施はしているが、事業の効果については稚魚等の放流をした場合、漁獲高が回復しても、それが自然増であるのか、放流の効果であるのか、という判断が難しく、事業効果の評価が難しいものがある。
- ・中にはヒラメやオコゼのように、放流後に漁獲高が上がり効果が見られている魚種もある。

【畜産業】

○経済支援

- ・補助率が高かったために、経営の再開が容易だった。

○畜産施設再建

- ・被災地外で仮設牛舎等を建設する場合は、複数の畜舎をまとめることとなるが、規模が拡大し、畜産公害が発生する可能性があった。

- ・補助金等により再建資金の確保ができても、再開場所の確保が困難であった。
- ・被害発生初期の被災者達が施設の共同化を進めている時点で、被災地域の拡大により被災経営者が発生した場合、後から共同化に参加しにくいという状況が見られ、補助対象になれなかった経営者もいた。

(4) 長崎県

①被害状況等の把握

○家屋被害調査

- ・被害の発生直後は、航空写真を利用し、被害の概要を把握した。
- ・警戒区域内における家屋被害調査は、車両のエンジンはかけたままで、避難する方向に向けておき、山の状況を監視している自衛隊等からの異常があればすぐ無線で連絡が入るようにした状態で実施した。
- ・土石流被害による住宅被害では、全壊していない住宅についても、居住できる状況ではないため、機能滅失という概念を取り入れ、戸数としては全壊と同等にカウントしている。

○被害調査等

- ・災害復旧事業に関する災害査定用の資料として、現場写真以外にもマスコミで報道された資料等を県担当者が添付することにより、国の担当者が被災地の状況を理解するのに役だった。

○土石流対策

- ・県で実施した土石流対策としては、警戒区域の設定の影響から、主に遊砂池の建設や監視システム（テレビカメラ・センサー）の設置、土石流・火碎流の災害予想区域図の作成等の緊急的あるいはソフト的な対応を行っている。

○監視体制、情報連絡体制整備

- ・土石流発生の監視体制を強化するために、普賢岳周辺に監視カメラ、ワイヤーセンサー等の設置を実施した。
- ・ワイヤーセンサーの設置には、電波法に基づく免許取得が必要であることから、応急、復旧対応に追われている時点で、免許確保の手続きを行わなければならなかった。

○住民対応

- ・住宅が被災した被災者の中には、砂防計画を進める上で、多額の再建資金の要求に固執し、計画内容に応じようとしない被災者が一部にいた。

(5) 有識者ヒアリング

①宮入興一（長崎大学経済学部教授）

○復興体制づくり

- ・既存の縦割りシステムを結びつける横割りの体制整備が復興には必要である。しかし、一定の横割りのシステムをつくっても財源等の確保の問題から限界がある。そこで、どれだけ権限、財源、情報をそこに集中できるかという問題が残る。特に市長、三役、部課長クラスの総合・統括能力が問われる。
- ・長崎県での、災害復興室の役割は復興全体の組織間調整と基金関係に限定されていた。
- ・災害の規模、地方公共団体の規模等は多様であるため、比較的小規模な市町村においては、企画課や総務課等のスタッフを充実させるという体制づくりで対応できるときもある。

○財源確保について

- ・現行のシステムでは効果的な財源の確保方法は見あたらない。国からの補助金や地方交付税の他に、独自の財源は起債による確保以外にはない。しかし、起債も限界があるため、大規模災害では本来財源の豊かなはずの地域でも復興は困難になる。
- ・大規模災害に対しては、特別会計や予算の別枠確保による対応が考えられる。

○地域振興のための計画

- ・平成9年に長崎県が策定した島原地域再生行動計画（がまだす計画）における計画内容を見るとハード、施設等が優先しているような状況である。地域全体の振興に関する総合的・体系的な方向性の提示が弱いと感じられる。
- ・被災者の救済や生活面での復旧を最優先して、地域振興を考えることが基本である。被災地に居住者が戻らなければ商工業などは経営を維持し、発展していくことはできない。ハードの復旧・復興は土木建設業に過度に依存した地域経済となり、それらが終息した後は、さらに経済的に疲弊する恐れが強い。

○自主防災活動体制について

- ・島原市では、自主防災組織が設置されているが、活発な組織とするためには、防災教育の実施、環境教育の整備、まちづくりの推進等が必要である。

○復興まちづくりについて

- ・被災地には、人が早く戻って来て住み着くことが重要であり、そのためには生活再建施策の実施と

災害保障に関する制度の確立が必要である。

- ・長期化災害に対する長期継続的な対応が必要であり、生活再建から復興まちづくりへの2段階の復興方式が必要であろう。
- ・火山災害の場合には、危険な場所に市街地を再整備することはできないが、島原市の上木場地区の集団移転の例のように、できるだけ従前の居住地に近い場所へまとめて住めるようにすることが重要である。

②高橋和雄（長崎大学大学工学部教授）

○計画策定及び復興対策

- ・火山災害復興を円滑に推進していくためには、事前に復興のシナリオが必要と思われる。復興に必要な事業費とハード対策の内容を含め、激甚災害からの復興、小規模災害からの復興のシナリオとその対応をまとめめる必要がある。
- ・火山活動が長期化する場合では、まず、導流堤等の設置等により被害拡大を防止するため等の応急対策に予算を付けるようにし、火山活動が終息した後に、本格復興をするという方法が必要。
- ・財源の裏付けが無い施策の中には、実施が非常に困難となっているものも多数見られている。
- ・復興対策としては、市町村が中心になって生活再建をする部分をまとめ、それに対して県が支援するという方法が必要だろう。

○基金、義援金について

- ・県、市、町ともに復興基金を設置したが、県の基金も島原市及び深江町がある程度自由に使えるようになることができれば、さらにきめ細やかな対策ができたと思われる。

○地域振興について

- ・災害が発生している間では全国から注目を受けるため、この時点で、地域の活性化施策を開始する必要があると思われる。火山活動の終息後に、対策を開始するのでは、効果が薄れてくれると考えられる。
- ・復興施策の中には、担当部署が不明瞭なものもあるため、このような施策については、担当部署を早期に設定する必要がある。
- ・災害発生後、商業地区においては売上の回復が見られていない。従って、直接被災者に対しては各種事業や基金の活用等による支援があったが、店舗経営者等の間接被害に対しては広く薄い支援しかなかった。このため、復興対策では商工業対策をいかに適切にやるかというのが一番難しい。

○ハザードマップの活用

- ・火山復興対策では、ハザードマップの作成を行い、危険性の高い区域を住民に対して提示する等により、危険な区域への居住を回避する等の土地利用方法に関する合意形成をする必要がある。

○自主防災組織の育成等について

- ・島原市の自主防災組織の多くが、行政の働きかけで組織されたものであるため、自主的な活動はほとんどされていないという傾向が見られる。従って、今後は、活発な活動が展開できるように、十分な自主防災組織への支援を図る必要があると言える。

③鐘ヶ江管一（元島原市長）

○警戒区域の設定について

- ・火山活動が活発化した時点における避難指示の発令は、首長としてのしかるべき措置と言える。しかし、警戒区域の設定は、区域内の家屋所有者等に対する生活補償が整備されておらず、首長としては設定に対する責任がとれないというのが現状である。実際、島原市においても、最初に長崎県知事から警戒区域設定の要請を受けた時点では、我が国では人家のある場所での設定の前例が無いことや、区域内の家屋所有者等への補償が無いことを懸念し、設定を拒否したという経緯がある。
- ・警戒区域の設定については、専門家の意見等も十分参考にすることは当然だが、区域設定自体及び区域の範囲に関しては、最終的には首長個人の判断に委ねられる。
- ・区域設定は、範囲を最小限にとどめるように配慮し、国道57号より山側のみにした。しかし、これが幸いして、6月8日の大火碎流の発生時も人的被害の発生を避けることが可能となった。
- ・懸念していた警戒区域内の家屋所有者等に対する生活補償は、義援金や雲仙岳災害対策基金の活用により可能となった。これにより、警戒区域設定に対する被災者がパニック状態になるという状況が起きたと言える。
- ・島原市では当時、警戒区域設定に対する住民からの強い反発もあったが、結果として人的被害の発生が抑制され、現在ではそのような結果から住民からも感謝されている。

○復興体制について

- ・強いリーダーシップが絶対的に必要であり、一人一人の意見を細かく計画に反映させるという体制では、災害復興における各種事業の推進が遅延する結果につながると考える。意見の収集は必要であるが、最終決断はリーダーが行い、それに対して強力に推進していくことが必要である。復興にあたり首長としては、非常に強い決心をもち取り組む必要がある。

○地域経済再建施策について

- ・地方においては、日常でも人口の減少や経済活動の低下等の各種の問題を抱えているのが現状であ

- り、このような中で災害が発生すると、経済活動面に対する非常に大きな打撃となる。また、島原市のように火山活動が長期化する場合では、経済復興はさらに困難である。
- ・経済再建を目的として各種施設整備等が実施されても、それらが経済再建にどれだけ効果を与えているのかは疑問である。島原市では業務ビルが建設された後も、テナントが入らない状況であったり、多額の再建資金を投入し開通した島原鉄道も、利用客は非常に少ないという状況である。従って、外部からの観光客が被災地を多数訪れてくれることが、経済再建に向けた一番の方法であろうと考える。
- ・しかし、島原市における課題は、観光客が当地を訪れても宿泊せずに、通り過ぎていく傾向にあることである。被災現場を見ると、被災地に宿泊することに対して、何らかの抵抗が生まれるのだろうか。また、一度災害が発生すると、被害シュミレーション等の実施により科学的に危険がない地域が示されても、外部の人たちから見れば、被災地周辺はどこも危険な場所という認識がされ、観光客の足は遠のく結果となった。事実、直接被害はなかった雲仙、小浜においても、観光客の減少は激しく、経済的に大きな被害を受けている。

○その他

- ・災害発生による被災者に対して、実質的な個人補償を行うとすれば、関東大震災クラスの被害で実施する場合を仮定すると、国家予算に匹敵する予算が必要となるため、国レベルの視点から見ると非現実的な対策と考えられる。従って、災害復興においては、行政ができる支援には限界があり、あくまでも自分で自分の財産、命を守ることが原則であると言える。

資料3 参考文献

(1) 有珠山噴火災害

- ・虻田町教育会編 「噴火の人間記録」 昭和53年10月1日
- ・北海道、「1977年噴火災害と治山の記録 有珠山噴火と治山」 昭和54年2月
- ・北海道土木工業新聞社、「1977年有珠山噴火災害 農地・農業施設の復旧」 昭和55年1月25日
- ・北海道総務部、「有珠山噴火災害対策の概況」 昭和55年3月

(2) 三宅島噴火災害

- ・東京都三宅島、「阿古地区復興計画基本調査報告書」 昭和59年3月
- ・国土庁、消防庁、「火山噴火災害対策に関する調査報告書（三宅島噴火災害調査）」 昭和59年3月
- ・東京都 「記録 昭和58年三宅島噴火災害」 昭和60年9月30日

(3) 雲仙岳噴火災害

- ・島原市、「島原市復興計画」 平成5年3月
- ・深江町、「深江町復興計画」 平成5年5月
- ・島原市、「島原市復興計画改定版」 平成7年3月
- ・国土庁、防災都市計画研究所、「雲仙普賢岳噴火災害復興対策支援調査報告書」 平成7年3月
- ・国土庁防災局、防災都市計画研究所 「雲仙噴火災害における経済復興対策検討調査報告書」 平成8年3月
- ・九州弁護士会、長崎県弁護士会、「雲仙普賢岳からの提言」 平成8年11月
- ・長崎県、「島原地域再生行動計画（がまだす計画）」 平成9年3月
- ・国土庁、「雲仙岳噴火災害対策一覧」 平成9年8月
- ・長崎県、「基金事業助成実績5 平成3年度～平成8年度」 平成9年

(4) 阪神・淡路大震災

- ・国土庁防災局・防災都市計画研究所、「阪神・淡路大震災復興対策支援などのための緊急調査報告書」 平成7年3月
- ・神戸市、「神戸市復興計画」 平成7年6月
- ・阪神・淡路大震災 国土庁防災局、「平成8年度復興施策検討調査報告書」 平成8年3月
- ・1.17神戸の教訓を伝える会編、「阪神・淡路大震災被災地”神戸”の記録」 平成8年5月30日
- ・日経アーキテクチャー編、「甦る11棟のマンション」 1997年1月17日

(5) その他災害事例、復興関連

- ・東京都、「昭和61年 伊豆大島噴火災害活動誌」 昭和63年3月
- ・鹿児島県、「桜島火山対策ハンドブック 現状と制度の概要 改定版」 平成元年2月
- ・国土庁防災局、「火山災害対策に関する基礎データ確立のための調査報告書」 平成3年3月
- ・国土庁防災局、「日本の災害対策 その現行制度の全て（改定版）」 平成3年12月25日
- ・国土庁防災局・防災都市計画研究所、「復興対策課題の抽出」 平成7年3月
- ・国土庁防災局、「平成7年度復興施策検討調査報告書」 平成8年3月

(6) 火山災害関連

- ・下鶴、荒牧、井田 「火山の辞典」 1995年7月1日
- ・損害保険料率算定会 「火山災害の研究」 平成9年9月